

予算特別委員会

2月25日（水）午後2時13分開議

- 議題1 委員長の互選について
- 2 座席の指定について
 - 3 副委員長の互選について
 - 4 予算審査の順序について
 - 5 その他

○出席委員（11名）

1 番	佐 藤 弘 美 委員	2 番	橋 本 将 委員
3 番	宮 本 大 裕 委員	4 番	小 林 智 委員
5 番	藤 野 和 美 委員	6 番	森 一 人 委員
7 番	青 柳 賢 治 委員	8 番	畠 山 美 幸 委員
9 番	川 口 浩 史 委員	10 番	渋谷 登美子 委員
11 番	吉 本 秀 二 委員		

○欠席委員（なし）

○委員外委員

状 守 勝 義 議長

○特別委員会に出席した事務局職員

事 務 局 長	小 輪 瀬 一 哉
書 記	安 在 洋 子

○狹守勝義議長 それでは、初めての委員会でありますので、委員会条例第9条第2項の規定により、年長の吉本秀二委員さんに臨時委員長をお願いいたします。

〔吉本秀二臨時委員長、委員長席に着席〕

○吉本秀二臨時委員長 年長のゆえをもちまして、私が臨時委員長の職務を行います。どうぞよろしくをお願いいたします。

◎開会の宣告

○吉本秀二臨時委員長 ただいまから委員会を開会いたします。

(午後 2時13分)

◎委員長の互選

○吉本秀二臨時委員長 これより委員長の互選を行います。

慣例により、副議長が委員長職を務めることになっておりますが、これにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○吉本秀二臨時委員長 ご異議なしと認めます。

よって、私、吉本を委員長とすることにいたします。

どうぞ一生懸命務めますので、よろしくをお願いいたします。

◎座席の指定

○吉本秀二委員長 座席の指定を行います。

座席は、議席番号順といたしたいと思います。なお、最終番席は委員長席といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○吉本秀二委員長 ご異議なしと認めます。

それでは、指定いたします。1番席、佐藤弘美委員、2番席、橋本将委員、3番席、宮本大裕委員、4番席、小林智委員、5番席、藤野和美委員、6番席、森一人委員、7番席、青柳賢治委員、8番席、畠山美幸委員、9番席、川口浩史委員、10番席、渋谷登美子委員、11番席、吉本秀二となります。よろしくをお願いいたします。

◎副委員長の互選

○吉本秀二委員長 これより副委員長の互選を行います。

どのような方法により行いますか、お諮りいたします。

〔「指名推選がいいんじゃない」「じゃ、立候補」「立候補じゃなくて、やり方だから」と言う人あり〕

○吉本秀二委員長 いや、指名でございますので、どなたかご指名を。

〔「まだ指名は」「立候補だって言ってしまえば、それでもう」「やり方を聞いてるんだよ」「立候補というんだつたら、立候補しちゃえばいい」と言う人あり〕

○吉本秀二委員長 宮本委員。

○宮本大裕委員 では、立候補します。

○吉本秀二委員長 ただいま宮本委員から立候補の届出がありました。

宮本委員を副委員長とすることよろしいでしょうか、お伺いします。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○吉本秀二委員長 異議なしと認めます。

よって、宮本大裕委員が副委員長に当選されました。

ただいま副委員長に当選されました宮本大裕委員から就任のご挨拶をお願いいたします。

〔「委員長の挨拶は」と言う人あり〕

○吉本秀二委員長 委員長は、先ほどよろしくお願ひしますということで挨拶をいたしまして、この後また議長からご指名がありますので、そのときはまたご挨拶をさせていただきます。

はい、どうぞ。

○宮本大裕副委員長 ただいま予算特別委員会副委員長に選任されました宮本大裕でございます。委員長の補佐に努めまして、この予算特別委員会がスムーズに行われますように努めてまいりたいと存じます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○吉本秀二委員長 ありがとうございます。

◎予算審査の順序について

○吉本秀二委員長 次に、予算審査の順序についてお諮りいたします。

お手元に令和8年度予算審査予定表をお配りしています。

審査の順序は配付した表のとおりでご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○吉本秀二委員長 ご異議なしと認めます。

よって、審査の順序は配付した表のとおりといたします。

◎閉会の宣告

○吉本秀二委員長 これにて委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 2時20分)

予算特別委員会

3月9日（月）午前9時30分開議

議題1 「議案第10号 令和8年度嵐山町一般会計予算議定について」の審査について

○出席委員（１１名）

１番	佐藤弘美	委員	２番	橋本将	委員
３番	宮本大裕	委員	４番	小林智	委員
５番	藤野和美	委員	６番	森一人	委員
７番	青柳賢治	委員	８番	畠山美幸	委員
９番	川口浩史	委員	１０番	渋谷登美子	委員
１１番	吉本秀二	委員			

○欠席委員（なし）

○委員外委員

狩守勝義 議長

○特別委員会に出席した事務局職員

事務局長	小輪瀬一哉
書記	安在洋子

○説明のための出席者

佐久間孝光	町長
中嶋秀雄	副町長
萩原政則	総務課長
金子守	総務課庶務・人事担当副課長
藤野広之	総務課財政契約担当副課長
安藤浩敬	地域支援課長
片岡範行	地域支援課政策創生担当副課長
加藤憲史	地域支援課政策創生担当主席主査
岡野富春	税務課長
都築葉子	税務課収納対策室長
内田富恵	税務課課税担当副課長
小松英喜	税務課課税担当副課長
柳澤純子	町民課長
千野政昭	町民課戸籍・住民担当副課長
石橋正仁	町民課保険・年金担当副課長

太	田	直	人	福 祉 課 長
吉	田	信	子	福祉課社会福祉担当副課長
内	田	淳	也	福祉課児童福祉担当副課長
菅	原	広	子	健康いきいき課長
金	子	美	都	健康いきいき課健康管理担当副課長
簾	藤	久	史	長寿生きがい課長
吉	川	壮	司	長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長
久	保	か	おり	長寿生きがい課包括支援担当副課長
下	村		治	教育委員会教育長

◎委員長挨拶

○吉本秀二委員長 皆さん、おはようございます。予算特別委員会にご参集いただきまして、大変ご苦勞さまです。

◎議長挨拶

○吉本秀二委員長 ここで狛守議長にご出席をいただいておりますので、ご挨拶をいただきたいと思います。

○狛守勝義議長 皆さん、改めましておはようございます。委員の皆様におかれましては、予算特別委員会にご出席いただきまして、大変ご苦勞さまでございます。言うまでもないことでございますけれども、この予算特別委員会は令和8年度の予算を審議する極めて重要な委員会でございます。本日から13日までの5日間、慎重かつ丁寧なご審議のほうをよろしくお願いしたいと思います。以上でございます。

◎町長挨拶

○吉本秀二委員長 次に、佐久間町長からご挨拶をいただきたいと思います。

○佐久間孝光町長 皆さん、おはようございます。今日は議場のほうに、こちらのほうに向かってきましたら、小川町の議員の方々が大変多く傍聴のほうに来ていただいて、7、8年前だったかなと思うのですけれども、吉見の議会の方々も傍聴に来ていただいて、嵐山町の場合には各課局ごとに予算審議をやっているということで、勉強させてくださいということで来られましたけれども、そういうほかの議員の方々、議会の方々が非常に高い関心を持って、この特別委員会を推進できることは大変ありがたいことかなというふうに思います。執行部側としても、皆様方の質問、質疑に対して誠意を持って対応していきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○吉本秀二委員長 ありがとうございました。

◎開会の宣告

○吉本秀二委員長 ただいま出席委員は11名であります。定足数に達しております。よって、予算特別委員会は成立いたしました。

(午前 9時30分)

◎開議の宣告

○吉本秀二委員長 直ちに本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○吉本秀二委員長　ここで諸般の報告をいたします。

本委員会に付託された案件は、議案第10号　令和8年度嵐山町一般会計予算議定についての件、議案第11号　令和8年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件、議案第12号　令和8年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定についての件、議案第13号　令和8年度嵐山町介護保険特別会計予算議定についての件、議案第14号　令和8年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件及び議案第15号　令和8年度嵐山町下水道事業会計予算議定についての件、以上予算議案6件ですので、ご了承願います。

次に、本委員会の予算審査表をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、本日の委員会次第をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

最後に、この委員会の説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

以上で委員長からの諸般の報告を終わります。

審査の方法についてお諮りいたします。

議案第10号　令和8年度嵐山町一般会計予算議定についての件の審査は、歳出を基本に歳入、給与費明細書、債務負担行為に関する調書、地方債に関する調書の添付書類を含め、予算審査表に基づき、課局ごとに行い、最後に総括質疑といたしたいと思います。

審査の進行具合によっては、2日目の日程を繰り上げます。

また、議案第11号　令和8年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件から議案第15号　令和8年度嵐山町下水道事業会計予算議定についての件までの審査は、歳入歳出を一括して行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○吉本秀二委員長　ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号から議案第15号については、先ほど申し上げたとおり審査することに決しました。

なお、議案第10号　令和8年度嵐山町一般会計予算議定について、総括質疑をする委員は、3月11日水曜日の午後1時までには委員長へ届け出てください。

傍聴について申し上げます。当委員会への傍聴の申出がある場合は、原則許可したいと思いますので、ご了承願います。

委員の皆様申し上げます。質疑は、質疑発言通告書に基づいて行います。質疑のみ簡明に発言するように心がけてください。また、質疑の回数は3回までとします。重複する質疑については、先に質疑した方への回答で納得が得られる場合、質疑を取り下げるか再質疑からお願いいたします。

同じ答弁の繰り返しとならないよう、前の方の答弁をよく聞いて、「先ほど聞き漏らしてしまったので確認したい」や「先ほどの答弁の確認ですが」など、答弁済みの回答についての確認はご遠慮ください。

◎議案第10号の質疑

○吉本秀二委員長 議案第10号 令和8年度嵐山町一般会計予算議定についての件を議題といたします。

既に本会議において提案説明及び細部説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

議会事務局に関する部分の質疑はありませんでしたので、税務課に関する部分の質疑を通告書に従い行います。

それでは、佐藤委員、質疑をどうぞ。

○佐藤弘美委員 予算書の18ページ、町たばこ減税の理由についての分析をお願いします。

○吉本秀二委員長 小松副課長。

○小松英喜税務課課税担当副課長 お答えいたします。

予算書18ページ、町たばこ税の減税の理由についてお答えいたします。ご質問のとおり、前年度比で557万円、約5.3%の減額で積算しております。例年、予算編成が始まる時点までの現年及び前年の実績値を基礎として積算するもので、前年積算時から課税標準であります本数が減少していることが要因でございます。

以上でございます。

○吉本秀二委員長 佐藤委員。

○佐藤弘美委員 それは販売しているところが減っているということと、あと吸っている人が減っているということでしょうか。それとも吸っている人が、要は高いと言ったら変なのですけれども、どんどん値上がりしていつているので、本数を例えば1日10本吸っていたのが、8本とか5本とかにしているということなのですか。

○吉本秀二委員長 小松副課長。

○小松英喜税務課課税担当副課長 お答えいたします。

まず、販売しているところの確認は、全体で申告納付制度ということで、全体の大きな会社がまとめて申告してくるので、販売店の確認のほうは町ではできません。また、県関連のたばこのそういう組合のほうに状況を確認させていただきましたところ、やはり健康志向の高まり、環境負荷への影響等を鑑み、例年、毎年本数のほうは減少傾向にあるということで確認ができております。

以上でございます。

○吉本秀二委員長 結構ですか。

○佐藤弘美委員 はい。

○吉本秀二委員長 続きまして、小林委員。

○小林 智委員 私からは、16ページ、町税、町民税、個人についてでございます。7年度予算では、前年比較で1億345万9,000円の増加となっている、これ前年度の予算です。8年度分予算では、同金額が2,987万8,000円の増加と見積もっております。積算の根拠、理由についてお教えてください。

○吉本秀二委員長 小松副課長。

○小松英喜税務課課税担当副課長 お答えいたします。

予算書16ページ、令和7年度予算と8年度予算の前年度比、増額に乖離があることの積算根拠及び理由についてということでお答えさせていただきます。ご質問のとおり、前年度比で令和7年度予算は1億345万9,000円、令和8年度予算は2,987万8,000円と、両年度増額で積算いたしました。前年度と比較された際に、増額で見込んだ金額に約7,400万円と大きな乖離がございます。予算は、前年度実績を積算の基礎としておりますが、乖離の理由といたしましては、令和6年度予算で積算した定額減税相当額、こちらを約8,000万円見込んでいたため、令和7年度予算が大幅に増額したものでございます。ちなみに、定額減税がなかったと仮定した場合の令和7年度予算の前年度比は約2,440万円となり、令和8年度予算の増額分との差が約500万円と大きく縮まるものでございます。

以上でございます。

○吉本秀二委員長 小林委員。

○小林 智委員 分かりました。定額減税につきましてありましたので、その分が結果としては大きく6年度予算では、6年度から7年度に向けて予算ではあったと。今回はそれが無いので、この金額になったということなのですが、それでも500万の差といいますか、これで見込んでいる、例えばこれ個人の町民税ですから、住民の増加であるとか町民の所得の増加であるとか、そういうところが積算の根拠になっているかと思うのですけれども、それについて具体的に説明できるものがあつたらよろしくをお願いします。

○吉本秀二委員長 小松副課長。

○小松英喜税務課課税担当副課長 お答えいたします。

具体的なものということではないかもしれないのですけれども、前年実績の数値が伸びているということですが、いろんな指標、名目、一番個人住民税を積算するに当たって名目賃金というのを見るようにというのがあったのですけれども、名目賃金が積算時点で2.9%ほど上がっているというのが確認できたので、今回の3.58%、約3.5%上がっているということは、そこら辺と比較しても問題なかったのかなと考えております。

以上でございます。

○吉本秀二委員長 小林委員。

○小林 智委員 分かりました。

最後にもう一点、先ほどのに関連してですけれども、町民の皆さんの、納税義務のある町民税の

納税義務者というのは増加しているのでしょうか、どうなのでしょう。増加見込みなのかどうかということです。

○吉本秀二委員長 小松副課長。

○小松英喜税務課課税担当副課長 お答えいたします。

納税義務者数につきましては、積算における数値としましては、前回、前年は9,526名、今回9,640名と、約100人ぐらい増加の傾向にございます。

以上でございます。

○吉本秀二委員長 よろしいですか。

続いて、藤野委員、質疑をどうぞ。

○藤野和美委員 私は、まず予算書の16ページ、町税の中の特に花見台工業団地及び杉山インターランプ内の企業の金額の見込み、これは前年対比も含めてお願いしたいと思います。

それから、同じく16ページのところで町税、個人及び法人の増額の理由はということなのですが、個人のほうは先ほど答弁がありましたので、法人の増額の理由についてお願いしたいと思います。

それから、同じく予算書95ページ、徴収事業の内容について、この中で前年比に対して減額をされていること。それから、もう一つは町長の施政方針の中で、「自主財源の根拠となる町税については、公平・公正な税負担と財源確保の観点から滞納者への個別訪問の徹底、給与・預金等の差押えの迅速化など、滞納処分を厳正に執行し、徴収率向上に」云々かんぬんという、そういう方針がございました。それとの関係で、どういうことなのかということについてお聞かせください。

以上です。

○吉本秀二委員長 内田副課長。

○内田富恵税務課課税担当副課長 それでは、まず私からは予算書16ページの固定資産税の花見台工業団地とインターランプ内の金額についてお答えさせていただきたいと思います。

まず、花見台工業団地につきまして、分かる範囲なのですけれども、2月現在で概算でお答えしたいと思います。まず、土地につきまして8,900万円、家屋が2億1,400万円、償却資産2億900万円、合計5億1,200万円の見込みでございます。こちらの前年比につきましては、土地と家屋につきましては増になっておりまして、土地につきましては花見台工業団地の拡張分が埼玉県から企業のほうに所有権移転されたことが原因でございます。家屋につきましては、花見台工業団地のもととある1社が新築で建て替えといいますでしょうか、新築の家屋が、倉庫ですか、のほうが新築されたことによるものでございます。償却資産につきましては、減価償却が上回りまして、全体からすると減でございます。

続きまして、インターランプ内につきまして、土地につきまして500万円、家屋が1億2,100万円、償却資産700万円、合計1億3,300万円の見込みでございます。杉山インターランプ内の前年比につきましては、土地、家屋は横ばいでありまして、主に償却資産の減価償却により7.7%ぐらいの減

少となっております。

固定資産税につきましては、以上でございます。

○吉本秀二委員長 小松副課長。

○小松英喜税務課課税担当副課長 私のほうからは、花見台工業団地内及び杉山インターランプ内企業の法人町民税額についてお答えいたします。

法人町民税の予算積算においては、均等割、法人税割、それぞれの税率区分での前年実績の総額を基準に計算するため、該当する個々の事業所の税額を見込むことが困難でございますので、現時点での令和7年度実績にて回答させていただければと思います。

まず、花見台工業団地内の事業所が約5,600万円、前年比約770万円の減、続きまして杉山インターランプ内の事業所が約170万円で、前年比約74万円の増でございます。

以上でございます。

○吉本秀二委員長 都築収納対策室長。

○都築葉子税務課収納対策室長 徴収事業の減額ということなのですが、事業としては同じことをやっているのですが、中で委託料のほうなのですが、収納のシステムの委託料のほうのほかの課のほうで計上されておりますので、そちらのほうが減となりました。

あと、徴収事業の内容についてなのですが、本町では納付期限までに納付されない方について、督促状、催告書等で納付を促しておりますが、納付相談の機会も設けており、財産調査により、その中で納付能力があるにもかかわらず納付がない方については差押え等の滞納処分を行っておりますが、納付能力がないと判断した方については滞納処分の停止を行い、強制的な取立ては行っておりません。また、納税相談等で生活の困窮が疑われるような事案については、生活支援部署に相談するようにこちらでは勧めております。

以上です。

○吉本秀二委員長 小松副課長。

○小松英喜税務課課税担当副課長 法人町民税の増額の理由について、すみません、漏れておりましたので、回答させていただきます。

法人町民税の増額の理由ですけれども、ご質問のとおり法人現年課税分が約9.1%の増額で積算しております。こちらについても、前年度実績値を積算の基礎としており、前年積算値から課税標準等が増加していることが要因でございます。

以上でございます。

○吉本秀二委員長 続きまして、畠山委員、質疑をどうぞ。

○畠山美幸委員 17ページの、こちらは本町における事業用太陽光発電設備の償却資産申告件数と課税額を伺います。

そして、94ページ、こちらは滞納対策について、収納率向上の具体的な取組ということで、今回

施政方針に、先ほど藤野委員がおっしゃったとおり、そういう取組を徹底するということが書いてありましたので、内容について伺おうと思いましたが、先ほど聞いた中では督促状を送るわけですが、納付相談で納付能力のある方には支払っていただき、納付能力のない方はそれ以上のあれはないということでお伺いしましたけれども、先ほどシステム委託料が減になったと言ったのかな、このシステムというのはどういう内容のシステムだったのかお伺いしたいと思います。

そして、今度は19ページ、先ほど佐藤委員も質問されましたたばこ税でございますが、こちらのほうはたばこの本数が減少ぎみだということでお伺いしました。しかしながら、たばこの種類も加熱式たばこというものがございまして、その影響とかはどうなのか。細かいので分かるかどうか分かりませんが、その辺をお伺いします。それと、あと直近3年間の販売本数の推移、本当に減少してきているのか、お伺いしたいと思います。

以上です。

○吉本秀二委員長 内田副課長。

○内田富恵税務課課税担当副課長 それでは、私からは17ページ、事業用太陽光発電設備の償却資産申告件数と課税額についてお答えさせていただきます。

まず、償却資産につきましては、課税をするのに企業さんからの申告形式になっておりまして、申告の方法が合計申告と一品申告の2種類ございます。そして、合計申告につきましては申告の種類等が把握できないことから、集計することが困難であります。そのため、一品申告で把握できる範囲でお答えさせていただきたいと思います。事業用太陽光発電の申告の件数、納税者数ですけれども、72件、課税額は約2,500万円でございます。

以上です。

○吉本秀二委員長 都筑収納対策室長。

○都築葉子税務課収納対策室長 お答えします。

コンビニ収納システムの関係なのですが、こちらのほうは各コンビニで収納されたものを金融機関のほうに総まとめをさせていただいて、そこから町のほうに振り込まれるのです。それを12か月、そのレンタル料という形でさせていただいています。

あと、滞納対策、収納率向上に向けてのは、お答えはよろしいですね。すみませんでした。

以上です。

○吉本秀二委員長 小松副課長。

○小松英喜税務課課税担当副課長 私からは、たばこ税の関係でお答えさせていただきます。

まず、加熱式たばこが出てきたことで、そういった影響があるのかということでございますが、こちら申告されてくる申告書ですか、そちらに紙巻きたばこと加熱式たばこの別が記載されていないので、ちょっと町だとそこら辺までの把握ができかねます。申し訳ございません。

続いて、直近3年間の本数の推移ということでございます。ただいま7年度でございまして、そ

の前確定しているのが、令和6、5、4年度という3年間でお答えさせていただければと思います。
また、すみません、調定額、決算額で管理しておりますので、こちらのほうでご容赦いただければ
と思います。令和4年度につきまして、調定額約1億1,600万円、5年度約1億1,900万円、令和6
年度約1億1,700万円ということで凸凹したような形で、1億円から1億1,000万円を挟んだ流れが
それ以前からも続いているのが現状でございます。

以上でございます。

○吉本秀二委員長 畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 17ページの償却資産についてお伺いします。こちらは一式になってしまっているの
で、大枠でしか分からないということなのですけれども、これ事業系の太陽光発電ということでお
伺いしましたが、パワーコンディショナーが必ずくっついているわけですけれども、10万円以上の
ものとか、あと太陽光発電10キロワット以上の、個人でそういうものを設置しているという方もい
らっしゃると思うのですけれども、そういうことについても内容は分からないということでよろし
いのか、お伺いします。

それと、収納のほうはコンビニの申告というか、徴収が減るのではないかという見込みみたいで
すけれども、そうしますと電子マネー、ペイペイとかあいうものとかの支払いがその分増えたとい
うことになるのですか、それをお伺いしたいと思います。

たばこ税のほうは、中期的な見通し、あと減収分をどのように補うかを伺いたいと思います。

○吉本秀二委員長 都筑収納対策室長。

○都築葉子税務課収納対策室長 先にすみません、コンビニの収納が少なくなったという話なのです
が、今納付書のほうにQRコードというものがついておりまして、QRコードでの支払いをしてい
ただいているのが多くなりまして、そちらのほうが多くなったというのが実情です。

以上です。

○吉本秀二委員長 内田副課長。

○内田富恵税務課課税担当副課長 それでは、私から償却資産の太陽光発電設備につきましてですが、
パワーコンディショナーというものにつきましても、合計申告というのは所有する全ての事業用資
産の評価額を合計して申告をされてくるものですから、やはり同じように一品申告であれば抽出が
できるかもしれないのですが、全体としては把握ができないのが現状でございます。

あと、個人の太陽光発電10キロワット以上なのですが、そちらにつきましてもそういったお宅に
つきましては把握はできるのですが、実際は免税点というのですか、そこまで課税するまでには至
らないケースのほうが多くて、課税の数字には上がってこないというのが現状でございます。

以上です。

○吉本秀二委員長 小松副課長。

○小松英喜税務課課税担当副課長 お答えいたします。

まず、長期的な見通しということでありますけれども、県のたばこの連合組合みたいのがございまして、そちらのほうに確認いたしましたところ、やはり健康志向の高まり、環境負荷への影響を踏まえ、年々減少、こちら平成9年度以降約30年近くにわたり本数のほうは減少傾向にあるということが確認できております。

続きまして、減収分を補う何かあるかということなのですけれども、そういった措置のほうはございませんで、町としては、たばこは地元で買いたいということで普及啓発を進めていくことに努めることが大事なかと感じております。

以上でございます。

○吉本秀二委員長 よろしいですか。

続きまして、川口委員、質疑をどうぞ。

○川口浩史委員 まず、個人町民税の件なのですが、先ほどの答弁を聞いていますと、定額減税の積算額を誤っていたということで、ちょっと私捉えたのですけれども、そうであれば、さして個人の所得というのはあまり増えていないのかなというふうに見たのですけれども、いかがなのでしょう。ちょっとその考えというか、実情がどうなのか伺いたいと思います。

それから、法人なのですが、法人は花見台が減ということで説明あったのですか、答弁あったのですか。そうすると、どこが伸びているのか。均等割も法人税割も伸びておりますので、ちょっとそれを伺いたいのと、どんな業種の企業が伸びているのか伺いたいと思います。固定資産は結構です。

それから、たばこ税の件なのですが、今回1億円を切るというふうになる予想ですよね。多分実際は1億円超えるかなと見ているのですけれども、予算上はそういうことであります。いつ頃だったかな、もう20年ぐらいになるかね、1億円超えになってから。多分そういう1億円をずっと超えていたわけなのですけれども、今回切るという予算なので、おっ、そうかというふうに私自身はちょっと驚いて見ました。これは、喫煙者の減だということで答弁がありました。この喫煙者の減ということは、町として肺がんリスクの減になりますので、これ歓迎なのか、減収としてやっぱりちょっと残念だなというふうに思うのか、担当課の考えを伺いたいと思います。

それから、94ページの資産税賦課、新規2件がありますが、ちょっとこれをご説明していただけないでしょうか。

○吉本秀二委員長 答弁を求めます。

内田副課長。

○内田富恵税務課課税担当副課長 すみません。それでは、私のほうから、まず94ページの固定資産税の新規事業につきましてお話しさせていただければと思います。

まず、登記済通知連携機能導入業務についてでございますが、こちらの固定資産税につきましては、法務局からの登記情報を基に課税事務を行っております。現在は、このデータを全て手入力で

対応しておりますが、今後は電子データで取り込みができるように、初期導入費を計上させていただきたいものでございます。

新規の2点目の納税通知書等の電子化に伴う導入支援業務についてでございます。こちらにつきましては、毎年納税者の皆様に送付しております固定資産税と軽自動車税種別割の納税通知書につきまして、郵送に加え、電子データとしても送付できる仕組みをつくるためのシステム改修等の業務でございます。令和7年度税制改正により、法人が令和9年度より、個人が令和10年度より、希望する方を対象に電子データでの受領が可能となります。

新規事業につきましては、以上でございます。

○吉本秀二委員長 小松副課長。

○小松英喜税務課課税担当副課長 お答えいたします。

私からは、まず個人町民税、法人町民税の増額の理由ということで、先ほど小林委員さんの答弁のときに少しお話しさせていただいたのですけれども、定額減税、こちらを約8,000万円、6年度で見込んで7年度はないよということで、誤りではなくて、6年度限り1年度に限定して定額減税という制度がありましたので、6年度に8,000円の減で抑えていたものが、7年度それがなくなったので、その分大きく増額したような形になるものでございます。

続きまして、法人町民税につきまして、花見台が減ということではあるのですけれども、現在の段階では少し減ということにはなっているのですけれども、事業所ごとに事業年度が異なりまして、1月から12月までの事業年度の企業であったり、または12月から1月、そういった事業年度の会社さん、法人はこれから申告書が上がってきますので、そこら辺を見込んでいないので、まだこのままマイナスであるか、プラスに転じるかというのが現時点では確認できないところでございます。ただ、町内の主要な事業所でございます企業さんのほうで、前年と同様、企業の活動のほうは引き続きよい方向に進んでいるということが確認できておりますので、そこら辺は増への要因の一つと考えられるのかなと。また、法人のほうで業種についてということでしたけれども、一応総額で見積もるようになっておりますので、決算のときであれば細かな業種の確認はできるのですけれども、予算のときですと、ちょっと細かな業種までの見込みはできておりませんので、ご了承いただければと思います。

続きまして、町たばこ税の関係でございます。こちら1億円を割る、ただ最終的には1億円まで来るのではないかとのご指摘で、町としてもそのような考えではございます。健康に関してはいい面がある、また逆に収入のほうが減収になるということについては、おっしゃるとおり町民の方が健康になっていくことが一番望ましいことであります。収入減についても、やはり収入が増えるにこしたことはございません。ただ、申告納税制度により納められるものなどで、町としてどうすることも、減収を抑えるということに関しますと、やはり先ほどお答えさせていただきますように、地元での購入を促す普及啓発に努めてまいることが望ましいのかなと考えております。

以上でございます。

○吉本秀二委員長 川口委員。

○川口浩史委員 なるほど、個人町民税は令和6年度限りの定額減税が、これがなくなったのでということで了解しました。

問題は、個人の所得が増えているのかなと。増えているようにこれだと見えてしまいますので、実際どうなのだろうなと思っているのですけれども、どうでしょうか。定額減税を抜いたら、個人町民税は実際増えているのかどうか、増えると見ているのかどうか、ちょっとお分かりでしたら伺いたいと思います。

それから、法人税のほうなのですけれども、花見台が減で、それを何というかな、凌駕するとか、超えてプラスになるという見方ですよ。そうするとすごいな、あの花見台で何社もある中、あそこを超えて、ほかの企業が税収を増やしているということですから、ほかの企業の活動がすごいのだなと思ったのですけれども、なかなか分からないということですけれども、何か積算の根拠があるわけですよ。ですから、こういう数値を出してきているわけですよ。ちょっとあまり詳しくは話せない部分もあるのかもしれませんが、ちょっとその辺どうなのか。花見台以外の企業の活動、こういうところはよいというふうに見ているというのがありましたら、ありましたらあるわけですが、それをちょっと伺えればと思います。

たばこ税なのですけれども、なかなかお話しにくいというのは分かるのですけれども、ただ健康志向は我々もそうなのですよというのは、やっぱりはっきり出してもらったほうがいいのではないかなと思うのです。やっぱりたばこはリスクになると、肺がんなどの、そういうのは町としても出していったほうが私はいいと思っているのです。この減収というのは、大変私は歓迎ですので、そこまで踏み込んで答弁いただくことはできないのか、ちょっと伺いたいと思います。

○吉本秀二委員長 小松副課長。

○小松英喜税務課課税担当副課長 お答えいたします。

順番前後するかもしれませんが、まず町たばこ税につきまして、税務課として健康に関する町民の方へのアプローチというのは、現在行っておりません。

また、続きまして、個人町民税の件なのですけれども、こちら前年実績を基に積算しておるのですけれども、やはりそちらのほうで、特に給与所得者のほうが実績値としては上がっているのかなと。こちらやはり先ほど別の委員さんのお答えで申し上げたように、名目賃金というのが全体的に国としても上がっていて、物価高を上回るように企業さんのほうもお給料を上げる努力はされているというのは、そういったこともあってお給料のほうは給与所得としては増えていくのかなという、そういったところも見込んでおります。

続いて、法人なのですけれども、花見台が今のところはマイナスですけれども、先ほど申し上げたように、今後プラスに転じるかもしれない。それを踏まえて、町全体としても、ここ数年なので

すけれども、法人町民税の調定額の約半分ぐらいを占める大きな企業さんがございまして、その業績が引き続き好調ということもあって、こういった増額率割合になっているのかなと考えております。

以上でございます。

○吉本秀二委員長 結構ですか。

それでは、続いて渋谷委員、質疑をどうぞ。

○渋谷登美子委員 質問事項ほとんど答えていただいたような感じですが、町民税にいくと納税者が100名増えているということで、その分結果として100名増えている分で、平均的にいくと所得というのは下がっているというふうに考えていいのか。そのところがちょっと見えないのですが、それが1点。

それから、法人町民税の伸びというのは全体的な底上げなのかというふうな形で書いておりますけれども、今で見ると花見台工業団地、それからインターランプ内、それともう一つあったかな、というふうな形でいくと、インターランプ内に新しい企業というのはどのような感じで捉えられているのか伺いたいと思います。

その次ですが、これは先ほどの答えからしていくと、嵐山町の町民税というのは、比企管内の平均的な水準と比較してみた場合どのように捉えられるのか伺いたいと思います。

○吉本秀二委員長 小松副課長。

○小松英喜税務課課税担当副課長 お答えいたします。

まず、個人町民税につきましては、おっしゃるように納税義務者数のほうが100人ほど増えております。こちらは均等割につきましては、課税標準となるものが100人ほど増えております。所得割につきましては、均等割というよりもその方々の課税標準……課税される所得額、収入があって所得があって、そこからいろいろな控除を引いた残りの部分に税率を掛けるのですけれども、そちらの課税標準額が増えているということになりまして、そういったことから増額になっております。

続きまして、法人の伸びでございますけれども、こちらにつきましてはインターランプ内に新たに1社増えておりまして、あそこは流通の拠点ということでございますので、大体が運送業、同じような運送業、配送業の会社さんなのですが、そういった事業所が1社増えております。

以上でございます。ごめんなさい。

○吉本秀二委員長 続いてどうぞ。

○小松英喜税務課課税担当副課長 失礼しました。あと、個人町民税が前年比で3.5%増加していることということでございますが、比企管内で確認をさせていただけた自治体がございます。近隣で、小川町さん、滑川町さんのほうの状況が確認できました。小川町さんのほうで2.4%の増、滑川町さんが3.9%増と、嵐山町の前年比3.5%増に近い割合であったことが分かりました。隣接した自治体で、かつ人口規模も比較的同じような自治体であることから、前年比率も近似値であったのかなと

いう認識でございます。

以上でございます。

○吉本秀二委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 そうしますと所得割が増えているということで、やはり賃金が上がっているという形で全体的に増えていて、平均ということで考えていいのかなと思うのですけれども、物価上昇とは異なる、そのところは話ができませんのでそういうふうな形で考えてよくて、そして増えた100人という方は、今までよりも高齢者の方が増えているというふうに考えてよいのか、その点について伺いたいと思います。

あと、それと全体的小川が2.4%で滑川が3.9%で嵐山町が3.5%だと、大体全体的な伸びとしては平均的なものというふうに、この近辺では嵐山町も平均的な感じで上がっているということですね。

あともう一つ、法人なのですけれども、法人税の中で倉庫業、流通業が多いということは、流通業は私これからどこが流通業が増えていくか分からないのですけれども、これからもそういうふうな形で流通業が増えるというふうに見込んでいるのかどうか。

あと、製造業というのは増えていないのかどうか伺いたいと思います。

○吉本秀二委員長 小松副課長。

○小松英喜税務課課税担当副課長 お答えいたします。

まず、個人町民税の所得割につきまして、こちらのほうは賃金の上昇のほうは実績値で計算しておりますので、こちらは前回の積算時よりも上がっているのは確認、間違いなく確認できております。

また、均等割のほうの納税義務者数約100人増加していることについては、こちらは所得者ごとの増減を積算しておりますので、その一歩突っ込んだところの年金所得者かどうかというところまで、システム上ちょっと拾えないところでございまして、申し訳ございません。

あと法人町民税につきまして、インターランプ内については、あの中建物が流通の拠点ということなので、ほぼ全部の入所事業所が流通の運送業の関係なのですけれども、まだ入ってきて間もないので、収入のほうは今回増で見込んでおりますけれども、まだ大きく町の法人町民税に影響するものではございません。

製造業が増えているのかということでございますけれども、大変申し訳ないのですけれども、全体の予算として積算してしまうので、決算の段階ではお答えできるのかなというところなのですけれども、現在では製造業の割合についてはお答えしかねるところでございます。

以上でございます。

○吉本秀二委員長 結構ですか。

以上、質疑がないようですので、税務課に関する部分の質疑を終結いたします。

ここで休憩いたします。入替えだけです。

休 憩 午前10時20分

再 開 午前10時22分

○吉本秀二委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、総務課及び会計課に関する部分の質疑を通告書に従い行います。

なお、会計課に関する部分の質疑はありませんでした。

それでは、橋本委員、質疑をどうぞ。

○橋本 将委員 お伺いします。予算書49ページ、建物賃借料244万3,000円から139万円になった理由をお伺いします。

○吉本秀二委員長 藤野副課長。

○藤野広之総務課財政契約担当副課長 お答えいたします。

減少の理由といたしましては、観光協会との賃貸借契約の更新に伴い内容を見直したものでございます。具体的に申し上げますと、湊谷プラザの残存価格の見直しによる減、それと野外炉、そちらが契約の内容から除かれたものでございます。

以上です。

○吉本秀二委員長 橋本委員。

○橋本 将委員 再質問いたします。

計画から抜いたというのは、どういう計画があったのでしょうか。どんな計画で内容変更したのかお伺いします。

○吉本秀二委員長 藤野副課長。

○藤野広之総務課財政契約担当副課長 賃貸借契約は5年間の契約でございまして、5年後の見直しになります。残存契約が、湊谷プラザについては5年前の契約上ですと建築価格から0.39を掛けたものだったのですが、これが0.26を掛けるということで減額になっております。そして、野外炉につきましては、こちらは建物ではなく償却資産でございました。そちらが全額なくなったという内容になっております。

○吉本秀二委員長 結構ですか。

続きまして、小林委員、質疑をどうぞ。

○小林 智委員 私からは、2点お願いいたします。

まず、18ページの地方譲与税、1の地方揮発油譲与税、前年同額の設定でございますけれども、ガソリン、軽油の暫定税率廃止が行われております。この影響はあるのでしょうか、お伺いします。

もう一点、75ページ、22番のふるさと納税推進事業、こちらはふるさと納税の主に返礼品の関係と事務費用だと思うのですが、財源が繰入金としているのですけれども、この寄附者謝礼と

手数料であれば、一般財源あるいは対応する寄附金がふさわしいのではないかと考えられますけれども、この理由は何でしょうか。以上2点お願いします。

○吉本秀二委員長 藤野副課長。

○藤野広之総務課財政契約担当副課長 お答えいたします。

まず、揮発油譲与税等の関係なのですが、こちら暫定税率の廃止によりまして減少が予想されております。ただし、国から示された資料によりますと、令和8年度においては暫定税率の廃止に伴う減収分につきましては、その全額を地方特例交付金のほうで補てんするというふうに国のほうで言っております。後の補正予算等で正式に科目等が決まりましたら、組替え等の措置をしたいというふうに考えております。

続きまして、ふるさと納税の財源の関係なのですが、こちらふるさと納税の返礼品手数料に関しましては、令和5年度までは一般財源で対応しておりました。しかし、令和6年度からふるさと納税の積み立てたもののうち、用途を指定しない寄附金というものを充てております。理由としましては、令和5年度にふるさと納税の金額が当初見込んでいたものから大きく伸びまして、返礼品手数料を一般財源で賄うことが困難になってきたという内容でございます。

以上です。

○吉本秀二委員長 小林委員。

○小林 智委員 18ページの揮発率については、巷間言われているとおりの説明でございますので、これは今後に対応するために、今回は増額としたというふうに理解しましたので、この点についてはもう結構でございます。

2つ目のふるさと納税推進事業、こちらなのですが、今説明があった一般財源では賄い切れないといえますか、これ単純に考えてふるさと納税というのは、納税の収入額の最大限が手数料足して50%ですよ、費用かかるのは。これは、よく民間で考える固定費なのか変動費なのかというふうに考えると、売上げに準じてかかる費用みたいなものですよ。だとしたら、恐らく今年の収入予想に応じて変化するものなのだから、その収入を当てにしてもいいのではないかなというのが一般的な考え方ではないかと思います。もともとは一般財源でやったのだけれども、それではあれなので繰入金。繰入金というのは、恐らくふるさと納税から、また基金から戻した金額のことを言っていると思うのです。ということは、その基金というのは前年度までに積み立てたふるさと納税額なのです。確定収入額なのです。なので、それは本来事業として使うべきであって、ふるさと基金なのです。当初当てにされたもの以外に、一般に目的を当てにしていないものもありますけれども、そもそもふるさと納税はそれを充てる事業に、基金の目的そのものがそちらに充てるべきだと思うのです。

ここでその基金の繰入金として今期、要は普通の事業に使おうとしたお金の中から返礼品の資金を捻出するというのはちょっと不自然だなと、一般の町民から見てちょっと不自然なのかなと。こ

れはあくまで、売上げが伸びればこの経費も増えるという関係にあるだけですから、売上げをある程度見込んだらその半分をここに、一般財源というかふるさと納税額、寄附金を相手にしても全然財源としてもおかしくないのかなと。これそうすれば、一般会計全体に与える影響というのはゼロになるわけです。ふるさと納税が上がるか下がるかによって、この経費も上がるか下がるかするわけですから、そのほうが合理的な予算の組み方なのではないかなというふうに私考えたものですから、これ質問させていただきました。その点について伺います。

○吉本秀二委員長 藤野副課長。

○藤野広之総務課財政契約担当副課長 現在の嵐山町のふるさと納税の整理の仕方なのですが、当該年度に入ってきたものについては、一旦ふるさと納税のほうに、基金のほうに積み立てて、それぞれの内容に対して積み上げていって、それを後年度、翌年度に使っていくということで、イメージとしては2か年通じてふるさと納税の中で回していくというような形を取らせていただいております。仮に一般財源のほうで賄うとなりますと、例えば令和7年度の実績の見込みでふるさと納税額が1億8,000万円ぐらいになるのです。それに対して一般財源を入れるという形になってしまうと、これはもう財調を取り崩すことになってしまいます。かなり9,000万円ぐらいかかってしまうので、それを財調のほうから繰り出すというのはちょっと難しいということで、ふるさと納税で積み立てたもののうち用途を特定しないものを、手数料及び返礼品のほうに充てさせていただいているという形で運用させていただいているところです。

○吉本秀二委員長 小林委員。

○小林 智委員 すみません。最後にもう一点、今の件なのですが、一般財源はいろいろな課題もあって、それを取り崩すことは非常に、ほかへの影響を考えたらできないということですね。それは納得いたしました。

もう一つ、私括弧書きで書いたのですが、さっき言ったように寄附金そのものを相手にしたらどうか。寄附金の半額が、ほぼ半額が手数料と返礼品で半額取られてしまうというのですか、返礼品で支出してしまうわけですから、だったら寄附金そのものを原資にすればそれでいいのではないかなと思うのです。それは一般財源ということになってしまうからということなのではないでしょうか、の一部というふうになってしまうのでできないということなのか。何かそのほうが合理的なような気がします。これ一般論で言っています。企業ではなくて、地公体の会計の基準はちょっと私も分からないのであれなのですが、ここに入ってきたものに対して、その中の一部はそのための費用としてかかるのだったら、それを通常に費用でそこから取ればいいだろうと。そのほうが、さっき言ったように全体への影響がないので、そうすべきではないかなと思います。

考え方として、寄附金を当てにして予算を組む、支出の予算を組むというのは健全ではないという考え方もあるかと思いますが、それはそれとしても、ただそれでやって上がり下がりする金額なのだから、それは寄附金を相手にしてもいいのではないかなと思うのですが、この考え方

についてどう考えられるか、ちょっと教えていただきたいです。

○吉本秀二委員長 藤野副課長。

○藤野広之総務課財政契約担当副課長 小林委員のおっしゃっているのは、その当該年度の収入をもって、その当該年度の支出に充てるといようなイメージですね。そういったことも考えられるかなと思うのですが、ふるさと納税、いただいた寄附金をきっちり収納して、それをきっちり充てていく。返礼品が何%、手数料が何%、50%超えないようにとかという、かなり厳しい管理というのをさせていただいております。それを考えますと、また収入についてもどの目的に使ってくださいということで色づけされているものと、されていないものがあるということを考えますと、一旦基金のほうに積んで、収入が何年度にいつまでに幾らあったのかということをきっちり管理していきたいという部分もございまして、一旦当該年度のもののについては1回積むと、その積み上がったものの中で返礼品等に充てていくということで、このような予算組みをさせていただいているところです。

○吉本秀二委員長 ここで休憩といたします。

休 憩 午前10時32分

再 開 午前10時45分

○吉本秀二委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

藤野委員から質疑をどうぞ。

○藤野和美委員 それでは、まず私は9ページの地方債の利率、各地方債の利率をお聞きしたいと思います。通告に前年度比と一応書いたのですが、これ各地方債のというよりも、傾向として前年度比に対してどのぐらいちょっと違いがあるのかということをお聞きしたくて通告いたしました。

それから、もう一つは14ページ、それから220ページですけれども、公債費。公債費負担比率及び今後の見通しについてお聞かせください。

以上です。

○吉本秀二委員長 藤野副課長。

○藤野広之総務課財政契約担当副課長 お答えいたします。

まず、地方債の比率なのですが、こちら県が定期的に調査をしております、直近ですと令和7年3月から5月借入れのものになります。県の調査によりますと、平均で10年償還のものにつきましては利率が0.967、15年償還のものにつきましては1.245となっております。同様の調査で前年度のものと比較いたしますと、10年償還物で0.518、15年償還につきましては0.806%というふうになっておりまして、昨年度からおおむね0.45%程度上昇しているというような状況になっております。

続きまして、公社費負担比率及び今後の見通しについてお答えいたします。令和8年度当初予算

ベースでの公債費負担比率は11.3%となっております。今後の見通しですけれども、恐らくなのですが、令和12年から13年頃償還額のピークを迎えまして、比率としては試算ですけれども、12%から12.5%程度まで上昇する見込みで考えております。

以上です。

○吉本秀二委員長 藤野委員。

○藤野和美委員 そうしますと、利率としては上昇傾向ということなのですが、この利率の上昇傾向が、その次のいわゆる今後の公債費の負担比率等に影響があるのか、どのくらい見込んでいるのかというのと、当然今ピークが令和12年から13年がピークということであるわけですが、もう一つは学校の関係の、この大きなものが町債発行等が予想されます。それとの関係で、ちょっとその辺も見通しも含めて、具体的な数字はまだ出ていないとは思いますが、その辺の見通しです。当然15%というものがありますので、それも含めてちょっと考え方をお聞かせください。

○吉本秀二委員長 藤野副課長。

○藤野広之総務課財政契約担当副課長 先ほど12年度から13年度頃がピークを迎えるだろうということとで申し上げました。こちらにつきましては、現在の学校関係の起債が試算ですけれども、32億円程度という形で見込んで、利率1.9%で想定して、この12%程度ということで推移しそうだということで、今のところ試算をしております。ただ、現在の世界情勢などを考えますと、資材から何からかなり高騰していくということが懸念されますので、この辺りが数字のほうはアップは避けられないのかなというふうに考えております。

以上です。

○吉本秀二委員長 続きまして、青柳委員、質疑をどうぞ。

○青柳賢治委員 222ページから223ページになります。一般職のところの2番のところですが、職員数、本年度128、短時間の皆さんが117、前年度が132、短時間は117ということで、4人ほどの減員ということで本年度予算のほうが組まれているわけですが、その影響についてお尋ねしておきます。

○吉本秀二委員長 金子副課長。

○金子 守総務課庶務・人事担当副課長 それでは、職員数の減についてお答えいたします。

令和8年度の一般会計における一般職の職員数については128名となっており、前年度の132名と比べると4名の減少となっております。退職等による職員の減が5名、育児休業からの復職が1名おり、差引き4名の減でございます。予算を作成した時点では、新規採用職員の予定はありませんでしたが、本年の2月に職員採用試験を急遽実施いたしまして、2名採用する予定となっております。来年度の人事については、現在進めているところでございますが、人事異動等により人材の適材適所への配置をすることによりまして、限られた人員を効率的に活用し、業務運営に支障が出ないようにしてまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

○吉本秀二委員長 青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 そうすると、130人ということで4月1日からは進めていかれるというような感じになりますか。

それで、短時間の皆さんが117と変わっていなかった中で、この予算よく組んできたのだなと思いますけれども、その短時間のいわゆる職員の捉え方というか、例えばまだこれでも2名足りないわけです。DXなどのいろんなものが、さっきの説明もありましたけれども、手書きのものから直接データが取れるようになるとか、かなりそういったこともできるのでしょうかけれども、その辺のところの心配というものはないのかどうか。短時間の人たちを増やすというような考え方も当然あるのではないかと、あっているのではないかと私は思うのですけれども、その辺のことについてお尋ねしておきたい。

それから、もう一つはこのメンバーの中に、それぞれ人材のいわゆる交流といいますか、派遣があるわけです。これが、実際今どこにどなたが出ているかというのは、ちょっと私も把握し切っていないのですけれども、現在令和7年の3月の状況の中で、派遣のどこどこ、どこどこに行っているわけですが、それからそれが令和8年になったときにどのように変化が起きてくるのか、それについてお尋ねしておきたいと思います。

○吉本秀二委員長 金子副課長。

○金子 守総務課庶務・人事担当副課長 答えいたします。

それでは、2名職員が減になるということでございます。短時間の勤務、当然業務に支障が出る、そういったことはあってはならないことではございますので、今後人事等について、極力業務に支障が出ないように人員の配置を進めた上で、それでもどうしても不足するようなことがあれば、会計年度任用職員の採用等についても検討する必要があるのかなということは考えております。

また、派遣の関係でございます。派遣については、現在令和7年度については県土整備事務所に1名行っております。あと農林、そちらに1名行っておるところでございます。令和8年度については、その職員は引き続き県土に1名と、農林のほうに1名、また小川地区衛生組合、そちらのほうに1名派遣することになっています。あとヌエックのほう、そちらのほうにも1名派遣ということになっております。

以上でございます。

○吉本秀二委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 今の人員の配置でいくと、2名いわゆる令和8年度に派遣の人員が増えてくるといことになると、実際にここで2名補充しても、ほぼ人員の減というのは、一般的に考えると4名というのは変わりがないようなところが見受けられるのですけれども、それについてはいかがなものなのか。

○吉本秀二委員長 萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 お答えします。

当初、7年度中の採用に、令和8年度新規採用は募集を初め考えていなかった状況です。今のよう
に派遣があったり、職員が退職ということも考え、急遽今年になって採用試験のほうを行いました
た。実際今2名新規職員を採りますというお話ししましたが、28名の方が受験していただき
まして、テスト、面接等を行いました。実際合格は3人の方に合格通知を出したのですが、1名辞
退ということで、2名ということで新年度採用する形になっております。全体的には人数減ってし
まいますが、採用試験については、町の職員として採用するには、この子だったら大丈夫だろうと
いうのをもちろん合格にしていますので、人数が足りない分をその分採るというものでなく、町の
職員としてふさわしいという子を合格にしたところでございます。足りない分につきましては、会
計年度等6月補正になるかと思いますが、新年度の予算から部署異動したりして適材適所のところ
に動かし、足りない分は会計年度さんでお願いしたいというふうに考えております。

以上です。

○吉本秀二委員長 続きまして、畠山委員、質疑をどうぞ。

○畠山美幸委員 それでは、予算書79ページ、庁舎整流器更新工事の更新内容についてお伺いします。

ページ数予算書91ページ、町制60周年記念準備事業の内容についてお伺いします。

予算書79ページ、庁舎管理事業、和室空調更新工事の内容について。

そして、予算書79ページ、庁舎管理事業、光熱水費の積算根拠についてお伺いします。

○吉本秀二委員長 金子副課長。

○金子 守総務課庶務・人事担当副課長 それでは、庁舎の整流器の更新工事の内容についてお答え
いたします。

整流器とは、蓄電池設備を構成する設備の一つで、蓄電池に充電するために交流で受けた電力を
直流に変換する装置になります。そちらの設備が耐用年数を経過し、交換が必要な状態となったた
め、新しい機器に交換する工事になります。

続きまして、町制施行60周年記念準備事業の内容についてお答えいたします。そちらの報償費に
ついては、総務課のほうで担当しております。令和7年度に作成した町制施行60周年記念町歌につ
いて、吹奏楽用の楽譜を作成したり、防災行政無線での放送ができるように曲をアレンジするた
めの経費になっております。

続きまして、和室空調設備更新工事についてお答えいたします。庁舎3階にある和室に設置して
ある天井の埋め込み型エアコン2基を更新する工事になります。新しいエアコンは、埋め込みタイ
プのエアコンではなく、ルームタイプのエアコンを2基設置する予定となっております。予算額は、
税込みで100万円となっております。

続きまして、庁舎管理事業の光熱水費の積算根拠についてお答えいたします。光熱水費の積算根

抛につきましては、電気料金については前年比52万8,000円減の2,217万6,000円と見込みました。令和8年4月より電気料金のプランが変更になり、東京電力が試算した電気料金がおおよそ2,108万円となっておりましたので、100万円程度余裕を見込み積算したものでございます。なお、庁舎正面のLED化工事による電気料の削減については、どれぐらいの削減になるかということが、実際つけてみないと見込めませんので、そちらについては予算のほうには反映はしておりません。また、水道料金については、前年度比4万円増の109万6,000円を積算しております。

以上でございます。

○吉本秀二委員長 畠山委員。

○畠山美幸委員 それでは、79ページのさっきの整流器の件でお伺いします。こちらは防災用というか、蓄電池になるわけですが、耐用年数は大体7年とかと言われますけれども、本庁舎におきましての耐用年数は何年なのか、お伺いしたいと思います。

そして、町制60周年の記念事業の町歌の楽譜などのお金ということですが、今回町歌ができたわけですが、今AIで楽譜とか音楽ができる時代になっておりますけれども、そういう形でのお考えはなかったのかお伺いします。

そして、79ページの庁舎管理ですが、3階の2基ルームエアコン100万円ということですが、和室の広さをお伺いしたいと思います。

そして、79ページの庁舎管理の、今回私も一般質問でしまして、今回5月に全部LED化に入れ替わる、庁舎内の電気がLED化になるということで、光熱水費が下がるであろうと思いましたが、前年度と同じような金額になっておりましたので、こちら質問に入れさせていただきましたが、今の答弁ですとLED化の見込みがしていないで、今回は積算したというお話でした。水道料は4月から値上がりになりますので、プラス4万なのかなというのは分かるのですが、大体3割ぐらいLED化にすると減るというふうに言われていますが、そういう見込みをなぜしなかったのか、お伺いしたいと思います。

以上です。

○吉本秀二委員長 金子副課長。

○金子 守総務課庶務・人事担当副課長 お答えいたします。

整流器の耐用年数につきましては、15年から20年で交換のほうは推奨しているということでございます。

町制施行60周年の歌の関係ですが、AIとかでやる考えはなかったかということでございますが、そういった考えはございません。

庁舎の和室の広さでございますが、ちょっと入り口のところにお勝手みたいなのがあるので、それを含めて24畳程度でございます。

庁舎管理の光熱水費、LED化なぜ見込まなかったのかということでございますが、LED化に

すると大体電気料については削減がすごくされれば3分の1程度、半分程度になることも予想されるわけですが、実際に削減する電気料については交換してみないと、実際今役場の電気、事務所を見ていただくと、電球を間引いて使っているようなところもございます。今回のLED化の工事の計画については、一応電球は全て入れるような計画でしておりますので、それで実際つけてみて明るさとかを見てみて、またLEDの蛍光灯をどのくらい入れるかとか、その辺とかも検討していきたいと考えておりますし、また電気料については原油価格の動向ですとか、そういったことについて非常に上がったりする場合もございますので、極端に電気料を、その分が下がるからといってその分下げてしまいますと、実際電気料が足りなくなるということも生じることが考えられますので、そういったことを避けるために、取りあえず先ほど申し上げた試算どおり積算させてもらって、実績によって多分電気料も減ってくると思いますので、その辺については減額補正等で対応させていただければと考えておるところでございます。

以上でございます。

○吉本秀二委員長 畠山委員。

○畠山美幸委員 整流器の件ですけれども、15年から20年もつということで、今回また入れ替えればそのくらいもつと思うのですが、これ対応時間というのですか、大体これ防災用の蓄電池として使われるのかなと思うのですが、何時間ぐらい、もし停電した場合には使える蓄電池になるのかお伺いしたいと思います。

町歌の件は結構です。

和室の件ですが、この間企業支援課にも質問させていただきました花見台管理施設の件ですけれども、あそこは広さもあるのでということでしたが、今回24畳ということであれば、2基先ほどつけるということだと12畳と12畳になるのかなと思いますと、普通のルームエアコンですから、ネットとかで買えば安く買えたり、あとお掃除不要なものがあつたりするわけですけれども、内容についてどのようなルームエアコンを設置するのか、お伺いしたいと思います。

そして、庁舎の光熱水費の件ですけれども、今も本当に間引いて使っているところもあれば、補正でやるということですので、ここはいいのかなと思いますので、こちらは結構です。

以上です。

○吉本秀二委員長 金子副課長。

○金子 守総務課庶務・人事担当副課長 お答えいたします。

蓄電池の関係なのですけれども、蓄電池は発電するための電気をためておくものではなくて、発電機を初期に動かすときの電力として、蓄電池の電力を使うための電力になります。それで、発電機のほうが回り出すと、それが今度燃料のほうで発電するように切り替わって、発電機については今のところ発電時間は20時間対応するようになっています。

それと、和室のエアコンの関係でございますが、現在の計画では14畳条程度のものを2基つける

計画になっているのですけれども、実際今ついているものと同程度の能力を出すために2基というふうにしておりますので、今後実際つけるときは業者さんとちょっと打合せをして、どれぐらいの容量で足りるかというものを綿密に計画しながらやっていきたいと考えております。お掃除タイプのものですとか、そういったものについても、そのときに検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○吉本秀二委員長 続いて、川口委員、質疑をどうぞ。

○川口浩史委員 地方消費税が5,000万円上がるというふうに見ているわけです。4億9,000万円になるというふうに見ておるわけですが、この増の理由を伺いたいと思います。

次に、会計年度任用職員なのですが、8年度は何人を予定しているのか伺いたいと思います。

また、経験加算、嵐山町はどのようになっているのか伺いたいと思います。

次の整流器については結構です。

以上です。

○吉本秀二委員長 藤野副課長。

○藤野広之総務課財政契約担当副課長 地方消費税交付金の増額理由についてお答えをいたします。

こちら地方消費税交付金の算定基礎につきましては、総務省から示された地方財政対策の概要等の資料を参考としております。こちら一連の資料の中で、地方消費税の税収見込みが前年比12.8%増とされておりました。そちらを参考にしております。

以上です。

○吉本秀二委員長 金子副課長。

○金子 守総務課庶務・人事担当副課長 お答えいたします。

会計年度任用職員の予定人数についてお答えいたします。一般会計で令和8年度に予定している会計年度任用職員については、117名になります。

経験年数による昇給については、1年勤務すると原則1号給の昇給となります。ただし、昇給については4回までとなっております。

以上でございます。

○吉本秀二委員長 川口委員。

○川口浩史委員 前年比12.8%が国から来たということで、この12.8%というのは何か根拠というのが示されているのでしょうか。値上げがされていますので、その分がかなり大きいのかなと思ひまして、逆に町民はその分負担が大きいのかなと思ひまして、値上げの分がこの12.8%になっているのかどうか、ちょっと伺いたいと思います。

会計年度職員なのですが、人数は分かりました。

経験加算なのですが、1年で1号給というのは、これはもう自動的に上がるという見方な

のですか。何か計算をしてみたら、大体この1号給になるなということで見た数字なのか、ちょっと伺いたいと思います。

○吉本秀二委員長 藤野副課長。

○藤野広之総務課財政契約担当副課長 地方消費税の税収見込み増の見込みの根拠というところなのですけども、こちら国のほうで示された資料ですので、すみません、ちょっとどういう試算をされているかというのは分かりませんが、物価上昇というのも加味されていると考えておりますし、あるいは実際の消費動向、そちらを基にして国のほうが試算をしているものでございます。

○吉本秀二委員長 金子副課長。

○金子 守総務課庶務・人事担当副課長 お答えいたします。

会計年度任用職員についても、嵐山町では人事評価のほうをさせていただいております。そちらで特に問題がなければ、基本的には原則1号給の昇給ということになります。

以上でございます。

○吉本秀二委員長 川口委員。

○川口浩史委員 なるほど、そうですか。地方消費税は分かりました。結構です。

会計年度任用職員なのですけども、そうなのですか。そういうふうな何もなければ1号給上がるということで、そういうことなのですね。東松山市さんは、数値で出しているのです。会計年度任用職員の総勤務時間、それと正規職員の総勤務時間、これを割って出た数値に4を掛けてということで、2号昇給もあるということなのです。嵐山は1号ですから、先ほどの答弁では。やはりこういう数値を基にして、この人の場合は2号もう上がるなというやり方のほうが私はいいと思うのですけども、ちょっと伺いたいと思います。

それと、ちょっと1点落としてしまったのですけども、この経験加算の部分は4月に遡及、遡ってされるのか、併せて伺いたいと思います。

○吉本秀二委員長 金子副課長。

○金子 守総務課庶務・人事担当副課長 お答えいたします。

基本的に嵐山町については、新たに採用を会計年度職員しますと、1の11号給というところに格付されます。そちら時給に直すと1,290円ということになります。これは、埼玉県の最低賃金の1,141円と比較しても149円高くなっていることもございますので、確かに東松山市さん、そういった自治体によってやり方はいろいろあるかと思いますが、嵐山町については1号給とさせてもらっているところでございます。

遡求の関係については、号給が上がるということは遡及はいたしません、時給については人事院勧告によって給料表の改定があった場合については、会計年度任用職員についても補正予算でお願いしたとおり、4月に遡及して時給の改定を行って、差額のほうは支給しております。

以上でございます。

○吉本秀二委員長 続いて、渋谷委員、質疑をどうぞ。

○渋谷登美子委員 地方消費税の分の質問はやめにします。

そして、190番の自動車借上料の932万5,000円のうちのE V車両について伺います。

○吉本秀二委員長 2点でよろしいですか。

金子副課長。

○金子 守総務課庶務・人事担当副課長 答えいたします。

一般会計においてリースをしているE V車両の台数については、令和7年度末で1台になります。令和8年度においては、令和9年の3月に車両の入替えのタイミングがございますので、E V車を新たに2台導入する予定でございますので、令和8年末には3台になる予定でございます。

以上です。

○吉本秀二委員長 いいですか。

以上、質疑がないようですので、総務課及び会計課に関する部分の質疑を終結いたします。

ここで休憩いたします。入替えのみ。

休 憩 午前11時15分

再 開 午前11時16分

○吉本秀二委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、地域支援課に関する部分の質疑を通告書に従い行います。

それでは、宮本委員、質疑をどうぞ。

○宮本大裕委員 4番、宮本大裕でございます。私のほうからは、4点をお聞きしたいと存じます。

まず初めに、予算書55ページ、自治総合センターコミュニティ事業助成金（一般コミュニティ事業）、むさし台の250万円の音響機器についてお伺いをいたします。

次に、予算書170ページ、1億1,190万円の防災行政無線整備事業債、更新の期間、それと工事の内容についてお伺いをさせていただきます。

続きまして、予算書89ページ、防犯対策事業、住宅防犯対策補助金、申請の方法と事業内容。

最後に、予算書171ページ、防災対策事業、外国語版ハザードマップ作成事業について、ハザードマップの内容をお伺いをさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○吉本秀二委員長 安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 それでは、大変申し訳ありませんが、1点文言の修正をお願いしたい箇所がございます、先にやらせていただきたいと存じます。

予算書72、73ページをお願いしたいと存じます。72、73ページでございます。左（20）、電子自治体推進事業の1番右、73ページのところです。新規、ウィンドウズOSアップデート業務委託でございます。こちら昨年度、7年度の事業でございまして、削除漏れというような形でご理解をい

ただければと存じます。大変申し訳ありません。訂正をお願いしたいと存じます。

○吉本秀二委員長 片岡副課長。

○片岡範行地域支援課政策創生担当副課長 それでは、私のほうからは自治総合センターコミュニティ事業助成金、むさし台の音響機器とはというところのほうをお答えさせていただきます。

こちら自治総合センターコミュニティ助成事業につきましては、一般財団法人自治総合センターにて宝くじの社会貢献広報事業として、コミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備、安全な地域づくりと共生のまちづくり、地域文化への支援や地域の国際化の推進及び活力ある地域づくり等に対して助成を行っているものです。助成金の額としては下限がございまして、100万円から上限の250万円までの助成となっております。この中で、令和7年度にむさし台地区より、主に例年10月にむさし台の吹上公園にて開催される区民祭で使用する予定の機材について整備の相談がございまして、この助成事業へ申請しているものでございます。申請している機材の内容は、音響設備1セット、テント2張り、折り畳み机11台、折り畳み椅子60脚、またこれを収納する物置1棟となります。この自治総合センターからの助成につきましては、助成の対象団体である町で一旦受け入れ、事業実施主体であるむさし台へ助成する流れでございます。その機材の購入費用といたしまして250万円の歳入予算へ、また歳出予算でも89ページにございます宝くじ助成補助金といたしまして、同額の計上をしているものでございます。

以上となります。

○吉本秀二委員長 安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 続きまして、3つ私より順次お答えさせていただきます。

まず、防災行政無線です。予算書170から173ページまででございます防災行政無線整備管理事業のうちの防災行政無線（固定系）親局設備更新工事1億1,199万円でございます。まず、ご説明する前に、固定系という言葉と親局、この2つが、このワードがポイントになりますので、よろしければチェックをお願いしたいと存じます。本町の防災無線で、「こちらは防災らんざんです」と屋外で放送するもの、これを固定系と呼びます。無線設備が特定の場所、土地に固定をされているという意味でございます。参考ですが、移動系というものもございます。トランシーバーですとかタクシー無線のように移動しながらでも通話できるもの、こちらを移動系と呼ぶものです。今回は固定系ですので、「こちらは防災らんざんです」と放送する設備になります。

さらに、固定系を分類しますと、電波を発信する親局と、電波を受信して実際にスピーカーから音を出す、こちらを子局といいまして、親局と子局というふうに分かれます。今回更新するものは親局設備でございまして、この親局は全て役場庁舎に設置してございます。役場調査に設置する親局設備を全て更新するということで、総額1億1,199万円を計上したものでございます。工事期間は、8年度の完了を見込んでおります。今回の議会でご承認いただければ、6月議会に契約締結の議案を上程できるよう準備を進めたいと存じます。財源ですが、60、61ページに町債、消防債でありま

す総務省の緊急防災・減災事業債というものを活用したいと存じます。この地方債は充当率100%、元利償還金の70%が普通交付税として戻ってくる仕組みでございます。

続きまして、予算書88、89ページ、防犯対策事業、住宅防犯対策補助金でございます。まず、この事業につきましては、国の物価高騰対応重点支援交付金、こちらを活用させていただきたいと存じます。現時点での事業概要についてご説明申し上げます。本事業につきましては、住宅の空き巣や忍び込みを未然に防ぐことを目的に、町内の戸建て住宅において町民が購入、設置する防犯物品に対して補助金を交付するものでございます。対象となる主な防犯物品でございますが、防犯カメラ、カメラつきインターホン、人感センサー、防犯フィルム、防犯鍵、防犯砂利、センサーアラームといった一般的な防犯物品という形でご理解いただければと存じます。

補助金の対象者としては、まず対象に関しましては住民登録のある町民、そして補助金の額は上限1万円で補助率10分の10、申請400件ということで事業設計を行いました。回数に関しましては、1つの戸建て住宅に月1回、申請者もその住宅に居住する者とさせていただきたいと存じます。先に購入、設置し、後に補助金を申請することで町民や職員の負担を和らげ、事務の効率を図りたいと存じます。

事業の開始につきましては、7月1日を今現在考えてございます。理由といたしまして、企業支援課が所管いたします生活応援商品券、こちらでこの防犯物品を購入して補助金を申請する、こちらを防ぎたいと考えております。国の交付金を活用する2つの事業ですので、重なるというスケジュールは避けたいと考えております。商品券の使用期限後となる7月1日ということで、現在はスタートしたいと考えております。終了時期につきましては、総務課と相談しまして、国への実績報告に支障が出ないよう設定したいと存じます。現時点では、11月末で締め切って年内に精算し、総務課に実績報告を上げる。このようなスケジュールですが、総務課と相談しまして、ここまでに終わりにしてほしいという指示には従っていきたいというふうに考えております。

続きまして、予算書170、171ページ、防災対策事業、外国語版ハザードマップ作成業務委託178万2,000円でございます。本3月議会でご承認をお願いしています第6次総合振興計画の改訂版に、多文化共生社会の推進を新たに盛り込みをさせていただいております。関連といたしまして、外国語版ハザードマップを作成するものでございます。あくまでも現在の構想ということでお話をさせていただきたいと存じます。まず、スマートフォン、タブレットでの閲覧を想定し、紙媒体での印刷は考えてございません。紙で出力する場合は、A3サイズで読めるように、文字やイラストの大きさを調整したいと存じます。完成品につきましては、PDFファイルのA3サイズで2ページ、裏表といったような形でイメージをしていただければと存じます。言語数につきましては、ごみカレンダーと合わせたいと思っております。英語、ポルトガル語、中国語、ベトナム語といったものを考えております。

以上でございます。

○吉本秀二委員長 宮本委員。

○宮本大裕委員 とても丁寧にご説明をいただきまして、ありがとうございました。

私のほうから再質問といたしましては、すみません、まず防災行政無線、それから防災対策事業
外国語版ハザードマップについては、これで終了したいと思います。

まず、1つ目は自治総合センターコミュニティ事業助成金については、これはもうほぼほぼこの
むさし台に決定したというのは、例えば区長会とかでそういったものがありますよ、そういうふう
にしますという説明みたいなものというのはされたのでしょうか。

それから、防犯対策事業、住宅防犯対策補助金につきましては、前に私も一般質問でこの件につ
いてさせていただきましたが、区によっては、区が防犯カメラを設置したいという要望があ
るところもあるかなと思うのですけれども、今の説明ですと1軒に限り1回ということでしたので、
そういったことはお考えではないのかどうなのか、そういったことをお聞きしたいと思います。

○吉本秀二委員長 片岡副課長。

○片岡範行地域支援課政策創生担当副課長 それでは、私のほうからは自治総合センターコミュニテ
ィ助成事業につきまして、この制度自体を区長会のほうで説明しているかどうかということのご質
問だと思うのですけれども、この制度自体、区長会の中で第2回の区長会に際しまして、もともと
作ってございます区長運営マニュアルというのがございまして、その中にも説明書きということで
記載はしているのですけれども、それに基づきまして第2回区長会会議の中でご説明差し上げてい
るとともに、あともう一つ地域コミュニティ事業の代表者、この地域コミュニティ事業の会議のほ
うが、代表者の会議を毎年1回行っておるのですけれども、そのときにも地域コミュニティ事業の
実施している代表者の方にもご説明のほうをしているということでございます。

以上でございます。

○吉本秀二委員長 安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 防犯対策補助金につきましてお答えさせていただきます。

国の物価高騰対応重点交付金、地方交付金に関しましては、物価高騰に困っている国民、住民と
いうのですか、に対して交付するものというふうに、ある程度限定をされておりますので、県内の
市町村でも同様の補助金を活用しているところはございますが、基本的にはやっぱり市民、町民と
いう形に限らせていただいて、国庫事業に関しましては限らせていただいているというものでござ
います。

以上でございます。

○吉本秀二委員長 宮本委員。

○宮本大裕委員 それでは、最後に1つ、自治総合センターの件ですけれども、これは毎年継続的に
活用できるものなのか。その申請の在り方、方法、そういったことというのは決まっているのです
か。

○吉本秀二委員長 片岡副課長。

○片岡範行地域支援課政策創生担当副課長 この自治総合センターコミュニティ助成事業につきましてなのですが、基本的にはこちらの自治総合センターのほうで毎年募集のほうをしてございます。その中で、今回むさし台地区につきましては7年度当初、地域コミュニティまちづくり会の代表の方及び区長さんのほうから、こういった音響機器について区民祭で使うということの申請といたしますか、相談がございまして、これを受けまして、毎年スケジュール的には8月に募集のほうが始まるのですが、9月に申請書を作成しまして、県の地域振興センターのほうとヒアリングを経まして、11月の自治総合センターへの申請書の提出という流れになってございます。

こちらにつきまして、嵐山町としては相談を受けたむさし台地区からの1件のほうの申請となっているのですが、埼玉県の方の割当てといたしますか、枠もございまして、嵐山町からむさし台の1件だけの申請ではあるのですが、これが必ずしも採択されるかどうかというのは、まだ3月中の決定通知というのを待っている状況でございます。

以上でございます。

○吉本秀二委員長 続いて、小林委員、質疑をどうぞ。

○小林 智委員 私からは、一応4点挙げましたけれども、それぞれについて申し上げます。

83ページ、(2)、地区集会所等補助事業、こちら平沢2区集会所補修が入っていますが、この内容について教えていただきたいと思います。

続いて、2番目は同じ箇所なのですが、質問事項を2つに分けなさいということだったので、2つに分けさせていただきました。上記の続きです。計上箇所というのは、先ほどの平沢2区集会所とそのほかの計上箇所ですが、これ以外で集会所等修繕の地区要望の状況が現在どうなっているのか。バックログといたしますか、これからやらなければならないけれども、まだ手つかずの状態というものがどのくらいあるのかとか、その辺についてお聞かせ願いたいと思います。

3つ目としまして、同じページの(3)番、コミュニティ推進事業、地域コミュニティ事業補助金、こちらのほうが241万7,000円という形で計上されております。こちらの内容はあれですが、この地域コミュニティ事業補助金の根拠となる条例なり要綱なりどういうものがあるのかと、その概要についてお聞かせいただきたいと思います。

続いて、4つ目なのですが、これは宮本委員のほうからも質問が出ていましたので、私は再質問のところだけお願いしたいと思います。内容については分かりました。椅子などの60脚とか、そういうものも含んで、表題としては音響施設等とありますけれども、そういった備品のものが宝くじ助成金で買えると、調達できるということだと思います。それで、これのむさし台さんというのは自前のといたしますか、自分の集会所を持っていらない地区だと聞いていますし、実際図書館の建物の一部をお使いなのではないかと思っているのですが、この音響機器と、物置も1台買うとおっしゃっていたのですが、どちらのところに整備されるのか。

それから、このむさし台地区も住民数も相当多いので、自前の集会所なり公民館なり、そういったものを地区は要望されているのかと、町はどう考えていらっしゃるのかという点についてお聞かせ願いたいと思います。

以上4点です。

○吉本秀二委員長 片岡副課長。

○片岡範行地域支援課政策創生担当副課長 それでは、ご質問のございました4点につきまして、順次私のほうからお答えのほうをさせていただければと思います。

まず最初に、地区集会所設置事業、平沢2区の集会所補修の内容につきましてなのですが、こちらの平沢2区集会所修繕の助成事業につきまして、平沢2区のほうから申請といいますか、相談の上になっているものにつきましては、分電盤の交換、こちらのほうが耐用年数を超えて使用期限が切れているものについての交換、それとあと照明器具なのなのですが、今現在蛍光灯で使っているものを、これを機にLED化について相談がございまして、併せての交換を実施するものでございます。

続きまして、地区集会所補助事業、こちらの平沢2区集会所等の計上以外での修繕事業についての地区要望の状況はどうなっているかということなのですが、こちらはほかの地区からの要望につきましては、現在相談を受けている箇所は2つの地区でございます。ただ、こちら制度的に補助率が事業費の2分の1、また各修繕項目について限度額を設けているものでございますので、この事業費の2分の1の裏の2分の1につきましては地区の負担を求めている制度で、制度上そうなっているものでございますので、地区の負担がまだ来年度、令和8年度に地区の負担で出せる予算がまだ組めないということのお話もございまして、来年度、8年度以降、9年度かそれ以降になってしまうかもしれないのですが、そういった地区の負担分につきまして、めどがついたらまた改めて実施について相談を受けるものでございます。

続きまして、コミュニティ推進事業、こちらの概要と根拠となる条例または要綱ということなのですが、本事業につきましては嵐山町地域コミュニティ事業補助金交付要綱につきまして実施しているものでございます。概要につきましては、補助対象団体、対象事業、対象経費及び補助金額等を本要綱にて定めておりまして、地域のコミュニティ活動及び花いっぱい活動につきまして、補助のほうを実施しているものでございます。令和8年度予算といたしましては、令和7年度、本年度実施された内容に基づきまして、コミュニティ事業分としては170万円、花いっぱい事業分といたしましては71万7,000円の合計241万7,000円を計上しているものでございます。

続きまして、宝くじ助成、こちらのほうのむさし台地区につきましては、集会所を単独で持っているものではございませんけれども、今回宝くじ助成で整備する機器につきまして、保管をどうするかというお話なのですが、こちらはむさし台地区に吹上公園がございまして、こちらのほう、町のほうと使用許諾のほうを得まして、この助成事業の中で取得する予定の物置、こち

らの中に各機器、机ですとか椅子とかも含めて保管するものでございます。

それと、自前の集会所をむさし台地区、住民の方が多いので要望されているかどうかというお話なのですけれども、委員さんおっしゃいましたように、図書館のほうの一室を会議室として借りていて、特にむさし台地区からはそれに不満を持たれたりですとか、自前のほうで集会所を持ちたいといった相談は、たしか今までいただいたことはなかったかと思います。

以上でございます。

○吉本秀二委員長 小林委員。

○小林 智委員 では、1番のほうから、最初のほうからですけれども、地区集会所、平沢2区の状況は分かりました。これ予算がちょうど100万円ということでしたので、これは先ほどお話にあった補助額といいますか、あとは自己負担額、100万というのは地元が言ったために100万ちょうどという金額になったのかどうか、総事業費がどうなっているかということ、それをちょっと聞かせていただければと思います。

2つ目、それ以外では2地区ということなのですけれども、これは差し支えなかったらこの地区から出ているかということ聞かせていただけたらと思います。

それと、3つ目、コミュニティ推進事業、こちらの要綱にあるということなのですけれども、ちょっと私その要綱をコピーしたのですけれども、手元に持ってくるのをちょっと今日失念いたしまして、この要綱にちゃんときちんと合っているように、当然やっているといると思うのですけれども、この地域コミュニティ推進事業ってさっきちょっと答弁の中にもあって、これたしか委員がいまして、そこで委員会でやられているのですよね。だと思ったので、その同じコミュニティ事業のところでこの委員報酬も出ていますから、その委員会でこれ運営されているのだと思います。

それと、その中で答弁の中では170万円のほうをそれに割り当てて、71万が花いっぱいだと。たしか花いっぱいもその推進事業の中に入っていたのではないかと思いますのですけれども、これを合わせて241万7,000円というふうなことだったというふうに答弁聞いたのですけれども、これ両方合わせてということで、別の事業ではなくて、このコミュニティ推進事業の中でこの2つだということですね。その確認をさせていただきたいと思います。

それから、4つ目につきましては、むさし台さんの吹上公園の中に物置を置いてということなのですけれども、むさし台さんからは新しい自前の公民館なり集会所というのは特に要望がないということなのですけれども、図書館の一部分を今使っている状況なのですけれども、それで今後ともいくと、町の姿勢としても地域支援課のほうとしてもいくということよろしいのでしょうか。それだけ確認させてください。

以上です。

○吉本秀二委員長 片岡副課長。

○片岡範行地域支援課政策創生担当副課長 まず最初にいただきました平沢2区の、こちらの修繕事

業のほうの100万円という予算の計上の中なのですけれども、こちらは上限かということでお話しただいたのですけれども、上限には達してございませんで、平沢2区の分につきましては90万円を予定してございます。残り10万円なのですけれども、そちらの分は例年計上のほうをさせていただいてございます区の掲示板の修繕または新設の事業で、こちらのほうを10万円のほうの分といたしまして、合わせて100万円とさせていただいているものでございます。

続きまして、どこの2地区、町のほうに相談を寄せている2地区につきましてなのですけれども、1つは大蔵地区でございます。もう一つは吉田1区でございます。

続きまして、コミュニティ事業なのですけれども、こちら委員会のほうで運営しているのかということと、あとコミュニティ事業と花いっぱい事業のほうで合わせて241万7,000円ですかということだったかと思うのですけれども、地域コミュニティ事業補助金につきましては、委員さんおっしゃる委員会にて運営しているのかというお話の中で、嵐山町地域コミュニティ事業推進協議会という会議のほうで委員報酬のほうはお支払いさせていただいているのですけれども、こちら年1回の会議とさせていただいています。地域コミュニティ事業につきましては、各区長さんが代表であったりする場合もあるので、行政区の区長さんとはまた別に、地域まちづくり協議会というところで代表者の方を定めている地区もございます。そういった方を集めまして、嵐山町地域コミュニティ協議会の会議の中では、各地区でどういった活動をされているのですとか、そういった情報交換、情報共有のほうの場とさせていただきながら、先ほど宮本議員さんのほうでもお答えしたのですけれども、宝くじ助成につきましてのご案内もしているような会議でございます。

それと、あと241万7,000円につきましては、先ほどお話し差し上げましたコミュニティ事業分として170万円、花いっぱい事業分といたしましては71万7,000円の合計の金額となっております。

○吉本秀二委員長 安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えいたします。

私が聞いている限りでは、図書館ができた当初から、もう図書館を造る段階から、図書館の一角をむさし台の公民館代わりというふうに、図書館ができた後ではなく、もう最初の段階から地域でお話が町とできていたというふうに聞いてございますので、町としてはこのままというふうな形で現在は考えております。

以上でございます。

○吉本秀二委員長 小林委員、よろしいですか。

○小林 智委員 今のことなのですけれども、むさし台の地区の規模に応じてはあまりにも狭い会議室なので、地域の方はご不便されているのではないかな、活動内容もちょっと制限されているのではないかなということで、今回質問させていただきました。そういうことであれば、この質問結構でございます。

○吉本秀二委員長 よろしいですか。

続いて、藤野委員、質疑をどうぞ。

○藤野和美委員 私は、予算書の170ページ、防災行政無線の関係ですけれども、先ほど説明がありましたので、私のほうは1点だけ。この工事請負費が1億1,199万等々の金額、かなり大きいなというふうに思うのです。ですから、その内容をもう少しちょっと細かく教えていただければと思うのですけれども、よろしくお願いします。

○吉本秀二委員長 安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えさせていただきます。

今回、この役場の庁舎に設置してある親局防災無線設備は、基本的には全て更新をいたします。主なものをお話をさせていただきます。まず、実際のデジタル無線を出す送受信装置、俗に親機と言われているものが1つございます。その親機自身は、公衆電話みたいな感じで直立で立っているものだけでございますので、そちらを動かす親局の操作盤、こちらが1つございます。

それと、比企広域消防本部に遠隔制御装置といいまして、火災のとき広域消防本部が「こちらは防災らんさんです」と流すと思うのですが、比企域に行ってつながっています遠隔制御装置。

あとはJアラート、聞いたこと、最近大分皆さんお耳に慣れたかなと思うのですが、Jアラート装置。Jアラート装置も別物なのですが、防災無線とつながっております。

あとは直流電源装置、先ほど畠山委員さんでも、バッテリーですね。防災無線に関しましては、基本的には直流電源装置とつながっていて、交流を直流に変えてバッテリーに入れて、バッテリーと防災無線がつながっています。無停電装置も兼ねますので、そういった形ですのでバッテリー。

あとは役場の屋上から、実際58局、子局というものがあるのですが、それを飛ばすための空中線です。支柱は役場の庁舎にあって、支柱は交換しないで空中線を変えると。

こういったものをそろそろ積み上げていきますと、なかなか経費がかかってしまうのですが、1億1,000万円ほどかかってしまうと、このような形でご理解いただければと存じます。

○吉本秀二委員長 よろしいですか。

続いて、森委員、質疑をどうぞ。

○森 一人委員 まず、防犯対策事業につきましては、再質疑いたしません。

先に、コミュニティ推進事業内の内容についてはよくご説明いただいたので理解したのですが、いろいろ周知をしたという話でございましたが、もとよりむさし台の1件の相談だけだったのか、それとももしそうでないのであれば、むさし台を選定した理由聞かせていただきたいと思うのと、次に防災行政無線につきましても内容を細かく説明していただきましたので、これはある意味お金、随分事業費がかかるものですが、計画的なメンテナンスであるのか、定期的に今後も進めていく事業であるのか。さっき親局という話もございましたが、では子局というか、そういったところの部分はいつ頃になるのかとか、定期的であればいろいろ計画があるのかなと思いますので、お答えできる範囲でお願いしたいと思います。

○吉本秀二委員長 片岡副課長。

○片岡範行地域支援課政策創生担当副課長 それでは、私のほうからは自治総合センターコミュニティ助成事業、ほかの行政区なりから相談あったのかというところで、またむさし台地区を選定した理由なのですが、もともと自治総合センターから埼玉県経由で嵐山町に割り当てられた申請枠につきましては2つございました。むさし台地区のほうからご相談いただいたので、まずはその1地区の申請。もう一つ途中まで、川島地区から相談があったのですが、なかなかそれは宝くじ助成事業の申請、あるいは実績報告とかというのが、手続が非常に細かいものがございます、川島地区につきましては申請のほうはしなかったものでございます。なので、必然的に2つしかと言ったら大変申し訳ないのですが、2つの申請の助成の相談がございましたので、むさし台地区の申請となった経緯でございます。

以上でございます。

○吉本秀二委員長 安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えさせていただきます。

防災無線の計画的な整備ということでございます。まず、先ほど言った親局に関しましては、現在メインとなるものが平成22年及び24年に整備したものでございます。製造メーカーから見ますと、10年が耐用年数ということで、保守ですね、部品を何年保管するかというところで最終的になってしまうのですが、今は15年までは部品を持ちますということで対応しております。平成22年に整備したものが、もう今年度で終わりました、今年度が15年度迎えてしまいますので、どうしても来年からは保守がということで、今親局に関しましてはおおむね15年、部品の保管までという形でございます。

子局につきましては、もう委員さんよくご承知、支柱とスピーカーという形、あとは受信機ですので、比較的スピーカーにつきましては耐用年数がありますので、私どもの今の考え方ですと、一緒に整備しました、15年たつて親局を変えます、子局は変えずに行って、そのさらに15年たつたときには一緒にという形でございます。今子局を、58局ございますが、令和元年に30、31年の2か年で新しくデジタルにしました。もともと防災無線につきましては、平成4年に整備したものでございます。約30年近く使いましたので、同じような形で、次の15年、30年みたいな形で、効率よく考えてございます。

以上でございます。

○吉本秀二委員長 会議の途中ですが、ここで休憩いたします。再開は13時30分とします。

休 憩 午前11時55分

再 開 午後 1時30分

○吉本秀二委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

畠山委員、質疑をどうぞ。

○畠山美幸委員 それでは、91ページの町制60周年記念準備事業の中の60周年記念映像作成委託料につきましてお伺いしたいと思います。

次に、予算書の89ページ、住宅防犯対策補助金の使途、金額、件数。というのは、先ほど宮本委員の質問の中で、ほとんど丁寧にご説明でしたので分かったのですが、これは10分の10の補助ということで、1万円までは。例えば1万円の中で、カメラを買えば1万円相当以上になってしまうと思うのですが、防犯の砂利ですとか細々したものが、例えば単品で2,000円だとか細かくなった場合には、まとめて1万円まで見ていただけるのか。また、防犯カメラなどはネットで買ったほうが安かったりするものですから、そういう町以外のところでの購入を行って、ちゃんと領収書さえ発行できれば対応になるのか、お伺いしたいと思います。

そして、173ページ、こちらは防災訓練実施についてのページになるわけですがけれども、この中の消耗品費、備品購入費など、何を購入されるのかお伺いしたいと思います。

以上です。

○吉本秀二委員長 片岡副課長。

○片岡範行地域支援課政策創生担当副課長 それでは、私のほうからは町制60周年記念事業の内容、60周年記念映像作成委託料10万円のところにつきましてお答えさせていただきます。

令和9年度、町制施行60周年を迎えるに当たりまして、現在幾つかの事業が町で進められていることと思います。このうち本予算につきましては、記念式典で流す動画を作成するに当たりまして、平成29年に嵐山町青少年健全育成委員会で、町制施行50周年事業で作られました動画の作成実績のあります町内事業者さんのほうに作成をお願いする費用になります。

以上となります。

○吉本秀二委員長 安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 それでは、私より2つご説明申し上げます。

まず、住宅用防犯対策資機材につきましては、組合せはオーケーという形でありますので、組み合わせさせていただいて、1万円までという形で、超えた分は自己負担をお願いしたいという形です。

続きまして、インターネット等でどうでしょうかという形です。令和5年に行いました電話機の時にも、インターネットのほうでは大丈夫ですという形でしておりました。ネットから必ず領収書を出して、その領収書の名前の方と申請者を合わせてくださいみたいな形でやっておりましたので、今回も可能な限り、多分ご家族で申請もあるかなと思うのですが、領収書の名前、申請者、通帳、ここはできるだけ合わせていただくような形で、令和5年の電話と同じような形で対応はできるだけしたいというふうに考えてございます。

続きまして、防災訓練につきましてです。もしよろしければ、172ページを御覧いただければと思います。172、173ページでございます。こちら防災訓練事業で106万3,000円今年度あります。その

次に、本年度財源内訳が諸収入106万3,000円というふうにございます。この106万3,000円ありますので、全額特定の税財源という形で、もう使途が決まっているという形で記載になります。こちらの106万3,000円につきましては、令和6年度から3か年事業で実施しておりますB&G財団の防災拠点整備事業の一環で、8年度に関しましては300万円の支援金を頂戴する中での一部106万3,000円でイコールですので、基本的にはB&Gの事業以外には使えないと、まずこれが大前提でございます。令和8年度には、2つの事業がもう指定をされておまして、2つの訓練を行う予定でございます。1つが災害救助ボートを用いた水難救助訓練、初めてなのでちょっとどういうふうにするかというのはこれからなのですが、これが1つ。もう一つは、自主防災組織の育成強化訓練。この2つが指定でありまして、この2つの訓練に資する消耗品と備品のほうを購入していきたいと考えております。訓練の詳細につきましては、まだ決まっておられません。各方面からアドバイスを頂戴して、どういうふうなやり方がいいか、講師は誰を迎えたらいいかという形を構想練って行いたいと思っております。流動的で申し訳ありませんが、ご理解を賜ればと存じます。

以上でございます。

○吉本秀二委員長 畠山委員。

○畠山美幸委員 60周年のほうの動画は何分ぐらいで作られるのか、10分間か15分ぐらいなのか。1時間なんか流したら長過ぎてしまうと思うのですけれども、何分ぐらいになるのかお伺いしたいと思います。

防犯対策補助金につきましては、理解しましたので大丈夫です。

防災訓練のほうは、そうでしたね、B&Gのほうの財団のほうの残りを今回使うということで、災害時のボート訓練というのは水が出ていないのにどうやってやるのかなと思いますが、やり方聞いたってどうしようもないと思うのですけれども、どういうふうな形でやっていかれるのか。

そして、自主防災のほうは何をお買上げになるのか、もしお分かりでしたら教えていただきたいと思います。

○吉本秀二委員長 片岡副課長。

○片岡範行地域支援課政策創生担当副課長 60周年記念事業で動画を作成するに当たりまして、動画何分ぐらいを予定されているかということなのですから、記念式典の中で流す動画ですので、それほど長い動画ではございません。おおよそ10分ぐらいを考えております。

以上でございます。

○吉本秀二委員長 安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えさせていただきます。

水難救助訓練につきましては、一般的に水害があつて住宅地が浸水をしてしまって、町のほうもB&G財団の支援金で救助艇を購入してございます。そちらを使って、人を乗せて救出するという想定なのですが、とはいえどうやってやるのかという形で私どもも大変苦慮しております。1つは、

比企広域消防本部で、吉見、川島地区のほうはやっぱり水害地域ですので訓練を行っているそうですので、消防本部の方から講師としてお招きしてご指導いただくか、もしくはB&G財団に今年と少し前に研修に行っている職員がごいます。その職員のほうで、ある程度指導員としてお願いができるようでしたらお願いする。もしくは民間の指導者ということで、一番多いのはプールを使っているところが多いです。プールを使って、そこで人を乗せたりして救助する練習というのを行っているのが多いそうですので、川でやるのはちょっときついかないと私どもも思っておりますので、プールが活用できないかなというふうに思っております。

続きまして、消耗品、備品に関しましては、こちらは訓練に使うものというどうしても限定をされてしまいますので、B&G財団の場合はこの少し前に防災対策事業で大きなのが研修負担金というのがございまして、この研修負担金というのは、ここ2年職員と消防団員が油圧ショベルの研修にたくさん行かせていただいております。また、来年も50人とかという人数が油圧ショベルの講習を受けたりするようなことがありまして、そういったものでこういうふうに充てていきまして、ある程度訓練に使える額というのを算出して、どうしても少し後追い後追いになってくるのが実情でございます。昨年度10月に北部交流センターで12の自主防災組織の方に集まらせていただいて、避難所の設営訓練を行いました。比較的好評でしたので、もう一度かなというふうに思っております。

そうしますと、避難所はよくテレビ等で見るとパーティションのセット、プライバシーのパーティションワンセットで5万円しますので、例えばあれをもう5セット、10セット買えば50万とかという形になりますので、1つとしては避難所のパーティションセットなんかは考えておりますが、基本的には職員の研修負担金、こちらのほうがある程度優先しながら行って、訓練は一番最後にやるという形で、訓練も20人以上6時間という必須時間が設けられておりますので、これを必ず行う。訓練前に、備品は購入を終わっていないといけないので、なかなか厳しいので、その辺のバランスを取りながら、とにかくB&G財団さんに迷惑をかけないように行いたいと思っております。ですので、流動的なのですが、ある程度自主防災組織の皆さんとご相談して、こういうメニューをやってほしいとかというのが決まった段階で購入するものを決めていく、また油圧ショベル等の研修の人数が決まった段階で、300万円の残り調整して購入をするという形でバランスを取らせていただければと存じます。

以上でございます。

○吉本秀二委員長 畠山委員。

○畠山美幸委員 先ほどの災害ボートの訓練ですが、プールを使ってやろうかということを想定はしているということですが、B&Gに当初プールがあったのですが、今は全然活用されていないのですけれども、あそこというのは訓練ぐらいで水を張ってやるということができるのか。それが学校の、例えば今の防災の水が出るところは菅谷小学校でしたっけ、に設置してあるプールを使うのか、どちらをもしやるとするなら考えるのでしょうか。

○吉本秀二委員長 安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えさせていただきます。

学校のプール等をお借り、プールでやる場合は学校のプール等でできればなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○吉本秀二委員長 続いて、川口委員、質疑をどうぞ。

○川口浩史委員 1点目は73ページ、コンサルティング委託料、次年度はどのような相談を期待しているのか伺いたいと思います。

それから、防犯カメラ、89ページですけれども、限度額が1万円だと。例えば8,000円であつたら、8,000円をいただけるということなのですか。その2分の1とかって今までありましたけれども、そうではなくて、1万円以下のものであれば丸々補助を出しますよということなののでしょうか、ちょっと伺いたいと思います。

外国語ハザードマップの件なのですが、こういうのができましたよという外国人に対しての周知、これどういうふうに考えているのか伺いたいと思います。

それから、斎場事業増額161万円になっていますけれども、理由を伺いたいと思います。

○吉本秀二委員長 加藤主席主査。

○加藤憲史地域支援課政策創生担当主席主査 では、私のほうからコンサルティング委託料、次年度はどのような相談を期待しているかについてお答えさせていただきます。

自治体DXというか、社会全体のデジタル化が急速に進みまして、自治体においてもオンラインサービスですとか業務のデジタル化というものが進んでいます。利便性が向上する一方で、日々複雑化、巧妙化するサイバー攻撃の脅威が増しておりまして、本町においてもその対策が最重要課題というふうな位置づけでセキュリティー運用を検討しているところになります。そのため、特にサイバーセキュリティー対策に関して技術的、物理的な対策強化という面は、日々その都度相談させていただいているのでありますが、運用面につきましてもいろんな情報をいただきながら、相談をさせていただきたいなというふうに期待をしているところであります。

以上になります。

○吉本秀二委員長 安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えさせていただきます。

委員さん、少し確認をさせていただきたいと思うのですが、重なっているところもいろいろございまして、委員さんのお話と、あと防犯カメラのところと、あと斎場の、この2つでよろしいでしょうか。全てという形で。

〔「ハザードマップも」と言う人あり〕

○安藤浩敬地域支援課長 あとハザードマップと、斎場事業と防犯カメラの3つでよろしいでしょう

か。

それでは、防犯カメラにつきましてお答えさせていただきます。補助率10分の10ですので、8,000円なら8,000円という形で、令和5年の電話も同じでしたので、基本的には令和5年の電話機と同じように、10分の10で8,000円なら8,000円、1万円なら1万円、1万1,000円でも1万円という形で、1万円まで10分の10という形でやらせていただきたいと思います。

続きまして、外国語のハザードマップにつきましてお答えさせていただきます。外国語ハザードマップにつきましては、先ほどお答えさせていただきましたとおり、基本的にはPDFファイルという形で頂いて、スマートフォン、タブレットのほうで見ていただければというふうに考えております。周知につきましては、まず1つ特定技能基準省令というのが改正されて、令和7年4月1日以降特定技能外国人を受け入れるに当たり、当該外国人が活動する事業所のある市町村もしくは居住する市町村に協力確認書というのを提出することに、去年の4月1日から変わっております。嵐山町にもそのような形で協力確認書というのが届いております。また、それ以外であれば花見台工業団地の工業会もしくは商工会等から情報提供いただいたり、当然外国人の方が住民登録するときにはQRコード等をお渡しして、ハザードマップぜひ見てくださいみたいな形で周知ができればなというふうに考えております。

以上でございます。

○吉本秀二委員長 片岡副課長。

○片岡範行地域支援課政策創生担当副課長 それでは、私のほうからは予算書136ページ、斎場事業増額161万円の理由につきましてお答えさせていただきます。

こちら比企広域市町村圏組合の負担金の中で、各事業それぞれを所管する課において、予算上は計上のほうをさせていただいているのですけれども、そちらの会議、幹事会のほうに地域支援課のほうで出ておりますので、地域支援課のほうからお答えさせていただくという形で進めさせていただきたいと思います。

それで、こちらの斎場・霊柩車事業負担金の増額の理由なのですが、比企広域市町村圏組合のほうに問合せのほうをいたしましたところ、斎場運営に係る5年間の指定管理が令和7年度で終了いたしまして、その更新による施設管理事業が増額となっているため、これが各構成団体の負担金の増額となっております。この中で嵐山町での影響額が令和7年度と比べまして161万9,000円増の1,422万5,000円となっているものでございます。

以上でございます。

○吉本秀二委員長 川口委員。

○川口浩史委員 コンサルティングの件なのですが、そうですか。サイバー攻撃、セキュリティー対策でやるということなのですか。そうすると、この相談というのは昨年度とはちょっと違う形で、今回はコンサルタントに依頼するという形なのですか。昨年度と違う形で、新しくこの分野をやり

たいということであるのでしょうか。ちょっと確認です。

それから、外国語のハザードマップなのですが、花見台に勤務している人に聞きますと、正社員はある程度会社でつかんでいるということなのですから、やっぱり非正規の方も何人もいて、その人たちが辞めたり入ったりということで、結構で出入りが多いのだという話聞いたのです。なかなかつかみ切れない分野というか、人たちがいるのかなと思いついて、漏れがあつてはよくないなと思いますので、その辺大丈夫なのかどうかを伺いたいと思います。あとは結構です。

○吉本秀二委員長 加藤主席主査。

○加藤憲史地域支援課政策創生担当主席主査 これまでとは違うことをお願いするのかというご質問だと思いますが、コンサルティング業務委託に関しましては、毎月の定例会ですとか、各種システムの導入支援やアドバイス、また全職員のセキュリティ研修や、個人情報保護委員会の準拠に応じた監査だとか、そういったものを定例の委託内容としてアドバイザリー契約を結ばせていただいております。そこは全く変更せずに、ご質問にあった次年度どのような相談を期待しているかという点について、地域支援課としてはこの通常お願いしているアドバイザリーにプラスして、特にサイバーセキュリティに関しては近年、年々脅威が増しておりますので、現行のシステム面ですとか現行の運用面に関しても、プラス付け加えながら強化して相談をしていきたいという趣旨の回答になります。

以上になります。

○吉本秀二委員長 安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えさせていただきます。

ある程度お願いベースになってしまうのかもしれないのですが、花見台工業団地工業会につきましては、定例会等でぜひこういったものを従業員の方に、外国人の方に周知をお願いしたいという形で、こちらお願いなのかなと思っております。

あともう一つは、先ほど申し上げました協力確認書につきましては、去年の4月1日以降初めて外国人の方を特定技能研修員として受け入れるときに、その居住する市町村また事業のある市町村に、「市町村が実施する外国人との共生施策に対して、当社は必要な協力を行います」といって宣誓書的なものをこちらに提出していただいておりますので、基本的にはやって当たり前といいますか、言葉は強いかもしれませんが、町のほうに協力しますよという形で書類を頂いておりますので、私どもはこの協力確認書に基づいて周知をお願いしますという形でやらせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○吉本秀二委員長 よろしいですか。

続いて、渋谷委員、質疑をどうぞ。

○渋谷登美子委員 80ページの男女共同参画推進事業28万8,000円の事業内容を伺います。

次の音響施設のコミュニティ活動備品購入費については結構です。

それと、89ページ、部落解放同盟埼玉県連合会嵐山支部補助金ですが、昨年のまだ情報公開取っていないのですけれども、この活動内容としてはどのようなものを想定しているか伺いたいと思います。

それと、171ページの外国語版ハザードマップ作成業務委託ですけれども、これは委託先と、それから日本語が入ってくるのでしょうか。こんなに便利なものはないなと思って私は見ていたのですけれども、お話を伺っていて、日本語であつたら日本語の人たちはそこにアクセスしたら一応ハザードマップは出てくるわけですね、日本語の。そういうふうな形で、外国人の方以外の方も利用できるのならそのほうがいいなと思うのですけれども、その点について伺います。

○古本秀二委員長 安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 それでは、順次お答えさせていただきます。

まず、80、81ページ、男女共同参画推進事業の28万8,000円でございます。現在の第4次嵐山町男女共同参画プランの計画年度が、令和4年度から令和8年度までとなっております。8年度は第5次プランの策定期でございますので、3回から4回の審議会の開催費用と、プラン概要版の作成費等を計上した28万8,000円でございます。

続きまして、部落解放同盟に関する補助金につきましてお答えさせていただきます。88、89ページにあります部落解放同盟埼玉県連合会嵐山支部の補助金でございます。嵐山町運動団体活動事業費補助金交付要綱に定めます補助対象経費について、予算を上限ということですので40万円を上限に活動費を補助するものでございます。補助対象経費は、講演会、研修会等への参加費、啓発資料等の作成、購入費、団体運営費でございます。実際の補助額は、実績報告書の提出に基づいて精算をして確定をいたします。例年どおりの予算ということで、40万円をまず計上させていただいております。活動に関しましては、例年とそれほど変わらないのではないかとというふうに現在は伺っております。

続きまして、外国版ハザードマップの関係です。まず、委託先につきましては、今の黄色くて大きなハザードマップは令和3年度に作成をいたしました。こういったハザードマップを作るときに、イラストとかそういったものの著作権というのは、作成事業者が基本的には持っております。最初にデータも全て買い取りますというふうに言わない限りは、著作権は委託業者に残ります。当然それこそ3倍も4倍もお金を払わないと買い取れませんので、ですので今のハザードマップをある程度使うとなると、現在の委託先からこのデータ、このデータという形で著作権を侵さないような形で行うのが一つかなというふうに考えてございます。

あと作成の仕方につきましては、委員さんをおっしゃられたことを私も正直思っておりまして、今私が確認した限りは多分一度日本語で作って、その上に翻訳をしていくというふうに聞いているので、日本語があるのだなというのは私も何となく感覚を持っておりますので、一つ手かなという

のは正直思っておりますが、今回の予算にはそこは反映してございませんので、計上した後に一つ思いついたというのも私も正直なところでございます。

以上でございます。

○吉本秀二委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 そうしますと、男女共同参画基本計画をつくるということで、当然女性支援に関わる計画も入ってくるか、それとも女性支援に関わる計画はまた別口につくるのか、その点についてどのようにお考えなのか伺います。

もう一つ、これ全部言うのだよね、ごめんなさい。そうすると、あと部落解放同盟の補助金ですけども、運動団体補助金交付要綱については、全く見直すという考え方はなかったのかどうか伺います。

以上です。

○吉本秀二委員長 安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えさせていただきます。

困難女性支援に関わる市町村計画につきましては、埼玉県なのか国なのかちょっと全て、今手元に資料がないのですが、町の男女共同参画プランに組み込んで作成することができますという形で、法律ができたときに明確に記載してございましたので、嵐山町としましてはほかの計画、女性活躍推進計画、DV防止基本計画と同じような形で、困難女性支援基本計画という形で盛り込んだ形の第5次男女共同参画プランを作成しようという形で、今現在考えてございます。

続きまして、部落解放同盟の嵐山支部への補助金につきましては、委員さんおっしゃるとおりに平成25年に作成したもので、確かに10年以上たっているものでございますが、その間見直しということとは行っておりません。現在も考えてございません。

以上でございます。

○吉本秀二委員長 よろしいですか。

以上、質疑がないようですので、地域支援課に関する部分の質疑を終結いたします。

ここで休憩いたします。入替えのみ。

休 憩 午後 1時56分

再 開 午後 1時58分

○吉本秀二委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、町民課に関する部分の質疑を通告書に従い行います。

それでは、藤野委員、質疑をどうぞ。

○藤野和美委員 私のほうは、116ページにあります国民健康保険特別会計繰出事業、これが前年に対して1,107万1,000円増額しております。この増額の理由についてお聞かせください。

○吉本秀二委員長 石橋副課長。

○石橋正仁町民課保険・年金担当副課長 それでは、国民健康保険特別会計繰出事業増額の理由ということでお答えいたします。

増額の主な要因でございますが、保険基盤安定負担金の増額が約873万8,000円、あと子ども・子育て支援金システム改修に要する経費が411万4,000円となっております、この2つが大きな要因となっております。

以上です。

○吉本秀二委員長 よろしいですか。

藤野委員。

○藤野和美委員 これいわゆる保険基盤安定ということで、これは繰り出しているわけですが、いわゆるこれが、よくこれは議論になっております法定外と法定内ということであるわけですが、この保険基盤安定については法定内ということで、例えば基金への繰り出し事業、これらもある意味保険基盤安定ということで考えれば、法定内繰り出しということで考えてよろしいのでしょうか。

それから、子どもシステム改修と言いましたが、この前子ども改修についての、ああ、12月ですか、ありました。それとの関係でこれが出ているのかどうか、改めてちょっと確認いたします。

○吉本秀二委員長 石橋副課長。

○石橋正仁町民課保険・年金担当副課長 まず、基金への繰り出しの関係ですが、こちらは嵐山町の場合は全て法定内でやっておるような状況でございます。

次に、子ども・子育ての支援金システムの改修ですが、こちらは9月の議会のときに補正をさせていただいたものですが、こちら9月に今年度分を計上させていただきまして、残りの部分を来年度の早めに改修させていただくといった形になっております。

以上です。

○吉本秀二委員長 藤野委員。

○藤野和美委員 国保税に関しましては値上げの条例が出て、これが可決されているわけなのですが、要するに町民負担を軽減するために基金への繰り出しという方法があるかと思うのですが、これを今回の中では基金に対して町民の負担軽減のために基金に繰り出すという考えは、この予算にはなかったのでしょうか。ちょっとそのお考えだけお聞きしておきます。

○吉本秀二委員長 石橋副課長。

○石橋正仁町民課保険・年金担当副課長 基金への繰入れについては、今回は考えていないといった状況でございます。

以上です。

○吉本秀二委員長 以上、質疑がないようですので、町民課に関する部分の質疑を終結いたします。

ここで休憩いたします。入替えのみ。

休 憩 午後 2時04分

再 開 午後 2時05分

○吉本秀二委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、福祉課に関する部分の質疑を通告書に従い行います。

それでは、橋本委員、質疑をどうぞ。

○橋本 将委員 それでは、予算書106ページ、地域福祉人材育成事業、令和7年より減額された理由と、助成金はどのように使われているか、内容と対象者数などをお願いいたします。

続きまして、125ページ、乳児等通園支援事業に係る委託料及びトイレ改修工事、トイレの改修工事により洋式化の普及率は何%になるか、答弁をお願いします。

○吉本秀二委員長 吉田副課長。

○吉田信子福祉課社会福祉担当副課長 地域福祉人材育成事業の件についてお答えいたします。

まず、福祉分野に理解と熱意を持つ人材の確保と育成のために、介護保険サービス事業所や障害福祉サービス事業所に勤務する人が、交付対象となる福祉資格を取得したときに助成金を交付しております。その助成金の金額につきましては、5万円と3万円がございます。

まず、5万円の助成につきましては、事業所での勤務経験のない方が資格を取得した場合と、既に資格を持っていて事業所での勤務経験がある方が結婚や病気などの理由で3年以上の離職期間を経て再勤務する場合がございます。

次に、3万円の助成のほうにつきましては、事業所に勤務する方が自己技術向上のために新たに資格を取得した場合に交付してございます。過去の実績で見ますと、自己研鑽による資格取得のほうで、令和6年度は若干減少しましたので、その実績に基づきまして、今回予算のほうも減額させていただきました。

以上です。

○吉本秀二委員長 内田副課長。

○内田淳也福祉課児童福祉担当副課長 それでは、私のほうからは乳児等通園支援事業の関係につきましてお答えさせていただきます。

まず、委託料ですが、乳児等通園支援事業の町外施設を利用した場合の委託料でございます。1時間1,300円の委託料を、利用実績に応じてお支払いいたします。一月10時間上限ですので、1件で10時間を12か月分という形で積算しております。

次に、トイレの改修工事でございます。健康増進センター2階のトイレを改修する予定です。現在子育て広場「レピ」において、健康増進センター2階利用させてもらっているのですが、この乳児等通園支援事業も来年度から子育て広場「レピ」で実施する予定になっておりまして、そのため

の改修でございます。現状は、子ども用の小便器は設置してあるのですけれども、大便器は大人用の便器、便座になっておりまして、それに子ども用の補助便座をセットして利用するという形になっております。なので、大人用ですので高さが高かったりとか、手洗いも子ども用の手洗い場がないものですから、子ども用の便器と手洗いを整備する予定でございます。

洋式トイレの普及率ですが、健康増進センターにおいては80%、町内の保育所では約9割が洋式トイレとなっております、ただ町内の保育所の和式は、あえて和式のほうを設置しております。これは小学校に上がると、小学校今現在和式のトイレもございますので、そういったトレーニングのためを含めてというような理由で設置していたようでございます。現状は多分、学校はトイレ改修でもう洋式化になってしまっているかもしれないのですけれども、そもそもそういう理由で保育所のほうは和式もあえて残しているという状況でございます。

以上でございます。

○吉本秀二委員長 橋本委員。

○橋本 将委員 それでは、再質問します。

まず、地域福祉人材育成事業ですけれども、これは勤務していない人が5万円ということですが、申請するのは事業所になるのか、それとも個人で資格が欲しい人もできるのかということをお伺いしたいと思います。

あと、乳児等通園支援事業につきましては、あえて和式を残している。9割洋式で、1割がということですが、そういう理由で残しているということは理解できなくはないのですけれども、その後の町内の施設で80%が洋式で、残り20%和式ということなのですから、これは何らかのほかの事業を超えてでも100%目指していくのか、それともそこもあえて和式を残していくつもりなのか、お伺いします。

○吉本秀二委員長 吉田副課長。

○吉田信子福祉課社会福祉担当副課長 お答えいたします。

申請先としましては、個人で町のほうに申請をしていただいております。

以上です。

○吉本秀二委員長 内田副課長。

○内田淳也福祉課児童福祉担当副課長 先ほど健康増進センターが80%ということで、ほかの公共施設については申し訳ありません、調べておりません。今後の洋式化率につきましては、各担当課のほうでの考え方になると思いますので、こちらのほうではちょっとお答えできません。

以上になります。

○吉本秀二委員長 橋本委員。

○橋本 将委員 そうしましたら、地域福祉人材のほうだけもう一度再々質問します。

個人が申請するということですが、勤務実態だとか、そういう事業所からの資料というの

は、それも個人で事業所からもらって、あくまで個人で窓口申請ということですか。

○吉本秀二委員長 吉田副課長。

○吉田信子福祉課社会福祉担当副課長 お答えいたします。

対象の勤務先の事業所の所在地も決まっておりますので、事業所のほうで証明をつけていただいて、それを持って町のほうに申請をしてもらっていただいています。

以上です。

○吉本秀二委員長 続いて、宮本委員、質疑をどうぞ。

○宮本大裕委員 私のほうから1点、予算書41ページです。放課後児童対策事業費補助金、概要に一定の基準とありますけれども、この一定の基準についてお伺いをさせていただきます。

○吉本秀二委員長 内田副課長。

○内田淳也福祉課児童福祉担当副課長 それでは、お答えいたします。

放課後児童対策事業費補助金でございますが、補助金交付要綱の別紙に補助金交付額算定基準額というものが定められております。この基準額を満たさないと、補助対象となりません。基準の内容につきましては、かなり細かく設定しておりまして、大きく分けますと人員配置、年間の開所日数、利用定員数、障害児の受入れ数など様々な項目におきまして基準が定められておりまして、その基準ごとに基準額が定められているという状況になっております。当然のことながら、嵐山町においてはこの基準を満たしておりまして、この基準額の一部、いわゆる補助率、そちらを掛けた金額が交付されることとなっております。この一定という表現ですが、この補助金につきましては、かなり基準だったりラインが定められておりまして、それに逆に満たさないと補助額が、率が変わる、もしくは補助がそもそも受けられないというような形になっておりますので、そういう意味で一定の基準を満たしたものという意味での表記でございます。

以上になります。

○吉本秀二委員長 宮本委員。

○宮本大裕委員 そうすると、その補助率のここにある2分の1または3分の1というのは、そういった基準に応じた補助金の違いということになるのですか。その内容的なものというのは、また細かくて説明しにくいのでしょうか。

○吉本秀二委員長 内田副課長。

○内田淳也福祉課児童福祉担当副課長 まず、基本的にはこの補助金額、国、県、町で3分の1というのが基本的な補助率になります。ただ、この中で国の、先ほど言いました年間開所日数が、例えば具体的に言いますと嵐山町今4か所学童保育あるのですが、土曜日にも基本的には開所しているのです。ただ、七郷学童においては土曜日の利用率がかなり低くて、開所日数が大分減るような事態になっております。その場合には、年間250日というのがあるのですが、それを満たさない場合には、その下の基準に行ったりだとかしてしまいます。さらに、逆を言いますと開所日数が多く、

七郷学童も土曜日も実施して、逆に国の基準よりもオーバーしてしまった場合につきましては、この補助金県単の部分がありまして、国の補助基準額よりもオーバーしてしまった分は県が単独で2分の1、県2分の1、町2分の1の補助率が変わるというような難しい補助金でして、そういったところもあってこういった表記になっているかと思います。

以上になります。

○吉本秀二委員長 よろしいですか。

続いて、小林委員、質疑をどうぞ。

○小林 智委員 私からは、予算書121ページ、(4)の学童保育室事業、新規業務として学童保育室改修工事の概要、新校開校後の学童保育室運営方針、それから規模、それから志賀小、七郷小の保育室の対応について伺いたいと思います。

○吉本秀二委員長 内田副課長。

○内田淳也福祉課児童福祉担当副課長 それでは、学童保育室の改修工事につきましてお答えをいたします。

まず、対象保育室ですが、菅谷小学校のひまわりクラブ、ひまわり第2クラブ、志賀小学校のてんとう虫クラブを統合し、現在の菅谷中学校普通教室棟の1階部分を改修箇所としまして、各教室を1支援単位として、1支援単位が40名定員になりますので、5支援単位200名の児童が利用できる保育スペースを改修いたします。そのほかに事務室、調理室、トイレ等設置、改修工事をいたします。また、七郷小学校の学童保育室につきましては、当分の間残置といたしますので、七郷小学校学童保育室も含めると、令和11年の改修後には240名の定員となることとなります。

統合後の運営方針でございますが、3つの学童一緒になるということもありますので、現在においてはまだ定めておりません。今後、学童部会においてご審議いただくこととなっております。現場の支援員や保護者、必要に応じて子どもの意見を聞きながら進めていきたいと考えております。

現在の進捗でございますが、現在は補助金の事前協議を行っておりまして、予定では4月中旬に内示が出ることでされております。その内示を受けまして入札を実施し、議会の議決を経まして本契約とさせていただきたいなと思います。夏休み前の着工、工事を目指しておりまして、おおむね年を明けて2月ぐらいには、ひまわりとひまわり第2が先行して移転をするような形になります。3月の開所を目指しております。

以上となります。

○吉本秀二委員長 小林委員。

○小林 智委員 大体新校設立に向けて、学童保育室の対応全般としてどうなるのかということが聞きたかったのですが、いずれにしてもひまわり、スケジュール感は別にして、ひまわり1と2と今てんとう虫、志賀小まで入れるとあると。これを合併するということですね。これを1つの学童保育施設として運営する。そうすると、ただし40人学級といいますか、40人クラスを想定する

から、人数によって3クラスになるか4クラスになるかというようなことが想定されるということ。同じ学童保育、これは多分今の委託先も3つに分かれていますけれども、その中で1つの委託先に対して3つの教室があるみたいな形で運営されるということですね。3つか4つの、そういうようなイメージかと思います。

それで、この新しい保育室にはキャパシティーとして、さっき話をお聞きした中では200名と言っているけれども、七郷小も含めれば240名が収容可能な施設になるのか、まず第1点聞きたいと思います。

○吉本秀二委員長 内田副課長。

○内田淳也福祉課児童福祉担当副課長 まず、施設単位の関係でございますが、委員おっしゃられますとおり、1施設で5支援単位、定員200名という施設を改修いたします。ただ、定員につきましては、先ほど240名というのはあくまでも1施設5支援単位の200名の施設が1つ、あと七郷学童保育室が別のところに1支援単位40名の施設が1つ、合わせて240名というふうにご理解いただければと思います。

以上です。

○吉本秀二委員長 小林委員。

○小林 智委員 そうしますと、新校の場所には、今ある統合するひまわり1、2とてんとう虫が学童室として運営されて、今話のあった別の施設というのは、今の七郷学童が単独で残するという、場所的にはそういうイメージであるということですね。

そこで伺いたいのですけれども、私もぜひ七郷に子どもの声が残るように、残したらいいのではないかなということはかなり前からお話しはしてはいたのですけれども、保護者の立場だとかいろんな場面を考えると、逆に統合後にやはり七郷地区にいる児童であっても、保護者の職場の関係だとかいろんな関係で、場所は新校の場所の中の保育室に入れたいという希望も当然出てくると思います。そうすると、今七郷地区にいる者がどんどん、どんどん人数が減っていますから、そういった2つの選択肢があったりすることになって、さらに七郷小の保育室が1つの単位として運営することが合理性がどうだという話も、話題もまたその先出てくるのではないかな。

一方で、やっぱりもともと七郷から送迎のほうも相当大変な地区もあるわけですから、今まで七郷にいるからちゃんと送迎できたけれども、今度はもしひまわりのほうに全部行ってしまうと、大変な時間かかってしまう。だから、少人数でも残してくれという保護者の要望もまたあるかもしれません。その辺の考え方というのは、今現在、いわゆる方針というのはそこを聞いたかったのですけれども、どんなお考えなのかというのをお聞きさせていただければと思います。

○吉本秀二委員長 太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 委員のご質問でございます。昨年のちょうどこの当初予算の設計のお話のときに、少し触れさせていただいたのですけれども、七郷小学校の施設、当然ちょっと建物も古いとい

うことがあります、今小林委員おっしゃるとおり、新しい学童のほうにということは当然想定をしております。ただ、例えばご父兄が勤務地が熊谷方面だったりすると、お迎えは七郷のほうに近いとか、現状で菅谷なのですけれども、七郷の学童というのも、統合後は七郷小学校という名称ではなく、名称も武蔵嵐山小学校の学童保育室と、仮称ですけれども、そういった名前をつけていくと思われます。そういったことも踏まえまして、当分の間は残置するという事で方向性を示しております。

ただ、委員ご心配のとおり、利用者がどのぐらいいるのかというのが、現時点では把握ができません。昨年もお話しさせていただきましたが、令和10年の秋口から令和11年の4月以降の募集が始まるわけなのですけれども、その中で学童保育の利用者がどこの学童保育というところで定まってくると思われますので、その辺で少し検討はしていく必要があるかと思えます。例えば20人ぐらい七郷使いたいのですということであれば、一定程度指定管理業者のほうも人員を配置ができると思うのですけれども、2人しか利用がありませんということになると、そこに1人ないし2人の支援員を置くというのは、指定管理事業者としても難しくなってくるのかなというところがありまして、そこは今の段階で見通しが立たないという部分でありますので、一旦は11年度で統合後、七郷学童保育室も閉鎖しますということではなく、状況を見て考えていきたいと。ただし、この学童保育の基本方針の中では何年ということはないので、あくまでもその状況を鑑みながら検討していきたいという考えでございます。

以上でございます。

○吉本秀二委員長 続いて、藤野委員、質疑をどうぞ。

○藤野和美委員 まず、予算書の120ページ、児童福祉総務事業が増額されております。この理由をお願いいたします。

それから、122ページ、子ども家庭支援センター運営事業の費用が、こちらは減額されております。

その理由を。

それから、106ページで障害者生活支援事業、生活サポート事業費補助金の内容、これは毎年聞いております。今年の状況についてちょっとお聞かせください。

以上です。

○吉本秀二委員長 内田副課長。

○内田淳也福祉課児童福祉担当副課長 それでは、私からは1番目と2番目の質問につきましてお答えさせていただきます。

児童福祉総務事業の増額の理由でございます。前年度と比べて179万4,000円増額となっておりますが、会計年度任用職員の報酬と費用弁償が主な内容となります。乳児等通園支援事業の開始に伴いまして、利用の登録、認定、申請の受付、委託料の支給、請求業務等、新たな業務が発生してまいりますので、この業務に当たる、従事する者として会計年度任用職員を1名予定しております。

週3日で6時間の雇用を考えております。

次に、子ども家庭支援センター運営事業の減額理由につきましてお答えをいたします。昨年度と比べて166万6,000円減額となっておりますが、こちらにつきましても会計年度任用職員の報酬と手当の減額が主な内容となります。令和7年度の当初予算では、会計年度任用職員を週4日7時間勤務2名、週5日7.5時間勤務を2名の計4名で雇用を予定しておりました。実際には、週4日7時間が1名、7.5時間が1名、週3で6時間が2名、5時間が1名、計5名での運用を今年度やっております。当初の予定よりも少ない時間数で運営してまいったわけなのですが、職員の努力、チームワーク等で少ない時間数でも十分な成果を上げておりました。令和8年度につきましても、引き続きほぼ同様の体制で運営できる見込みのため、報酬と手当のほうが減額となっております。

以上になります。

○吉本秀二委員長 吉田副課長。

○吉田信子福祉課社会福祉担当副課長 生活サポート事業費の件でお答えいたします。

令和7年度につきましては、約月120時間を見まして予算取りさせていただいたのですが、登録者数とか、若干増加傾向にございますので、令和8年度につきましては、月123時間として積算をさせていただきました。

以上でございます。

○吉本秀二委員長 藤野委員。

○藤野和美委員 では、生活サポートのほうだけ質問いたします。

今年度の利用者数と、それからそれを支える事業者の数をちょっと教えてください。

○吉本秀二委員長 吉田副課長。

○吉田信子福祉課社会福祉担当副課長 お答えいたします。

今年度利用されている事業所の数は、町内外合わせて7事業所で、うち町内事業所は3事業所でございます。

以上です。

〔「利用者数」と言う人あり〕

○吉田信子福祉課社会福祉担当副課長 失礼いたしました。あと利用者数でございますが、今現在7年度の登録者数は225名、前年度に比べまして7名ほど増加してございます。うち、実際に利用している人数としましては、前年度、令和6年度ですと49名でございましたが、今現在45人となっております。

以上です。

○吉本秀二委員長 よろしいですか。

ここで休憩いたします。14時40分まで休憩いたします。

休 憩 午後 2時25分

再　開　午後　２時４０分

○吉本秀二委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

　　畠山委員、質疑をどうぞ。

○畠山美幸委員　それでは、ページ数121ページです。障害児通所支援事業が増額になっております。通所の人数の増加数は、お伺いしたいと思います。

　　そして、125ページ、乳児等通園支援事業に係る委託料及びトイレ改修工事の内容についてのトイレ改修の件は、先ほどお話伺いましたが、便座が２枚仕立てになっているのか、それともお子様用の便座を何というかな、別にぶら下げておいて、ぱかっと載せるタイプにするのか、ちょっとどっちなのかなと思ひまして、それをお伺いしたいと思います。

　　それと、次が121ページ、学童保育室の改修工事につきましては、もう理解しましたので結構です。

　　以上２点お伺いします。

○吉本秀二委員長　吉田副課長。

○吉田信子福祉課社会福祉担当副課長　お答えいたします。

　　障害児通所事業の件でございますが、増額になっている理由としましては、児童発達支援事業所の利用回数の増加を見込んで増額とさせていただきました。人数ですけれども、今年度は10名を見込んでおりましたが、来年度はプラス１の11名を見込んで積算をしております。

　　以上です。

○吉本秀二委員長　内田副課長。

○内田淳也福祉課児童福祉担当副課長　トイレの改修工事につきましてお答えさせていただきます。

　　現状は、委員さんおっしゃられますように、大人用の便座にぶら下げるタイプの補助便座をかばっとはめ込んで、やっぱり高さがあるので踏み台を使って子どもさんが利用しているという状況です。それを１基大人用のをもう撤去しまして、子ども用の幼稚園にあるような小さい便器を設置したいというふうに考えております。

○吉本秀二委員長　畠山委員。

○畠山美幸委員　121ページだけです。再質問させていただきます。

　　そうしましたら１名増やしたということですが、この対象年齢というのは何歳までが対象年齢で、施設数は何施設あるのかお伺いしたいと思います。

○吉本秀二委員長　吉田副課長。

○吉田信子福祉課社会福祉担当副課長　お答えいたします。

　　対象年齢は未就学児となっております。事業数でございますけれども、放課後デイサービスの事業所は、町内外14施設を利用しております。うち12人が町内の２か所を利用しております。

　　続きまして、児童発達支援につきましては、10人が町内外７つの施設を利用しております、う

ち2名が町内事業所を利用してございます。

以上です。

○吉本秀二委員長 よろしいですか。

続いて、川口委員、質疑をどうぞ。

○川口浩史委員 104ページの(11)、介護給付訓練、昨年より1,353万円と大きく増えているわけです。昨年の予算も1,500万円ほど増えているわけです。必要な予算だというふうには理解しておりますけれども、理由を伺いたいと思います。また、今後もこれは増える傾向にあるのか、見込みであるのか伺いたいと思います。

続いて、120ページ、学童の関係です。新年度、学童の待機児童はおられるのか伺いたいと思います。

それから、菅中を改修工事するわけですが、当初の工事費から見てどのくらい増えているのか伺えればと思います。

そして、先ほど240人と行ったかな、学童が。200人を超えた人数の対応をどうするのか伺いたいと思います。

そして、子どもの声は2階に、2階は中学生が、2年、3年学んでいる、そこで学ぶわけですが、声が届かないか。これ12月議会でしたか、どこで質問したかちょっと忘れてしまったので、もう一度伺いたいと思います。それだけで結構です。

○吉本秀二委員長 吉田副課長。

○吉田信子福祉課社会福祉担当副課長 お答えいたします。

介護給付訓練、昨年より増加しているということでございますけれども、増加した理由につきましては、今までの傾向と同様に、通所系サービスですとかグループホームの事業費が増加傾向にあるためと考えております。また、施設入所はあまり動くことはございませんが、就労系やグループホームの利用につきましては、もともと計画で何日の利用を増やしたりとか、あとまた途中で辞めてしまったりというふうな傾向があります。出入りが激しかったりしますので、国の動向を見ましても持続的な伸びを見込んでおりますので、今後も利用人数の増加ですとか日数が増えていくものと考えております。

以上です。

○吉本秀二委員長 内田副課長。

○内田淳也福祉課児童福祉担当副課長 それでは、学童保育室についてお答えいたします。

まず、待機児童でございますが、令和8年度入所では、志賀小学校のてんとう虫クラブで6年生6名が待機となっております。この方たちにつきましては、長期休暇利用をご提案しているところでございます。

次に、改修工事費でございます。当初予算入力時点では、実施設計が作成中であったため、工事

費の算出ができておりません。この予算計上につきましては、国の交付金の算定基準額を基に積算しておりまして、国の算定基準額が1支援当たり3,542万3,000円というのが基準額になっておりますので、掛ける5と、5支援単位分というところで積算、計上させていただいております。工事費につきましては、今回お示しするのが初めてでございますので、特に比較はできないのかなというふうに考えております。

次に、200人を超えた人数の対応でございますが、学童保育室の統合に当たりまして、学校再編に伴う学童保育の再整備方針というのを定めております。その中で、令和11年度までの学童利用人数を推計しております。令和11年度の予想では、1年生から6年生合わせて176名が利用するだろうという推計を出しております。それに対しての200名定員でございますので、数字上では足りることとなります。仮に200人を超えても、七郷学童保育室の40人定員の分がございますので、現状のまま、この推計どおりにいけば対応できるものと考えております。

最後に、子どもの声でございますが、令和8年度末から令和10年度末まで学童保育と中学校が共存するような形になります。当然のことながら、中学校の授業に極力影響が出ないように最大限の配慮をしたいというふうに考えております。窓ガラスを防音性の高い仕様にして、さらに階段からの音を防ぐために、学童保育エリアと階段のところは壁で仕切りたいというふうに考えております。完全に音を遮断するということは不可能でございますけれども、できる限り防音対策を施したいというふうに考えております。また、学童側にも協力をいただきまして、小学1年生が午後2時半ぐらいに授業が終わって、ちょうどその時間帯が中学校の時間帯でいいすと6時限目の時間帯になるかと思います。そういった部分で、中学校の授業にかぶる部分もございますので、その点につきましては学童保育の協力をいただきまして、中学校授業の学童保育活動については工夫していただくように考えております。

以上になります。

○吉本秀二委員長 川口委員。

○川口浩史委員 介護給付訓練ですけれども、通所やグループホームの利用等での説明がありましたけれども、これらは増えていく傾向ですので、おっしゃるようなやっぱり増えていくというふうに見込んでいるわけですか。見込んで、対応できる施設のキャパを超えるということは、今後ちょっとあるのでしょうか。ちょっとその1点を伺いたいと思います。

それから、学童の関係なのですが、志賀小が6人待機になるということで、ちょっとよく分からないのが長期休暇利用、どういうふうにこの子はなるのか伺いたいと思います。

改修工事なのですが、比較は多分できないと思うのです。初めてのことから、今回が。だけれども、大体この程度の金額でできるのではないかなというのから見て、いろいろ資材、人件費上がっていますから、かなりの額が上がっているのではないかなと。今後の学校建設にもそれは考えられるのではないかなと思ったので、その金額をちょっと聞いているのですけれども、どうでしょ

うか。

200人を超えた人数の対応なのですが、今年が240人ということで、今年は何とかやっていけるのですか。240人分の学童の人数、余裕あったかなと思うと、どうだったろうなと思って、ちょっとそれ伺いたいと思います。

子どもの声の関係なのですが、そうですか。ガラスは防音に、二重になるのかな。ペアガラスというやつになるのですか。それと、階段のところに防音装置ではない、何だったのだろう、ちょっとメモし切れなかったもので、それをつけると。多分階段から上へ音が一部漏れるかなと思いますので、6時限目の授業に一番影響というか、声が届くなと思いますので、完全に確かに難しいとは思うのですけれども、やはり何か試験のときとか、それに時間が当たってしまうと、なかなか集中できないということもあり得ますので、これで大丈夫なのかなということをちょっと今思ったので、どうでしょうか。どの程度の防音効果になるのかというのを、ちょっと難しいよね。場合によったら、これでちょっとやってみて、音が不十分だなとなったら、さらなる対策をしていくこともあるのか、ちょっと伺いたいと思います。

○吉本秀二委員長 太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 私のほうから、介護給付、訓練給付の関係でございます。

事業所のキャパということでございますが、現在利用されている方全ての方が町内の事業所というわけではございません。事業所が自分の業務をするエリアを決めておりまして、東松山の事業所を使う方もいらっしゃいますし、お隣の滑川の事業所を使う方もいらっしゃいます。グループホームに関しましては、実は町内にかなりの数があるのですが、ちょっと今数字持っていないのですけれども、あまり町内の方が町内のグループホームを使うことはなくて、町外の方が嵐山のグループホームを使う、町内の方は町外のグループホームを使うという傾向が昔からあります。一番遠くでありますと、本庄のほうのグループホームを使ってみたりとか、これは利用者さんのほうで就労系の事業所もそうなのですが、まずそういった希望が上がった場合に担当職員と期日を合わせまして、下見というか見学をさせていただきます。ご本人ができるという作業と、実際に事業所に行ってみての作業で、多少やっぱり違いがあったりするものですから、その辺の部分を目で見ていただいて、あるいは少し触っていただいととか、そういったことも考慮しながら実施をしております。

ただ、皆さんやはり就労Bのケースですと、先ほど吉田が述べましたとおり、計画相談員さんが、ではAさん、月曜日から金曜日まで週5日間を6時間ずつ入りましょうという計画を立てても、週の半ばでちょっと疲れてしまっていて今日は休みますとか、あるいは1か月頑張ってみたのだけれども、ちょっと難しくて、2週間休んでまた復帰するとかという、そういった動きもなくはないので、そういった意味で毎年12月に実績を見込んで、今後の動きがもしかすると不足する可能性があったりを予想しまして、補正を組ませていただいたりしております。

逆にグループホームに関しましては、基本的には入居でございますので、月の30日、31日の利用

が確定をしているケースと考えますが、やはり入居している間に、基本的には日中はそのグループホームを拠点にして就労系の事業所に行かれる、あるいは一般就労に行かれる、様々なのですけれども、そのグループホームでの中の人間関係ですとか、そういったもので続けられなくなってしまって戻ってこられるという方もいらっしゃいますので、就労Bに比べると率は低いのですけれども、グループホームの利用者さんについても、必ずそこがずっといられるということではないという状況でありまして、それらを踏まえまして計上させていただいております。

また、箱型の施設が、なかなか大きい箱の施設というのは難しいものですから、今やっぱりグループホーム、特に株式会社さんなんかも指定ができるようになっていきますので、中古物件の一戸建てで4人定員とか5人定員という形で中を改造していただいて、運営をするような事業所も多くなっています。ちょっと前ですと、アパート的に新築で、下6人、上6人の12人というようなイメージもあったのですが、最近はそういった中古物件を活用してのグループホームというのも多くなってきているのが現状でございます。それですので、キャパ的な問題というのは、基本的にはオーバーフローすることはないと考えております。

以上でございます。

○吉本秀二委員長 内田副課長。

○内田淳也福祉課児童福祉担当副課長 それでは、学童保育の関係をお答えいたします。

まず、長期休暇利用でございますが、こちらにつきましては夏休み、冬休み、春休みなどの長期休暇のときのみ利用するという制度でございまして、学童保育今までもそうなのですが、平日の登室率は8割ぐらい高くなっているのですが、長期休みになりますと6割ぐらいに下がってくるのです。その分、余裕ができますので、長期休暇のみの受入れを可能としているということで、数年前から待機児童対策として実施しておるところでございます。

続いて、改修工事の予算の算定でございますが、やはり細かな仕様が決まらないと、そもそも予算の積算ができないというところでの、この金額になっております。当初予算の入力は、11月か12月にかけてのところでございますが、そのときにはまだ学童の設計の細かい仕様まで決まっておりました。ですので、国の交付金の算定基準額を基に算出させてもらったわけなのですが、今現状仕様も大体決まりまして、今設計会社のほうで数字のほうを出していただくような形になっております。設計業者に確認したところ、この規模の改修工事であれば、躯体とか大きくいじる工事ではございませんので、この基準額内で収まるのではないかとというふうに推定しております。

次に、定員でございますが、現状は嵐山町200定員でございます。240ではなくて200定員、令和11年度統合した後に240定員になるという形になります。なので、現状は200人の定員に対して、志賀小の6名が待機児童という形で出てきてしまっているという状態になります。なので、これで統合しまして、今現状5年生、6年生の申込みというのは結構少ない状態ではあるのですけれども、今の比率、もしくは少し増えたとしても、240の受皿があれば対応できるという推計をしております。

あと、最後に子どもの声でございます。まず、今設置するサッシでございますが、日本産業規格、J I S規格で遮音性能の等級を定めておりまして、今回設置しますサッシにつきましては、T-2という等級のサッシを導入する予定になっております。この等級につきましては、30デシベルの音を遮る性能を持っているとされておりまして、通常80デシベルというのが、ちょうど大きい幹線道路の交差点ぐらいの騒がしさといえますか、結構極めてうるさいような状況の騒音を、このサッシをすることによって30デシベル下がりますので、静かな事務所程度になるという検査結果といえますか、というのが出ております。そういったところで遮音性の高い部材を使用することになっております。

加えまして、先ほど委員さんおっしゃったとおり、階段からの声というのは大分上に届くようになってしまいますので、階段のところを完全に壁で学童のところと塞いで、上に行かないような形を取りたいなというふうに考えております。あと、天井も今現状、はり出ているような状態なのですが、このはり下まで天井を下げて、そこにも空間をつくるような形にして、そこについても防音性が保てるような形にしたいなというふうに現状考えております。

以上になります。

○吉本秀二委員長 よろしいですか。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 ただいまの学童の子どもの声の関係でございます。先日たまたま予定の場所の現地調査をしていたのですが、2階の中学生の椅子だったりとか動く音はすごく上から下がってくるのですが、これが学童保育さんが2階であったとすると、1階のほうにはそういった影響は大きいのかなというふうに感じました。今、内田副課長のお話のとおり、現状はりが20センチぐらい出ているのですか、その奥に天井の天端があるのですけれども、その空間を防音をすることで、少しそういった部分も逆に軽減できるのかなというところで、その辺も踏まえまして設計業者入っていただいておりますので、ただ委員さんおっしゃるとおり100%というのはなかなか難しいものかなというところは担当課としても思っておりますが、今の中で可能な限り音が出ない対策というのは考えた上での設計をしていただいているということでご理解いただければと思います。

以上でございます。

○吉本秀二委員長 それでは、続いて渋谷委員、質疑をどうぞ。

○渋谷登美子委員 では、121ページのこども医療費給付金ですが、令和7年度が5,323万9,000円が4,957万4,000円に下がっているのですけれども、ひとり親家庭等医療費給付金は令和7年度が470万4,000円が525万6,000円で、これ予算だから多分結果というのは違うと思うのですけれども、子どもの数が減っているの、当然こども医療費の給付金は下がるのですけれども、ひとり親家庭のほうは逆に増額になっているということの要因を伺いたいと思います。

それから、123ページなのですが、これは畠山委員が質問したものと同じではないかなと思うので

すが、それで同じことを聞くようになるので申し訳ないのですけれども、扶助費の書き方、説明の書き方をもうちょっとちゃんと分かりやすくしてもらえると、これは非常に分かるのではないかなと思うのですけれども、それだけ伺いたいと思います。

それから、123ページ、育児支援ヘルパー派遣事業28万6,000円から77万円に増額されているのですけれども、これはどういうことか伺いたいのと、ヤングケアラー対策、対応もあったのかどうか伺いたいと思います。

125ページです。子どものための教育・保育給付事業、教育・保育地域型保育給付費負担金増の理由です。年齢別の子ども数の増加について伺いたいと思います。子ども数は増加していないと思うのだけれども、それについて伺いたいと思います。

○吉本秀二委員長 内田副課長。

○内田淳也福祉課児童福祉担当副課長 それでは、順次答弁をさせていただければと思います。

初めに、こども医療の減額、ひとり親家庭医療の増額理由でございます。基本的に両方とも令和7年度の4月から11月分の医療費の実績を基に積算しております。その中で、こども医療費の減額の主な理由としましては、受給者が昨年と比べて76名減少しておりますので、基本的にはこども医療につきましましては自然減というふうに考えております。そういたしまして、ひとり親家庭医療でございます。受給者自体は横ばいといいますか、なだらかに減っているような状況でございます。ただ、医療費が増えた要因としましては、令和7年度は入院の患者さんがおりまして、入院費の助成金の部分で高くなったことにより、積算が高くなっているような状況でございます。

次に、育児支援ヘルパーの増額理由についてお答えさせていただきます。令和7年の6月の定例会の補正予算でご承認いただきました。この事業は、国の子育て世帯訪問支援事業というところで位置づけておりまして、国、県の補助金を活用しております。その補助金の中で、事業所の運営費管理費分として56万4,000円の補助が出せることになっております。6月補正でその部分を補正させていただいたような形になります。令和7年度当初の予算では、この額が計上されておりませんでしたので、その差額になります。ただ、この事業につきましましては、ヤングケアラーの対策としての対応としても活用いただけるような形にはなっております。

次に、子どものための教育・保育給付事業の増減額の理由でございます。まず、委託料でございます。前年比で5,572万3,000円増となっております。しかしながら、利用人数では9人減として見込んでおります。その理由としましては、公定価格の大幅な増額、また令和7年度から新たな加算要件が設定されたことにより、加算金額がかなり増額となっております。その関係で、利用者数は減っているのですが、予算額自体は増えてしまっているというような状況が起きております。

次に、地域型保育所でございます。前年度と比べて1,207万8,000円の減額となっております。地域型保育所につきましても、利用人数につきましましては4名減という形で見込んでおります。地域型においても、公定価格の増加はしておりますが、もともとゼロ歳から2歳児というのは、公定価格

の単価は非常に高くなっております。加えて、公定価格や加算の増額というのも認可保育所よりも少ないため、予算額も人数に伴って減額という現象になっております。

最後に、来年度の入所児童の年齢別の人数をお答えさせていただければと思います。まず、ゼロ歳児が12名で、昨年より4名プラスになっております。1歳児が27名で、昨年よりも11名減っております。2歳児が48名で、8名増えております。3歳児が39名で、20名減っております。4歳児が57名で、10名増えております。5歳児が48名で、3名減っております。トータルして231名で、前年比で12名減となっております。

以上でございます。

○吉本秀二委員長 吉田副課長。

○吉田信子福祉課社会福祉担当副課長 お答えいたします。

障害児通所事業の扶助費の増加の理由でございますが、児童発達支援事業所の利用回数の増加を見込んで計上させていただいております。

以上です。

○吉本秀二委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 これ先ほどもお話ししたのですが、説明の書き方が、就学未満とそれから通所というのですか、それと分けて書くような形にしていけないと難しいのではないかなと、私たちがこれを判断するのと思うのです。それで、先ほどの畠山さんの質問と同じものを私は多分質疑しているのだと思って聞いていたのですが、そこら辺の説明の仕様というのはどういうふうに考えられているのか伺えたらと思います。これだけです。

○吉本秀二委員長 太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 障害児通所の関係でよろしかったですか。おっしゃるとおり、放課後等デイサービス、児童発達支援、あと保育所等訪問支援事業、この3つは障害児の通所支援事業という1つの枠の中に入っているそれぞれのサービスでございますので、ここの事業名としてはこの内容でいいと思うのですが、この事業概要で通所サービスのところに放課後デイサービスとか、サービスの名称を入れ込むことで、もしかするとご理解いただけるのかなと今思ったところでございます。

以上でございます。

○吉本秀二委員長 以上、質疑がないようですので、福祉課に関する部分の質疑を終結いたします。

ここで休憩いたします。入替えのみ。

休 憩 午後 3時11分

再 開 午後 3時14分

○吉本秀二委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、健康いきいき課に関する部分の質疑を通告書に従い行います。

それでは、橋本委員、質疑をどうぞ。

○橋本 将委員 それでは、予算書132ページ、高齢者予防接種事業、令和7年は2,200万円増から令和8年は1,056万3,000円減、その根拠をお聞きます。

○吉本秀二委員長 金子副課長。

○金子美都健康いきいき課健康管理担当副課長 お答えいたします。

7年度増額の主な理由は、新型コロナウイルスワクチン予防接種と帯状疱疹ワクチン接種が定期接種化になったことによるものです。8年度の減額分につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種の自己負担分を除いた金額で算出したことにより、減額となっているものでございます。

以上です。

○吉本秀二委員長 橋本委員。

○橋本 将委員 実際の接種数、分かりましたら教えてください。令和6年になるのかな。

〔「7年」と言う人あり〕

○橋本 将委員 7年か。

○吉本秀二委員長 金子副課長。

○金子美都健康いきいき課健康管理担当副課長 お答えいたします。

令和6年度につきましては1,116名でございました。令和7年度については293名でございます。

以上です。

○吉本秀二委員長 橋本委員。

○橋本 将委員 この事業概要のところに、町長が特に必要と認めたものに要する経費とあるのですが、新型コロナ等々5類に下がったこともあり、特に町民の皆さんに勧めるものではないという判断だったのか。それとも国から、県からの指示に従って、のっとってそういう処置をしたのかお聞きます。

○吉本秀二委員長 金子副課長。

○金子美都健康いきいき課健康管理担当副課長 お答えいたします。

定期接種になる前、臨時接種の際は、接種券を各個別に送付をいたしました。それが届いて接種という流れでございました。定期接種化になってからは、そういった個別対応はしておりませんので、そういったことで人数にも影響があったものと考えております。基本的には定期接種でございますので、国の指針に基づく接種を行っております。

以上です。

○吉本秀二委員長 続いて、藤野委員、質疑をどうぞ。

○藤野和美委員 まずは、予算書の128ページ、健康づくり、電算委託料が入っております。この内容をお聞かせください。

それから、132ページ、高齢者予防接種事業、内容と減額の理由ですが、今橋本委員がお聞きされ

ましたので概要は結構なのですが、ただこの予防接種の種類、今新型コロナの関係と帯状疱疹の件が名前が出ました。そのほかにあるのかどうか、予防接種についてちょっとお聞かせください。

それから、132ページで母子予防接種事業、この内容と減額の理由についてお聞かせください。

以上です。

○吉本秀二委員長 金子副課長。

○金子美都健康いきいき課健康管理担当副課長 順次お答えをさせていただきます。

まず、電算委託料につきましては、令和8年6月改正版のマイナンバー情報連携ツールとして、必要な改修となる健康管理システム、現行の健康管理システムの改修費に係るものを計上しております。

次に、高齢者予防接種でございますが、この事業の中では4つございまして、高齢者インフルエンザ接種、高齢者肺炎球菌接種、高齢者コロナウイルスワクチン接種、高齢者带状疱疹ワクチン接種の4種でございます。

続きまして、母子予防接種事業でございます。こちらに関しては、母子等に関する法定及び法定外の予防接種に要する事業で、減額の理由でございますが、これは主に子宮頸がんワクチンのキャッチアップ制度の終了に伴う人数の減によるものでございます。

以上でございます。

○吉本秀二委員長 それでは、畠山委員、質疑をどうぞ。

○畠山美幸委員 133ページ、5歳児健診の①としまして対象者数、②としまして実施方法、③として健診内容、④として健診で気になる児童はどこへつなぐのか、⑤としましては保護者の相談体制、6番目としましては就学前の連携についてをお聞きしたいと思います。

そして、133ページ、妊産婦外出支援タクシー実施委託料増額の内容についてお伺いいたします。

○吉本秀二委員長 金子副課長。

○金子美都健康いきいき課健康管理担当副課長 お答えをさせていただきます。

まず、5歳児健診に係るものでございます。対象者数は、現時点で89名でございます。

実施方法は集団方式で、健康増進センターにて実施するものでございます。

健診内容は、問診、集団遊び、計測、診察、相談で構成を考えております。

次に、お子さんの状態によって、継続支援、経過観察、町の療育相談、健診後の相談会、就学前相談、医療の紹介を考えております。これはお子さんの状態によってということで、必ずこちらにつなげるということではなく、その状況を見てということになります。

次に、保護者の相談体制でございます。保護者の相談に関しては、日々保健師おりますので、日常でも受付をしておりますが、この健診後に相談会を年2回実施することを現在考えております。

保健師、保育士のほか、教育部局の支援を想定しているものでございます。

⑥といたしまして、就学前の連携ですが、健診後相談会や就学前相談により、就学に向けての連

携を図っていく予定でございます。

続きまして、妊産婦外出支援タクシーの関係でございます。こちらに関しては、現在1回のタクシー乗車につき3枚1,500円まで助成券の使用ができますが、これを5枚2,500円まで使用できるように拡大するための増額となっております。

以上です。

○吉本秀二委員長 畠山委員。

○畠山美幸委員 5歳児健診のほうは内容が分かりましたので、結構です。

そして、妊産婦外出支援タクシーが、今までは3枚だったのが5枚に増えたということで、それの分の増額だということが分かりました。しかしながら、たしか高齢者外出支援タクシーは枚数制限がなかったかなと、長寿生きがい課の後なのでそれも聞こうと思っていましたけれども、なかったかなと思うのですが、妊産婦外出支援の場合は、同じようにやはり枚数の制限をなくしないと、今5枚で2,500円といいますと、嵐山町内には産婦人科がなく、小川町もしくは東松山市に通院されているのかなと思います。そうしますと、やはり妊産婦さんは、そんなにまめに使うというよりも緊急なときに、もう生まれてしまうかなというときに使う可能性もあるので、やはりそういうときに、タクシーの会社の方も高齢化していますし、枚数があつちは無制限、こっちは5枚なんてなるとどうなのだろうと思うことを考えると、制限はなくしたほうがいいのではないかなと思うのですけれども、そういうような考えはなかったのかお伺いします。

○吉本秀二委員長 菅原健康いきいき課長。

○菅原広子健康いきいき課長 お答えいたします。

今現在の近況としましては、自動車を保有していない方も増えておりまして、平日、日中は家族の支援が受けにくいという方もおり、病院に行くときなど不便にしている妊産婦が増えているという状況ではあります。通院だけでなく一時預かりとか、今産後ケアも進めていますので、産後ケアを利用するときにタクシーを利用しているケースもございます。令和8年度につきましては、1回当たりの利用枚数を増やして実施させていただきますので、状況を見て今後検討させていただきたいと思います。

以上です。

○吉本秀二委員長 畠山委員。

○畠山美幸委員 今出生数は何人をまず見込んでいるのかなと思うことと、あとやはり出生数が減っていると思うのです。そういう中で、高齢者外出支援と同じようにしていくべきではないのかなと思うのですけれども、町長はどのようにお考えなのかお伺いしたいと思います。

○吉本秀二委員長 会計……予算の審査なので、一般質問と違いますので、担当課からお伺いしてください。

〔駄目か〕「総括」「総括というか」と言う人あり〕

○吉本秀二委員長 その辺は検討しなかったのかということで、担当課のほうからご回答をお願いしたいと思います。

菅原健康いきいき課長。

○菅原広子健康いきいき課長 お答えいたします。

今現在の交付者数は34人でございますので、来年度以降、状況を見て検討させていただきたいと存じます。

以上です。

○吉本秀二委員長 続いて、川口委員、質疑をどうぞ。

○川口浩史委員 高齢者予防接種なのですけれども、お答えいただいて、令和6年度が1,116人で、令和7年度これ何月までだったかな、293人で、4分の1ぐらい減っているわけです。接種しなくなったというのは、ちょっと病気のほうが増えているかなと、医療費が増えているかなと思ったのですが、そちらのほうの調査はされているのかどうか。やっぱり接種が減ると病気が増えて、医療費が増えてしまうのですよというようなところの因果関係がはっきりすれば、もっと受けたいという人は受けていくことになるかなと思いましたので、ちょっと伺いたいと思います。

それから、129ページの保健衛生のところで、昨年報償金、手数料があったのですが、これなくなりました。理由を伺いたいと思います。

それから、在宅当番制が大きく増えております。理由を伺いたいと思います。

○吉本秀二委員長 菅原健康いきいき課長。

○菅原広子健康いきいき課長 お答えいたします。

高齢者予防接種の減額につきましては、先ほども副課長のほうから説明させていただきましたが、コロナ接種が減りましたので減額となっているのですけれども、やっぱり自己負担額が1万2,000円となりましたので高くなったというのもありますし、コロナにつきましてはそこまで恐ろしい、怖いような感染症ではなくなったということと、感染しても重症化しないというふうに感じていらっしゃる方が多くなったのではないかなというふうに感じております。医療費につきましては、こちらでは把握しておりません。

以上です。

○吉本秀二委員長 金子副課長。

○金子美都健康いきいき課健康管理担当副課長 保健衛生事業についてお答えをいたします。

まず、報償金については、令和7年度に新型インフルエンザ等対策行動計画の改定に係る専門家意見聴取のための予算化をさせていただいております。こちらに関しては、改定が終わりますので、7年度で終了いたしますので、8年度の計上はございません。

次に、手数料でございますが、町職員が所有している健康運動指導士の登録更新料が5年ごとでございまして、この研修を令和7年度に実施いたしました。ですので、8年度の計上はいたして

おりません。

次に、在宅当番医制の関係でございますが、比企地域の9市町村で構成しており、令和8年と9年度は嵐山町が幹事町となっております。負担金は、幹事町が各市町村より歳入を受け、まとめて比企医師会に支払いをしております。嵐山分としては、7年度と同額となっております。

以上です。

○吉本秀二委員長 続いて、渋谷委員、質疑をどうぞ。

○渋谷登美子委員 133ページで、母子予防接種事業のうちの予防接種委託料2,974万2,000円の予防接種内容を伺います。

それと、133ページ、産後ケア委託料、これとてもいい事業だと思うのですが、195万6,000円の算出の基礎を伺います。

○吉本秀二委員長 金子副課長。

○金子美都健康いきいき課健康管理担当副課長 お答えをいたします。

まず、母子予防接種事業でございますが、法定に関しては14種、法定外は2種ということでございます。14種の内容は、B型肝炎、4種混合、5種混合、不活化ポリオ、2種混合、日本脳炎、麻疹・風疹、BCG、子宮頸がんワクチン、これはキャッチアップが終了しておりますので通常の年齢になります。ヒブワクチン、小児用肺炎球菌、水痘、ロタ、RSウイルスです。法定外は、インフルエンザの中3、高3、そしておたふくでございます。

続きまして、産後ケアの委託料の算出の基礎でございますが、こちらは宿泊、通所、訪問の3方式としておりまして、宿泊、通所は各40日分を、訪問は20日分を積算をしたものでございます。

以上です。

○吉本秀二委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 RSウイルス感染症に対してのワクチンについては、新規ですよ。それをどのように皆さんにお知らせしていくのか。これはいろいろ言われておりまして、遺伝子組換えワクチンだというふうに言われております。それで、私もRSウイルス感染症というのが、赤ちゃんのときにこんな病気があったのかなと思ったのですけれども、一般的にない病気ですよ。皆さんご存じなのですかね。それで、これ打った場合には、母子免疫ワクチンって初めてのものらしいのですけれども、母親に打つと子どもが感染しないという状況らしいのですが、初めてだと思っているのですけれども、胎児が死亡する、副反応の疑いがある、早産のリスクがあるということと、前期破水、胎盤早期剥離というのがあるということなのですが、これはどういうふうにして、これは一般的にこういうふうなことはありませんよというふうに厚労省は書いていますけれども、実際にはこういうふうなことがあるので、とても問題があるというふうに言われているのですが、これを今後妊産婦の方にお知らせしていくのですか。どうやって皆さんに、この予防接種があって受けてくださいというのを、法定接種になっているので伝えていくのか、伺いたいと思うのです。ちょっと

何か問題があり過ぎるような感じなのですが、この点について伺いたいと思います。

それと、産後ケア委託料ですけれども、すごくいいなと思うのです。これ宿泊が40日分で、来ていただくのが20日分だとすると、すごく量的には少くないですか。そのところの、1人の方がどのぐらい利用されていて、これすごくいい制度だなと思うのですけれども、その点の算出はどのようなになったのか伺いたいと思います。

○吉本秀二委員長 金子副課長。

○金子美都健康いきいき課健康管理担当副課長 お答えいたします。

まず、予防接種の関係でRSウイルス感染症についてですが、これは小児や高齢者に呼吸器症状を引き起こすウイルスで、2歳までにほぼ全ての乳幼児がRSウイルスに少なくとも1度は感染するとされていると厚生省で記載がございます。お知らせの方法でございますが、まず現在妊娠届を既にお出しいただいている方に関しては個別にお通知を申し上げます。そして、これから妊娠届をされる方に関しては、妊娠届出時にマタニティーセットということで、今後必要になるであろういろいろな情報をセットにしたファイルがございますので、こういったものに組み入れるということで周知をしていくところでございます。接種に関しては、その後も面談ですとか機会を得て伺いすることはできるかと思っています。その安全性等に関しては、厚生労働省の出しているプリントというかリーフレット、こういったものを一緒に同封をする、お知らせをするということを考えております。

続きまして、産後ケア委託料の関係なのですが、宿泊、その方が施設に行って1泊泊まる、それから通所ということで泊まりはないけれども伺う、これが各40日分です。訪問というのは、施設の方がその産婦さんのご自宅に来ていただいて時間を過ごす、いろいろな指導を受けたりということをするものでございまして、これが20日分になっております。まず、7年度に関しては4施設と契約をしております、利用者数が16名です。これが1月末までの数字なのですが、16名で、これがリピート率が大変高くて、少なくともリピートをされている方が14名いらっしゃいます。宿泊の利用回数については26日、そして通所は22日、訪問は1日ということで、7年度の途中経過ですが、これは49日ということになっております。

以上です。

○吉本秀二委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 これですけれども、RSウイルス感染症というのは、97%の方が全く熱がなくてもすぐ治るという形で、入院しても治るという形なのだけれども、それを母子に、お母さんに予防接種して、その予防接種のあれで胎児が死亡したり、早産リスクとか前期破水、胎盤剥離とかいうのがあったりするということはどのようにして伝えるか。実際には、HPVワクチンと同じなのですが、これはちょっと何か、私は本当に遺伝子組換えワクチンか何かというのはよく分からないのですけれども、そういうふうに関に言われていて、かなり大きな問題に、私のグループ、私

が知っている中ではあって、これはちょっとどういうふうにして町が妊娠された方にお伝えしていくのか。それをそのままセットとして、妊娠セットみたいな形でお伝えしていくのはかなりまずい問題が出てくるのではないかなというふうに感じているのですが、それは厚労省のものをそのまま頂いたものを出していく、法定予防接種ですからそういうふうなことしか今のところ言えないのだろうと思うのですけれども、ちょっと皆さんに個人的というか、ある程度お知らせしていかないと、ただでさえ子どもが少なくなっているのに、こんなところで妊娠セットの中にそんなのが入っていたというのは、ちょっとかなり問題が大きいかなと思っているのですが、その点についてはどのようにお考えになるか伺いたいと思います。

それと、もう一つなのですが、産後ケア委託料とてもいいなと思うのですけれども、40日分だとすぐなくなってしまいますよね。そこら辺の実際に利用される方というのは、これから嵐山町で実家があったとしても、皆さんお年を召している方が、実家の方がなっていると、そういう形で利用されるほうが多いのではないかなと思うのですけれども、訪問は少ないということですよね、今の話だと。入院というのですか、入院というのはもう少し予算を見ながらなののですけれども、状況を見ながら増やしていったって、こちらのほうは宣伝してあげたほうがいいのではないかなというふうな感じがするのですが、この点についての考え方。取りあえず予算を組めなかったからこのぐらいという感じだったのですか、その点伺いたいと思います。

○吉本秀二委員長 菅原健康いきいき課長。

○菅原広子健康いきいき課長 それでは、RSワクチンにつきましてお答えさせていただきます。

渋谷委員のおっしゃるとおり、国の専門部会におきまして、国が安全性を認めておりますので、妊婦の方が安心して接種できるよう適切な情報提供に努めていきたいというところがございます。確かに妊婦さんにとって、自分の体と、あと生まれてくる赤ちゃんの両方に影響するため、ほかのワクチン以上に迷うといえますが、慎重に判断しなくてはならないと思います。ですが、妊娠届の際に、母子手帳交付のときに保健師が面談を通して、定期接種ですけれども、義務ではないということも訴えつつ、メリット、デメリットを考えてもらって検討してもらおうというふうな考え方になるかと思います。

以上です。

○吉本秀二委員長 金子副課長。

○金子美都健康いきいき課健康管理担当副課長 お答えいたします。

産後ケアの関係なのですが、やはりこれは6年度の途中からの事業で進めさせていただいたのですが、7年度はだんだん情報が浸透してきて、使っていただける利用者も多くなってきていると考えております。委員おっしゃるように、訪問型に関しては今少ないということでありましたが、まずご相談を受けた際に、私どもの職員で保健師がおりまして、地区担当制を取っておりますので、その保健師がちょっと急ぎだったら伺うよとか、そういったことでかなり細かい対応もさ

せていただいているので、そういった意味で訪問に関しては、何日先の訪問を予約するよりは、すぐ来てくれるといいですか、お話ができる体制を取っているというところも、回数としては少ない理由かなとは考えることになります。

また、これはいろいろなホームページ以外にも妊娠届出時とか、プレパパ・ママの教室、それから新生児訪問ですとか、いろいろなタイミングでお知らせをしていっております。そういったことで、利用者数が今後増えていくということであれば、また年度途中で補正をお願いすることもあるかと思いますが、状況を見ながらということで考えております。

以上でございます。

○吉本秀二委員長 以上で質疑がないようですので、健康いきいき課に関する部分の質疑を終結いたします。

ここで休憩いたします。

休 憩 午後 3時42分

再 開 午後 3時55分

○吉本秀二委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、長寿生きがい課に関する部分の質疑を通告書に従い行います。

それでは、小林委員、質疑をどうぞ。

○小林 智委員 私のほうからは109ページ、(1)、介護保険関連施設やすらぎ管理、そしてやすらぎ総合管理業務委託とやすらぎ等施設管理委託の業務内容と委託先について、これは確認も含めてですけれども、お聞かせ願いたいと思います。

2つ目、同じ項目なのですけれども、同じ項目の1を踏まえて、施設運営全般の目的、目標と、それと直近の実績、細かいのですけれども、町内外の登録者数、それから延べ利用者数、それから利用料です。それと、これ全体の根拠条例をお知らせ願いたいと思います。よろしく願いします。

もう一点、すみません。111ページ、これは(6)、高齢者就業促進事業、シルバー人材センター補助金、これ自体毎年出していただいているのですけれども、そもそもちっとこれ確認も含めて目的、それから算出根拠、これが行政として十分な額と認識しているかどうか。

以上3点よろしく願いいたします。

○吉本秀二委員長 吉川副課長。

○吉川壮司長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 それでは、お答えさせていただきます。

まず、やすらぎの総合管理業務委託と施設管理委託です。やすらぎ総合管理業務委託は、まず3年間の長期継続契約で、令和5年10月1日から令和8年9月30日までのものです。業務内容としましては、清掃管理業務一式及び設備管理業務一式です。委託先は、有限会社戸口工業となっております。そして、やすらぎ施設管理委託です。業務内容は、受付業務、設備の維持管理、施設内外清

掃、こちらは北部の交流センターを含みます。そして、除草作業です。委託先は、公益財団法人いきいき埼玉となっております。

続きまして、やすらぎの施設運営全般の目的等です。まず、施設運営全般の目的は、町民の健康維持、増進、介護予防等を総合的に推進し、町民の福祉の向上に寄与することであります。

次に、目標です。今年度の組織目標において、2月末までの利用者延べ人数を9,180人と設定しております。直近の実績は、令和7年度の2月までの数字ですが、利用者延べ人数が1万67人、利用料が213万5,100円となっております。また、やすらぎは利用登録制ではありませんが、新規利用者にはトレーニング機器の研修を受けてもらい、登録証を発行しておりますので、その数をお答えいたします。なお、町内外別での集計を取っておりませんので、全体数をお答えいたします。新規登録数は、令和5年度が115人、令和6年度が86人、令和7年度が2月末までで87人でした。

最後に、根拠条例です。これは、嵐山町生き生きふれあいプラザ設置及び管理条例です。

そして、シルバー人材センターの補助金につきましてお答えいたします。まず、補助金の目的です。嵐山町シルバー人材センターは、高齢者への就業の機会を確保、提供することで、生きがいの充実、社会参加の促進、活力ある地域づくりと福祉の向上を図っております。この事業に予算の範囲内で補助金を交付し、支援することが目的であります。

次に、算出根拠です。厚生労働省職業安定局長通知のシルバー人材センター事業の執行方針に基づいて算出した額のうち、国庫補助が2分の1または国が定めた補助限度額となります。その残りの額を上限として、町は予算の範囲内で補助金額を決定しております。

最後に、十分な額かということですが、シルバー人材センターは健全な運営がなされていると承知しており、町からは国の補助限度額を上回る金額を補助しているため、事業に対し必要な額を満たしていると考えております。

以上です。

○吉本秀二委員長 小林委員。

○小林 智委員 それでは順次、(1)番につきましては、これは確認でしたので、以上で結構でございます。

ただ1点、やすらぎ等施設管理の中で、こちらのほうがいきいき埼玉に委託というふうに出ているのですけれども、受付業務はシルバーさんをお願いしているのではないかと思いますのですけれども、そのそうすると委託関係というか、孫請みたいになっているのかどうなのか、その辺ちょっとお教えていただけたらと思います。

続いて2番目、目的とかいろいろ聞かせてもらえて申し訳ありませんでした。運営実態がどのくらいなのかなということでお聞きしました。これ年によっていろんなことがあったので、ちょっと人数も変更している、変化しているのではないかなと思いますけれども、これ何で目的だとかいろんなことをお聞きしたかといいますと、こちらの目的が、要は町民の健康維持管理と高齢者の健康

の予防といえますか、そういうことだということなのですからけれども、これ全体を長寿生きがい課で担当しているということ自体が、もう一度目的にかなっているのかな、もっと広い範囲の人も受け入れているのではないかなと思うのですけれども、もちろんだこの課が受けても目的がかなえばいいわけなので、どこが受け入れるべきとかは特に申し上げませんが、指摘したいと思わないのですけれども、なぜ長寿生きがい課さんで担当されているのかなというのをちょっとお聞かせいただけたらと思います。

それから、町内外別について登録者数が出ていないということなのですからけれども、これは利用料も違っているのではないかなと思いますので、それごとにちょっと管理しないと、というのはなかなか人気のある施設だということなので、いかがなものかなということで、ちょっとその辺のもし、そこまでやる必要がないのだということであれば、それでも結構でございます。お知らせいただけたらと思います。

それから、3つ目のシルバー人材センター、これも当たり前のことを長々と聞いてしまって申し訳ありませんでした。結局は十分な額かということをお聞きしたいのは、国の補助もあるけれども、町としてもちょっと増額して、というのはシルバー人材さんも、要は登録していただける人数がなかなか少なくなっているという、ただ仕事だけは結構要望が多いという状況なのかなと思っているのですけれども、その辺だとか、あとは運営自体の、シルバー人材センターの総務管理費だとか、そういうところの支援にこれ充てているのかな。あとは費用も、結構町民としても安い額で受けていただいているように思うので、その辺の補てんにしているのかなというところもあって、その辺もうちょっと具体的な話が、細かい数字ではなくて結構です。こんな概算、こういうような目的でこれは利用されていますという、その補助金の利用の内容をちょっと教えていただければと思います。

以上です。

○吉本秀二委員長 吉川副課長。

○吉川壮司長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 それでは、やすらぎの受付業務に関しましてお答えいたします。

委託先は、公益財団法人いきいき埼玉ですが、こちらは県内の各市町村シルバー人材センターを統括支援する上位組織であります。こちらの委託の種類は派遣業務でありまして、この派遣業務はいきいき埼玉を通すこととなっており、実際は受付業務に限らず、そのほか設備の維持管理、町内外清掃、除草作業全て含めまして、実際は嵐山町シルバー人材センターに登録している方がやすらぎに派遣されているものです。

続きまして、やすらぎのトレーニングに関してのことです。施設管理の担当課は長寿生きがい課でございますが、トレーニングルームの利用に関しましては二十歳以上を対象としております。こちらは健康いきいき課が担当となっております。

そして、次に町内外の登録者数に関してです。登録制ではないので、町内外の登録者数は出ておりませんが、町内の利用者、町外の利用者で利用料金が異なっておりますので、そちらで利用者数におきまして町内外の区別は把握しております。今年度の2月までの延べ利用者数の内訳としましては、町内の利用者が9,855人、町外の利用者が212人となっており、町内利用者が97.9%となっております。

○吉本秀二委員長 篠藤長寿生きがい課長。

○篠藤久史長寿生きがい課長 それでは、私のほうからシルバー人材センターについてお答えをさせていただきます。

まず、会員登録をされている人数なのですが、令和6年度末、約1年前、その段階で200人ございました。そのうち就業、実際お仕事されている方が183人ということで、就業率は91.5%。令和5年度が89.1%でしたので、5年度と6年度比較して、就業率は2%上がっております。1年前が約200人ということで、今年の1月23日現在で人数をいただいております、登録人数が217人。10か月で17人増えておりますが、ただシルバー人材センターに聞きますと、2月、3月で会員を退会される方が非常に毎年多いということなので、昨年の3月末現在の200人をもしかしたら下回ってしまうかもしれないということは伺っております。

それで、運営とかの状況なのですが、私のほうで担当課として、役場として、理事として理事会のほうに出席のほうさせていただいて、逐一会議で報告を受けておりますので、1点企業とかその辺のことをお話ししますと、請負というか、そういった金額に関しても最低賃金も上がっておりますので、各企業さんのほうにもこういった形で値上げというか、お願いしたいということで、たくさん全部仕事をいただいているところ全て回ったのですが、特に企業さんのほうから異論はなく、こういったご時世ですのでご理解をいただいておりますということでお話は受けております。

最後、補助金に関しましてですが、先ほど副課長からも答弁申し上げましたが、国が定めた基準、限度額よりも町のほうではそこに少し上乗せして補助して、十分に配慮しておりますので、さらに運営のほうも健全にしておりますということで理解をしております。

以上です。

○吉本秀二委員長 続いて、藤野委員、質疑をどうぞ。

○藤野和美委員 私のほうは、まずは予算書の112ページ、高齢者補聴器購入費助成事業、この対象人数と各人の個々の助成金額を教えてください。

それから、同じく112ページ、地域密着型サービス等整備助成事業の具体的な内容を教えてください。

以上です。

○吉本秀二委員長 吉川副課長。

○吉川壮司長寿生きがい課長 寿生きがい担当副課長 それでは、補聴器購入費助成事業からお答えい

たします。

対象となる申請者は15人を見込んでおり、助成金額は1人につき上限2万円です。

続きまして、地域密着型サービス等の整備助成事業につきましてお答えいたします。こちらは、町が公募で選定いたしました事業者に対しまして、介護施設の整備、開設準備等に係る経費を助成する事業でございます。整備する施設は、地域密着型サービスの看護小規模多機能型居宅介護1施設です。なお、この事業では埼玉県補助金を、町を通して事業者へ交付するもので、補助率は10分の10となっております。

以上です。

○吉本秀二委員長 藤野委員。

○藤野和美委員 まず、補聴器のこういう事業は前年度と同じなのですが、令和7年度の申請者はどれぐらいこれあったのでしょうか、その辺ちょっと教えてください。

それから、地域密着型サービスのこれが従来のサービス形態とどのように違うのか、その辺ちょっともう少し詳しく教えてください。

○吉本秀二委員長 吉川副課長。

○吉川壮司長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 それでは、まず補聴器からお答えいたします。

令和7年度の現在までの補聴器の申請人数でございますが、21名となっております。

続きまして、地域密着型についてご説明いたします。地域密着型サービスの看護小規模多機能型居宅介護というものを設置する予定となっております。こちらの施設は、要介護1以上の方を対象としまして、通い、訪問、泊まり、訪問看護の4サービスを提供する介護保険サービス施設となっております。

以上です。

○吉本秀二委員長 藤野委員。

○藤野和美委員 そうしますと、まずは補聴器のほうなのですが、これが21名申請があったということは、6名の方が申請は却下されたということになるかと思うのですが、この方はあれですか、令和8年度に継続するのかしないのか。その辺はどういう、6人の方の処遇、扱いちょっと教えてください。

それと、地域密着型なのですが、これが特徴としては小規模、要するにもう少しあれしますとずっと宿泊ではない。宿泊もあって、訪問も宿泊も、いろんなことを1人の方ができるというふうに考えていいのでしょうか。総合的な要するに対応ができるという、小規模で、その辺のイメージでよろしいのでしょうか。

以上です。

○吉本秀二委員長 吉川副課長。

○吉川壮司長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 それでは、補聴器につきましてお答えさせてい

たきます。

6名の方は、自己都合によるキャンセルでございます。

続きまして、看護小規模多機能型居宅介護でございます。こちらは地域密着型介護サービスでありまして、登録人数は最大29名という小規模のものになっておりまして、利用者は基本的に嵐山町民に限定されるものでございます。サービスの種類でございますが、総合的にいろんなことに対応しているということでご理解いただければと思います。

以上です。

○吉本秀二委員長 簾藤長寿生が課長。

○簾藤久史長寿生が課長 すみません。地域密着につきまして、補足でお答えをさせていただきます。

今までの介護サービスなのですが、例えばある方がサービスを利用する場合、ケアマネはA事業所、デイサービスはB事業所、ショートステイはC事業所とかいうように、空き状況を見てケアマネジャーが調整をしておりました。この地域密着の看護小規模多機能につきましては、1か所の事業所で全てを賄うものでございます。登録定員が29名という形になりまして、ただ泊まりに関しては介護保険外のサービスになりますので、宿泊に関しては実費をいただきますが、ただ泊まっている最中におむつ交換が必要ですか、そういった場合は介護保険のサービスで対応できるものでございます。

もう一点の大きな特徴が、看護小規模多機能に関しましては月額サービス、月額で幾らと。介護度で金額は違うのですが、それによって一月に3回使っても10回使っても利用料は変わらないと、そういったものでございますので、使うほうとすれば非常に使い勝手がいいサービスになっております。

以上でございます。

○吉本秀二委員長 続いて、森委員、質疑をどうぞ。

○森 一人委員 細かな内容分かったのですが、2点再質疑させていただきたいと思います。

まだ議決前ではございますが、いつ頃開所予定の目安としているのかというところと、一般会計に予算、県費落とし込むというところの理由を聞かせていただけたらと思いますが、よろしく願いします。

○吉本秀二委員長 吉川副課長。

○吉川壮司長寿生が課長 寿生が担当副課長 それでは、お答えします。

地域密着型サービスの事業所の開所予定ですが、令和8年度末、令和9年の3月を予定しております。

○吉本秀二委員長 簾藤長寿生が課長。

○簾藤久史長寿生が課長 一般会計の理由でございますが、介護保険特別会計というのは国が

何%、県が何%、支払基金が何%、町が何%というような、介護保険料の何%、パーセンテージが決まっております。この地域密着型サービスにつきましては、建設に関します埼玉県単費の補助でございますので、そういったことを鑑みて一般会計のほうで予算計上しております。

以上です。

○吉本秀二委員長 続いて、畠山委員、質疑をどうぞ。

○畠山美幸委員 113ページ、高齢者外出支援タクシー実施委託料の減額についてお伺いします。

同じページの移動スーパー事業減額について、また消耗品とは何なのかお伺いします。

○吉本秀二委員長 吉川副課長。

○吉川壮司 長寿生きがい課長 長寿生きがい担当副課長 それでは、高齢者外出支援からお答えいたします。

高齢者外出支援事業全体では、昨年度から9万5,000円減額となっておりますが、その内訳は全てタクシー券の印刷製本費の減額であり、タクシー実施委託料は令和7年度予算と同額となっております。

○吉本秀二委員長 久保副課長。

○久保かおり 長寿生きがい課包括支援担当副課長 それでは、移動スーパー事業についてご説明させていただきます。

初めに、移動スーパー事業の減額についてお答えいたします。令和7年度の移動スーパー導入促進事業は、消耗品費と印刷製本費を計上していましたが、令和8年度は印刷製本費を計上しなかったための減額となります。計上しなかった理由は、移動販売運行スケジュールの毎戸配布の方法が変更になったことによるものです。令和7年度は広報に差し込み、配布させていただきましたが、令和8年度より差し込みをせず、区長に依頼し、回覧で取り回しにより配布する方法に変更いたしましたため、差し込みに係る費用が発生しないことから減額となります。

続きまして、消耗品費についてお答えいたします。移動販売車両の後方に町内の中学生が描いた郷土画を掲載してございます。その絵を車両に掲載するために、イラストマグネットに加工する費用となります。

以上、答弁とさせていただきます。

○吉本秀二委員長 畠山委員。

○畠山美幸委員 高齢者外出支援タクシーのほうは、印刷費が9万5,000円減額になったというお話でしたけれども、そうしますと印刷費というのはチケットの印刷代なのか、それが人数が減るという見込みなのでしょうか、お伺いします。

それと、先ほど妊婦さんの外出支援タクシーの利用方法をちょっと伺ったら、マックス5枚までだということなのですが、高齢者のタクシー券は無制限という言い方はあれですけれども、枚数に限りはなかったかなと思うのですが。

「あるんじゃないですか」と言う人あり]

○畠山美幸委員 ではなくて1回に使える枚数が、かなと思うのですけれども、そこをお伺いします。

あともう一つ、スーパーの事業減額については分かりました。

消耗品の中学生の子たちが描くイラストのマグネットというのは、その年その年で新しく作って、また貼るということによろしいのか。

運行状況も、何か集まる頻度に応じて曜日を変えたりとか、場所も変えたりとかあるようすけれども、今回7年度やっている最中に変更があったと思うのですけれども、何か所ぐらいの変更があつて、やめた地域があるのかどうなのか、お分かりでしたら教えてください。

○吉本秀二委員長 吉川副課長。

○吉川壮司長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 それでは、高齢者外出支援タクシーにつきましてお答えいたします。

チケットの印刷枚数の変更はございません。今年度1,500枚印刷を行いました。来年度も同数を見込んでおります。純粹に企業努力により印刷製本費が下がったものでありまして、来年度も参考見積りを取り、平均を取りましたところ、金額が下がったものでございます。

次に、1回のタクシー利用につきまして、タクシー券の利用は複数枚利用可としておりまして、枚数に制限はございません。

○吉本秀二委員長 久保副課長。

○久保かおり長寿生きがい課包括支援担当副課長 それでは、移動スーパーの2点についてお答えいたします。

まず、車両の後方に貼らせていただいている絵なのですが、1年で見直しを考えております。ですので、昨年3月から開始しておりますので、昨年は菅谷中学校の生徒さんの絵を飾らせていただきまして、令和8年の3月、まだ最近なのですけれども、玉ノ岡中学校の生徒さんの絵を飾らせていただきました。

続きまして、運行スケジュールの見直しによる販売場所の件かと思いますが、一応2月2日から新しい新運行スケジュールで運行させていただいております。実際に販売場所は新規が4か所、場所を変更してから4か所、あと廃止が2か所となっております。

以上とさせていただきます。

○吉本秀二委員長 畠山委員。

○畠山美幸委員 タクシー券のほうは、では何枚使っても大丈夫ということに、複数枚使って平気ということで理解しました。

でも、この今物価高のところ、印刷製本費が安くなるということはすごいと思うのですが、これは必ず見積りして業者を選定していると言ったと思うのですけれども、それでよろしいのか確認させてください。

移動スーパーのほうは、では新規で4か所、変更が4か所、そしてもう一つ廃止が2か所。廃止が2か所というところが、もうそこには集まる方がいらっしゃらなかったという廃止でよろしかったのか、それとも変更のほうに入っているのかお伺いしたいと思います。

○吉本秀二委員長 吉川副課長。

○吉川壮司長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 高齢者外出支援のほうをお答えさせていただきます。

タクシー券の印刷製本に当たりましては、見積りは複数の業者から徴収しております。

○吉本秀二委員長 久保副課長。

○久保かおり長寿生きがい課包括支援担当副課長 お答えいたします。

まず、廃止の2か所につきましては、販売場所に止まらないという廃止になります。こちらは、昨年民生委員さんや区長さん、また販売員等に意見を伺い、また基本的に集計で平均客数が1人以下のところは見直しの対象とさせていただき、その判断に基づきまして廃止を2か所とさせていただきました。

以上、答弁となります。

○吉本秀二委員長 続いて、川口委員、再質問からありますか。

○川口浩史委員 内容、事業者のことはいいのですが、再質問でちょっとこの施設ができた場合、利用料がどのくらいなのか。近隣にあるのかなと思って、その辺は調査されているのか。利用料がどのくらいになるのか伺えればと思います。

公募をして業者が決まって、それから建設だという形になるのですか。先ほど建設という話が出ていたので、ちょっとそこはどういう順番でなっていくのか。今ある建物を変えて施設にしていけるのか、伺いたいと思うのです。

定期借地権設定のための一時金の、なぜこれが必要なのか。もうある程度業者が決まっているのかなど。そこが定期借地権が必要なので、もうこの予算を取っているのかなと思ったのですが、そうすると公募という意味がなくなってしまうので、公募ではないのかなと思ったりもしているのですが、ちょっとその理由を伺いたいと思います。

それから、この施設来年度末までに建てるということですね。当面1棟だけなのか、もう少し余裕あるのですか。この金額で2棟くらい見ているのか、ちょっと伺いたいと思います。

○吉本秀二委員長 簾藤長寿生きがい課長。

○簾藤久史長寿生きがい課長 それでは、利用料につきまして私からお答えをさせていただきます。

すみません。ちょっと利用料に関しては介護保険特別会計のほうになるので、今日資料を持ってこなかったで頭の中の範囲になるのですが、月額利用料で、要介護1から5の方が利用することができますので、利用料に関しては1割で1万幾らから、2万から3万の範囲と、1割負担の場合そういう形になります。

あと、近隣にあるのかというご質問ですが、看護小規模多機能居宅介護という施設は東松山市に1か所ございます。それ以外は、この近隣にはございません。

以上です。

○吉本秀二委員長 吉川副課長。

○吉川壮司長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 それでは、公募の件につきましてお答えいたします。

今年度に公募は実施しておりまして、それで決定いたしました事業者が、来年度に建設、開設をする予定となっております。そして、定期借地権でございますが、この決定した事業者が土地を借りて事業を開始するという予定でありますので、この項目が入り込んでおります。

1棟のみかというお話でございますが、申し訳ありません。その前に、既存の建物を改修するかというお話でございますが、新たに建物を建設する予定でございます。施設は1施設でございます、2階建ての予定となっております。1施設ですので、これを1棟と申し上げても差し支えないかと思っております。

以上です。

○吉本秀二委員長 川口委員。

○川口浩史委員 そうですか。分かりました。

これ場所はお話してできるのでしょうか。もしできるのであれば、伺いたいと思います。

○吉本秀二委員長 吉川副課長。

○吉川壮司長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 それでは、施設の場所につきましてお答えいたします。

建設場所は、鎌形2260番地1です。これは、町立嵐山幼稚園の町道を挟んだ北側になります。

以上です。

○吉本秀二委員長 続いて、渋谷委員、質疑をどうぞ。

○渋谷登美子委員 すみません。地域密着型サービス事業という、なかなか何か概要というのは全く教えていただけないで、これはそれほどに秘匿事項なものなののでしょうか。運営主体が個人なのか法人なのか全く分からないで、謎解きのような形で質疑しているのですけれども、ある程度のものはもう公募して決まっているわけだから、そうするとそれはしっかりと話ししていただけたらいいのではないかなと思うのですけれども、こんな何か不思議な質疑をするのはなかなかないなと思っているのですけれども、いかがでしょう。

○吉本秀二委員長 吉川副課長。

○吉川壮司長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 それでは、お答えいたします。

決定いたしました事業者につきましては、既にホームページで公表しております。なお、ここでもう一度申し上げます。運営主体は、今年度公募において決定いたしました株式会社3's p e

a c e という各種介護サービスを提供している会社です。

以上です。

○吉本秀二委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 そうすると法人で、事業主体として法人で、何人ぐらいの事業体で、職員がどのぐらいとか、そういうのはもう決定していて、まだこれは職員はこれから公募するという形になってくるのですか。こういったことが、何か不思議な質疑をしているなと思うのですが、こういったことを公開されないようなものなののでしょうか。公開されていていいものですよ、普通。

○吉本秀二委員長 簾藤長寿生きがい課長。

○簾藤久史長寿生きがい課長 お答えいたします。

まず、この予算に関しましては、県からの補助を町を介しまして事業者補助するというものでございまして、この地域密着型サービスの事業主体はあくまで今回、先ほど吉川が申し上げました株式会社 3' s p e a c e という会社になりますので、職員の募集とか採用とか、そういったものはその 3' s p e a c e が行うものでございます。

また、この人数に関しましては、国の介護保険法なり、町の地域密着の条例等でこの基準というのが定められておりますので、最低限その人数をクリアしないと、最終的に開所というときには町のほうで認可というか、許可を出しますので、その段階で職員のほうが充足数足りていないと、当然開所できないことになりますので、その辺は十分にチェックしていきたいと考えております。

以上です。

○吉本秀二委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 すみません、これで3回目ですよ。

○吉本秀二委員長 3回目です。

○渋谷登美子委員 すみません。行政手続的には、これからどのような手続があつて、令和9年の4月ですか、開所になるのか、ちょっと教えていただければと思うのですが、何か全然分からない。

○吉本秀二委員長 吉川副課長。

○吉川壮司長寿生きがい課長 長寿生きがい担当副課長 それでは、令和8年度の流れにつきましてお答えいたします。

事業所の建設でございしますが、4月の当初に事業所から町へ申請が来まして、町から県に対して申請を出します。その後、県から町へ交付決定、町から事業者へ交付決定、その後事業者が建設の業者の一般入札を行います。そして、建設に着手しまして年度末に完成、そして各種介護保険の介護事業所の指定等の申請を町に上げまして許可した上で、3月に開所となる予定となっております。

以上です。

○吉本秀二委員長 以上、質疑がないようですので、長寿生きがい課に関する部分の質疑を終結いた

します。

◎散会の宣告

○吉本秀二委員長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 4時37分)

予算特別委員会

3月10日（火）午前9時30分開議

議題1 「議案第10号 令和8年度嵐山町一般会計予算議定について」の審査について

○出席委員（１１名）

１番	佐藤弘美	議員	２番	橋本将	議員
３番	宮本大裕	議員	４番	小林智	議員
５番	藤野和美	議員	６番	森一人	議員
７番	青柳賢治	議員	８番	畠山美幸	議員
９番	川口浩史	議員	１０番	渋谷登美子	議員
１１番	吉本秀二	議員			

○欠席委員（なし）

○委員外議員

狩守勝義 議長

○特別委員会に出席した事務局職員

事務局長	小輪瀬一哉
書記	安在洋子

○説明のための出席者

佐久間孝光	町長
中嶋秀雄	副町長
萩原政則	総務課長
藤野広之	総務課財政契約担当副課長
長尾武士	環境課環境担当副課長
中村寧	農政課長
川上力	農政課農業振興担当副課長
馬橋透	企業支援課長
永嶋稔	企業支援課商工・観光担当副課長
安在知大	まちづくり整備課長
栗原淳	まちづくり整備課道路担当副課長
下村治	教育委員会教育長
高橋喜代美	教育委員会教育総務課長
飯塚毅	教育委員会教育総務課教育総務担当副課長
神田貴裕	教育委員会教育総務課指導主事

山	岸	堅	護	教育委員会学校給食センター所長
田	中	恵	子	教育委員会嵐山幼稚園長
久	保	哲	也	教育委員会学校統合推進課長
尾	針	雄	介	教育委員会学校統合推進課統合・施設整備担当副課長
青	木	正	志	教育委員会生涯学習課長
岡	本		均	教育委員会知識の森嵐山町立図書館長
中	村		寧	農業委員会事務局長農政課長兼務
内	田	雅	幸	農業委員会事務局次長

◎開議の宣告

○吉本秀二委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席委員は全員であります。よって、予算特別委員会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○吉本秀二委員長 ここで報告をいたします。

本日の委員会次第は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

それでは、直ちに本日の審査を始めます。

(午前 9時30分)

◎議案第10号の質疑

○吉本秀二委員長 議案第10号 令和8年度嵐山町一般会計予算議定についての件を議題といたします。

既に長寿生きがい課に関する部分までの質疑が終了しております。本日は環境課、上下水道課に関する部分の質疑から、通告書に従い行います。

なお、上下水道課に関する部分の質疑はありませんでした。

それでは、佐藤委員、質疑をどうぞ。

○佐藤弘美委員 予算書の138ページ、地域猫活動推進事業増額理由は、避妊手術の猫が増えているのかをお願いします。

○吉本秀二委員長 長尾副課長。

○長尾武士環境課環境担当副課長 それでは、地域猫活動推進事業の増額の理由についてご説明をさせていただきます。

主な理由といたしましては、県補助対象である飼い主のいない猫の不妊・去勢手術推進事業費補助金、こちらのほうを10頭分で5万円のほうを増額したものであります。実際に避妊手術の猫が増えているのかというご質問ですが、実際に町内に飼い主のいない猫が何頭いるのかという調査をしたわけではないため不明ではございますが、ボランティアの方々が捕獲した猫に対して避妊・去勢手術を行っております。猫につきましては年3回程度出産すると言われており、もし捕獲漏れの猫が一頭でもいると1回の出産で5頭から7頭子どもを産みまして、生活環境のほうに問題を発生するおそれがあります。そのため、一頭でも多く捕獲避妊手術を実施することで、猫の頭数を増やさないことで地域と猫の共存共栄をすることが重要と考えております。

以上でございます。

○吉本秀二委員長 佐藤委員。

○佐藤弘美委員 ボランティアさんがすごく一生懸命やられていて、うちの地域猫のにゃんこたちも春とか秋になるとみんな耳切られていて、とても活動を一生懸命やられているのだなというのが感じられるのですけれども、どうしても同じお父さんかお母さんか、同じ柄の猫が見受けられることがあって、それはもしかしたら誰かが家の中で飼っている猫を避妊・去勢していなくて、生まれるたびに外に放している、そういう注意ではないのですけれども、活動なんかはされる予定とかはありますか。

○吉本秀二委員長 長尾副課長。

○長尾武士環境課環境担当副課長 それでは、お答えをさせていただきます。

佐藤委員のおっしゃっているとおり、例えば飼い主のいる猫に関しては、基本的には今回こちらでお話をしている補助金の対象ではありません。当然なのですけれども、飼われている猫に関しましては飼い主の方の責任、こちらはもう動物愛護法の中で、そういったことをしてくださいということで明記をされているものになりますので、もし例えばそういった多頭飼育的なものがあつた場合については、関与はさせていただくことがあるかと思うのですが、基本的には飼い主の方の責任においてやっていただくというのが基本になります。

以上になります。

○吉本秀二委員長 続いて、宮本委員どうぞ。

○宮本大裕委員 おはようございます。私から1点、予算書29ページ、狂犬病予防注射済票交付手数料についてです。予防注射の実績についてお伺いしたいと思います。

○吉本秀二委員長 長尾副課長。

○長尾武士環境課環境担当副課長 それでは、予防注射の実績についてお答えをさせていただきます。

過去2年分と令和7年度の途中までのちょっとご回答とさせていただきます。令和5年度につきましては484頭、令和6年度が458頭、令和7年度が1月末現在で399頭となっております。手数料につきましては、1頭当たり550円の手数料のほうを徴収させていただいております。

以上となります。

○吉本秀二委員長 宮本委員。

○宮本大裕委員 この数字、今年は648件ということで書いてありますけれども、この数字というのは、実際に犬の飼い主が登録している数と等しいのか、それとも注射を受けていない、そういった犬がどのぐらいいるのかということは、町は把握をされているのでしょうか。

○吉本秀二委員長 長尾副課長。

○長尾武士環境課環境担当副課長 それでは、お答えをさせていただきます。

登録犬の頭数と注射済みの件数なのですが、実際のところはイコールではありません。当然なのですけれども、接種をされた後にちゃんと来ていただく方もいらっしゃるのですが、中には忘れて

いる方もたまにはいらっしやいまして、先日なのですが、過去3年、4年分ぐらいのものを持ってきてこられた方がいらっしやいました。ちょっとそういった方もいらっしやるということも当然想定をしております。あとは、注射済みの広報周知とかはさせていただいているのですが、実際にちょっと受けているのか受けていないのかという調査までのほうはしておりませんので、もしかしたら飼い主の方で狂犬病の注射を打っていないという方も想定はされると、こちらでは認識はしております。

以上でございます。

○吉本秀二委員長 宮本委員。

○宮本大裕委員 今、狂犬病予防法とか動物愛護管理法なんかでは、犬を飼ったら生後90日過ぎてから30日以内に自治体へ登録しなければならぬという義務が課せられていると思います。今、大分犬の、猫はちょっとどうか分かりません。犬の場合は、どこかで飼うとマイクロチップでその所在地というところが分かるような状況になっています。そのマイクロチップの情報について、その特例というのがあって、それに参加していると飼っている数というのがより正確に分かるのかなと思うのですけれども、嵐山町の場合はこれ参加されていないと思うのですけれども、その理由というのはどんなところにありますか。

○吉本秀二委員長 長尾副課長。

○長尾武士環境課環境担当副課長 それでは、お答えをさせていただきます。

マイクロチップの特例に関してになるのですが、嵐山町に関しましては、実際の頭数に対して実績が少ないというふうにこちらは見ております。ですので、負担をかけてマイクロチップの登録の特例を使うというよりも、今のままでも十分対応できるというふうにこちらは考えております。ただ、宮本委員さんおっしゃられたとおり、マイクロチップの特例の情報に関しましては、番号さえ分かればこちらで把握することは可能です。ですので、もし必要な情報に関しましては、そのマイクロチップの番号、そちらのほうを飼い主の方から頂戴のほうはさせていただきまして、何かあったときの照会のほうはできるというような体制は取らせてもらっています。もしその特例に参加するということになりますと、基本的にはどこの自治体もそうなのですが、15桁の番号になるのですが、こちらを犬の鑑札票と同じ扱いにする形になります。ですので、登録されましたという情報が嵐山町に、参加した場合には流れてくる形にはなるのですけれども、一応そういった形でシステム改修ですとかそういったものとか、マイクロチップに対応した例えば登録システムというものを、構築まではいかないのですけれども、そういうパックみたいなものを購入するというようなお話をほかの自治体からは聞いております。ただ、制度が始まってから数年経過しているのですが、少し不具合があるようで、ちょっとやっぱり手間がまだ結構かかるというお話を聞いております。ですので、もし仮に参加するとしても、近隣の情報ですとかそのシステムが今後どういうふうに動いていくのかというものを精査しながら検討していく必要性というのがあるのかなというふうにこちら

は認識をしております。

以上となります。

○吉本秀二委員長 続いて、小林委員、質疑をどうぞ。

○小林 智委員 私からは1件だけです。予算書141ページ、(4)番のごみ資源収集運搬事業、こちら前年度比で2,564万3,000円増加しております。どのように積算したのか内容について教えていただきたいと思います。

○吉本秀二委員長 長尾副課長。

○長尾武士環境課環境担当副課長 それでは、ごみ収集運搬の委託料の増額の内容についてご説明のほうをさせていただきます。大きく分けて2点ほどございます。

まず、1点目につきましては労務単価、こちらの増額分として平均して約4%、こちらのほうが増額という形に今なっております。それと、併せましてなのですが、令和8年4月からプラスチックに係る資源循環の促進に関する法律に基づいたプラスチックの資源化、こちらのほうが衛生組合管内で始まりのほうをさせていただきます。内容につきましては、以前全員協議会のほうでお話をさせていただいているかなと思いますが、そちらのほうが始まります。それに伴いまして、今現在、資源プラスチックの収集台数なのですが、1日当たり2台で、今2社と契約をしていますので、合計4台で収集をしているのですが、廃棄プラスチックから資源プラスチックのほうに品目が移行するものというものが結構ございます。それに伴いまして、収集量が増加をするというのがちょっと今見込まれております。それと併せまして、今現在なのですが、町内のほうの中間処理施設、そちらで今まで処理のほうをしていたのですが、今度はそちらの施設ではなくて深谷市のほうにあります中間処理施設、こちらのほうに変更となります。それに伴いまして移動、こちらは町内から今度深谷市さんのほうに移動になりますので、往復でおよそ1時間、移動のほうがかかってしまいます。ですので、収集量が増えた上に距離が延びるという形になりますので、1日では収集ができないおそれというものがちょっと見込まれておりまして、こちらに伴いまして収集台数のほうを1台増車をさせていただきました。2社ございますので、合計で、先ほど4台と申し上げたのですが、6台のほうで4月以降については収集台数を増やさせていただきまして、予算のほうを確保させていただきまして今回の金額増というような形になっております。

以上となります。

○吉本秀二委員長 小林委員。

○小林 智委員 私も衛生組合のほうの議員で出席させていただきまして、深谷市の新しい中間処理施設を視察もさせていただきました。これを今ちょっと要因は言っていたのですが、2つの大きな要因。労務単価の4%部分の金額と、それからプラ新法の対応費の金額2,500万の内訳として、まずは金額を教えてください。

それと、これ衛生組合が関与していると思うのですが、今度は各衛生組合の各市町村が直

接その中間処理施設に運ぶ責任があるという形で、各町村の責任で中間処理施設まで多分運ぶ。だから、そこまでの運搬費が各町村でかかってくるということなのだと思います。そうすると、衛生組合のほうも直接触れないことになるわけです。通らないですから、小川衛生組合のところは。そうすると、小川衛生組合と町との関係というのは、このプラごみに関してはどういう関係になるのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○吉本秀二委員長 長尾副課長。

○長尾武士環境課環境担当副課長 すみません、ちょっと確認なのですが、あくまでプラごみの積算という形で大丈夫でしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉本秀二委員長 長尾副課長。

○長尾武士環境課環境担当副課長 それでは、運搬費の積算のお話のほうにお答えをさせていただきます。

今回プラスチックの運搬ですが、基本的には現在156台で、1台当たりの単価5万7,449円ということで積算のほうをさせていただいております。合計金額のほうが、資源プラスチックの運搬のみだけで、直行だけで896万2,044円というのが今、直行費だけの委託金額という形になっております。当然なのですが、これに諸経費含めまして約35%、それに消費税が、単純にですけれども上乗せをされるという形になります。これがあくまで1社分になりますので、これ掛ける2という積算のほうをさせていただいております。

続きまして、組合と町村との関係の割合、負担の割合のお話かと思うのですが、こちらにつきましては、全部のごみ種がそうなのですが、収集運搬につきましては、基本的には各町村が負担をするという形になっております。処理に関する費用、こちらに関しましては、衛生組合のほうが全額負担をするというような形ですみ分けみたいな形をさせていただいているという状況になっております。

以上でございます。

○吉本秀二委員長 小林委員。

○小林 智委員 細かく教えていただきましてありがとうございました。

もう一点、最後にお聞きしたいのですけれども、これ2社としての提携、収集運搬、こちらのほうの、これが入札が行われているのか、あと毎年なのか複数年契約になっているのか、ちょっとそこだけ教えていただけますか。

○吉本秀二委員長 長尾副課長。

○長尾武士環境課環境担当副課長 それでは、お答えをさせていただきます。

こちらの業者の決定につきましては、基本入札になるのですが、今おっしゃられたとおり業種的には2つ、1ブロックと2ブロックということで分けさせていただいております。先に1ブロック

のほうを入札をかけるのですが、当然なのですが、こちらのごみ収集運搬というのはどこの業者でもいいというわけではありません。あくまで収集運搬業の許可を持った業者に限らせていただいております。ですので、町内のほうで収集運搬の業者というのが今町内で2社許可をしているところがあります。1社、先に落札をしたものに関しましては、次のもう一つのほうの契約に関しましては、今の現状でいうと辞退という形を取って、結局1社の方が入札をしてまた価格を決定するというような形で、基本は入札という形を取らせていただいております。

以上となります。

○吉本秀二委員長 続いて、藤野委員、質疑をどうぞ。

「[契約が複数年かどうかだけ]」という人あり]

○吉本秀二委員長 失礼しました。

お願いします。

○長尾武士環境課環境担当副課長 それでは、契約に関しましては、長期契約ということではありません。基本単年という形になります。ただ、単年の切り方が7月1日からの1年間というちょっとサイクルのほうになっております。

以上となります。

○吉本秀二委員長 続いて、藤野委員、質疑をどうぞ。

○藤野和美委員 私は、138ページのごみ減量化推進事業の内容についてお聞きいたします。よろしくをお願いします。

○吉本秀二委員長 長尾副課長。

○長尾武士環境課環境担当副課長 それでは、ごみ減量化推進事業の内容ということでお答えをさせていただきます。

ごみ減量化推進事業の主な事業になりますが、こちらにつきましては、ごみ資源分別収集カレンダー8,900部の印刷製本費と生ごみ処理機設置補助金、この2点が主な事業となります。

以上となります。

○吉本秀二委員長 藤野委員。

○藤野和美委員 その内訳はどういう内訳になっているのでしょうか。

○吉本秀二委員長 長尾副課長。

○長尾武士環境課環境担当副課長 それでは、内訳となります。今年度なのですが、印刷製本費、こちらにつきましては61万5,000円になります。生ごみ処理機の補助金につきましては66万円になります。

以上です。

○吉本秀二委員長 藤野委員。

○藤野和美委員 すみません、失礼しました。ちゃんと明記がされていまして。失礼しました。

生ごみの処理機の件数なのですけれども、どの程度の件数を予定しているのか、お願いいたします。

○吉本秀二委員長 長尾副課長。

○長尾武士環境課環境担当副課長 それでは、お答えをさせていただきます。

まず、電気式のものにつきましては15基分になります。コンポストタイプ、こちらが20基分ということで、今年度については積算のほうをさせていただいております。

○吉本秀二委員長 続きまして、森委員、再質問からどうぞ。

○森 一人委員 それでは、収集運搬につきまして再質疑させていただきます。

今細かく小林委員の質疑に対してお答えいただきましたので、大体分かったのですが、純粹にプラ新法施行に伴って町に係る負担分というか積算というか見積りというのは毎年このくらい上がっていくのだということが出ていれば教えていただきたいのですけれども、金額ベースで結構なので。

○吉本秀二委員長 長尾副課長。

○長尾武士環境課環境担当副課長 それでは、お答えのほうをさせていただきます。

予算ベースの話というのはまだ全然積算をしているわけではございませんので、どれだけの金額というのは、ちょっとお話のほうはできかねるところはあるのですが、ただ衛生組合のごみ処理に関しましては、委託処理というのが基本になっています。ですので、当然ですけれども、昨今の物価高騰、あとは労務単価費の高騰ということは、今後も見込まれる可能性というのが高いです。当然なのですが、こちらのごみ処理、プラスチック新法に関することではないのですが、廃掃法に基づきまして市町村に対して適正な処理責任というものが法律上明記をされております。こちらのほうが明記されておりますので、適正な価格を収集運搬業者さんもしくは処理業者さんのほうに適正な価格で委託のほうを出さないと、逆に市町村もしくは組合で処理するときの組合のほうになってくと思うのですが、重い責任がかけられますので、何らかがあったときに罰則ではないのですけれども、そういったことを求められるということが考えられます。ですので、そういったことが起きないように、予算のほうは精査は当然していくのですが、今後も適正な処理というものをできるよう、そちらについては調査研究のほうはしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○吉本秀二委員長 それでは、畠山委員、再質疑どうぞ。

○畠山美幸委員 もう2人の方から答弁もらっていますので、私は労務単価の先ほど4%のアップというお話がございましたが、そうなりますと金額にすると幾らになったのか。

また、この労務単価……まあいいや。それだけまずお伺いします。

○吉本秀二委員長 長尾副課長。

○長尾武士環境課環境担当副課長 すみません、各労務単価での積算というのは現在しておりませんので、細かい数字というのは、申し訳ないのですけれども、ちょっとお答えのほうはできかねます。

以上であります。

○吉本秀二委員長 畠山委員。

○畠山美幸委員 この４％というのは妥当な数字というか、４％ということで定められていて、今回この４％が上がるのか。また、近隣の組合なんかの労務単価というのはどうなのか。また今、戦争が始まってしまって、ガソリン代が今大変なことになるということですから、業者の方々、車で運搬されるわけですから、今後値上げ、燃料費が上がってきた場合には、その辺の補てんなどは補正をかけていくのか、お伺いします。

○吉本秀二委員長 長尾副課長。

○長尾武士環境課環境担当副課長 労務単価の上昇に関しましては、埼玉県が使用している土木積算単価、こちらのほうを使わせていただいているという形になります。ですので、土木積算単価のほうは、ちょっとすみません、私も建設部局の者ではないので、ちょっといつのタイミングで改正があるかというのまではちょっとお答えのほうはできかねるところがあるのですが、そちらのほうの改正があった場合に関しては、土木単価の変更に伴って、また労務費というのが上がる可能性というのがございます。

あともう一つ、燃料費の関係につきましては、当然なのですが、これから仮に契約をした後に業者さんのほうから何かしらのご相談があったときに関しましては、ちょっとそちらについては真摯にご相談のほうは受けたいと考えております。先ほどもお話をさせていただいた適正処理ということをするために、どうしても車両というものが必須なものになってきますので、価格についてはちょっとその辺、今幾らこの時点でお上げできるかとかしますというお話のほうはできかねるのですが、そちらのほうはご相談をした上で、協議をした上で、財政部門のところの相談ですとか、また上のほうの者に相談をしたりとかというものをして、そういった生活環境のほう、そちらに支障の出ないような対応というのは常に考えていきたいというふうに考えております。

以上となります。

○吉本秀二委員長 よろしいですか。

続きまして、川口委員、質疑をどうぞ。

○川口浩史委員 136ページの外来生物対策なのですが、967万円増額になっています。理由を伺いたいと思います。

次に、水質調査、これは66万円の減額です。理由を伺いたいと思います。

塵芥処理費232万円の増額理由を伺いたいと思います。

それから、し尿処理費、これどこかでやっている。何で網かけになっているのかな。処理費増額理由を伺いたいと思います。

以上です。

○吉本秀二委員長 長尾副課長。

○長尾武士環境課環境担当副課長 それでは、外来生物対策事業、こちらの増額の理由についてご説明をさせていただきます。

増額の理由になるのですが、小中学校、幼稚園、都幾川の桜堤、町管理等の公園にある桜の503本に対しまして、特定外来生物であるクビアカツヤカミキリ、こちらを防除するためにアクセルフロアブルという薬剤を樹木に散布する費用という形で計上のほうをさせていただいております。

続きまして、水質調査の66万円の減についてご説明のほうをさせていただきます。こちらにつきましては、比企河川の関係になってくるのですが、河川水質調査委託、こちらのほうなのですが、調査当時と今現状で最近の傾向なのですが、やっぱり水質のほうが安定をしてきております。その関係もありまして、東松山市も含めた比企地域、こちらの各担当のほうで協議のほうをさせていただきまして、年4回やっていた調査を年2回に回数のほうを減をさせていただいております。その関係に伴いまして66万円の減というような形となっております。

続きまして、塵芥処理費の増額になります。こちらは、衛生組合の負担金かなというふうに思っております。こちらにつきましては衛生組合のほうに確認のほうはさせていただいております。主な理由としましては、大きく分けて2点ございます。まず、1点目につきましては、令和8年度から2か年にかけて、今現在休止をしている焼却炉、こちらの解体工事のほうが始まります。それに伴いまして予算のほうがちょっと増えていると。

あともう一つは、ごみ焼却場に在籍している職員がいるのですが、そちらのほうで1名退職をするそうです。そちらの退職、一部事務組合の負担金というものが今年度発生をするらしくて、そちらのほうでちょっと増額をしているというようなお話を衛生組合のほうから伺っておる次第でございます。

続きまして、し尿処理費158万円の増額の説明をさせていただきます。こちらでも衛生組合の負担金という形になっているかなと思います。主な理由としましては、先ほど塵芥処理費の負担金でもお話をしたのですが、同じようにし尿処理施設のほうでも1名退職職員がいるそうです。そちらの退職の負担金、こちらが増額という形になっているものと、あと退職職員が減ることに伴いまして施設運転員、こちらを民間業者のほうから派遣をしてもらうそうです。その関係もありまして予算のほうが増えているというような形で衛生組合のほうから話を伺っております。

以上となります。

○吉本秀二委員長 川口委員。

○川口浩史委員 外来生物の関係はそうですか。これ139ページに害虫防除処理委託料というのがあるわけですが、この96万円が、この桜の503本分になるということで理解してよろしいのでしょうか、ちょっと伺いたいと思います。

水質調査、そうですか、年4回からいきなり2回に半減させてもいいというのは、ちょっとどういう根拠で半減にするのか。まず1回減らそうではないか、3回だったらまだ分かるのですけれど

も、半減はいきなり大きいなと思うのですけれども。思いました、聞いていて。ちょっとそれを伺いたいと思います。

塵芥処理費、し尿処理費は分かりました。

以上です。

○吉本秀二委員長 長尾副課長。

○長尾武士環境課環境担当副課長 それでは、外来生物の対策費の関係についてお話をさせていただきます。

こちらにつきましては、今、先ほどもちょっと答弁させていただきました。町が基本的には管理をしているところに薬剤散布という形にはなるのですが、こちらにつきましては、当然なのですが、生き物を相手にするものになってきますので、今回当初予算で載せさせていただいた時期に予算を確保させてもらった上で、5月、6月ぐらいのほうに薬剤散布ができればいいかなというふうに考えております。こちらにつきましては、では何、虫に対してかけるのかということではございませんので、先ほどもお話ししたのですが、樹皮に対して薬剤を散布するという形になってきます。薬剤を幼虫なり成虫が食べたことに伴って駆除をするというような手法で今のところは考えております。ですので、この公共用地の管理している桜並木のほうに今回これを1回やって、必ず1回で効果があるかというのは、はっきり言ってこちらのほうでも把握はできない形となります。ですので、こちらは複数年かけてやることに伴ってその効果というものが見えてくるのかなというふうにこちらとしては考えておる次第でございます。

続きまして、水質調査の半減の理由という形になるのですが、こちらにつきましては、基本的には東松山市さんのほうが幹事という形でちょっと取らせていただいているのですが、東松山市さんのほうからもちょっといろいろご相談を受けまして、この河川水質調査自体の見直しというのがあったそうです。それに伴いまして各町村のほうに、検査回数みたいなのですとかそういったものに関しましてはご相談があったという形になっております。先ほども答弁のほうでもお話をさせていただいたのですが、こちらにつきましては、恐らくまだ浄化槽がそんなに普及をしていない時代から多分河川水質調査というものが始まっていたのかなというふうに考えております、こちらとしては。当然なのですが、時代も変わりがして、浄化槽の設置台数が増えたり、下水道の整備が進んだりということで、社会インフラというものが当然変わってきました。それに伴いまして、各町村で、では水質結果を見ながら経過を見るという過程になったときに、4回やる必要性があるのかという事業見直しのほうが一応ありまして、そこの中で、各比企町村の中で意見を取りまとめをして、2回という回数のほうに決定をさせていただいたという経緯のほうはございます。

以上でございます。

○吉本秀二委員長 川口委員。

○川口浩史委員 水質調査なのですが、ちょっと聞いていて、東松山が中心になって、嵐山はあまり

その会議には入っていないのかなと思ったのですけれども、意見だけは何か電話で聞くか何かして、その程度なのかなと思ったのですけれども。だから、あまりよく分からないで2回にされているのかなと聞いていて思ったのですけれども、そうではないのですか。きちんと東松山で会議が行われて、そこに嵐山もほかのところも入って、そうだな、4回は必要ないな、2回で十分ではないかなということになったのか、ちょっと会議の模様を伺えればと思うのですけれども。

○吉本秀二委員長 長尾副課長。

○長尾武士環境課環境担当副課長 それでは、お答えをさせていただきます。

こちらの河川水質に関しましては、比企地域で会議体というものは持っておりません。基本的には東松山市さんの担当課が中心となって、各町村がやっている水質調査のデータを取りまとめをしていただいているのが東松山市さんでございます。当然なのですが、東松山市さんのほうも、当然なのですが、財政的なものですとか事業の見直しだとかというものは定期的にやられているかと思うのですが、その中で出てきた話でございます。そこで出てきた話を、やはり各町村さんのほうに話を落とさなければいけないということがございまして、今回いろいろ回数のことですとかそういったものについてお話のほうが昨年度あったというところでございます。それに対して、うちのほうとしても、水質自体が特に大きく変動をしているものではないというふうには捉えておりまして、4回でなくても東松山市さんがおっしゃられていたとおり2回でも支障はないのかなという判断をさせてもらった上で、東松山市さんのほうにご回答をさせていただいたという経緯のほうはございます。

以上でございます。

○吉本秀二委員長 続いて、渋谷委員、質疑をどうぞ。

○渋谷登美子委員 139ページで塵芥処理なののですけれども、2億3,250万3,000円で……

○吉本秀二委員長 渋谷委員、マイクを使ってください。

○渋谷登美子委員 ごめんなさい。

139ページ、2億3,250万3,000円、これは塵芥処理費の負担金なのですが、小川地区衛生組合の8年度事業の主な事業と課題を伺います。

同じく141ページ、これはし尿処理費です。これもちょっと見ていると大きな課題があるのは分かっているのですけれども、年度年度で出てくるところの課題というのが全く見えてこないで、4,834万7,000円、一部事務組合負担金ですが、その利用者数と件数、そして主な事業と課題について伺いたいと思います。

○吉本秀二委員長 長尾副課長。

○長尾武士環境課環境担当副課長 それでは、衛生組合の塵芥処理費の関係で、令和8年度の主な事業と課題についてお答えをさせていただきます。

先ほどの答弁でもさせていただいたのですが、主な事業としましては令和8年、9年、こちら2

か年にかけて、ごみ焼却場の焼却炉の解体工事、こちらが実施をされるという予定となっております。当然課題なのですが、こちら大規模な解体工事となります。当然なのですが、工事期間内の場内への安全配慮、こちらは当然重要なものとなっております。あわせて、今、衛生組合のごみ処理委託なのですが、先ほどもちょっと少し触れさせていただいたのですが、大半の部分は委託処理というものになっております。当然ほかの中間処理事業者さんですとか最終処分場のほうに委託という形で処理をするのですが、昨今の物価高騰の関係もありまして、処理単価の上昇というものが今後予測されるというものは担当者のほうでも把握はしております。当然なのですが、処理の委託単価が増えるということがもし継続で続いてしまうと、塵芥処理費、こちらの負担金というものが今後増額をするということが見込まれるということは懸念されるということは衛生組合のほうから伺っております。

続きまして、し尿処理費の利用者数と件数、あと主な事業と課題についてお答えのほうをさせていただきます。まず、すみませんが、こちらの利用者数と件数に関しましては、大変申し訳ないのですが、こちらし尿処理費の負担金というものは、搬入量に対して平等割20%、人口割10%、利用度割70%という割合のほうで算出をしている関係がございますので、何人利用しているとか件数というのは、申し訳ありませんが、お答えのほうがちよっとできかねる状況でございます。ただ、こちらの令和8年度の負担算出の基礎となるし尿処理の搬入量というものは把握しておりますので、そちらのほうはお答えすることができます。こちらにつきましては、令和6年10月から令和7年9月までの1年間の嵐山町の搬入量、こちらの数量としましては518万530リットルというものが搬入という形で予想されております。組合全体でいうと18.9%の搬入量という形となっております。

次に、し尿処理の主な事業と課題ということになるのですが、こちらにつきましては、通常運搬業務をしている脱水汚泥の処分、あとは各処理槽の清掃というものが基本的なものになってきております。そのほかのものになってくるのですが、こちらにつきましては平成7年3月から池ノ入環境センターというものが稼働をしております。各設備ともかなり老朽化のほうが進んでいるというお話のほうを伺っております。こちらのほうにつきましても、適正処理のために緊急性の高い修繕工事というものを優先して実施のほうをしているのですが、近年搬入されるし尿の量ですとか浄化槽汚泥量の変化、あとは浄化槽汚泥との混合比率とかに応じまして、処理汚泥の形状というものがかなり変わってきているというお話を衛生組合のほうから伺っており、今現処理施設で処理をするというのに大変苦慮しているというお話のほうは伺っておるというのが今現在の課題でございます。

以上となります。

○吉本秀二委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 小川地区衛生組合の焼却炉の解体に関しては、これは全額、8年、9年で各負担金から出していくのか、債務もあるのか。その債務でしたらどのぐらいかかるのか伺いたいと思います。それが分からないで、そうすると債務を持っているということになりますと、地方債を持つ

ということになりますと、ずっと小川地区衛生組合の焼却炉に関しては、嵐山町も負担金を持つ形になりますので、この点について伺います。

それと、ちょっと私気になっていたのですが、これはし尿処理費のほうで、川口さんのほうの答弁の中で、し尿処理に関して退職者が1名いるから、民間機関からその方を補充するというふうに聞こえたのですが、今までのし尿処理に関しては、民間機関がここに入っていたのかどうかよく分からないのですが、これはどういうふうな形でこれが言われているのかなというのが、私も今あれっと思って聞いていたのですが、その点について、何か変な質問の仕方になりますけれども、あそこに民間処理業者が入ってきたようなことがあったのかなというふうな形。

それと、し尿処理施設は浄化槽のほうが多くなっていて、生し尿がうんと少なくなっているから、逆に言えば浄化槽汚泥の民間業者が入ってきて、そこのところで職員としてある程度入ってくるという形になるのか。今のはずっと……すみません、議事録を読んでいるとこれはもうかなり使えない施設になってきていて、いつぐらいだったらもうある程度の形、新処理施設を造らなくてはいけないかというふうな話まで進んでいると思うのですが、その点がこういうふうな、1年間の予算書でやり取りしていると分からないので、その点についてもお分かりになりましたら伺いたいと思います。

○吉本秀二委員長 長尾副課長。

○長尾武士環境課環境担当副課長 それでは、ごみ焼却場の解体工事の関係についてお話のほうをさせていただきます。

こちらにつきましては、詳細はちょっと衛生組合のほうの予算という形になってきますので、概略のお話ししかちょっとこちらのほうはできないのですが、基本的には衛生組合のほうで地方債というものを起こしているそうです。そちらとあとは基金の取崩し、一般財源、今この3つの財源で工事費のほうを捻出をしていると。衛生組合のほうに確認をしましたら、先ほども言ったとおり各町村の負担金額が極端に上がらないようにするために基金のほうを取崩しをして、これを約3億円切り崩しているそうです。ですので、その辺も配慮した上で、市町村の負担金が上がらないように配慮したというふうなお話は衛生組合のほうから伺っております。

続きまして、民間委託のほうのお話になるのですが、こちらにつきましては、民間の企業さんから運転員さんが来るという形になります。ですので、処理への委託というよりも、機械を動かすための人、こちらのほうを委託で出すという形になります。先ほども触れたのですが、退職職員が1名出るということで、その減になった人員を補てんをするというような形で作業に従事してもらうというような形で衛生組合のほうからお話は伺っているというふうになっております。

あとすみません、浄化槽の正常の話になるのかなと思っているのですが、当然なのかもしれませんが、できたときの当時の社会情勢と社会インフラの関係、先ほど言った浄化槽の整備ですとか下水道の整備というものもあつたりとかして、やはり生し尿というものが減っているというのは伺っており

ます。当然なのですから、池ノ入環境センターというものは、簡単に言ってしまうと大きな浄化槽というような形になりますので、生し尿が多いほうが本当は処理がしやすいタイプというふうにこちらは伺っております。当然なのですから、浄化槽汚泥というものはちょっとまた生し尿とは違う組成でも正常ではございますので、そちらの処理量が当然増えてきているということで、やっぱり今の設備の中でちょっと対応がし切れなくなっているというお話のほうは聞いています。当然なのですが、衛生組合のほうでも池ノ入環境センターの再整備ですとか流末の処理の仕方とか、そういったものというものは、今現状で話のほうは上がっています。ただ、細かいお話というまでは伺ってはいないのですが、当然なのですが、今後もそちらの施設の整備の状況を見ながら、池ノ入環境センターのほうも適正処理というものが重要になってきますので、整備と新たな施設というのですか、そちらのほうの検討というものは、今、衛生組合のほうで始めているというお話は伺っております。

以上でございます。

○吉本秀二委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 小川地区衛生組合の地方債というものは何年償還になっているのか。それで、こちらの各市町村の負担金が上がらないようにするというのはどういう配慮で、すごく30年償還とかそんな形になってくるのかなと思ったら、ちょっともう全然見当もつかないのですけれども、3億円の基金の取崩しですよ。3億円の基金の取崩しは、その基金はどのくらいあって、現在の一般財源からどの程度出したとか、そういうところが分かってこない、これはちょっと次の話に私が見えてこないなという感じがありまして、総括でもやりますけれども、ここのところを分かるようでしたらお願いしたいと思います。

それと、し尿処理費のことなのですが、これ民間から運転をする方がということだと、機械を運転される方というのは、小川地区衛生組合のし尿処理センターで、何らかの形で連携を持っている民間の方がいるということですよ。そうでないとその人に来てくださいというふうなことはできないので、では、どこがと思うと、どこになるのかなと今ちょっと考えているのです。民間ですから公共下水道関係ではないと分かるわけで、そこら辺はどういうふうにして、浄化槽汚泥が増えてきているわけで、それはもう昔から言われていることなので、その問題を解決することができながら運転の種類が見れる人ということですよ。どういうふうな形でそういうふうな人が探してきたのか伺いたいと思います。難しいよね。

○吉本秀二委員長 長尾副課長。

○長尾武士環境課環境担当副課長 こちらにつきましては、すみませんが、衛生組合のほうの事業の話となりますので、細かいお話というのはちょっとできかねるところがあります。当然なのですが、池ノ入環境センターのほうも、いろんな修繕ですとか保守点検ですとか、そういった業者さんというのがいると思います。そういった設備プラントメーカーさんのところを多分介してという形にな

るのかなというふうには思っております。ですので、今のほうでメーカーさんが誰ですとか、そういったことというのは、ちょっと申し訳ないのですが、お答えできかねる状況ではあるのですが、基本的には設備に詳しいプラントメーカーさんというのが多分第1候補では挙がってくるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○吉本秀二委員長 よろしいですか。

以上、質疑がないようですので、環境課、上下水道課に関する部分の質疑を終結いたします。

ここで休憩いたします。入替えのみとします。

休 憩 午前10時20分

再 開 午前10時21分

○吉本秀二委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、農政課に関する部分の質疑を通告書に従い行います。

それでは、佐藤委員、質疑をどうぞ。

○佐藤弘美委員 144ページの地産地消事業の販売拡大、技術支援等の具体的な内容について教えてください。

○吉本秀二委員長 川上副課長。

○川上 力農政課農業振興担当副課長 それでは、お答えいたします。

やはり地産地消事業、販売拡大ということで、生産組合員さんが直売所で品質のよい取りたての新鮮な野菜、それから果樹等を販売していただくことが一番と考えます。また、ご自身で作った野菜や果物もそうですけれども、自身で経営する会社で、その会社は都内にあるのですけれども、都内の方が大学の学食で提供されるというようなこともありますし、水稻農家さんなんかですと、ご自身でお米の販路拡大なんかをする方もいます。それから、観光農園では観光芋掘りをしていただく方やブルーベリーの摘み取りなんかをする方もいます。そういった方は、さらに今年は志賀でもブルーベリーの観光農園を始められるという方もいらっしゃいます。そういう方への支援としましては、東松山農林振興センターの普及担当という方が、専門の職員なのですけれども、いらっしゃいまして、圃場の土壌診断や、それから栽培方法、それから剪定の仕方というのですか、そういったことを講習会を開催したり、あとはもう直接圃場のほうに出向いて指導なんかも当たっていただいています。特に今年はチュウゴクアミガサハゴロモというガが大発生しまして、果樹でしたり、例えばブルーベリーとかシャインマスカットもそうです。そういったところに成虫が飛んできて、養分をまず吸うのです。その後、卵を産みつけて、幼虫もまたその木の中で育って、また結局その部分というのは枯らしてしまうために、それを防ぐためには剪定をするしかないのです。それで剪定をするのが大変だったということも聞いていますし、また水稻栽培なんかですと高温に強い新品

種「えみほころ」の、越畑に試験農場があるのですけれども、そこで生育状況の照会があったりと、いろいろと情報としては発信していただいております。

以上です。

○吉本秀二委員長 佐藤委員。

○佐藤弘美委員 講習とか東松山農林センターさんとか、多分種会社さんの方なんかを呼ばれて、農協の2階なんかでよく講習とかされていると思うのですけれども、これはまた今年も生産組合さんのほうでこういうのをやりたいとかアンケートを取ってやったりするのか、もしくは農政課さんのほうで、今年はこれを嵐山町で売ってもらいたいからこういうのをやってもらいたいとかそういう提案されるのか、もしくはあと、地産事業の販売拡大ということで、要は高速道路の嵐山小川インターなんか販売のチャンスはあると思うのです。ああいうところなんか都内に帰られる方が主に買っていかれると思うので、値段なんかと言ったら言い方変なのですけれども、値段はこちらが多分、多分ではなくてああいう高速道路は販売料とか手数料とかが、私もあっちの高坂ではなくてその先にあるところで出していたときは、手数料のほうが高くちょっと困ったなと思ったのですけれども、でも都内に帰られる人は新鮮な野菜を買えて、要はそれでも安いと言って買っていつてくれて完売したりしていたので、そういう提案なんかもできると思うのですけれども、そういうお考えとか状況を教えていただければと思います。

○吉本秀二委員長 川上副課長。

○川上 力農政課農業振興担当副課長 それでは、お答えします。

まず、講習会等では、恐らくうちの要望なんかは東松山農林振興センターのほうに言えば、そのご要望にお応えいただいて講習会を開いていただけたと思います。それから、販売に関しては、金額等のこともありますので、そういったことは、今後拡大するということではしていただけるのかなと思っています。

以上です。

○吉本秀二委員長 佐藤委員。

○佐藤弘美委員 今の質問で、町として、要はこれを売ってもらいたいとかそういう質問について教えていただきたいと思ったのですけれども。要は町として、うちの嵐山町はこれをやりたいから、こういうのを作ってもらえませんかという、そういう提案はあるかという質問もしたつもりでしたのですけれども、それはあれですか。

○吉本秀二委員長 答弁できますか。

川上副課長。

○川上 力農政課農業振興担当副課長 お答えいたします。

町では今、特産果樹を推進してまして、特にシャインマスカットについては、4人ほど実際に作る方がいらっやいまして、そういった方がいます。すみません、あとブルーベリーです。ブル

ーベリーとシャインマスカットを町では推し進めていくということです。

以上です。

○吉本秀二委員長 佐藤委員。

○佐藤弘美委員 都内のほうに、要は……

○吉本秀二委員長 先ほどの続きと最初の質問での回答がなかった部分ということで提案がありましたので、そのように受け取ります。今回で3回目です。どうぞ。

佐藤委員、どうぞ。

○佐藤弘美委員 ありがとうございます。

あともう一つなのですけども、都内のほうの大学のほうに……

〔駄目なんじゃない、そういうやり方〕と言う人あり〕

○吉本秀二委員長 渋谷委員、ちょっと待ってください。

先ほどの佐藤委員の2回目の質問ではなくて、あれは最初の初回の質問で回答がなかった部分についての確認だったので、それを1回目の質問とさせていただきます。現在で3回目ということでよろしいです。

〔そういうことやっていいんだ〕と言う人あり〕

○吉本秀二委員長 佐藤委員、どうぞ。

○佐藤弘美委員 いいですか。

都内のほうの大学のほうに野菜、要は買い取ってくれている方がいらっしゃると思うのですけれども、近々の買取りのあれはどうなっているのか。要は、買い取って学生食堂なんかに出されている状況なんかを教えてもらいたいのですけども。

○吉本秀二委員長 川上副課長、どうぞ。

○川上 力農政課農業振興担当副課長 まず、買取りの金額については、こちらではちょっと把握していないので分からないのですけれども、その方はご自身でもお野菜を作っていられますので、買取りだけではないということです。

以上です。

○吉本秀二委員長 続いて、橋本委員、質疑をどうぞ。

○橋本 将委員 それでは、質問いたします。

予算書145ページ、農業振興費の報酬、令和7年は275万5,000円、令和8年は69万2,000円と大幅減の理由は。

同じく145ページ、農業資金利子補給事業、令和7年も令和8年も1,000円としているが、見込み値は。

お願いいたします。

○吉本秀二委員長 川上副課長。

○川上 力農政課農業振興担当副課長 それでは、お答えします。

まず、農業振興費の報酬につきましてお答えいたします。令和7年度当初予算で人事関係の職員の配置が不透明な部分がありまして、農業振興事務担当の会計年度職員分として計上しましたが、正規の職員で人数が足りたということもありまして、令和7年度の6月補正で会計年度任用職員の分は減額しました。なお、8年度におきましては、有害鳥獣のわなの設置及び見回り等の業務をお願いしている2人のみの計上になりますので、減額になったものと思われます。

続きまして、農業資金利子補給事業につきましてお答えいたします。この事業の制度を利用される方が、令和7年度も令和8年度におきましても、現在におきまして予定されている方がおりませんので、科目設定の予算として計上しました。

以上です。

○吉本秀二委員長 橋本委員。

○橋本 将委員 それでは、再質問します。

農業振興費の報酬が、主にわなをかける鳥獣駆除の方2名ということなのですが、7年度で280万円近いものと、それは何名を予定されていたのか。わな2名の方のこの70万円の内訳を聞いてもあれか。令和7年度は何名を予定して予算を組んでいたのかということをお聞きします。

農業資金利子のほうは、債務負担行為で令和28年度まで続くのだと思うのですが、申請がなかったということなのですが、町としてはどのぐらいの規模の高額なもの、トラクターとか買われる方がもしかしているのかもしれないのですが、どのぐらいのものを想定しているのか、また年に申請が何人でも何回でも、そういうことを町として受けるのか。どういう考えなのかお聞きします。

○吉本秀二委員長 川上副課長。

○川上 力農政課農業振興担当副課長 まず、会計年度のほうなのですが、2人です。それから、利子補給につきましては、金額については、ちょっとその相談というものが今のところありませんので、その辺がちょっとお答えできないのですが、町の利子補給としましてその金利の1%を見えています。

以上です。

○吉本秀二委員長 橋本委員。

○橋本 将委員 農業資金のほうだけ再質問、再々質問します。

事業として、その1%、申請者がいないのですが、何を申請することを想定しているのかというのを、ちょっと答弁漏れでもいいのだけれども、回答してもらいたいと思います。農業で使うものを、例えばどんなものを申請されたら受け付けるのかというのをちょっと質問したいと思います。

○吉本秀二委員長 川上副課長。

○川上 力農政課農業振興担当副課長 それでは、お答えします。

まず、この農業資金利子補給事業については、町とそれから県のほうで利子補給が受けられるということで、町は1%、県は1.25%、今の金利が、これ県のほうに確認したのですけれども、3.95%に対しての利子補給、町が1%、県が1.25%、そうすると1.7%は農業者が負担するというものなのです。さらに、地域計画の目標地図に位置づけられた認定農業者につきましては、公益社団法人農林水産長期金融協会の利子補給を受けられる場合があって、その場合は2.0%の利子が受けられる。先ほど1.7%というお話をしましたが、2.0%差し引きますとゼロになるわけですね、マイナス0.3%になるのですけれども、そうすると無利子で要は貸し付けられるということで、この場合は無利子、最初の5年間なののですけれども、無利子になるということになります。どんなものを想定しているかということなののですけれども、例えばですけれども、ハウスとか加工栽培の施設とか、もちろんトラクターもそうですけれども、あと家畜の購入とか、そういったものに資金として充てられるということです。

以上です。

○吉本秀二委員長 ここで休憩といたします。10時45分までの休憩とします。

休 憩 午前10時35分

再 開 午前10時45分

○吉本秀二委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

宮本委員、質疑をどうぞ。

○宮本大裕委員 よろしく願いいたします。予算書45ページ、149ページにもありますが、多面的機能支援事業補助金について、対象となる共同活動の内容について伺います。

○吉本秀二委員長 川上副課長。

○川上 力農政課農業振興担当副課長 それでは、お答えいたします。

多面的機能支援事業につきましては、農地支払いと資源向上支払いという2つの交付金で構成されています。農地維持支払交付金では、農地ののり面の草刈り、水路の泥上げなどの基礎的な保全活動です。資源向上支払交付金では、地域資源の質的向上を図るために、地域内の景観作物の植栽や生活環境保全のためのごみ清掃活動が挙げられます。

以上です。

○吉本秀二委員長 宮本委員。

○宮本大裕委員 これは、場所は特定されているものですか。

○吉本秀二委員長 川上副課長。

○川上 力農政課農業振興担当副課長 お答えいたします。

この活動される団体については、まず北部環境保全会、これは七郷北部土地改良区と馬内土地改

良組合が母体となっています北部環境保全会、それから嵐山南部環境保全会、これは嵐山南部土地改良区が主体となっています。それから中部環境保全会、これは嵐山中中部土地改良区が母体というか主体となっております。それから、6つの改良組合がございまして、そちらのまず古里農地、水と緑の保全ネット、これは北田土地改良組合、それから遠山環境保全会、遠山土地改良組合が母体となっています。それから相生の里・水と緑の保全ネット、こちらは志賀の土地改良組合がなっています。それから三ツ沼多面的機能組合、これは三ツ沼の水利組合です。それから杉山越畑水と緑を守る会、これは杉山越畑土地改良組合、それとあと勝田自然環境保全会というのがありまして、勝田土地改良組合が主体となっております。ですから、3つの改良区、それから6つの改良組合です。

以上です。

○吉本秀二委員長 宮本委員。

○宮本大裕委員 そうしますと、この団体それぞれに分配されるような形で使われるようなものなのか、それぞれの団体から申請が上がってそれに対応するものなののでしょうか。

○吉本秀二委員長 川上副課長。

○川上 力農政課農業振興担当副課長 お答えさせていただきます。

こちらは、それぞれの対象となる農地がありまして、農地といっても水源だったり畑だったりということで、それに合わせて金額が幾らというのが定められていまして、その金額に応じて補助金というのが充てられています。その積算で、例えばでは改良区南部、すみません、例えば北部環境保全会は面積がこれだけですので、金額がこれだけになりますという、そういう積み上げで補助金を町から支出しています。

以上です。

○吉本秀二委員長 川上副課長、申請について答えていない。

川上副課長。

○川上 力農政課農業振興担当副課長 すみません。申請をして支払うものです。

以上です。

○吉本秀二委員長 続いて、小林委員、質疑をどうぞ。

○小林 智委員 私からも1点だけです。145ページ、農業振興費の農業者支援事業、前年度比493万6,000円の減額になった理由なのですが、これにつきましては、先ほど橋本委員のほうからも質問がありまして、それも踏まえてのことで結構でございますけれども、内容を改めてその理由をお聞かせいただけたらと思います。

○吉本秀二委員長 川上副課長。

○川上 力農政課農業振興担当副課長 お答えさせていただきます。

まず、減額の主なものとしましては、令和7年度の当初予算で会計年度任用職員の報酬、それか

ら期末勤勉手当、それから費用弁償、交通費なのですけれども、人件費で285万3,000円の減額となったものでございます。こちらは、予算の積算時に令和7年度の人員配置が不透明であったために、正規職員が減った場合に会計年度任用職員を充てるというものということで、充てるというふうにしていました。

また、147ページ上段にあります負担金、補助及び交付金の中で、新規就農者総合事業補助金がありまして、そちらは令和8年度でこの補助金を活用される方がいらっしゃらないということで、そこは科目設定をさせていただいたということで、ほかにも多少の増減はありますが、大きくはこの2つが減額になったために減額になったということです。

以上です。

○吉本秀二委員長 小林委員。

○小林 智委員 分かりました。493万6,000円の減の、これ理由として2つ挙げていただきました。

1つは、さっき橋本委員から質問のあった会計年度任用職員の考え方といいますか、それを去年の補正でやったのです。前年度予算対比では、ここにそういう形で275万5,000円があったのが、今度はこちらになったという話です。もう一点が、新規就農の総合支援事業の、今、該当者がいないので科目設定だけになったということですよね。これ200人をこれで、ほとんどが493万6,000円の減額になったということの理由ということは理解できました。

それで、実は農政課さんには各種の農業団体の支援事業だとか補助的な事業を大変やっていただいていると思っているのです。少ない人数の中でいろんな形の農業団体の支援であるとか裏方の作業とかをやっていると思っているのですけれども、本来の農政課さんの事業にもあるのだと思うのですけれども、農業の相談員であるとか推進委員、農業政策を、先ほど佐藤委員からも質問がありました、いろんなことを推進する上での、そういった推進事業というのがメインの仕事としておありになると思うのですけれども、その辺を、今の正規職員と農政課さんの中で十分回っているのかどうか、その辺どういう位置づけでやっていらっしゃるのか、それが回っているのか、その点をお聞かせいただきたいと思います。

○吉本秀二委員長 中村農政課長。

○中村 寧農政課長 お答えいたします。

農政課の人員についてでございます。かつては今、東松山農林振興センターのほうに普及員がいらっしゃいまして、その普及員に相当するような知識を持った農業推進委員という方がおられました。現在ではそういった知識、特別な技術を持った職員というのは農政課におりませんで、まさに先ほど答弁したとおり、農協のTACという指導者がいる機関があるのです。その農協の方と農林振興センターの普及員、そちらの2名のほうでフォローしているという状態です。理想的には町で推進委員を雇用して、身近なところで、佐藤委員のご質問でもありましたけれども、そういった指導がすぐにできるというような体制を取るのが理想だと考えております。

以上です。

○吉本秀二委員長 続いて、藤野委員、質疑をどうぞ。

○藤野和美委員 私のほうは、1つは地産地消事業の内容ということなのですが、先ほど佐藤委員の質問もありました。その再質問にもなりますけれども、そうしますとこの消耗費で計上しております。そうしますと、その消耗費の内容、どのようなものを具体的に想定しているのかを教えてください。

それから、農業者支援事業、減額の理由と支援の内容ということで通告しておりますけれども、減額の理由は結構でございます。支援の内容というところで、どのような今年度は農業者支援を想定しているのか。特に先ほど果物のシャインマスカットとブルーベリーという名前が出てまいりました。前年度はアンズとか4品目あったかなと思うのですけれども、今年度その辺のところはどうなっているのか。

それから、参加者の農家の方、どれぐらいの方が参加しようとしているのか、募集も含めてその辺の様子をお聞かせください。

それから、同じく支援事業のところ、新規就農者の見込みが今年度はないということなのですが、今後の見込み等が、感触も含めてちょっとお聞かせいただければと思います。

以上です。

○吉本秀二委員長 川上副課長。

○川上 力農政課農業振興担当副課長 それでは、お答えさせていただきます。

まず、地産地消事業の内容につきましてお答えさせていただきます。こちら先ほど委員もおっしゃいました消耗品として計上したものでございますが、内訳としましては、小麦農林61号を推進する中で、その協賛店をマップに載っていただくために、例えばこういうものを、もっと新しい農林61号を作ってマップに載せてみたいとか、新しい品種を作ってみたいとか、また新たに私もちょっと農林61号を使ってやってみたいわというような方もいらっしゃると思いますので、そういった方に対しての試作用小麦代ということで、その購入費を予算計上させていただきました。それから、農林61号の協賛店が載ったマップも作っていますので、そういったものを予算計上しました。

それから、特別栽培農産物認証シールというのがあるのですけれども、そういった認証シールを作るための予算ということで、そちらのほうも計上させていただきました。

続きまして、農業者支援事業の支援の内容なのですが、こちらは先ほども特産果樹というお話がありましたが、その特産果樹の苗は、昨年補助をしました。その後、例えばその特産果樹を作るにも、どういった施設が必要かということで、例えばシャインマスカットをお作りになる方が4人ほど現れまして、その方はそれをなりわいにさせていただく。要は自分でそのシャインマスカットで生計を立てていくというような方がいらっしゃって、その方たちに、例えばハウスの補助をするために、フォローアップ事業のほうでビニールハウスの資材代等を補助するというものでござい

ます。それからあとは水稻農家さんです。大規模水稻農家さんに、おおむね10ヘクタールを耕作している水稻農家さんに、1人当たり250万の補助を引き続きするものでございます。

続きまして、新規就農者の見込みなのですが、こちら今のところ就業者はおりませんので、科目設定ということなのですが、今後嵐山町で農業をしてみたいという方がいらっしゃいましたら、まずその方がどのように考えているかにもよるのですが、例えばどんな作物を作りたいのかとか、それが水稻なのか露地野菜なのか施設野菜なのかとか果樹なのかという、そういった具体的なしつかりとしたそういうものが決まっていることが大切なのかなということで、そういう方をバックアップしていければなと思っています。

以上です。

○吉本秀二委員長 中村農政課長。

○中村 寧農政課長 それでは、補足いたします。

新規就農支援事業というか新規就農者の見込み、どのような感じを抱いているかということでございます。昨年7年度には、具体的には2名の若者が農業大学校の紹介で嵐山町に訪ねてきました。かなり具体的な構想を持っていて、1人の方は高設栽培のイチゴ、もう一人の方はトマト施設、両方施設です。かなり資金もちゃんと考えていて、かなり研修も受けているということで、本当に具体的なことで相談を受けまして、県と一緒に相談を受けて、嵐山町で農地を具体的に探しました。そういった町には農地バンクございますので、具体的に紹介して、農地の持ち主と面会させたり、そういうマッチングをいたしています。しかしながら、残念ながら今回2名は嵐山町に就農ということにはならなかったのですが、その後もまた1名相談に来ておりますので、引き続き農業大学とのパイプを太くして、そういった新規就農者を受入れ態勢というのは万全にしていきたいという考えでございます。

以上です。

○吉本秀二委員長 答弁漏れ。昨年4種の関係ですけれども、川上副課長。

○川上 力農政課農業振興担当副課長 すみません、特産果樹については、シャインマスカット、ブルーベリー、アンズだったと思います。それで、シャインマスカットとブルーベリーについては作る方がいらっしゃるのですけれども、アンズに関しては、すみません、こちらはちょっと作る方がいらっしゃらなかったということを聞いています。

以上です。

○吉本秀二委員長 藤野委員。

○藤野和美委員 そうしますと、地産地消のところで、一つは農林61号を使ってメニュー作り、新しいメニュー等々という希望をお持ちの方が具体的にいらっしゃるということですね。そのための支援ということでお聞きしたわけなのですが、このいわゆる小麦61号を使っの協賛店の動き、このところかなり取り組んでいるわけなのですが、その辺の状況をちょっと今年の見込みも含めて

教えていただければと思います。

それだけでお願いします。

○吉本秀二委員長 川上副課長。

○川上 力農政課農業振興担当副課長 農林61号につきましては、まず今現在、町内には14店舗の協賛店があります。それから町外が2店舗です。まだ新規に作ってみたいという方はいらっしゃるのですけれども、そういった方が現れた場合には、農林61号のサンプル、試作用の小麦を使っていただいて試作してもらうということで考えています。

以上です。

○吉本秀二委員長 藤野委員。

○藤野和美委員 嵐山町の、例えばイチゴですか、何かウェブサイトの中を見ますと非常に人気が高い。お店も含めて、嵐山町が検索でヒットするケースがかなり今増えているかなとは思っているのです。そういう意味で、非常にいい形では来ているかなと思うのです。例えばイチゴについては、そういうもう少し地産地消の支援活動、ウェブサイトでの展開も含めて、支援のです。発想をもう少しちょっと広くして、今年度はちょっと取り組んでみるという考えか、ちょっとその辺はどうかかなと思うのですが、いかがですか。ウェブサイトの関係で、例えば町のサイトの中でもそういうものを少し紹介していくということについてはいかがでしょうか。

○吉本秀二委員長 中村農政課長。

○中村 寧農政課長 お答えいたします。

ウェブサイトの関係でございます。今現在ふるさと観光果樹園のブルーベリーのみのご紹介になっております。現在、鎌形のほうでイチゴの施設を大規模にやっている方、非常に人気がございます。ご質問のとおり、今、ウェブサイトではご紹介していませんので、そういった取組、また法人で行っている施設のイチゴのほうは直売とかはしていないもので、そちらはちょっといろいろお話をしながら考えていくとしまして、今現在の観光イチゴ農園、また今後ブルーベリーの観光果樹園をやろうとする新規就農者が志賀のほうで準備しておりますので、そういった観光農園、そういったものを積極的にウェブサイトでご紹介していきたいと思います。

以上です。

○吉本秀二委員長 続いて、川口委員、質疑をどうぞ。

○川口浩史委員 農業者支援事業ですけれども、これ全体は分かりました。私は、町長の施政方針の高温障害、水稻の。これがここに入っているのかなと思ったのですけれども。入っているのであればどのぐらい入っているのか。どういう、もう少し詳しい内容を伺えればと思います。入っているのであれば。

それから、土地改良の減額の理由を伺いたいと思います。農業用施設、増額理由を伺いたいと思います。

それから、この新年度予算には鳥インフルエンザ発生農場の予算は入っているのでしょうか。そして、現状がどうなのか、今後どうなるのか伺えればと思います。

○吉本秀二委員長 中村農政課長。

○中村 寧農政課長 それでは、農業者支援事業についてです。施政方針の中で、町長の農業関係の施政方針があったと思います。嵐土連、そちらのほうの各組合と組合が総合的な団体をつくって、嵐土連と申しておるのですけれども、やはり町の農業を、特に水稻です。振興していくには、その団体がしっかりしていなければということで、来年度はそうした連携を強化するということで表現させていただきました。予算的には反映はしておりませんが、今後様々なそういった国や県の補助金等を利用して、推進していく上で連携が必要だということで強化という表現をさせていただきました。

以上でございます。

○吉本秀二委員長 川上副課長。

○川上 力農政課農業振興担当副課長 続いて、土地改良、減額の理由につきましてお答えさせていただきます。

こちらは県費単独土地改良事業で、広野地区にあります天ヶ谷戸沼下流の水路整備工事を実施する予定です。こちらは約70メートルの、すみません、現況が土水路なのですけれども、70メートルのヒューム管を布設する工事になります。この令和7年度にも県費単独土地改良事業で吉田の農道を工事をしたのですけれども、道路整備と水路整備では工種も違いますし、使用する材料等も違うので一概には言えないのですが、距離が短い分、委託料、それから工事請負費がそれほど高額にならずに低く抑えられたものと考えております。

続きまして、土地改良施設適正化事業の減額理由についてお答えさせていただきます。土地改良施設維持管理適正化事業補助金885万7,000円としまして、令和7年度と比較して約98万円ほど減っています。こちらは3つの改良区ではそれぞれ水利施設として揚水機場、それから水門、パイプラインに農業用ポンプなどの施設を持っています。その施設の機能を保持するために、耐用年数の確保もあるのですけれども、定期的な整備や補修が必要です。予測し得ない事故等もありますので、そういった緊急的な補修整備にも対応するために、5年間を単位として事業費を積み立てています。その年度年度で工事、どこをやるかによってもその金額が変わってきますので、その中で多少の増減はありますが、今回減額になったというような理由になっております。

以上です。

○吉本秀二委員長 中村農政課長。

○中村 寧農政課長 それでは、新年度予算に鳥インフルエンザ発生農場の予算はあるか、今後どうということになるかということでございます。この8年度の一般会計予算におきまして、抗原性鳥インフルエンザ発生農場に対する予算については特にございません。発生農場に対する支援につきま

しては、国、農林水産省で高病原性鳥インフルエンザの発生に伴い、養鶏農家等への支援対策がございします。

主な支援といたしましては、家畜伝染病予防費といたしまして、殺処分された疑似患畜、その評価の全額を手当て、また汚染物品、これは堆肥、鶏ふん、それと飼料類です。飼料米や飼料用の子実トウモロコシ、そういったものの補償費です。あとは、汚染物品の焼埋却に要した費用の2分の1ということで、経営再開に必要な資金のクイック融資、手当金交付まで畜産安定を図るために必要な経費、これが調べたところ上限3億円で無利子というのがございします。こうした支援金を発生農場が利用するかというのは町では不明でございします。仮にこうした支援を農場が使ったといたしましても、直接国とやり取りいたします。相談は市道側にある県の家畜保健衛生所のほうで相談は受けたりしていると思うのですが、今現在、町のほうでは不明でございします。

続きまして、今後どうなるというご質問です。発生農場の、これはもう発生当初からなのですが、発生農場については、新聞報道等でも県と市町村までは公表できるのですが、施設の名称が原則公表できないということになっています。それなので、発生農場のプライバシー保護や経営再開への配慮というのですか、そういった理由から、今後については町から発言というのは控えさせていただくということでございします。

しかしながら、川口委員から現状はどうなのだとということでご質問がございましたので、現状についてお知らせ、説明したいと思ひます。ご承知のとおり、12月の29日に発生いたしまして、殺処分等が1月4日に終わり、1月の5日には消毒が終わって防疫措置が終了ということになっています。そこが起点になっておりまして、鳥については殺処分して焼却を行いましたが、その他の物品、感染したと思われる飼料だとか堆肥ですとか、そういったものが移動できませんので、それは消毒して、ブルーシートをかぶせて封じ込めという作業を行います。法律では封じ込めから3か月は何もできないという状態でございします。その封じ込めというのが終わるのが、今聞いた話ですと4月の6日ということになってございします。ですので、今まさに封じ込めの最中で、場内の具体的な処分等はできない状態でございします。

ここからなのですが、ここから4月の6日から動きが出てくるとは思うのですが、仮に農場が経営再開という運びになりましたら、一般的なスケジュールといたしまして、まず県の家畜保健衛生所のほうで立入検査をします。これ立入検査は何をするかといいますと、法律の中で飼養衛生管理基準を遵守した体制になっているかどうか。衛生的であるか。一番恐れているのが再発生です。再発生をしないような施設に整っているか、そちらのほうをよく確認するようです。その確認が、農場によりまして、おおむね1か月ほどかかります。そうしましたら順調にいきまして、そうしましたら1か月、これからまた鳥を飼うわけなのですが、飼う前に、これはモニター家禽ということで、飼う前に各鶏舎に数十羽ずつ鳥を入れて、3日間飼って、3日後にウイルス検査をして、そこでウイルスが出なかった場合に本格的な家禽の再導入ということになります。ただ、先

ほど申しました飼養衛生管理基準の遵守、こちらのほうが施設によっては異なりますので、ちょっと再開をするとなるとどのくらいかというのは、なかなか想定ができないものであります。すぐに再開というのは、今言えることはできないということで、羽数についても徐々になるのかなという、羽数によっては1年、2年かかるのかな。その中で経営を再開できるだけの経営の体力があるかどうか。そちらについては支援金が、支援の融資等がございますので、どう使っていくかということでございます。仮にのスケジュールについてご説明しました。

それと、我々が防疫に携わっているときに、家畜保健衛生所が主体となって動いておったのですが、近隣の数軒の、本当に直近の数軒の方には、消毒のたびに3回ほど県にお供して町も訪問いたしました。そちらの訪問先の声といたしましては、やはり発生農場が心配だという、今後についても心配ということでお聞きしています。なかなか発生のさなか、なかなかそういった声を農場にはお伝えできませんでしたが、落ち着きまして、農場と町と県も会話することがございますので、地権者様、近隣の住民の方には必ずそういった声をお伝えしますよということでお受けいたしましたので、農場のほうには、今後について地域住民の方、そういった方たちがご心配されている、何か説明が欲しいといった声が多いということはお伝えしております。

以上でございます。

○吉本秀二委員長 川口委員。

○川口浩史委員 農業者支援なんですけれども、高温障害の予算が入っていないということなので、あまり深く聞くわけにはいかないなと思ったのですが、去年は高温障害は嵐山でもあったということなんでしょうか。町長のあれを見るとあったような感じですよ。ちょっとどんな具合になってあったのか、伺えればと思います。

それから、鳥インフルの関係なのですが、そうですか。国のほうから3億円ぐらいはこれ出るということで理解したのですけれども、そのくらいで、経営再開もしとなった場合、できるのですか。これにプラス保険が出るというふうには聞いているのですけれども、保険がどのぐらい出るとかというのは、具体的に幾ら出るとかというのを、もしお分かりでしたら伺えればと思います。実際に始めるかどうかというのが一番経営をしている人が、そこが一番どうしようと今悩んでいるところなのだと思うのですけれども。

ただ、近隣、杉山に住んでいる人から、私もちょっと会ったときに、「俺んところには何も説明がない。紙一枚来ないんだ」ということで、「やっぱりこれは川口さん、まずいんじゃないか」ということを言われたのですけれども、やっぱり新聞、テレビで出たわけですから、何かの情報、それは出す必要があるのではないかなと思うのですけれども、町が代行して、場合によったら出してもいいと思うのですけれども、ちょっとそのお考えを伺えればと思います。

以上です。

○吉本秀二委員長 中村農政課長。

○中村 寧農政課長 お答えいたします。

まず、高温障害でございます。やはり7年産は高温障害の影響を受けてございまして、一番の影響が、収量のほうはまずまずあったかと認識しておりまして、品質です。要は1等、2等、3等というのがございますが、ほとんど2等だということで聞いてございます。ただし、私もそういったお米を購入してございますが、味についてはそれほどは感じないということでございます。

続きまして、発生農場再開についての資金繰りでございます。私が例を取って3億円ということで説明いたしましたが、融資の内容は様々ございまして、また発生農場が個人的に収入保険、そういったものをどのくらい入っているかというのもございますので、そこは事業者でないとちょっと分かりかねます。また、手当金でございます。焼却したり、そうしたあと卵ですか、そういったものの手当金のほうは、後に国のほうから査定をしまして、どのくらいあったか、発生した翌日に評価ということで、県職員2人、町の職員1人、町の職員は私が農場に出向いたのですが、そこで死んでいる鶏や羽数、卵の数、そういったものを把握して、県から国に申請してございます。手当金がちょっと遅れてくるという話は聞いております。1年後に来るとかという話もあったのですが、最近では少し早くなったということも聞いています。そういった経営につきましては、国で手当金がございますが、ほかについては個人の収入保険等で対応しておるので、それ以上のことは、町ではちょっと把握はしておりません。

それから、地域住民への情報提供ですか。なかなか先ほどからプライバシーですとか経営再開とかございますので、町からの発信というのはできません。これは、はっきりお伝えいたします。ですので、先ほど申し上げたとおり、農場のほうから発信していただくよう、地域住民の声を県と町とでお伝えした。農場から発生するときはご協力しますよという話はしてございます。

以上です。

○吉本秀二委員長 続いて、渋谷委員、質疑をどうぞ。

○渋谷登美子委員 145ページですけれども、農業者支援事業ですが、昨年度も聞いたと思うのですが、有機農業者への支援は組み込まれているかということです。

○吉本秀二委員長 川上副課長。

○川上 力農政課農業振興担当副課長 それでは、お答えいたします。

まず、こちら国、県から補助率3分の4で環境保全型農業直接支払事業補助金141万5,000円ですが、国、県から補助率3分の4で支払っています。歳入につきましては、45ページ中段に環境保全型農業直接支払事業交付金106万1,000円というのがありますが、がそうです。この補助金は化学肥料、それから農薬を原則5割以上削減し、地球温暖化防止や生物多様性保全に役立たせる有機農業などの環境保全活動を行う農業者に対し国が支援金を交付する制度です。有機農業者に支援が組み込まれています。

以上です。

○吉本秀二委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 そうすると、これは今、嵐山で有機農業を行っている人たちに対してそれが行われているということなのか。埼玉県では有機農業のグループに対して一つの支援があるというふう

に聞いているのですが、それとはまた違うものですか。

○吉本秀二委員長 川上副課長。

○川上 力農政課農業振興担当副課長 お答えさせていただきます。

嵐山町にまずこの補助金を使っている、活用している団体が、まずらんざん営農さん、それから地場産業研究会、それから有機農業研究会、この3団体に対して補助を支出しております。

以上です。

○吉本秀二委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 すみません。これは、そうすると有機農業グループに関してこの環境保全型農業直接支払農業補助金というのは、有機農業のグループに対してはどの程度というふうな感じは出てなくて、全体的にこういうふうな形の中からこれを割り振っていくという感じですか。

○吉本秀二委員長 川上副課長、さっきの質問で県の支援とは別かということに対しての答弁漏れがございしますので、それも併せて答弁願います。

川上副課長。

○川上 力農政課農業振興担当副課長 お答えさせていただきます。

こちらは有機農業者に対しての団体に対して支払える補助金でございます。まず、有機農業者に対しては10アール当たり1万4,000円、それから堆肥の施用ということで10アール当たり3,600円の補助が出るものでございます。

○吉本秀二委員長 中村農政課長。

○中村 寧農政課長 お答えいたします。

この有機農業の団体に支援するものでございますが、まず町が4分の1、県が4分の1、国が2分の1、そうした配分でございます。そうした中で、先ほど法人も有機農業の団体に入っていると申しましたが、有機に関しては小川町の団体1つ、嵐山町の研究会が1つということで、2団体に国の補助金を使いまして、町も4分の1負担して支出しております。こうした金額が一般会計の中に盛り込まれております。

以上です。

○吉本秀二委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 小川町の有機の団体にも嵐山町から支出しているということですか、今の話を聞いています。どうということかなと思って。

○吉本秀二委員長 中村農政課長。

○中村 寧農政課長 お答えいたします。

具体的に小川町のグループが遠山でやっております。補助金の申請自体は、町外にお住みになっても町で有機農業をやっているということで、町が申請をお手伝いしていることになります。今までずっと小川町の団体が町で有機農業をやっていたのですけれども、7年度から初めて、やっと嵐山町にお住まいの方が嵐山町の中で有機農業を団体をつくって始めたことによって支援をしているものでございます。

以上です。

○吉本秀二委員長 以上、質疑がないようですので、農政課に関する部分の質疑を終結いたします。

ここで休憩いたします。入替えのみ。

休 憩 午前11時35分

再 開 午前11時36分

○吉本秀二委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、企業支援課に関する部分の質疑を通告書に従い行います。

それでは、橋本委員、質疑をどうぞ。

○橋本 将委員 それでは、予算書150ページ、嵐山まつり運営事業、令和7年と同様規模の祭りを想定しているのか。

同じく150ページ、企業誘致事業2,298万7,000円減、昨年、武蔵野フーズの3年交付が終わると説明があったと思いますが、現状はどうかお伺いします。

○吉本秀二委員長 永嶋副課長。

○永嶋 稔企業支援課商工・観光担当副課長 予算書150ページ、嵐山まつり運営事業につきましてお答えいたします。

令和8年度の嵐山まつりにつきましては、嵐山まつり実行委員会において検討を重ね、会場を嵐山町役場、日程を10月31日土曜日、または11月1日日曜日のどちらか1日で開催することを決定しました。規模に関しましては、屋外で活動する部会につきましては今年度と同程度、ヌエックの講堂などを利用し活動する屋内の部会につきましては、同程度の施設がないため役場施設規模での開催と考えています。

○吉本秀二委員長 馬橋企業支援課長。

○馬橋 透企業支援課長 それでは、企業誘致事業につきましてお答えいたします。

今回計上しています企業奨励金につきましては、菅谷のコスモス薬局の固定資産税相当額となります。

以上です。

○吉本秀二委員長 橋本委員、どうぞ。

○橋本 将委員 それでは、再質問いたします。

場所が役場ということで、日程も候補日があるということなのですが、こういった情報は、参加する各団体や企業への説明はどのようにするのかということと、場所が役場ということで、会場はフィットネスになるのか、駐車場をどのように確保するのかということをお聞きます。

企業誘致の件ですけれども、今コスモスだけということではよろしいのかということと、改めましてどのような内容であるかということをお聞きます。

○吉本秀二委員長 馬橋企業支援課長。

○馬橋 透企業支援課長 まず、嵐山まつりにつきましてお答えいたします。

こちらにつきましては、2月3日の日に実行委員会を開きまして、そこで場所については決定しています。まず、嵐山町役場ということなのですが、候補地が元のヌエックのところ、それからB&G海洋センター、それから菅谷中学校、それから役場というところで候補地があったわけなのですが、皆さんもちろんヌエックのところでできれば一番いいということなのですが、そこらはちょっと厳しいというところで、まずB&G海洋センターどうだという話、こちらは体育館の改修があるということで駄目になりました。菅谷中学校につきましても、校舎のほうの改修がちょっと入るということで難しい、最終的に役場ということになっています。役場の敷地を使う場合には、車で来る方がほとんどだと思いますので、まず正面の大きい駐車場は駐車場として利用したいなというふうに考えています。ですので、増進センターの駐車場のほうと、それから裏の道路ですとか、そういったところを使えば外での商工部会ですとか観光部会のほうの出店については賄えるというふうに考えています。それから文化部会、それから芸能部会につきましては、ちょっと場所がやはり厳しいのですが、実行委員会でどうしてもやはり分散ではやりたくないというところで、やはり同じ場所でやらないと意味がないという強い希望がありました。そこで、町民ホールでもいいですかと言いましたら、その発表のほうは町民ホールで十分だという話、それから展示につきましては、1か所に広い場所がありませんので、部分的に町民ホールの後ろを使ったりですとかロビーを使ったり、それから増進センターのほうも借りることになっていますので、そちらを使ったりというところで、出店数をちょっと抑えていただいて、それでやりたいという話に一応なっています。どこに何を飾るとかということにつきましては、これから細かく詰めていきますけれども、大まかな配置といいますか、そういったところはこちらのほうでちょっと提案させていただいて、それで実際に部会のほうでもんでいただくような、そういった内容になっております。

それから、企業奨励金なのですが、先ほど言ったとおり固定資産税相当分、コスモス薬局のみですので、こちらのほうの固定資産税相当額を計上しております。

以上です。

○吉本秀二委員長 いいですか。

〔「答弁漏れがあります」と言う人あり〕

○吉本秀二委員長 答弁漏れ。

「[企業に説明をされているのかどうか] と言う人あり」

○吉本秀二委員長 答弁漏れ、答えられますか。

馬橋企業支援課長。

○馬橋 透企業支援課長 お祭りの関係ですか。それにつきましては部会ごとに連絡を取ることになっていますので、実行委員会としては部会のほうにお任せをしている状況です。

以上です。

○吉本秀二委員長 橋本委員。

○橋本 将委員 再々質問します。

祭りのほうだけ。企業への説明をちょっと心配したのは、要はみんな楽しみにしているカップラーメンの販売とかがあるわけですけども、ああいうところを企業さんというのは部会からお願いされてやっているという認識でいいのか。要は参加してくれるだろうという前提で今お話をされているのか、ちょっとお聞きします。

○吉本秀二委員長 馬橋企業支援課長。

○馬橋 透企業支援課長 お答えいたします。

ご心配の企業さんにつきましては、商工会のほうが窓口となっております、やはりそちらの企業が参加されないで、大分町民の方の意識も変わると思いますので、ぜひ参加してくださいということで調整をかけているところです。相手の企業さんも、場所が変わるということで少し慎重になっておりますので、その辺少し詰めながら、参加していただける方向で進めたいと思います。

以上です。

○吉本秀二委員長 続いて、宮本委員、質疑をどうぞ。

○宮本大裕委員 予算書155ページになります。観光協会補助事業について、対象となる活動内容の使途についてお伺いをいたします。

○吉本秀二委員長 永嶋副課長。

○永嶋 稔企業支援課商工・観光担当副課長 予算書155ページ、観光協会補助事業の対象となる活動の使途についてお答えいたします。

嵐山町観光協会補助金の内訳としましては、観光協会の正職員3人分の人件費、占用料、小作料、農場の維持管理費、ラベンダー園の駐車場の賃借料を基本的に2分の1を計上しております。また、東松山比企観光推進協議会負担金は10分の10を計上しております。

以上です。

○吉本秀二委員長 宮本委員、どうぞ。

○宮本大裕委員 昨年は1,809万円の予算で、今年192万8,000円の減額になっています。その減額の理由についてお伺いします。

○吉本秀二委員長 馬橋企業支援課長。

○馬橋 透企業支援課長 お答えいたします。

これが減ったということはないのですけれども、今、永嶋のほうで説明しました人件費、それから農場の維持管理費というところが大きいところなのですけれども、人件費につきましては、観光協会のほうの職員に実際払っている金額の2分の1ということではなくて、こちらのほうで人件費相当額という基準をちょっと決めさせていただいて、そちらの2分の1を今回補助しています。ですので、若干実際に払っている金額よりも少ない額の2分の1という認識で合っていると思います。

それから、ラベンダー園の駐車場賃借料というふうに説明したのですけれども、去年は事務所の賃借料も入っておりました。事務所につきましては、今、ふれあい交流センターのほうに構えていますけれども、来年度以降、嵐なびのほうに戻っていただくということを今話をしておりますので、そちらのほうの事務所の賃借料についてはカットしております。総合的に農場の維持管理等も、面積が減っている関係がありまして、営農さんに委託する部分とかも削減しております。そういった関係で、農場の維持管理につきましても昨年よりも減額できていますので、そういったところで総額で差が出ているというところです。

以上です。

○吉本秀二委員長 それでは、続いて小林委員、質疑をどうぞ。

○小林 智委員 私から3点です。議案書151ページ、企業誘致事業、こちらについては、先ほどの橋本委員の質問でおおむね分かりましたけれども、花見台工業団地の拡張部分に対して企業誘致の奨励金というのは過去出していたのか、今現在はもうないということなのでしょうけれども、その状況について分かる範囲で教えていただきたいと思います。

それから、2つ目は153ページ、町内企業賃上げ環境整備物価高騰対応支援事業の具体的な事業内容について教えてください。

それから、3つ目が155ページの観光協会補助事業、こちら補助金算定の根拠、こちらについては先ほど宮本委員の質問で答弁いただきました。私からは支出額に係る特定財源、繰入金が入っていますけれども、その部分の内訳について教えていただきたいと思います。

以上です。

○吉本秀二委員長 馬橋企業支援課長。

○馬橋 透企業支援課長 私のほうから企業誘致の関係をお答えいたします。

花見台の拡張地区の関係なのですけれども、こちらにつきましては、今まさに準備しているところでして、この後、創業を開始しますと、来年度以降申請が上がってくるものと考えております。

以上です。

○吉本秀二委員長 永嶋副課長。

○永嶋 稔企業支援課商工・観光担当副課長 まず、予算書152ページ、町内企業賃上げ環境整備物価

高騰対応支援事業の詳細につきましてお答えいたします。

こちらにつきましては、町内の中小企業に対し、従業員の給与が令和6年中と令和7年中の給与を比較し3%上昇している場合について、従業員1人当たり1万円、最高10万円を限度とし補助するものです。

続きまして、観光協会補助金の支出額の特定財源の繰入金の内訳についてお答えいたします。こちらにつきましては、ふるさとづくり基金繰入金より1,526万5,000円を充当しております。

以上です。

○吉本秀二委員長 小林委員。

○小林 智委員 分かりました。企業誘致のほうは、これはこの後出てくるということで、この8年度予算にはもう関わっていないということですね、花見台拡張分。これはこれで結構でございます。

それから、9のほうですけれども、賃上げの500万のこちらのほうですけれども、これは中身については分かりました。これは実際に、これを中小企業者に配布というか支給するに当たっての具体的な手続について、分かる範囲でお知らせいただきたいと思います。

それから、3つ目の観光協会補助金事業は、これはふるさとづくり基金からの繰入金、それを使うということで、それが全額、これに繰入金の内容はそれが全額だという理解でよろしいかということです。

その3点、またお願いいたします。

○吉本秀二委員長 1点だけですか。

○小林 智委員 はい、そうです。2点です。物価高対応と。

○吉本秀二委員長 馬橋企業支援課長。

○馬橋 透企業支援課長 私のほうから、具体的な手続ということなのですが、今まさにちょっと準備をしているところでして、要綱を整備しているところです。内容的には令和6年中の人件費と令和7年中の人件費の比較をして、3%以上上昇していれば1人当たり1万円支援しますよという内容になっていますので、そちらのところで、個人事業者につきましては、確定申告の内容を出していただく。それから、法人につきましては、法人の申告書を出していただくということで、法人につきましては期が分かりますので、1年間の人件費の合計を出していただくような形で審査できればなというふうに考えています。なるべく手続が簡素になるように、商工会等とも連携しながら進めていきたいと考えています。

以上です。

○吉本秀二委員長 ふるさと基金繰入金。

藤野副課長。

○藤野広之総務課財政契約担当副課長 特定財源繰入金の内訳についてお答えいたします。

こちらについては、内訳としてはふるさとづくり基金のみとなっております。

以上です。

○吉本秀二委員長 小林委員。

○小林 智委員 町内企業の物価高対応のこれなのですけれども、そうすると基本的には申告され、要は町内事業者からまず案内を出して、それで申告をしていただいて審査して支給するという手順になるということですね。お聞きしたかったのは、商工会のほうで大分お手伝いいただくようなのかなと想像していたのですけれども、その辺の連携はされているというところなのですから、これは事務負担的にはどうなのでしょう。企業支援課さんのほうの負担と商工会さんをお願いできる部分というのはどのくらいの割合で考えていらっしゃるのか。

○吉本秀二委員長 馬橋企業支援課長。

○馬橋 透企業支援課長 令和5年に1度同じような補助金を出しておりまして、そのときは年度の途中ということもありまして、かなり審査に苦労したというふうに職員のほうから聞いています。今回は年度が切りがいいところですので、1年分の人件費を比較するというところで、なるべく事務の手間を省くような形で要綱を整備しているところなのですから、実際にやってみないとこの審査の部分がかかなり手間がかかるということで、企業支援課の事務負担というのはかなり大きいものがあるかと想像しています。それから、商工会につきましては、申請される方が恐らく商工会に相談するような形で、こちらが求めているその数字をどうやって出すかというところで、その辺は商工会のほうに個人事業者につきましては相談を持ちかけていただいて、数字をそろえてこちらに提出していただくような、そういった流れになろうかと思っております。

以上です。

○吉本秀二委員長 ここで休憩いたします。再開を13時30分といたします。

休 憩 午前11時55分

再 開 午後1時26分

○吉本秀二委員長 少し早いですけれども、休憩前に引き続き会議を開かせていただきます。

それでは、藤野委員、質疑をどうぞ。

○藤野和美委員 私は152ページ、町内企業賃上げの等々、これについてはこれまでも皆さんお聞きになっていますので、私のほうは、この事業がいわゆるその町の単独の考え、要するに推奨事業としての位置づけなのかということを確認の上でお聞きしたいと思います。

それと、大体想定する企業数、もしあるのであればお聞かせください。

それから、114ページの観光事業の補助事業です。内容と減額の理由ということで、これもこれまでの答弁がございました。その中で、観光協会の事務局の場所が駅前の嵐なびにいわゆる集約することということで、非常に体制としてはすっきりするのかなというふうに感想を持っておりますけれども、この中の人員的な、いわゆる集まることによって人の配置等のメリットについて、それのお考

えが、どういうふうな考えをお持ちかということと、あと先ほど人件費等々の補助の維持も含めての2分の1ということでした。一応念のため、この人件費等々の金額もお聞かせください。

以上です。

○吉本秀二委員長 永嶋副課長。

○永嶋 稔企業支援課商工・観光担当副課長 私のほうからは町内企業賃上げの関係のご質問に対してお答えします。

想定する企業数は70社、約500人を見込んでおります。こちらは推奨事業としております。

○吉本秀二委員長 馬橋企業支援課長。

○馬橋 透企業支援課長 それでは、観光協会の関係をお答えいたします。

まず、嵐なびのほうに移転する関係で人員のことなのですけれども、こちらにつきましては、この後質問ありますけれども、指定管理のほうの関係ともちょっと関係するのですけれども、これまで補助金の中に嵐なびの職員の、今2人体制でやっているのですけれども、そのうちの0.5人分というところで補助金のほうに見ておりました。今回そこに事務所を移転するということで、その0.5人分は補助金のほうからカットさせていただいております。ですので、こちらの意図としましては、常時2人、今、会計年度さんを雇っておりますけれども、それが1人で済むのではないかと、というような、計算上はそうようにしております。ですので、観光協会の今の職員が当然今の2人体制のところの一人を担うというようなもくろみはございます。

それから、中身の金額につきましては永嶋のほうからお答えします。

○吉本秀二委員長 永嶋副課長。

○永嶋 稔企業支援課商工・観光担当副課長 金額につきましてお答えさせていただきます。

観光協会の人件費ですが、こちらは2分の1をした金額で786万5,744円、占用料及び小作料として、こちらも2分の1で23万9,422円、農場の維持管理費につきましては770万8,800円、ラベンダー園の駐車場の賃借料24万7,515円、東松山比企観光推進協議会の負担金は10万円となっております。

以上です。

○吉本秀二委員長 続きまして、森委員。

○森 一人委員 ありません。

○吉本秀二委員長 続きまして、畠山委員。

○畠山美幸委員 ありません。

○吉本秀二委員長 続きまして、川口委員、質疑をどうぞ。

○川口浩史委員 企業誘致の減額の理由なのですけれども、去年は奨励金は何社かにあって、それが今回はコスモス1件なので少なくなったという理解でよろしいのか伺いたいと思います。

それから、地域活力の件で増額理由を伺いたいと思います。

町内企業の賃上げの件なのですけれども、これは資本金幾ら以下が対象になるのでしょうか。70社

500人というのは分かりましたけれども、資本金で見ているのかなと思いますが、伺いたいと思います。ちょっとそれで推奨企業というのはどういう意味だったのでしょうか。

それから、観光協会はふれあいから嵐なびに移るということで分かりました。

減額理由は、ちょっとどういうことで減額になるのか。

それと、ふれあいの体制が今度は1人になってしまう。ここで質問、大丈夫。よくないかな。教育長、分かります。今度は1人になってしまうわけですね、シルバーから来ている。そういう体制のまま8年度は進めるのかどうか伺いたいと思います。

○吉本秀二委員長 ふれあい交流センターの質問だと思いますが、これは……

○川口浩史委員 ただ、だけれどもこれは分からないでやったのだから、どこかで質問させてもらえるとありがたいのですけれども。ありがたいというか。

○吉本秀二委員長 企業支援課で答えられますか。

〔「答えられません」と言う人あり〕

○吉本秀二委員長 ということで……

○川口浩史委員 教育委員会だから、教育長、分からないかな。分からなければ……分かるわけがない。

○吉本秀二委員長 それでは、川口委員、それ総括でやりませんか。

○川口浩史委員 総括でやりませんか。

〔「午後の生涯学習課」と言う人あり〕

○吉本秀二委員長 午後のこの後の生涯でも結構です。この後の生涯……

○川口浩史委員 だけれども、質問を挙げていないと思うのだ、私は。

〔何事か言う人あり〕

○吉本秀二委員長 そうですね。分かりました。

○川口浩史委員 ふれあいというのが出てきているのだから……

○吉本秀二委員長 それはやっぱり総括ですね。総括をお願いします。

答弁をお願いします。

馬橋企業支援課長。

○馬橋 透企業支援課長 私のほうから企業誘致の関係をお答えいたします。

昨年は武蔵野フーズさんの関係で固定資産税が高かったということです。武蔵野フーズさん1社でした。来年度予定しているのもコスモスさん1社ですけれども、固定資産税の金額が違うということでこの差額になっております。

それから、賃上げの関係ですけれども、こちらは推奨事業です。国のほうの推奨している事業に入っているかというご質問でしたので、こちらはそれで町で単独でやっていますというお答えをいたしました。

それから、資本金の関係ですけれども、今回資本金の規定は設けておりませんので、町内にある企業はほとんど全て該当になるかと考えております。

以上です。

○吉本秀二委員長 永嶋副課長。

○永嶋 稔企業支援課商工・観光担当副課長 地域活力の増額理由についてお答えいたします。

主な増額理由としましては、嵐なびのエアコンの分解清掃、こちらが63万円ほどかかります。あと、人件費に41万円、トイレ清掃委託に17万円それぞれ増額しております。

以上です。

○吉本秀二委員長 馬橋企業支援課長。

○馬橋 透企業支援課長 私のほうから、また観光協会の減額理由といいますかをお答えいたします。

こちらにつきましては、先ほどお答えしたのですけれども、人件費等一応査定基準がございまして、最初に永嶋のほうでお答えしましたけれども、人件費、それから占用料、小作料、それから農場の維持管理、それからラベンダー園駐車場等の賃借料、それから東松山比企観光推進協議会の負担金という構成になっておりますので、その中で一つ一つを見直すことで合計額が減額になっていると。主なものとしましては、先ほどちょっと説明しましたけれども、嵐なびの従業員の人件費、こちらをカットしているということと、それからふれあい交流センターの賃借料をカットしていること、それから観光協会の人件費について、実際に払っている額の2分の1ではなくて、こちらで基準を決めさせていただいて、その基準に対して2分の1ということで少し減額になっている。それらを総合すると全体で減額になっているという判断です。

以上です。

○吉本秀二委員長 よろしいですか。

川口委員。

○川口浩史委員 賃上げの件なのですが、そうすると町内には10億円以上の資本金企業が10社ぐらいあったのではなかったかな、昨年の決算で聞いたときに。そこも対象だということなのですか。

では、もう全部嵐山町にある企業は対象で、働いている人に、3%以上あれば今回補助が出ますよという、そういう理解でよろしいのか、ちょっと伺いたいと思います。

○吉本秀二委員長 馬橋企業支援課長。

○馬橋 透企業支援課長 お答えいたします。

中小企業法というのがございまして、そちらの規定で見ますと、ほとんど全ての会社が該当になるということです。ただ、今回頭打ちといいますか、上限を10万円に設定していますので、10人分ということなのです。ですので、大きい会社といいますか、中小企業ではあるけれども、実際に大きい会社というのは申請してこない可能性が高いというふうに考えています。

以上です。

○吉本秀二委員長 以上、質疑がないようですので……渋谷委員、ないですね。

○渋谷登美子委員 なしにする。

○吉本秀二委員長 以上、質疑がないようですので、企業支援課に関する部分の質疑を終結いたします。

ここで休憩いたします。入替えのみ。

休 憩 午後 1時40分

再 開 午後 1時41分

○吉本秀二委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、まちづくり整備課に関する部分の質疑を通告書に従い行います。

それでは、橋本委員、どうぞ。

○橋本 将委員 それでは、質問いたします。

164ページ、都市計画業務事業報償金21万円とは。お願いします。

○吉本秀二委員長 安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 それでは、お答えいたします。

都市計画業務事業の報償金21万円につきましては、エリアリノベーション事業推進要綱に基づき、企画者により提案された企画がエリアリノベーション事業の理念に沿った企画であるか等を審査し、町が承諾した企画を行う者に対して1件当たり3万円の報償金を支払うもので、計7回分を見込んでおります。

以上でございます。

○吉本秀二委員長 橋本委員。

○橋本 将委員 1件当たり3万円ということで、これは同じ事業、同じ方が何回やられてもいいものかということと、エリアリノベーション事業自体がいつまで続ける予定でいるのかお聞きします。

○吉本秀二委員長 安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 それでは、お答えいたします。

まず、同じ方が何回もというところにつきましては、理念に沿っている内容であれば受けることが可能でございます。また、継続につきましては、エリアリノベーション事業につきましては、空き家や遊休地の活用、また人材の育成、イベントの開催を通じて地域のにぎわいや交流人口の増加に一定の成果を上げていると見ております。事業の成果や費用対効果を検証しながら、持続可能な形で取組を継続していきたいと思っております。今後につきましても、事業の効果や地域のニーズを検証した上で、持続可能な手法を検討しながら必要な取組を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○吉本秀二委員長 橋本委員。

○橋本 将委員 何回でもということなのですからけれども、実際令和6年、令和7年なりで何団体の方、何人の方が何回利用したか実績を教えてください。

○吉本秀二委員長 安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 それでは、お答えいたします。

今現在、エリアプロデューサーという形で2名の方が動いていただいております。それで、もう一人の方がマーケットという形で、実際の実績でいきますと、マーケットが5回行っております。それからあとフリーマーケットということで2回行っております。それとあとワークショップという形で、空き家、店舗等を改装するようなワークショップという形のものも行っていると思います。

以上でございます。

○吉本秀二委員長 続いて、宮本委員、質疑をどうぞ。

○宮本大裕委員 予算書169ページです。武蔵嵐山管理活用事業、遊歩道等施設維持管理事業といたしまして、除草作業ということが記載されておりますけれども、それ以外の事業の計画というのはあるのかどうなのか、お聞きしたいと思います。

○吉本秀二委員長 栗原副課長。

○栗原 淳まちづくり整備課道路担当副課長 お答えいたします。

除草作業以外の事業計画の有無についてでございますが、現在、除草作業以外の事業計画はございません。

以上でございます。

○吉本秀二委員長 宮本委員。

○宮本大裕委員 前年比61万7,000円増額となっておりますけれども、これは全てこの草刈り、除草作業に充てられるのか、それとも遊歩道の山水なんかによって侵食されている部分とかがある場所があるのですけれども、そういったことに対する調査、嵐山溪谷の調査とか補修とか、そういったお考えというのはないのですか。

○吉本秀二委員長 栗原副課長。

○栗原 淳まちづくり整備課道路担当副課長 お答えいたします。

増額分につきましてですが、除草のみとさせていただきます。これにつきまして、本年度に入りまして昨年度まで草刈りを委託しておりました町内の業者さんのほうから、急峻な崖ということで、今年度についてはちょっと対応が難しいというお話がありまして、そういった場所でも対応できる業者を選定させていただきまして、来年度の金額のほうを出させていただいております。

以上でございます。

○吉本秀二委員長 よろしいですか。

続いて、小林委員、質疑をどうぞ。

○小林 智委員 ただいま宮本委員さんのほうから概要についてお尋ねがありましたので、再質問という形でさせていただきたいと思います。

増額分につきましては、業者を入れ替えて、さらに急峻な部分があると今説明がありました。これ自体は、業者さんはどちらに、今までどこであったので、それはお答えできませんか。今度新しい業者さんはどういう業者さんになるのかというのはお答えいただけないでしょうか。

○吉本秀二委員長 栗原副課長。

○栗原 淳まちづくり整備課道路担当副課長 お答えいたします。

昨年度までにつきましては、新埼玉環境センターでございます。来年度につきましては、まだ契約等を実施しておりませんので、コメントのほうを控えさせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

○吉本秀二委員長 小林委員。

○小林 智委員 それでは、実はこの基本的なことをちょっとお聞きしたいのですが、武蔵嵐山管理活用事業というのが都市計画費の4番の公園費の中の一つとして位置づけられているのです。そうすると、この武蔵嵐山管理活用事業というのは公園管理の一環ということでされているのだと思います。公園の整備の中で、これ遊歩道だけではなくて武蔵嵐山、これ景勝武蔵嵐山という観光地になっていますから、全体の整備とかそういったものを、今年の今年度予算の中には除草しか入っていませんけれども、視野としてはこの武蔵嵐山管理活用事業という中には、景勝武蔵嵐山全体の観光地としての活用のためのものも含んでいるのかと、それに関連して景勝武蔵嵐山地というのは観光地としても使っていますから、そうすると企業支援課さんなり観光事業としてそういうものであったり、ほかの項目だと環境課さんもこれ絡んでいますよね、ほかの公園事業の中では。というところで、その辺の景勝地武蔵嵐山全体を活性化させていくということを考えれば、その辺の連携もあるのではないかと思いますけれども、そういう視野があるのかないのか。あったとしたらどういう仕組みなのかというのをちょっと教えていただきたいのですけれども。

○吉本秀二委員長 安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 それでは、お答えいたします。

こちらの武蔵嵐山管理活用事業につきましては、公園費のほうに設けられておりますけれども、先ほど委員さんおっしゃるとおり、各課で担当されている部分、オオムラサキの森であったり、それからまたトラスト地であったりということで、管理している課が違う部分があります。今回のこの武蔵嵐山管理活用事業につきましては、もともと川のまると再生事業の関係で整備したものでございまして、それで遊歩道ということでまちづくりのほうで行っているということになります。

以上でございます。

○吉本秀二委員長 よろしいですか。

続いて、藤野委員、質疑をどうぞ。

○藤野和美委員　まずは、152ページの住宅リフォーム補助事業、これはこのところ継続してやっているわけですが、この効果見込み、前年との比較もしあれば、それも含めてお聞かせください。

それから、162ページ、武蔵嵐山駅東西連絡通路・駅前広場の中で修繕料というのが入っております。この内容についてお聞かせください。

それから、164ページ、耐震化促進事業、ブロック塀撤去費補助金について、この進行状況とか、ちょっと私、川島地区で心当たりになるところが1か所あるのですけれども、その辺の関係も含めて、もし何か想定しているところがあるのであればお聞かせください。

以上です。

○古本秀二委員長　安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長　それでは、お答えします。

まず、リフォーム補助金のほうからお答えさせていただきます。効果見込みということですが、住宅リフォーム補助事業につきましては、町民の安全で快適な住環境の整備を促進するとともに、町内事業者への工事発注につなげることで地域経済の活性化を図ることを目的として実施しております。令和7年度の現在までの実施状況につきましては、申請件数が31件、それから補助額が155万円となっており、これに対する工事請負総額は2,993万5,545円となっております。このことから補助金の交付により住宅リフォーム工事の実施が促進され、町民の住環境の向上とともに町内事業者の受注機会の確保など、地域経済の活性化につながっているものと考えております。

また、今後につきましても一定の利用が見込まれることから、住宅の維持管理や改修の促進、地域経済の活性化に寄与するものと考えております。実績の比較なのですが、今、令和7年度はまだ3月中ですので、まだこれから件数が増える可能性もございますが、令和6年度が件数が36件となっておりまして、補助金額が180万円、工事の総工事費としまして3,515万3,746円となっております。

続きまして、エレベーター、武蔵嵐山駅東西連絡通路、それから駅前広場管理事業の修繕料の内容についてお答えさせていただきます。こちらは武蔵嵐山駅東西連絡通路のエレベーターの部品交換修繕が82万8,300円、それから武蔵嵐山駅東口照明灯のLED化の修繕工事で224万4,000円、その他修繕料として11万円の合計318万2,300円となっております。

続きまして、ブロック塀の撤去費の補助金の状況についてご説明いたします。こちら地震発生時におけるブロック塀の倒壊による被害を未然に防止するために、安全で安心な災害に強いまちづくりを実現するということで、撤去の工事を行うものに対して補助を行っているものでございます。要綱に基づきまして、補助額は撤去工事に要した費用、または撤去延長1メートル当たり1万円を乗じて得た額のいずれか少ない額の3分の2以内としており、上限額は20万円となっております。令和8年度予算には2件分の40万円を計上しております。過去の実績につきましては、こちらは令

和2年からの中で行きますと、令和3年が1件、それから令和4年が3件、それから令和5年が3件、令和6年はゼロ件です。令和7年が1件という形になっております。

以上でございます。

○吉本秀二委員長 藤野委員。

○藤野和美委員 リフォーム事業について、この実際に施工する業者さんは、町内町外も含めて何社ぐらいこれがやっていらっしゃるのか、お聞かせいただければありがたいです。

それと、修繕料については結構です。このブロック塀、ちょっと私が今聞き漏らした点があるのですが、上限が20万でしたか。20万。これは、逆に町内の中で、かなり危険性というか、ちょっと逆に撤去したほうがいいところが見受けられた場合、逆に町のほうからお話をするということは実際やっておられるのでしょうか。申請だけではなくて、ちょっと危険性を感じられるところ、当然あると思うのです。それに対して町のほうからアクションを起こしているのかどうか、その辺ちょっとお聞かせください。

○吉本秀二委員長 安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 それでは、お答えいたします。

まず、リフォーム補助金の業者数の関係なのですが、町内事業者が行うものについてこの事業を行っております。町内業者で主に建築工務店になりますけれども、13社となっております。

続きまして、ブロック塀の危険ブロックの場所について、今現在、町のほうが把握している、まちづくりのほうで確認させていただいているのが現在6か所ございます。実際にここのブロックは危険だよという話が、通報であったり、いろいろ情報提供いただいた中、またパトロールの中で見つけた場合につきましては、その危険ブロックの所有者の方に補助事業の内容等のパンフレット、また危険ブロックの状態かどうかというチェックシートみたいなものがあるのですが、そういったものをお渡しして、実際にやっていただければいいのですが、なかなかその辺りがちょっとうまくいかないというのは実情としてはございます。

以上でございます。

○吉本秀二委員長 次に、森委員、質疑をどうぞ。

○森 一人委員 再質疑させていただきます。

先ほどご答弁でエレベーターの部品交換とLED照明の交換工事もろもろという修繕料の内容をお聞きしました。これの工事においては、駅利用者が不便をかけないような時間帯でやるのか。もしそうでないのであれば、駅利用者への安全面の確保はどのように考えているのか、確認させてください。

○吉本秀二委員長 安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 それでは、お答えいたします。

今回、エレベーターの部品交換修繕につきましては、停電時にエレベーターを駆動させる機器の

バッテリーの経年劣化による交換をさせていただきたいというものでございます。こちらにつきましては、一応日中の作業になりますので、工事中、現在エレベーターが利用できませんという形で、今までもエレベーターが、例えば雷で停電を起こしてしまったりとか、そういった復旧作業においても、同じように今現在使えないという状況を示して、利用される方にご理解をいただいている中で作業を行っております。

以上でございます。

○吉本秀二委員長 森委員、どうぞ。

○森 一人委員 LEDの照明の交換においてもですか。

○吉本秀二委員長 安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 それでは、お答えします。申し訳ございません。

LEDにつきましても同じような状況でやらせていただきたいと思います。

以上でございます。

○吉本秀二委員長 続いて、畠山委員、質疑をどうぞ。

○畠山美幸委員 ページ数は161ページで、真ん中当たりの機械器具借上料572万9,000円が今回ついているわけですが、この点についてお伺いします。

○吉本秀二委員長 栗原副課長。

○栗原 淳まちづくり整備課道路担当副課長 お答えいたします。

当該業務につきましては、今年度をもって10年間の契約が満了となります。これによりまして、リース品の取扱いについて改めて契約を確認いたしましたところ、期間満了後のリース品については返却の対象となっております。全ての照明灯を町の負担で取り外し返却するというものでございます。それによりまして返却した場合、また工事して返した場合、また新たに新規で設置することは現実的ではございません。時間と労力と費用、大分かかるものでございますので、同契約の約款にございます再リース条項、こちらを適用しまして再度のリース契約を行うものでございます。

以上でございます。

○吉本秀二委員長 畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 私も今年度でLEDの借り上げのリースが終わると聞いていたので、あとはもう町に頂けるものだとばかり思っていたら、こんなリース方法は今までもあったのかお伺いします。

○吉本秀二委員長 栗原副課長。

○栗原 淳まちづくり整備課道路担当副課長 お答えします。

まちづくり整備課のほうでこういった実績があるかということにつきましては、手元にちょっと資料がないのですが、恐らくないのかなと思われます。

○吉本秀二委員長 畠山委員。

○畠山美幸委員 そうしますと、本当に外して返すなんてことできるわけもないので、では今までと同じようにこのリース代は発生して、また再リースということで、10年間またリースするということとでよろしいのでしょうか。年数は10年間でよろしいのか。

○吉本秀二委員長 栗原副課長。

○栗原 淳まちづくり整備課道路担当副課長 答えいたします。

ただいまこの更新に向けて業者のほうと実際に内容のほうを検討といえますか協議をさせていただいております。その中で、1年ごとのリースの契約をさせていただいて、今後、金額が下がっていったりだとかというのを柔軟に対応できるようにしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○吉本秀二委員長 続いて、川口委員、質疑をどうぞ。

○川口浩史委員 160ページの幹線道路の件なのですが、この金額180万円でどこまで調査できるのか伺いたいと思います。

次に、小中周辺道路なのですが、2―21というふうに出ていますけれども、どのような整備を行うのか。この2―21というのはちょっとどこの道路を指しているのかも併せて伺いたいと思います。

そして次に、都市計画の関係で、都市計画基礎調査委託料630万円、どのような整備のための調査なのか伺いたいと思います。

○吉本秀二委員長 栗原副課長。

○栗原 淳まちづくり整備課道路担当副課長 答えいたします。

基幹管路の180万円のことについてお答えいたします。当該予算につきましては町道1―23号、こちら都市計画道路になります。計画用地に係るもので、計画道路が土地の地権者様所有のアパートの駐車場にかかってしまいますことから、その土地の代替用地の測量調査等に係る費用でございます。

続きまして、2―21号線の場所ということなのですが、こちら7年度第2回の定例会におきまして狛守委員さんのほうからご質問ありました。安在課長のほうから答弁させていただいております。こちらの整備は、武蔵嵐山小・中学校の建設に伴う安全対策の推進を目的とした町道2―21号の歩道を整備するものでございます。内容につきましては、ヌエックの交差点、シンフォニーのところから菅谷中学校の東側を抜けて、菅谷中学校の北側の道、細い道になるのですが、その道を抜けた先の交差点まで、延長で約320メートルの区間でございます。事業の内容的には、既存道路の改築、それから歩道の新設を行うものでございます。

○吉本秀二委員長 安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 私のほうから基礎調査の関係についてお答えさせていただきます。

都市計画基礎調査は、5年ごとに行われます都市計画法の第6条に基づきました調査でございます。都市における人口、土地利用、交通などの現況及び将来の見通しを定期的に把握し、客観的に

定量的にデータに基づいた都市計画の運用を行うための基礎になる調査でございます。

以上でございます。

○吉本秀二委員長 川口委員。

○川口浩史委員 幹線道路の関係なのですが、アパートの駐車場の代替用地ということで。なるほど、そういうことですか。ここが終われば、この1―23は全部用買は済むということでよろしいのでしょうか。

それから、小中周辺道路の関係ですか。なるほど、ここの道路のことでしたか、分かりました。歩道はもうできていますよね。全部ではない、北側の部分はできていませんけれども。そこはどういうふうな歩道にしていくのか。北側は、もう道路かなり狭いですから、あそこにあのまま歩道を造るわけなのですか。学校側を削って歩道を造って、今、車も通っていますけれども、車もう少し広げていく形になるのでしょうか。そして歩道をつけるということになるのでしょうか、ちょっと伺いたいと思います。

○吉本秀二委員長 2点でよろしいですか。

栗原副課長。

○栗原 淳まちづくり整備課道路担当副課長 お答えいたします。

都市計画道路のほうについてなのですが、一部、今回のこちらの代替が終わった後も、川島地区の区画整理事業にかかっている地権者さんがございます。その一部なのですが、そちらのほうを、川島土地区画整理事業のほうが進んでいったときに、併せてそちらの買収をさせていただくということになってございます。

続きまして、歩道の関係でございます。こちらの歩道、既設の歩道につきましては、植栽のほうを整理させていただきまして、歩ける部分を拡幅する計画でございます。新設する歩道につきましては、歩道幅を2.5メートルで計画しております。学校側を大分削っていく、もしくは用買をかけるだとかということにつきましては、こちらの予算をつけさせていただきまして、専権等を決めてから次のステップに入っていくことになってございます。

以上でございます。

○吉本秀二委員長 川口委員。

○川口浩史委員 幹線道路、都市計画道路ですけども、そうすると一部云々とおっしゃいましたよね。どのくらいまだ残っているのですか、用地買収できない部分というのは。これが済んだとして、まだどのくらい残っているのか伺いたいと思います。

それから、小中周辺道路なのですが、今、既設の歩道の部分は、そうすると広がるということですね。植栽部分をなくしてしまうということなのですか。ちょっと正確に伺いたいと思うのですが。

何メートル幅にしたいのかを伺いたいと思います。北側は2.5ですよね。学校の部分はいいのですけれども、両側は家があります。あそこの部分も持っていく、あそこを協力いただかないとちょっ

と広がらないですよ。ちょっとそこは残ってしまうということなのですか。ある程度話が今進んでいるのかどうか伺えればと思います。

車道部分は広げるのか今のままなのか、ちょっと伺いたいと思います。

○吉本秀二委員長 栗原副課長。

○栗原 淳まちづくり整備課道路担当副課長 答えいたします。

都計道の一部につきまして、申し訳ございません、手元に資料がございませんで、対象となる地権者様的には区画整理事業内の方であって、1名ということのみお答えできると思います。

続きまして、植栽の部分につきましてですが、基本的に今考えているのは、全て取ってしまうということで考えてございます。

続きまして、歩道を設置するのに当たって周辺の住宅等の関係ということでございますが、計画的には一部やはり当たってしまう方がございます。こちらにつきましては、ある程度話のほうは進んでいるものと思っております。

あと、車道の拡幅についてなのですが、現在のところ歩道のみですので、北側の細い今歩道がついていない部分、あちらのほうは4メートルを確保する形で歩道をさらに設置するという事で考えてございます。

以上でございます。

○吉本秀二委員長 歩道の幅はまだ答えていらっしゃらないと思うのですけれども、整備する、既存の歩道の整備の関係で。

栗原副課長。

○栗原 淳まちづくり整備課道路担当副課長 申し訳ございません。現況の中にある植栽を撤去して、2.5メートルは確保してまいります。

以上でございます。

○吉本秀二委員長 もう3回やっています。

以上、質疑がないようですので、まちづくり整備課に関する部分の質疑を終結いたします。

ここで休憩いたします。入替えのみ。

休 憩 午後 2時12分

再 開 午後 2時15分

○吉本秀二委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、生涯学習課に関する部分の質疑を通告書に従い行います。

それでは、橋本委員、質疑をどうぞ。

○橋本 将委員 それでは、質問させていただきます。

最初、ページ数47と書いてあるのですが、載っていないので、県支出金のところでお願いします。

森林ボランティア育成事業補助金（令和7年予算書）には計上されていました。令和8年度に計上されていない理由は。

続きまして、予算書61ページ、B & G海洋センター空調設備整備事業、工期予定は。

続きまして、204ページ、図書館費、人件費増になっている。以前、図書館の営業時間短縮したが、人手は足りているか。

最後、212ページ、ひとり1スポーツ推進事業、スポーツ教室の開催とあるが、町内スポーツ団体との連携は。

以上、お答えをお願いします。

○吉本秀二委員長 青木生涯学習課長。

○青木正志教育委員会生涯学習課長 それでは、私のほうから図書館以外3点をご回答いたします。

まず、県補助金の森林ボランティア育成事業補助金についてですが、杉山城跡の森林を保全するために、ボランティア団体の活動費として毎年助成いただいたものです。この補助助成につきましては、県財政担当部局において事業の見直しが行われ、令和7年度をもって廃止が決定いたしました。

続きまして、B & G海洋センターの工期の予定についてお答えいたします。予定している工期につきましては、現在実施している設計業務の成果を基に6月の契約を目指しております。それ以降、そこから年度末までの間となります。

続きまして、ひとり1スポーツの町内スポーツ団体との連携についてお答えいたします。令和7年度に実施しておりますスポーツ教室と同様に、町のスポーツ少年団、スポーツ連盟、地域クラブ、企業と連携していく予定でございます。

以上でございます。

○吉本秀二委員長 岡本図書館長。

○岡本 均教育委員会知識の森嵐山町立図書館長 それでは、私のほうからは、図書館の人件費増額についてお答えいたします。

図書館の開館時間ですけれども、本年度から延長開館を、以前は水曜日と金曜日に行っていたのですが、金曜日のほうを減らしていただいたことがあります。人件費の増額につきましては、来年度図書館内外の活動をさらに充実させて、本図書館の特色ある活動、本図書館の強みをより一層推進したいと考え、人件費を増額し、このような形で予算組みをしていただきました。

以上です。

○吉本秀二委員長 橋本委員。

○橋本 将委員 それでは、再質問します。

杉山城の補助金を見直しされたということですが、町として、それをよしと思っているのか。

次に、B & G海洋センターの空調設備に関しては、契約が6月ということですが、どのよ

うな設備を想定しているのか。あと、設置した後、今後また利用料を取るのか。図書館費、これは町の議案に私も賛成したのですけれども、やはり私としては町に居場所づくり、居場所になるような場所をもっと増やしたいと思っているにもかかわらず、働く人の負担を考えて賛成したわけですが、さっき延長の金曜日をなくしたことがあって、今答弁で強みを生かした経営とは何ぞやというのを聞きたいです。

あと最後に、町内のスポーツ団体と連携をしていくというふうにご答弁いただきましたけれども、何か説明を聞いていると新しいスポーツ、町内に団体スポーツのないようなスポーツも割とやられているので、そういった新しいスポーツに関して、今後どうやって推奨とか続けていくのかという見通しをちょっと聞きたいと思います。

○吉本秀二委員長 青木生涯学習課長。

○青木正志教育委員会生涯学習課長 それでは、お答えいたします。

まず、ボランティア育成事業補助金ですが、こちらのほう県のほうの補助金はなくても町のほうの一般財源でやっていきたいと思っております。また、今は使っていないのですが、森林譲与税等を今いただいているところがありますので、そういうのも使えないか、財政当局と相談できればなと思っております。

続きまして、B&Gの海洋センターの関係なのですが、エアコンを設置するのですが、どのようなかというのは今設計中ですので、まだ内容としては決まっておりません。また、利用料は菅谷中学校のエアコンと同様、利用料をいただきたいと思うのですが、金額のほうはまたちょっと面積等が変わってきますし、内容が変わりますので、同額ではなくて変更する、変更というのですか、金額が変わる可能性もあると思っております。

また、最後にスポーツ教室なのですが、今のところ8年度で考えているのは、あるスポーツの関係者との連携を考えておりまして、ないスポーツをやっていただける団体等ございましたら、今後検討していきたいと思っております。

以上です。

○吉本秀二委員長 岡本図書館長。

○岡本 均教育委員会知識の森嵐山町立図書館長 お答えいたします。

本図書館の特色ある活動、本図書館の強みですけれども、まず幾つかあるのですが、それを3点紹介させていただきます。

まず1点目は、出向いての活動、これは子どもたちの読書活動の推進ということで、出張おはなし会として幼保小、そちらに出向いていって活動を進めております。学校以外では、童ごこち、ふれあい教室、放課後子ども教室というふうに行っております。

2点目は地域交流の推進です。映画の上映、季節ごとのイベント、にこにこサロンなどを行っております。

最後に3点目は、読み聞かせ講習会というものを開いております。これは、質の高い読み聞かせを行うということで、七郷小学校のボランティアの方々や、それからうちの図書館のボランティアの方々の自主勉強会ということで、質の高い読み聞かせを目指して取り組んでおります。

以上です。

○吉本秀二委員長 橋本委員。

○橋本 将委員 2点再質問します。

B&G海洋センターのことですけれども、何かほとんど決まっていないということなのですけれども、いつ頃我々に計画が出てくるのかということを最後聞きたいと思います。

図書館のほうなのですけれども、最近よくLINEとかでもいろいろ頑張っているなど見ながらやっているの、これに関しては、今まで参加者とか、年どれぐらい開催しているのか、予算なので8年度どれぐらい、7年度より増やしていくのかどうか、お考えをお聞きます。

○吉本秀二委員長 青木生涯学習課長。

○青木正志教育委員会生涯学習課長 それでは、お答えいたします。

設計の段階ということですが、一応B&G財団のほうの補助金をいただく予定なのですが、その申請にはガスヒートポンプを使ったもので申請しております。エアコンの台数等は、まだ計画、設計が決まっていますので、細かいことは4月に一応計画の完了予定ですので、その付近になれば分かってくると思っております。

以上です。

○吉本秀二委員長 岡本図書館長。

○岡本 均教育委員会知識の森嵐山町立図書館長 先ほどお話に出た嵐山町の公式のLINEを使って図書館のほうもおはなし会のPRをさせていただいております。おかげさまで多くの方に利用していただいています。

それから、年間の図書館事業ですけれども、通算しますと80回以上行っております。本年度の実績を踏まえ、来年度はさらに拡大できればいいなというふうに考えております。

以上です。

○吉本秀二委員長 続いて、宮本委員、質疑をどうぞ。

○宮本大裕委員 予算書27ページです。玉ノ岡中学校の武道場使用料、科目設定になっておりますけれども、使用状況についてお伺いをいたします。

もう一点、同じ27ページです。菅谷テニスコート使用料、使用者の増減についてお伺いをしたいと思います。

○吉本秀二委員長 青木生涯学習課長。

○青木正志教育委員会生涯学習課長 それでは、お答えいたします。

玉ノ岡中学校の武道場の使用料につきましてですが、予算上は1,000円の科目設定になっておりま

すが、使用状況につきましては、現在のところ柔道と少林寺拳法の2団体が使用しております。いずれの団体も町内の中学生以下の生徒が主な使用となっておりますので、利用料の免除団体となっているため、現時点では使用料が発生しないという状況でございます。

続きまして、菅谷テニスコートの利用者の増減についてお答えいたします。菅谷テニスコートの使用料の増減ですが、令和2年度と比較いたしまして3倍程度、件数、料金が増えております。ただし、このときは新型コロナの影響もありましたので、今年度来年度はそれほど、同程度及び微増と考えておりますので、令和8年度はそれを考慮して1,150件、68万円を計上させていただきました。

以上です。

○吉本秀二委員長 宮本委員。

○宮本大裕委員 今、玉ノ岡中学校のほうは分かりました。使用されていないのかなとちょっと思いましたので、質問をさせていただきました。武道場、私も武道の心得が多少ありますので、武道場が使われていないというのがちょっと寂しいなと思ったので質問させていただきました。これは以上で結構です。

テニスコートのほうなのですけれども、去年は960件、今年は1,150件、190件増という形で今ここに記載されています。私は、この3月8日でヌエックのテニスコートがもう予約ができない状況になったのです。それなので、あちらを使用している方々が、この菅谷のテニスコートとかに移ってくる可能性というのがあるのではないかなと思うのです。そういったことを考えたときに、これだけの増加を見込んでいるのかなとも思ったのですけれども、例えばそういう人たちがここに予約してきたときの予約枠のキャパシティというのは十分な状況なのかどうなのか、それをちょっとお伺いをできたらと思います。

○吉本秀二委員長 青木生涯学習課長。

○青木正志教育委員会生涯学習課長 お答えいたします。

予算上、予算を計上するときは、まだこのテニスコートもどのくらい使えるとかというのは全く予想できない状態でしたので、この数字を挙げさせていただきました。ヌエックのほうの団体の方がどのくらい移ってくるのかというのは予想できませんので、その分は除いておりますが、キャパシティとしては、基本的に優先的に予約、優先というのですか、先着順で予約になりますので、実際にやりたくてやれない人がどのくらいいるかというのは、なかなかこちらのほうでは今のところ分からない状態でございます。

以上です。

○吉本秀二委員長 続いて、森委員、質疑をどうぞ。

○森 一人委員 それでは、再質疑からさせていただきます。

ひとり1スポーツ推進事業ということで、橋本委員への答弁を聞いて、ちょっとまだ具体的に何か決まっているところがないのかなという感じを受けたのですが、具体的にこういったスポーツ教

室、答弁では町のスポ少とか各連盟とか地域クラブと連携するというご答弁の中であるので、これをすることによってどういう効果があってどういう事業なのだとするところがないと、なかなか分かりづらいものがあるので、では春に行うスポーツフェスティバル、秋に行うスポーツフェスティバルにおいてどういうことなのかとか、そこをどうつなげるのかなとか、そういったところまでご答弁いただけるとありがたいかなと思います。

次、B & Gについても詳細はまだあまり決まっていないということでございます。1点だけかな。工期においても契約後から年度末までで予定ということの中で、利用制限というか、こういったことを想定しているのか、お答えいただきたいと思います。

○吉本秀二委員長 青木生涯学習課長。

○青木正志教育委員会生涯学習課長 それでは、お答えいたします。

まず、ひとり1スポーツの関係なのですが、この事業がまず行われる目的ということなのですが、今、公立中学校の部活動の地域展開ということがありまして、それに向けていろいろ事業を進めているわけなのですが、新たに地元の団体、クラブ等と連携してやっていけなくなっていくことによって、それをなるべく順調に進めていけるようにこの事業は始めました。今年度の9月議会のときに補正をいただきまして一度やらせていただいたのですが、そのときの教室がサッカー、陸上、ゴルフ、バドミントン、バレーボール、この5種目で教室を開催しました。残念ながらサッカー教室は人数が足りなかったもので、実際はできなかったのですが、来年度はこの競技を念頭に、また新たにスポーツ教室といいましても部活動の地域展開ですので、文化団体、文化のほうも部活のほうがあると思いますので、その辺も考慮に入れてやっていければと思っております。

すみません、あとB & Gのほうなのですが、利用の制限なのですが、今のところアリーナのほうでエアコンをつける予定ですので、アリーナと入り口のところ、エントランスのところは、改修の時期になったら出入りができなくなる可能性はあるのですが、そのほかのミーティングルーム、2階の武道場は使用できますので、全館使用を停止にするという予定は今のところございません。

以上です。

○吉本秀二委員長 よろしいですか。

続いて、畠山委員、質疑をどうぞ。

○畠山美幸委員 215ページのスポーツ施設の中の鎌形球場トイレ工事は今年度になるのか、お伺いします。

○吉本秀二委員長 青木生涯学習課長。

○青木正志教育委員会生涯学習課長 それでは、お答えいたします。

本件は、今月の4日に議案審議に可決いただいた補正予算における令和8年度への繰越明許として計上したものでございます。当初は施工の面積が10平方メートル未満であること、既存の施設の改築であることから、建築基準法に基づく建築確認は不要であると判断しておりました。しかし、

実際工事設計をするときになりまして、この工事が面積が小さくても軽微なものであっても新築扱いとなるため、確認申請の手続が改めて必要になることが判明しました。しかし、この現地確認の委託をして、実際工事をすれば年度内には終わる予定でしたが、建築確認に当たりまして関係機関との調整に思った以上に時間がかかりまして、建築安全センターからの許可に時間を要したことから、今年度内の工事の実施が難しいと判断したため、繰越明許になりましたので、工事といたしましては、申請が終わり次第やりますが、令和8年度になってしまう予定でございます。

以上です。

○吉本秀二委員長 畠山委員。

○畠山美幸委員 大体めどとしては、この8年度のどのぐらいの時期にできる予定になるでしょうか。

○吉本秀二委員長 青木生涯学習課長。

○青木正志教育委員会生涯学習課長 お答えいたします。

3月に確認申請が下りたとしましたら、4月に契約をして、工事自体はそれほどかからないと聞いておりますので、春先には終わると思っております。

以上です。

○吉本秀二委員長 続きまして、川口委員、質疑をどうぞ。

○川口浩史委員 208ページの指定文化財、土地を購入するということですが、どのぐらいの範囲まで購入になるのか伺いたいと思います。

続いて、スポーツ施設のB&G空調工事なのですけれども、私の質問、電気かガスかでガスだということ伺いました、このガスに決めたのは、やはり避難場所になっているということでガスにしたのか伺いたいと思います。

それから、菅中の体育館が1億279万5,000円と私、前に調べたらなっているのですけれども、それから見て今度のは1億2,800万からですから、これは単純にエアコンがこの1年ぐらい、1年でもないのかな。で値上がりした分だというふうに理解していいのか、ちょっと伺いたいと思います。

○吉本秀二委員長 青木生涯学習課長。

○青木正志教育委員会生涯学習課長 それではまず、文化財の関係についてお答えいたします。

今回、公有地化を予定しております土地は、個人の所有の5,296平米の山林1筆でございます。杉山城跡の指定範囲のうち、北側の六万坂南東側に位置する道路脇の場所になります。杉山城跡全体の面積は13万6,202.78平米で、現在公有地化されている土地は11万9,313平米、87.6%です。今回の土地を含めると、公有地の面積が12万4,609平米になりまして、全体の91.5%となります。

続きまして、B&Gの空調についてお答えします。委員おっしゃるとおり、こちらは避難所として指定されています。また、ガスヒートポンプのメリットといたしましては、災害時に電力が供給されない状況でも備蓄のガスが空調機で稼働できること、また消費電力についても電気式に比べて抑えられるということがありますので、それを検討しております。

あと、見積りの関係だと思うのです。B & Gの予算の関係だと思うのですが、こちらは一応見積りを、1社なのですが、取らせていただいて、この額で出てきましたので、この額で上げさせていただいております。

以上です。

○吉本秀二委員長 川口委員。

○川口浩史委員 B & Gの空調なのですけれども、そうすると菅中はどういうふうにしたのですか、見積りから何か競争があって少し金額が低くなったのですか。同じような手法をこちらでも取るということで考えていいのかな。ちょっと伺いたいと思います。

○吉本秀二委員長 青木生涯学習課長。

○青木正志教育委員会生涯学習課長 答えいたします。

正確な数字は分からないのですが、当初は1億3,000万程度の見積りを取ってあげていたと思うのですが、入札により1億円ちょっとに下がったと思っております。

以上です。

〔「菅谷中学校」と言う人あり〕

○青木正志教育委員会生涯学習課長 菅谷中学校のほうです。菅谷中学校が入札より下がっております。今回はまたこの額で設計を今しますので、入札をしますとそれで上がるか下がるかちょっと分からないのですが、上がるとなかなか計算ができないと思いますので、入札により変更すると思っております。

以上です。

○吉本秀二委員長 続いて、渋谷委員、質疑をどうぞ。

○渋谷登美子委員 予算書の207ページですけれども、図書館事業の会計年度任用職員数ですが、これは何か随分いろいろな事業をなさっているようですけれども、これはどのような形で会計年度任用職員の方がやっていくのか伺えればと思います。

それと、213ページ、町民ひとり1スポーツの新規事業、スポーツ教室の開催ですが、これが中学校の部活動につながっていくとすると、具体的にはどのような形につなげるようなシステムになっていて、今のお話を聞いていると、サッカー教室が増えるとかいうふうになってくると、これはどうやって実際に入っていくのか、子どもたちが部活動に直接に、まだやらないと思うのですけれども、その点どのように考えられているのか伺いたいと思います。

それから、215ページ、スポーツ施設管理事業、菅谷テニスコート及び草原広場について、嵐山町管理は令和8年以降いつまでなのか、これは一般質問で聞いたら、令和13年までは確実にやるというふうな形で聞いているのですけれども、今の話ですと今日の具体的な施設の状況を見ていくと、今、菅谷のテニスコートありますよね、ヌエックが管理しているテニスコートも嵐山町管理になってくるのかなというふうにちょっと思っていたのですけれども、その点について伺います。まだそ

それは決まっていないのかどうか分からないのですけれども。

それから、215ページの体育施設管理委託料768万3,000円の委託施設は一体何なのであって、そして委託先はないのでしょうか、伺います。

○吉本秀二委員長 岡本図書館長。

○岡本 均教育委員会知識の森嵐山町立図書館長 お答えいたします。

図書館の事業、80以上というふうに申し上げましたが、中心になって行っているのは司書職員3名が中心になって行います。企画立案、具体的な計画、そして実際に行い、評価、改善し、次のところに改善しながら進めております。会計年度任用職員、カウンター業務中心に行ってくださいっている会計年度任用職員は、任された担当を分担し、大変協力的な形で取り組んでくれております。

簡単ですが、以上です。

○吉本秀二委員長 青木生涯学習課長。

○青木正志教育委員会生涯学習課長 それではまず、ひとり1スポーツの関係でお答えいたします。

現在、部活動の地域展開につきましては、今やっている部活動の土日の指導を学校の先生ではなくて地域のほうに移行するという考えで国が進めていますが、今のところ町の考えとしましては、それもあるのですが、この機会に今までやっていないようなスポーツも、様々なスポーツを体験してもらおうような教室としても考えております。

続きまして、テニスコートの関係なのですが、嵐山町が管理する菅谷テニスコート及び草原広場につきましては、土地所有者が埼玉県であり、両者の間で県有財産使用賃借契約を毎年1年間の期間で締結し、嵐山町民等が利用する広場として使用を実施しております。施設へのアクセスは、ヌエックの施設内を通る必要があります。当初はこの施設の動向がどうなるかというのが分からなかったのですが、8年度においては、ヌエックより、午前7時から午後10時までの間、正面ゲートを開放するという連絡を受けております、現在のところ。よって、1年間はこのような、今までの使用が問題ないと思うのですが、8年以降はまだどうなるかというのは話合いによって決まっておりますので、7年度のみ今のところ普通に考えております。ヌエックの分のテニスコートをどうするかというのはまだお話もありませんので、今後検討になると思います。

続きまして、体育施設の委託料でございますが、こちらの施設といたしましては、まずB&G海洋センター、総合運動公園、鎌形野球場、花見台第一公園、鶴巻運動公園、菅谷テニスコート、草原運動場、この7か所であり、特に草刈りや樹木の剪定等、トイレの清掃等を中心にやっております。今年シルバー人材センターのほうにお願いしております。

以上です。

○吉本秀二委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 新規スポーツというのを広めるというのは、私もそういうふうに聞いているのだけれども、一つは何かサッカーというのが聞こえてきたし、新規スポーツというのはサッカーでは

ないですね。新たなスポーツとしてどのようなスポーツを考えているのか伺いたと思います。

それとも一つ、菅谷テニスコートと草原広場は1年間の県との関係で契約が取れていると。それで、今の何か分からない名前不明な教育機関、教育機関はこれから県が仲介になって国とやっていきながら委託を受けるわけですが、それについては、まだ県も何も話を持ってきていないという形で、これからの交渉になるというふうに考えていいのか。どっちにしてもこれ総括でやりますので、それだけ伺います。

○吉本秀二委員長 青木生涯学習課長。

○青木正志教育委員会生涯学習課長 お答えいたします。

まず、最初の地域展開のほうの新規スポーツということなのですが、これはあくまでも今までの部活をやって、例えばバレーをやっている方が、土日だったらバレーではなくて違うスポーツというのですか、そういうこともできるようにしたいと思って、そういうことも可能だということでスポーツ教室を開くのでございまして、例えばモルック教室とかボッチャの団体を立ち上げてとか、そういう考えでは今のところはございません。

また、先ほど言ったヌエックのテニスコートの関係なのですが、これはあくまでも令和8年度までのことのでございまして、今後のことについてはまだ検討しておりません。

以上です。

○吉本秀二委員長 ここで休憩といたします。再開を15時00分といたします。

休 憩 午後 2時45分

再 開 午後 3時00分

○吉本秀二委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎発言の訂正

○吉本秀二委員長 安在まちづくり整備課長から、川口委員の答弁の訂正の申出がありましたので、これを許可いたします。

○安在知大まちづくり整備課長 お時間をいただきましてありがとうございます。先ほど川口委員からご質問のありました小中学校周辺道路の関係で、建物移転がかかる方がいらっしゃるのではないかと、その方たちの了解は得られそうなのかという質問があったと思います。こちらのほうで了解が得られているものと認識していますというようなご回答をさせていただきましたが、測量設計はこれから行うものでございまして、用地買収の範囲等も未定でございまして、これから来年度、そちらの測量をさせていただいた中で影響範囲を確認させていただき、改めまして地権者の方と該当する用地交渉が必要なことがあれば、誠心誠意をもって対応させていただきたいと考えております。

以上でございます。ありがとうございました。失礼いたします。

○吉本秀二委員長 続いて、教育総務課に関する部分の質疑を通告書に従い行います。

それでは、佐藤委員、質疑をどうぞ。

○佐藤弘美委員 予算書の217ページ、廃棄物収集運搬委託費の内容と金額の算出方法をお願いします。

○吉本秀二委員長 飯塚副課長。

○飯塚 毅教育委員会教育総務課教育総務担当副課長 それでは、答弁のほうをさせていただきます。

廃棄物収集運搬委託費の学校給食運営管理事業の部分だと思います。回答としましては、学校給食で排出されるごみで、可燃物は稼働日前日、不燃物につきましては、週1回の収集運搬の業務でございます。算出方法につきましては、複数の業者より見積りを徴収いたしまして、平均価格に一番近い業者の見積りを設計書として採用いたしまして入札を実施し、決定したものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○吉本秀二委員長 佐藤委員。

○佐藤弘美委員 では、給食の残飯ではないということによろしいのでしょうか。

○吉本秀二委員長 飯塚副課長。

○飯塚 毅教育委員会教育総務課教育総務担当副課長 給食の残飯等も含むような形になります。

○吉本秀二委員長 佐藤委員。

○佐藤弘美委員 前年と比べての給食の残飯の増減と次年度の残飯の見込みと、あと残飯の処理方法について教えてください。

それと、その残飯の処理は嵐山町町内で活用される予定があるかどうかということも教えていただきたいです。

○吉本秀二委員長 飯塚副課長。

○飯塚 毅教育委員会教育総務課教育総務担当副課長 答弁のほうをさせていただきます。

出される量については、ちょっとうちのほうは把握をしておりません。ただ、一部食品残渣については、松屋フーズさんのほうに残渣の収集のほうをお願いしていただいて、再利用したり等しております。その他のものにつきましては、収集して処理するような形になっております。

以上、答弁させていただきます。

○吉本秀二委員長 続いて、橋本委員、質疑をどうぞ。

○橋本 将委員 それでは、質問いたします。

予算書178ページ、地域ふれあい推進事業、学校施設の地域住民開放と説明にあるが、どのような活動を年何回実施予定か。

193ページ、菅谷中学校管理事業、防犯カメラ保守点検委託料が追加されている。いつ設置したか。

218ページ、学校給食補助事業、中学校の第3子の定義は。例として、第1子が大学生、第2子が

高校生の場合は。

以上、お願いいたします。

○吉本秀二委員長 飯塚副課長。

○飯塚 穀教育委員会教育総務課教育総務担当副課長 答弁させていただきます。

まず最初に、地域ふれあい推進事業につきましては清掃や除草、読み聞かせ、農業学習、校外実習等を年間各ここで30回程度実施しております。

続きまして、菅谷中学校の防犯カメラについて答弁させていただきます。令和8年度に設置を予定しております。すみません、ちょっと予算書のほうを御覧いただきたいと思うのですが、193ページの委託料で防犯カメラ保守点検委託料で7万4,000円、続いてあと使用料及び賃借料の機械借上料の60万8,000円のうち、防犯カメラ設置及び賃貸借料を3年間の長期契約として1年間36万4,000円として計上のほうをさせていただいております。

続きまして、学校給食補助事業の中学校の第3子の定義ということについて答弁させていただきます。義務教育課程での範囲にいる兄弟を子の定義とさせていただいております。そのため、委員ご質問の例では、兄弟関係の第3子であっても、この補助事業では第1子の扱いとなり、2分の1の補助の対象となります。

以上、答弁とさせていただきます。

○吉本秀二委員長 橋本委員。

○橋本 将委員 それでは、再質問します。

地域ふれあい推進事業の中で、学校の除草作業、清掃作業ということなのですが、これ学校応援団とは違うのかということです。ちょっと私の中で、学校応援団で除草作業とかやったりするのですけれども、ちょっとそれが地域ふれあい推進事業という私の中で認識がないので、ちょっとそこで差異があるのかどうか確認します。

防犯カメラの件ですけれども、思ったより高いのだなと思ったので、これを何台設置するのかというのと、委託、管理者というのが誰になるのかというのをお聞きします。

学校補助事業、私が聞いたかったのはそういうことだったので、これは後の人に任せます。お願いします。

○吉本秀二委員長 飯塚副課長。

○飯塚 穀教育委員会教育総務課教育総務担当副課長 それでは、地域ふれあい推進事業について答弁のほうをさせていただきます。

委員がおっしゃるとおり、学校応援団で行っている清掃だとか除草作業も対象となっております。

続きまして、防犯カメラにつきまして答弁させていただきます。内容につきましては、ハードディスク及びモニターなどです。あと、カメラのほうは2基つくような形になります。そういった形の契約内容となります。

管理者のほうにつきましては、学校のほうで管理のほうをしていただくような形になります。

以上、答弁とさせていただきます。

○吉本秀二委員長 橋本委員。

○橋本 将委員 それでは、地域ふれあい推進事業のほうだけ再々質問します。

同じということなのですけれども、そうすると、この消耗品費で上がっているものは何に使われているのか。消耗品だから清掃の、実際かかる、除草すれば草刈りの刃とか鎌とか洗剤とか、ああいうのをではPTAから町に請求できるとか、そういうお話になるのですか。

○吉本秀二委員長 飯塚副課長。

○飯塚 毅教育委員会教育総務課教育総務担当副課長 それでは、ふれあい推進事業について答弁させていただきます。

委員がおっしゃるとおり、チップソーの刃だとか軍手、ごみ袋、レジ袋が対象となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○吉本秀二委員長 答弁漏れです。PTAから請求できるか。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育委員会教育総務課長 それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

地域ふれあい推進事業でございますが、PTAがした活動に補助金が出るのかというような最後のご質問かと思えますけれども、そのような支出としては考えておりません。

以上でございます。

○吉本秀二委員長 次に、藤野委員、質疑をどうぞ。

○藤野和美委員 私のほうは、まず予算書の176ページ、英会話指導事業です。具体的な内容をお聞かせください。これは何年生からとかそういうことも含めてお聞かせください。

それから、178ページ、小中一貫教育推進事業、これもちょうとどういう形でやっておられるのかお聞かせください。

それから、218ページ、学校給食費補助事業、今後の方向と財源について。財源については、国のほうから小学校については補助があるということが言われていますが、現在まだそこは確定していないという段階でこの予算計上をされているわけです。それが国のほうが実際決まった場合のその財源等の関係、それについてどのようにお考えか、それについてちょっとお聞かせください。

以上です。

○吉本秀二委員長 飯塚副課長。

○飯塚 毅教育委員会教育総務課教育総務担当副課長 それでは、答弁させていただきます。

英会話指導事業につきましてになります。授業の充実を図るため、英語教員の指導の下、英語教員が行う事業に係る補助をする業務です。なお、3人の英語指導助手が、小学校3校で180日、菅谷中学校で180日、玉ノ岡中学校で180日の授業を行っております。対象としましては小学3年生から

になります。

続きまして、小中一貫教育推進事業につきまして答弁させていただきます。児童生徒の学力向上及びいじめや不登校などの中1ギャップの解消や問題行動の未然防止のための経費でございます。主な支出内容は、指導教師の人件費でございます。

続きまして、学校給食費の補助事業について答弁させていただきます。小学校の給食費は全額町負担で考えております。また、中学校は引き続き令和7年度と同様に、第1子及び第2子は2分の1相当、第3子は全額補助を実施いたします。財源につきましては、先ほど委員からおっしゃられたように、国から発せられたものがございませんので、学校給食費の抜本的な負担軽減ということで国から通知が来ておりますので、そこら辺を注視していつて、その結果、補助が出るということであれば、予算等いろいろな対応を考えていきたいと思ひます。

以上、答弁とさせていただきます。

○吉本秀二委員長 藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 英会話の関係なのですが、補助の方3人つかれるということで、これはあれですか、形態としては、担任の先生が指導しながらそれをサポートするという形なのかどうか、ちょっと確認ですけれども。

それから、小中一貫のこの関係についてですが、これはどのような形態で行われているのか。その学校学校で、例えば該当する児童を集めて、例えば放課後なり、課外でそういうこともやるのか、含めて。形態をちょっと教えてください。それだけです。

○吉本秀二委員長 飯塚副課長。

○飯塚 毅教育委員会教育総務課教育総務担当副課長 英会話指導事業につきまして答弁のほうをさせていただきます。

この事業につきましては、英語教員の指導の下ということなので、英語の先生が教えている脇で補助をするような形で業務を行うような形になります。ALTの主な業務としましては、ALTと小中学校教員との英会話実演による英語授業の実施だとか、英会話実演実施に必要な教材教具の準備、授業案の作成、それと国際理解に関する授業等の指導、スピーチコンテスト等への協力、学校行事や特別活動等への協力など発注者が必要と認める業務がこの業務となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○吉本秀二委員長 神田指導主事。

○神田貴裕教育委員会教育総務課指導主事 では、お答えさせていただきます。

児童生徒の小中一貫教育推進事業の具体的な内容となりますが、基本的に児童生徒の学力向上、不登校、中1ギャップの解消等の未然防止に取り組んでいます。先ほどありましたとおり、人件費に充てられているのですが、学校に登校してきた児童生徒の学習支援、その他相談等も含めた対応をしながら、児童生徒の学校への登校を促したりとか、学力向上を図るような形を取らせていただ

いています。

以上です。

○吉本秀二委員長 藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 そうしますと、英会話の指導というかサポート、当然教員の方々に指導レベルの統一、向上、ですから教員へのレクチャー、指導というか、そういう場もこれは想定はというか実際やっておられるのか、想定しているのか。ちょっと教員への逆に指導、それもどうなのかということと、もう一つは小中一貫のところで、そうしますと個別の指導というふうに、個別対応というふうに考えてこれはいいのでしょうか、それだけお聞きします。

○吉本秀二委員長 神田指導主事。

○神田貴裕教育委員会教育総務課指導主事 お答えいたします。

まず、英会話授業のほうですけれども、ALTの先生のほうは教育課程とかそういった細かい難しい部分について、それから授業の組立てについてというところまでは専門的には分かっておりません。英語の発音だったりとか英語の文化だったりとか、そういったものを子どもたちに伝えたり、英語の教員とコミュニケーションを通して子どもたちに見本を示していくような形で授業をつくっております。

続きまして、小中一貫事業のほうですけれども、個別の対応もありますが、全体での対応等も行っておりますので、回答とさせていただきます。

以上です。

○吉本秀二委員長 続きまして、青柳委員、質疑をどうぞ。

○青柳賢治委員 2人の方がお聞きしましたのですけれども、国の動向を注視していかれるという答弁でございましたので、私としますと、国の予定どおり行われるのだろうと想定しているのですが、ただ835万1,000円と3,843万2,000円、これを占める小学校の全額補助の、この後ちょっと渋谷委員も聞いていらっしゃるのですけれども、今後のためもあるので、人数、それからこの中学校の第1子及び第2子半額補助に当たる人の人数と金額、それから第3子以降の全額補助、この人数、これをちょっと教えていただきたいと思います。

○吉本秀二委員長 飯塚副課長。

○飯塚 毅教育委員会教育総務課教育総務担当副課長 それでは、学校給食の補助金につきまして答弁のほうをさせていただきます。

学校給食費の補助金の人数及び各金額等が想定的人数での算出となりますので、ご了承いただきたいと思います。第1子につきましては、中1から中3で221名で765万8,000円、第2子につきましては、中1から中3で20人、69万3,000円、第3子の対象者はおりません。学校給食食材費補助金につきましても想定的人数となりますが、小学生647人で計算したものになります。

以上、答弁とさせていただきます。

○吉本秀二委員長 続きまして、畠山委員、質疑をどうぞ。

○畠山美幸委員 201ページが幼稚園バスのことになっているので、お伺いします。

幼稚園バスの安全装置の設置は確認しましたが、定期的に作動確認や訓練は実施していますか、お伺いします。

○吉本秀二委員長 飯塚副課長。

○飯塚 毅教育委員会教育総務課教育総務担当副課長 それでは、幼稚園バスにつきまして答弁をさせていただきます。

毎日の運行点検時に車両の確認及び安全装置の作動確認を実施しております。安全確認装置は車内後部に位置をしております、バスのエンジンを止めるとブザーが鳴る仕組みとなっております。ブザーを止めるためには後部まで行くという形になりますので、同時に降車確認を実施しているというものになります。

以上、答弁とさせていただきます。

○吉本秀二委員長 畠山委員。

○畠山美幸委員 全部で台数、バスの台数は何台でしたか。それ全部についているのか確認します。

○吉本秀二委員長 飯塚副課長。

○飯塚 毅教育委員会教育総務課教育総務担当副課長 それでは、バスの台数につきまして答弁させていただきます。

バスにつきまして、マイクロバスが1台、それとハイエースが1台という形になっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○吉本秀二委員長 安全装置は全部についていますか。答弁漏れです。

○飯塚 毅教育委員会教育総務課教育総務担当副課長 すみませんでした。安全装置のほうは2台ともついております。

○吉本秀二委員長 いいですか。

続いて、川口委員、質疑をどうぞ。

○川口浩史委員 菅谷中と玉ノ岡の水泳授業委託料が同額ですが、伺いたいと思います。

また、水泳授業の内容を確認する方法はあるのか伺いたいと思います。

防犯カメラなのですけれども、193ページに防犯カメラ保守点検委託料、これは保守のほうなのですね。購入ではなくて借り上げなのですね。機械器具借り上げが3年間で、ちょっと私のメモが間違っているのでしょうか、36万4,000円と書いてあるのですけれども、これ金額が合いませんので、ちょっともう一度、そういう認識でよいのかも含めて伺いたいと思います。

○吉本秀二委員長 飯塚副課長。

○飯塚 毅教育委員会教育総務課教育総務担当副課長 それでは、水泳授業の委託料につきまして答弁のほうをさせていただきます。

プール施設の利用代及び指導員派遣費となりますので、生徒数等による委託料に差額が生じることはありません。また、授業の内容を実際に確認したいということであれば、教育委員会の視察に同行していただくことは可能です。

続きまして、防犯カメラの保守と設置のほうにつきまして答弁のほうをさせていただきます。委員がおっしゃいます借上料のほうにつきましては、ほかの業務が入っておりますので、その60万8,000円のうちの36万4,000円という形になります。

以上、答弁とさせていただきます。

○吉本秀二委員長 答弁漏れ。内容まで入っていないような気がするのですけれども。

○飯塚 毅教育委員会教育総務課教育総務担当副課長 すみません、借上料の60万8,000円の内訳ですが、電話設備の借上料、それとガス漏れ警報器の委託料、それとAEDのリース料と、今回の防犯カメラ設置の借り上げ賃借料となっております。

以上、答弁させていただきます。

○吉本秀二委員長 川口委員。

○川口浩史委員 水泳授業なのですけれども、この授業が始まって、きちんとやっているのだと思うのですけれども、我々議員は、議会はチェックすることが仕事ですから、チェックしたことがないと思いまして、おとしぐらいからちょっとどういうふうにしたらいいのだろうか、決算でやりたいのですけれども、本当は、もう水泳終わってしまっていますので、どうやって確認する方法があるかなと思っていたのです。個別でもいいわけですね、見に行くのは。議会として決まったらいいのですけれども、個別では駄目だということでもあるのですか、ちょっとそこは伺いたいと思います。

防犯カメラ保守点検委託料が7万4,000円、防犯カメラは機械器具借上料のほうで借りていくということではよろしいのでしょうか、ちょっと伺いたいと思います。

○吉本秀二委員長 高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育委員会教育総務課長 それでは先に、中学校の水泳授業の確認ということでございますが、こちらにつきましては教育委員会事務局でも、毎年、水泳授業の初日、また最後等に視察をしております。そういった際に、委員さんのほうから同行のご希望がございましたら、一緒に行って見学していただくことは可能だと思っております。ぜひお申し出いただければと思います。1人でも複数人でもお申し出いただいた方と教育委員会のほうも一緒に行かせていただきますので、どうぞご希望がございましたら、議会事務局から教育委員会事務局のほうへお話しいただきたいと思います。

以上でございます。

○吉本秀二委員長 飯塚副課長。

○飯塚 毅教育委員会教育総務課教育総務担当副課長 それでは、防犯カメラのほうにつきまして答

弁のほうをさせていただきます。

内容につきましては、先ほど申しましたカメラ2基、それとハードディスク1個、それとスイッチのハブ、それと液晶のモニター、それとカメラレコーダー、それとUSBのマウス、あと機器の設置工事費という内訳になっておりまして、それを3年間の賃貸借を結んで契約のほうをするような形にしたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○吉本秀二委員長 よろしいですか。

続いて、渋谷委員、質疑をどうぞ。

○渋谷登美子委員 それでは、176ページの英会話指導事業なのですが、これは再質問という形でいきますけれども、小学3年生が180時間ですか、菅谷中が180時間、玉ノ岡中が180時間で、小学校の4年、5年、6年に関してはALTがつかなくて、小学校3年生のお子さんだけつくという形でいいのですか。初めてだからという形で、小学校3年生の子が今初めてなのかなと思って、そうだったのかなと思って聞いたのです。それを伺います。

大体、菅谷中も玉ノ岡中も各学年で各クラスで子どもたちはどのぐらいの授業をALTで補助してもらえるのか伺いたいと思います。

それから、廃棄物収集運搬委託料なのですが、これは私もあまりに令和7年度と比較してこんなに何で上がっているのだろうと思ったのですが、その内容とその差について伺いたいと思います。

あと、幼稚園職員の正規会計年度任用職員数を伺います。これは、子どもの実際の令和8年度の子どもさんの数と比較してどうなのかというのがよく分からないので、それは書かなかったです。すみません。

同じく201ページの会計年度任用職員数ですけれども、これは運転手さんです。運転手さんもそれが多分運転手だと勝手に思っているのですけれども、幼稚園バスの。それもその数で合うような形なのかどうか伺いたいと思います。

学校給食費の補助に関してはいいです。

そして、学校給食費負担軽減事業補助金、国庫支出金が250万円というのは、学校給食費補助金835万1,000円のほうに入ってくるのかなと思ったり、ちょっとここの支出のやり方がうまく見えてこないなので、お願いしたいと思います。

○吉本秀二委員長 飯塚副課長。

○飯塚 毅教育委員会教育総務課教育総務担当副課長 それでは、英会話指導事業のほうから答弁のほうをさせていただきたいと思います。

ALTにつきましては、派遣時間のほうが決まっております、1日標準で8時15分から16時15分を想定のほうをさせていただきまして、7時間の勤務という形で、1日勤務のほうをしていただいております。そちらの中で、小中学校であれば移動も含めた中での授業の補助をしていただくよう

な形になります。小学校3年からという形で、1、2年生はありませんので、3年から英語の授業が始まるに伴いまして補助のほうもついて実施していくという形になります。

続きまして、廃棄物収集運搬委託料につきまして答弁のほうはさせていただきます。委員おっしゃられているように菅谷小学校と志賀小学校の分が昨年度より多くなっております。通常であれば学校の活動で排出されるごみの収集運搬につきましては、可燃物が週2回、資源プラスチックについては月1回、廃プラスチックは月1回、金属類、不燃物については年3回、ガラス類、不燃物については年3回という形の中での委託業務を行っているわけなのですが、8年度につきましては、菅谷小学校と志賀小学校には追加業務として粗大ごみの処分を計上のほうをさせていただきました。

続きまして、幼稚園職員の正規と会計年度任用職員の数でございます。正規職員は4名で、会計年度任用職員は、園長1名、教諭が5名、事務職員が1名、用務員が1名の8名で計上をさせていただいております。

続きまして、園児送迎バス運行事業の会計年度任用職員につきまして答弁させていただきます。委員がおっしゃられるように、バスの運転手が4名ということで計上のほうをさせていただいております。

続きまして、学校給食費負担軽減事業の補助金250万円でございます。物価高騰が予想される米飯代の補助として、米飯給食の回数に乗じた額を学校給食センターに補助するものです。上限としましては250万円という形になっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○吉本秀二委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 ごめんなさい、まず英会話の指導事業なのですが、それぞれの子どもがALTを使った授業というのはどのぐらい受けることができるのですか。週に1回もできないから、どの程度の時間で、全部の3学年ですよね、菅谷中も玉ノ岡中也3学年でそれぞれのクラスがあって、3、4、5、6と小学生があって3つの学校があるということで、大体1回ALTを使った授業というのはどのぐらい子どもたちが参加できるのかなというのを伺いたいと思います。

それと、幼稚園のほうなのですが、幼稚園のお子さんというのは、3歳児、4歳児、5歳児の人数をいただいて、そしてそれにどのような形で、先生が4名だから、1つの学年は正規の職員が2人いて、そしてそのほかのところは非正規の方でカバーするという形になってくるのだと思うのですが、あと特別にちょっと手をかけなくてはならないようなお子さんというのはどのぐらいいらっしゃるのか伺いたいと思います。

それともう一つ、学校給食費の米飯給食に対しての250万円というのは、これはあれですか。そうすると、直接お米を購入するときの補助に使うという形、支出に使うという形でいいのでしょうか。

以上です。何か質問がうまくいっていないね。

○吉本秀二委員長 神田指導主事。

○神田貴裕教育委員会教育総務課指導主事　お答えいたします。

英会話指導事業のところで、どれくらい子どもたちの授業にALTの先生が参加するかということなのですが、大体学校のほうでは年間週35時間と考えていますので、180日で計算すると、大体ほぼ毎日ALTの方が3名それぞれの学校で分担して入っています。ですので、小学校3、4年生で週1日の英語の授業、それから5、6年生で週2日の英語の授業は、授業が他学年とかほかのクラスと重ならない限り入ることができます。同様にして、中学校も英語科の教員が2人いますので、その授業が重なってしまった場合には、それぞれのクラスが平等になるように、均等になるような形で配置はさせてもらっています。ですので、ALTの先生は大分授業のほうに入られているという形で認識されていいかなと思います。

では、補足として、小学校のほうは、小学校の先生は中学校の英語の免許を持っているわけではないので、英語の免許を持っている英語専科の教員もALT以外に町のほうで1人つけさせてもらっています。

以上となります。

○吉本秀二委員長　田中幼稚園長。

○田中恵子教育委員会嵐山幼稚園長　お答えいたします。

8年度は、3歳児が11名、4歳児が22名、5歳児が17名、計現在51名の予定です。この職員ですが、正規職員、主任は担任をしますが、あとの職員3人がそれぞれの担任をいたします。そして、副担ではなく保育補助として全学年に5人のうちの3人が入ります。ただ、年度当初につきましては預かりとしている2人も入ります。そのほうが手厚く指導できるからでございます。そして、預かり保育は2人の予定ですが、保育補助の3人が人数の多いときやいろいろなときに保育補助も行いますが、預かり保育にも入るという形で対応してまいります。

以上でございます。

○吉本秀二委員長　高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育委員会教育総務課長　それでは、学校給食費負担軽減事業の250万円でございますが、米飯代の補助ということで、現在御飯は週3日、基本的には月、水、金の3日間、米飯給食をしております。その中で、御飯の価格なのですが、やはり米が取れたときよりも少し遅れて影響額が出てきますので、そういったことで、世の中では少し落ち着きを見せ始めているところだとは思いますが、まだこの後、値上がりということが予想されます。そういった中で、物価高騰対応の地方創生臨時交付金が少し使わせていただけるということもございまして、250万円を、米を見込んでおりますが、ほかにも物価高騰で野菜等も上がっておりますので、全体を見まして250万円を入れていただけるということで、給食の食材料のほうに使わせていただきたいと思い計上させていただきました。

以上でございます。

○吉本秀二委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 英語の事業なのですが、英語教師というのは、これは県費ですよね。嵐山町で町費で出しているということはないですね。町はというふうにおっしゃっていたので、その点について伺います。

○吉本秀二委員長 神田指導主事。

○神田貴裕教育委員会教育総務課指導主事 お答えいたします。

私の説明がちょっと紛らわしくなってしまうてすみません。県費での英語専科を加配をいただいでつけさせていただいています。

以上です。

○吉本秀二委員長 以上、質疑がないようですので、教育総務課に関する部分の質疑を終結いたします。

入替えのみの休憩といたします。

休 憩 午後 3時42分

再 開 午後 3時43分

○吉本秀二委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、本日最後の審査は、学校統合推進課に関する部分の質疑を通告書に従い行います。

それでは、川口委員、質疑をどうぞ。

○川口浩史委員 180ページ、学校統合についてです。新年度の大まかな予定を伺いたいと思います。

また、埼玉県市街地整備推進協議会負担金、この内容を伺いたいと思います。

○吉本秀二委員長 尾針副課長。

○尾針雄介教育委員会学校統合推進課統合・施設整備担当副課長 それでは、学校統合事業の予定についてお答えいたします。

令和8年度の大まかな予定といたしましては、まず新校舎の実施設計が年度末に確定します。設計プランの確定前には住民説明会を開催し、内容のご説明をさせていただきたいと考えています。統合準備委員会では、主に校歌、制服、通学、PTAなどについて検討を進める予定でいるところです。

続きまして、埼玉県市街地整備推進協議会負担金についてお答えいたします。埼玉県市街地整備推進協議会は、都市再生整備計画関連事業等における市町村同士の連携強化や国の予算確保に向けた要望活動の強化等を目的とした組織です。嵐山町の学校統合事業で活用している国交省の補助金メニューにおいてメリットがあると考え、この協議会へ加入し、負担金3,000円の予算を計上したものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○吉本秀二委員長 川口委員。

○川口浩史委員 そうですか。実施設計が年度末までずれ込んでしまうのですか。秋口には出るようなことではなかったのですか。ちょっとその時期をもう一度伺いたいと思います。

そして、市街地整備促進推進負担金、なるほど、そういうメリットがあるわけなのですか、国交省からの補助金をうまく利用できるという。ちょっとどういうふうな形になるのですか。こういう負担金は、ほかのところでも利用している、入っているのではないかなと思うのです。嵐山がこれに入って特別補助金を受けやすくなるという形は、どういうふうになると見ているのか、得やすく見ているのかをちょっと伺いたいと思います。

○吉本秀二委員長 尾針副課長。

○尾針雄介教育委員会学校統合推進課統合・施設整備担当副課長 実施設計についてお答え申し上げます。

実施設計の令和8年度末までというのは、当初の予定どおりと考えております。

以上です。

〔何事か言う人あり〕

○吉本秀二委員長 ちょっと待ってください。

答弁漏れですか。

〔「答弁漏れじゃない」と言う人あり〕

○吉本秀二委員長 答弁漏れではないなら、もう一度手を挙げて質問して……

〔「答弁漏れというか、答弁が違う」と言う人あり〕

○吉本秀二委員長 答弁が違う。

〔「質問に対して違います」と言う人あり〕

○吉本秀二委員長 それでは、分かりやすくちょっと1問目として説明してください。

尾針副課長。

○尾針雄介教育委員会学校統合推進課統合・施設整備担当副課長 すみません、実施設計については補足なのですが、段階的にタイミング的、タイミングを切って30%完成、60%完成、90%完成というようなご説明をさせていただいたと思うのですが、最終的に確定するのが年度末という認識でいるところです。

以上です。

○吉本秀二委員長 久保学校統合推進課長。

○久保哲也教育委員会学校統合推進課長 私のほうから負担金の関係でお答えさせていただきます。

まず、この協議会というのが来年度埼玉県で新たにつくられる協議会となっております。今、全国的にこの都市再生計画関連事業の国費が需要が高まってきておりまして、埼玉県の各自治体において内示率が低調な傾向にあります。一方で、埼玉県は埼玉版スーパー・シティプロジェクトと

いうプロジェクトを立ち上げて、この都市再生整備計画関連事業に資するような取組を全県挙げて行っているところがございます。これは、他の都道府県に先駆けてやっている取組になります。そうした取組を全県挙げてやっていることもございますので、県全体でこの補助金を他の都道府県より有利に獲得していこうと、そういう要望活動を自治体に参加していただきながら協議会を立ち上げてやっていこうという趣旨でこの協議会ができていく運びになっております。具体的な活動につきましては、これから始まるものですから、まだ詳細には示されていないところではございますが、様々要望活動ですとか、各自治体職員の知識向上に資する研修の開催ですとか、そういったところをやっていくと、そういうようなお知らせをいただいております。

以上です。

○吉本秀二委員長 川口委員。

○川口浩史委員 実施設計の当初の予定はそうなのかもしれませんが、特別委員会で課長からお話があったのは、秋頃実施設計の金額が出るのではないですかと。教育長は、夏から秋初めと言ったのかな。何か課長をもう少し遅いような感じで私受けたのですけれども。その頃、実際に出るのではないのですか。どうなのですか。それがどうも出そうもないということで、今、副課長が答えた時期になりそうなのですか。50%が秋頃で、年度末にどうしてもなってしまうのだということなのでしょうか、伺いたいと思います。

それから、負担金のほうなのですが、これは町単独で交渉ではなくて県として交渉してもらって、その中には嵐山も入っているのですよという、そういうことになるのでしょうか。

○吉本秀二委員長 久保学校統合推進課長。

○久保哲也教育委員会学校統合推進課長 まず、実施設計に関してでございます。すみません、ちょっと説明が分かりづらくて恐縮なのですけれども、基本的には調査特別委員会で教育長、また私からご説明させていただいたスケジュール等ずれはございません。先ほど副課長からご説明させていただいたのは、この実施設計業務委託の委託の工期末が年度末になっているところでございます。その工期末に先立ちまして、図面自体は秋口に積算が出来上がる予定になっておりますので、そこでほぼほぼ確定はしてまいります。ただ、積算が出た後も当然予算がございますので、予算の範囲内に入っているのかどうか、使用がこれで満足できるのかどうかという検証期間がございます。そういったものを経て3月末に成果品として納めていただくと、そういうようなスケジュール感になっております。なので、秋口にはほぼほぼもう固まったプランというのは出来上がっているというスケジュール感は変わりがございません。

続いて、負担金、協議会の関連ですが、委員ご認識のとおり全県でこういう取組をしています。その一部に嵐山町もこういう取組をしていますという形で、対国に対して要望活動を実施していただけるものと考えております。

以上です。

○吉本秀二委員長 以上、質疑がないようですので、学校統合推進課に関する部分の質疑を終結いたします。

◎散会の宣告

○吉本秀二委員長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 3時53分)

予算特別委員会

3月12日（木）午前9時30分開議

議題1 「議案第10号 令和8年度嵐山町一般会計予算議定について」の審査について

○出席委員（１１名）

１番	佐藤弘美	委員	２番	橋本将	委員
３番	宮本大裕	委員	４番	小林智	委員
５番	藤野和美	委員	６番	森一人	委員
７番	青柳賢治	委員	８番	畠山美幸	委員
９番	川口浩史	委員	１０番	渋谷登美子	委員
１１番	吉本秀二	委員			

○欠席委員（なし）

○委員外議員

狩守勝義 議長

○特別委員会に出席した事務局職員

事務局長	小輪瀬一哉
書記	安在洋子

○説明のための出席者

佐久間孝光	町長
中嶋秀雄	副町長
萩原政則	総務課長
安藤浩敬	地域支援課長
太田直人	福祉課長
菅原広子	健康いきいき課長
簾藤久史	長寿生きがい課長
長尾武士	環境課環境担当副課長
中村寧	農政課長
馬橋透	企業支援課長
安在知大	まちづくり整備課長
下村治	教育委員会教育長
高橋喜代美	教育委員会教育総務課長
久保哲也	教育委員会学校統合推進課長
青木正志	教育委員会生涯学習課長

中 村 寧 農業委員会事務局長農政課長兼務

◎開議の宣告

○吉本秀二委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席委員は全員であります。よって、予算特別委員会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

(午前 9時30分)

◎諸般の報告

○吉本秀二委員長 ここで報告をいたします。

初めに、本日の委員会次第はお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、渋谷登美子委員より、一般会計予算案について修正案が本職宛てに提出されました。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

◎発言の訂正

○吉本秀二委員長 次に、青木生涯学習課長より、予算特別委員会における渋谷委員の質疑に対して答弁の訂正を求められておりますので、これを許可いたします。

青木生涯学習課長。

○青木正志教育委員会生涯学習課長 おはようございます。貴重なお時間をいただき、ありがとうございます。

3月10日予算特別委員会での渋谷委員の菅谷テニスコート及び草原広場の管理に関するご質問で、令和8年度以降は今後検討していくと答弁いたしましたが、令和9年度以降の誤りでございましたので、訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

○吉本秀二委員長 それでは、直ちに本日の審査を始めます。

◎議案第10号の質疑、討論、採決

○吉本秀二委員長 議案第10号 令和8年度嵐山町一般会計予算議定についての件を議題といたします。

既に全課局に関する質疑が終了いたしております。

本日は、歳入歳出を含めて総括的な質疑をお受けします。

総括質疑者につきましては、5名の方から届出がございました。初めに畠山美幸委員、次に小林智委員、次に藤野和美委員、最後に渋谷登美子委員の順で行います。

それでは、畠山美幸委員からどうぞ。

○畠山美幸委員 おはようございます。それでは、質問1項目について質疑させていただきたいと思っています。

妊産婦外出支援タクシー事業についてお伺いします。今回、年間36枚のタクシー券のうち、1回に利用できる枚数が3枚から5枚に拡充されるとのことですが、依然として利用枚数には上限があります。一方で、高齢者外出支援タクシー券は1回当たりの利用枚数に制限はございません。妊産婦は体調の変化が大きく、妊婦健診や出産前後の通院など移動の必要性が高い立場にあります。

そこで、お伺いします。高齢者制度には制限がなく、妊産婦には利用枚数の制限がある理由をどのように整理しているのか、町のお考えをお伺いします。

○吉本秀二委員長 それでは、順次答弁を求めます。

菅原健康いきいき課長、次に簾藤長寿生きがい課長。

○菅原広子健康いきいき課長 それでは答弁いたします。

妊産婦外出支援タクシー事業につきましては、平成28年5月から実施し、初乗り運賃が740円でしたので、1回の乗車につき1枚当たり740円を2枚まで利用可能としていました。令和2年2月1日から初乗り運賃の変更に伴い、1回の乗車につき1枚500円を3枚まで利用可能と変更しました。令和8年度からは、1回の乗車につき5枚まで利用できるように変更する予定です。

タクシー券の利用に当たりまして、現状として複数枚利用されている方が多い状況です。自家用車を所有されていないほか、日中に家族等の支援が受けにくく、移動に不便のある状況の妊婦が増えていると捉えています。特に町外の病院や産後ケアを利用する場合では3枚を超えてしまうこともあり、利用枚数を増やすことで利用者の利便をより図ることができると考えています。しかし、利用しない方もいるため、助成という観点及び利用地域を考え、5枚を上限としています。

以上、答弁いたします。

○吉本秀二委員長 簾藤長寿生きがい課長。

○簾藤久史長寿生きがい課長 それでは、長寿生きがい課より高齢者外出支援タクシーについてお答えいたします。

高齢者外出支援タクシー事業は、平成23年7月から開始し、開始時は対象年齢75歳以上、初乗り運賃の710円を助成するものでした。平成29年度に上限1,000円の半額助成に変更し、平成31年度に対象年齢を65歳以上に引き下げました。令和3年度に助成内容を大幅に変更し、対象年齢を毎年1歳ずつ引き上げ、最終的に70歳以上とし、あわせて1枚500円の利用券を複数枚利用可能としました。複数前利用が可能となり利便性が増しましたが、年間500万円から600万円だった事業費が年々増加し、現在は年間約1,500万円となっております。対象年齢をだんだんと引き上げたにもかかわらず、事業費は年々増加している状況でございます。今年度は令和3年度改正の最終年度となり、予定の70歳以上に到達したことから、令和8年度、来年度の助成内容を検討いたしました。枚数制限の導入についても議論を行いました。結論として、来年度は今年度と同じ事業を継続ということにいた

しました。

高齢者外出支援タクシー事業はなくてはならない事業だと考えておりますので、将来的に多少形は変わるかもしれませんが、事業を継続できるように検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

畠山委員。

○畠山美幸委員 両課長から答弁いただきまして、経過報告いただきました。

そうしましたら、まず高齢者外出支援タクシーの利用率、また妊産婦外出支援の利用率は今まで何%あったのか、お伺いしたいと思います。

○吉本秀二委員長 菅原健康いきいき課長。

○菅原広子健康いきいき課長 お答えいたします。

妊産婦外出支援タクシーにつきましては、2、3割程度の利用率となっております。

以上です。

○吉本秀二委員長 簾藤長寿生がい課長。

○簾藤久史長寿生がい課長 高齢者外出支援タクシーの今年度の利用率でございますが、約77%でございます。例年、同じような率になっております。

○吉本秀二委員長 畠山委員。

○畠山美幸委員 最後の質問になると思いますので、この制度の公平性や利用実態について、町として検証を行い、制度の見直しを検討する考えはまずあるのか。

また、その前に、妊産婦は少子化対策の観点からも安心して出産できる環境づくりに大変重要であると思います。それで、また検討する場合は、いつ頃までにこの方向性を見直す考えがあるのか、町長にお伺いしたいと思います。

○吉本秀二委員長 佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

今、課長のほうからも報告をさせていただきましたけれども、例えば妊産婦のほうも、委員さんご指摘のとおり、もうちょっと使い勝手がいいようにというような意向を受けて、昨年度までは3枚だったのが今回から5枚にしようということで、そういった理想的なところにまた半歩踏み込んだなというふうに思います。

また、高齢者のほうの外出支援タクシーに関しましても、予算がどんどん、どんどん拡張していく。そろそろ枚数制限を、逆にこちらはつけなければいけないのではないのかなというふうな議論も今回はいたしました。

ですから、そういった一つ一つの事業というのは、単純に比較するということはできませんので、例えばその事業の目的、対象者、あるいは今までの経緯。今、高齢者の外出支援タクシーはこういうふうになりましたけれども、ここまで来るまでにいろんな改正があって、最初は初乗り料金だけ

ですよ。今度は2枚だけで1,000円ですよ。いろいろ紆余曲折があつて今の形になったということでもあります。ですから、異なる事業の一部を取って、これを比較してどうというのはいかなものかなというふうに私は考えます。

また、予算というのは、最少の予算で最大の効果を上げるということは法律的にも明記されていることでありますので、常にその点は頭にある。だから、こちらの事業においては無制限なのだからこっちも無制限にしてくださいよというような短絡的な判断は、一切、町としてはいたしません。

それから、あと、今各課のほうでそれぞれの事業を実施しているわけですが、この事業に関しても様々な角度から状況を分析する。あるいは今後の見通しも含めて、その時点でしっかりと精査をする。そして、その中で許される最大限の予算措置、それから効率の運用の仕方というものを、毎年適切に判断している中でこのような違いが発生するというふうに認識いたしております。

また、今後改正する予定はあるか。今のところ予定はありませんけれども、でもこういったご質問を受ける中で、それは真摯に受け止める中で、しっかりと来年度の様々な予算、事業形態、そういったことを検討するに当たっては、しっかりとそういったことも踏まえて、最終的にどうすべきだとかということは検討してまいりたいと思います。

以上です。

○吉本秀二委員長 次に、川口浩史委員、どうぞ。

○川口浩史委員 新年度予算に予算計上されていないもの、それから考え方について、総括質疑をしたいと思います。

1点目でございますが、安心して住み続けられるまちにするためにということで、熱中症対策について伺いたいと思います。暑い夏を安心して過ごすにはエアコンが欠かせません。そうしたことを考えた上で、せめて非課税世帯へは電気料金の半額補助、また小中学生には日傘購入の補助の考えが必要だと思います。お考えを伺いたいと思います。

2番目でございますが、DXは議会からもということで、比企郡内の議会でもタブレットが使用されております。町の方向性を伺いたいと思います。

3番目、文化財を大切に作るまちにということで、畠山重忠像の傾きが大きくなった感じがしました。また、隣に、多分ケヤキだと思いますが、ケヤキの木が生えておりますが、半分枯れているようです。強風で倒れ、畠山重忠像を傷つけないかと不安を抱いた次第であります。調査はされているのか、伺いたいと思います。

4番目、ふれあい交流センターの体制でございます。観光協会が嵐なびのほうに戻ることでもありますので、交流センターの体制について伺いたいと思います。

○吉本秀二委員長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 それでは、質問事項1につきましてお答えいたします。

長期にわたる物価高騰が生活費に及ぼす影響は大きくなっております。委員ご指摘のとおり、ここ数年の異常気象により夏場のエアコン利用は熱中症対策に必須であると考えます。しかしながら、物価高騰に対する支援は町単独で行うものではなく、国レベルで対応を検討していくべきものと考えますので、現時点において電気料金の半額補助を実施することは難しいものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○吉本秀二委員長 次に、高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育委員会教育総務課長 それでは、質問事項1の熱中症対策につきましてお答えいたします。

通学時の熱中症対策につきましては、帽子の着用や適宜水分補給を行うこと、体温の上昇を防ぐため冷感タオルや日傘等の使用を各校で認めております。各ご家庭の判断で状況に応じた対策を講じていただいております、現在のところ、日傘購入に特化した補助金制度の導入の予定はございません。

以上でございます。

○吉本秀二委員長 次に、萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 質問項目2についてお答えします。

議会のDXにつきましては、議会運営の効率化と迅速化が図れるなどのメリットがあり、重要な取組であると考えております。令和8年度の予算においては、タブレットに関する予算はございませんが、昨年度は予算化できなかった議場システムの更新に関する予算を計上いたしました。

以上、答弁とさせていただきます。

○吉本秀二委員長 最後に、青木生涯学習課長。

○青木正志教育委員会生涯学習課長 それでは、質問項目3の畠山重忠像及び4のふれあい交流センターの体制につきましてお答えいたします。

畠山重忠像の傾きにつきましては、現地を、教育長、文化財担当職員、嵐山史跡の博物館学芸員と確認いたしました。目視での心配されるようなほどの傾きではないこと、また亀裂は確認できませんでした。しかしながら、今後は関係される方々や像を見学に来られる方にご心配をかけないよう、折を見て確認をまいります。

重忠公像が建立されている土塁に生えている樹木につきましては、委員がおっしゃるとおり一部の枝は枯れておりました。落ちてくる枝で像への影響や見学に来られる方にけがのないよう対応を検討いたします。

続きまして、ふれあい交流センターの体制についてです。ふれあい交流センターは、令和3年度より、町職員を置かず、会計年度任用職員等で対応する現体制を取っており、来年度も変更の予定はございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○吉本秀二委員長 川口委員。

○川口浩史委員 非課税世帯、せめて非課税世帯だけでも、こうした制度が欲しいなというふう思うのです。これやっている自治体があるわけですね。嵐山町は非常に暑い町だと思います。鳩山町に計測器ありますけれども、日本一暑い日があるわけですから。その隣の町ですから、嵐山も相当暑い町だということは言えると思うのです。そういう中で、全世帯が望ましいのですけれども、せめて非課税世帯だけでもこうした補助をしていって、安心して夏を過ごしてもらおうということが必要ではないかなと思うのですけれども、それはできないというのは、やはり予算の関係なのか。ちょっと予算はどのぐらいかかるか、もし計算できているようだったら伺いたいと思うのですけれども。できていなくて、やりませんというのは、少し乱暴というか、どうだろうなというふうに思いますので、あわせて考え方と金額が分かれば伺いたいと思います。

それから、小中学生なのですけれども、今年の夏に伺ったときに、何人だったか、ちょっと調べてこなかった。200人ぐらいいたのかな、熱中症になったという子どもたちが。たしか100何十人だったかな、という報告でした。教育委員会からの報告で。それは、学校、教育委員会がつかんでる数字で、もっといるかもしれない。つまり家に帰ってしまったら、そのまま報告がないものもありますからということで、そのときに答弁があったわけです。

帽子や水分、冷感タオル、そういったものの使用を認めているということでもありますけれども、どうなのですか。こういう帽子や水分、冷感タオルはみんなやっておりますか。どうでしょうか。伺いたいと思います。やっていないのだったら、何か補助をしていくことが、この暑い嵐山で過ごす以上、必要ではないかなというふうに思います。

それから、比企郡内での、私は方向性を聞いているので、令和8年度にないというのは、もう予算見ればすぐ分かりますからね。確かに議場システム、この録音が一回止まって、映像が止まってしまったのかな、録音かな。止まってしまいましたよね。そういったことは最優先の課題だというふうに思います。ですので、これはしっかりやってもらいたいのです、予算取って。取りましたからいいのですけれども。

あわせて、我々もDX、議会からもDXを進めるという考えが、今課長の答弁ではないので、あまり積極的ではないのかなという感じもしました。その点と併せて方向性を伺いたいというふうに思います。

それから、畠山重忠像、そうですか。まだそんなに大きい傾きではないという判断なのですか。いや、それであれば結構なのですけれども、何か測っているのですか。そうではなくて、単なる目視ということ。目視という答弁でしたので。私だけではないのです。ある団体と一緒に行って、そのときにどうなのだろうなということがありましたので、今度の質問に入れてみようということでしたのです。今後どういうふうに確認していくのか、お聞きしたいと思います。

それから、隣のケヤキなのですけれども、幹自体がどうなのですか、あの状態で。検討されていくということなので、いいのですけれども、強風で倒れて、それが畠山重忠像のほうに倒れていっ

たら、単なる枝ぐらいではなくて、太いケヤキですから、結構太いですよね。直径50センチ、60センチ以上あるかな、もっとあるかな、そういう太いケヤキですので、それが倒れていったら、かなり壊れてしまうのではないかなと思いました。ほかの人もそうだったのです。これどうなのだろうなということ。

本来は、ああいってくるわの上には木は生えていないのですってね。生やさないのですってね。それは、今は葉っぱが落ちてしまうからなのだけれども、葉っぱの中に隠れていたら敵にやられやすいので、絶対あそこは木は植えないというか、生やさないということを、そのときに、研究しているのかな、私より見識のある人が言っていました。それはともかくとして、あの状態で、私はもう伐採していくことが必要なのではないかなと思うのですけれども、どんな対応を検討していくのかを伺いたいと思います。

それから、交流センター。そうすると、会計年度任用職員1人でやるということなのですか。それでは不十分なので、観光協会のほうからこっちに移したという経緯があったと思うのです。その辺はどうなのかどうか、ちょっと伺いたいと思います。

それで、観光協会を嵐なびのほうに移すというのは、これどうなのですか。中嶋副町長、ご自身の経験から、こっちのほうが観光協会を進めるには、いろんな事業を進めるには、嵐なびのほうがいいよということで、副町長が提案してこういう実現したのか、職員から提案されてこうなったのか。ちょっと経緯を伺えればと思います。

以上です。

○吉本秀二委員長 それでは、順次答弁を求めます。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 それでは、私のほうから熱中症対策の関係でございます。

委員の再質問の中で、補助金の額を算定したのかということでございますが、補助金の額は算定しておりません。ただ、ちょっと参考までに、令和5年度、国の臨時交付金を用いまして、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金ということで給付金事業を実施したことがありました。この金額につきましては、2段階で実施しましたので、トータルとしては2億の金額を出しております。

また、一方で、電気でございますが、やはり農林交付金を活用して、埼玉県のほうでLPガスの料金負担を事業者補助することで末端の利用者さんの利用料金の一部を値引きをするというような事業も実施しております。

そういった観点からいきますと、電気、ガスそれぞれ、所得が多い、少ないにかかわらず、日常的に使っていくエネルギー源ですので、そういった意味では、先ほども申し上げたとおり、国を通じてそういった施策をしていくことが望ましいということは考えて答弁させていただきました。

また、この補助の額がどのぐらいになるのかにもよりますし、補助金をどの程度の期間やるのか

ということにも関わってきますので、そういった意味では、先ほど申し上げた金額部分含めまして、国が一定の方向性を出すべきものと考えております。

以上でございます。

○吉本秀二委員長 高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育委員会教育総務課長 それでは、お答えいたします。

冷感タオルにつきましては、熱中症対策の一つの例として挙げさせていただきました。冷感タオル以外にも熱中症対策に期するグッズはたくさんあると思いますが、そういった中で、各ご家庭の判断で状況に応じて対策を講じていただいていると思っておりますので、冷感タオルをみんな持っているかということにつきましては、全員ではないと思っております。

以上でございます。

○吉本秀二委員長 中嶋副町長。

○中嶋秀雄副町長 観光協会の嵐なびへの移転に関してお答えさせていただきます。

嵐なびのまず最初の設置目的、これは嵐山町の顔としての大変イメージアップを図るということはその設立の目的でございました。そして、嵐山町を訪れる方々にとって、嵐山町の駅というのは大きな嵐山町を印象づける場所であり、また観光地としてのイメージも持つという大事な役割を果たしているというふうに考えております。

もともと嵐なびをつくったときには、観光協会をその事務所に移転をして、そこで嵐なびを運営していくということがそもそも大きな目的で嵐なびはつくられております。一旦、今ふれあい交流センターのほうに戻っておりますが、このたび駅の西口の整備もほぼ終了して、こちらのイメージアップということもございます。もともとどこの観光地へ行っても観光協会が駅の周辺にあるというのはごく自然なことであり、そこでのイメージアップを図るというのは観光協会の重要な役割だというふうに考えております。

この施設におきまして、できれば4月早々に嵐なびを観光協会の事務所を移転して、さらに嵐山町のイメージアップ、駅西口のイメージアップ、そして観光地としてのイメージアップを図っていく。これは観光協会としても重要な使命であるというふうに考えておりまして、このたび、そのような方策を取らせていただくということになったわけでございます。

○吉本秀二委員長 DXについて、萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 お答えします。

タブレット使用の方向性についてということの再質問だったかと思います。現在、議会用の無線LANにつきましては、議場、正副議長室、議会事務局室、201、202会議室において、Wi-Fiが使用できるような環境となっております。

委員さんお話しのタブレットの貸与ですが、タブレットを皆さんに渡して電子化になりますと、ペーパーレス化を多分併せて行うことが必須かと思います。皆さんがペーパーレスになっても大丈

夫だという状況がある程度整いましたらば、そのときに予算化については検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○吉本秀二委員長 ケヤキへの対応、青木生涯学習課長。

○青木正志教育委員会生涯学習課長 それでは、お答えいたします。

まず、重忠公像が傾いているか、測っているかということなのですが、これが平成23年の東日本大震災のときに、傾きがあるかということで、傾きがあるということと亀裂が入ったということで、翌24年に現状の調査と修復計画というのをつくっております。このときに実測しておりまして、そのときの結果ですと、傾きに関しては2度から3度、前方方向に傾いているという報告が出ております。

また、その理由といたしまして、地震かどうかというのはちょっと定かではないのですが、建っている基壇部分というのですか、基礎の部分というのが少し緩くなっているというので、その部分の空洞もあるということで傾きがあるのではないかとということで報告されております。

今回に関しては、それ以降で実測しているということはありません。今回はあくまでも目視ですので、そのときとそれほど変わっていないのではないかとということで判断させていただきました。

ケヤキにつきまして、この重忠公像が建っている場所なのですが、ご存じのとおり国指定史跡の菅谷館跡の二ノ郭の土塁上に建っておりまして、今、枝というのですか、木を伐採するにしても町単独ではできなくて、県に相談しながら今後の検討をしていきたいと考えております。

また、体制の部分なのですが、その前も1人体制でやっていた、会計年度任用職員とシルバー人材センターの派遣も含めて1人体制でやっておりました。こちらも令和6年ですか、なかなか昼食の時間も取れないということで、その時間もあわせて会計年度任用職員を入れておりますので、特に今のところ問題はないと考えております。

以上です。

○吉本秀二委員長 川口委員。

○川口浩史委員 熱中症対策、嵐山町として何もやっていないというのはちょっとまずいと思うのです。今後検討はしていく必要があると思うのですけれども、令和8年度は本当にこの後の補正のほうにもかけてもらえればいいのですけれども、今後の方向性をちょっと伺いたいと思います。

小中学生ですけれども、家庭の判断に任せてというだけでは、いろんなものを許可というか、認めていますよというだけではまずいのではないかなと。現実、100何十人も熱中症になっているという子どもたちがいるわけですからね。せめて日傘ぐらいの補助が私は必要だと思うのですけれども、何も対策を取らないということですよ、今の。日傘よりもっといいものがありますよということであればいいのですけれども、答弁ですと、何も対策を取らないのが嵐山町教育委員会ですよということになってしまいますので、ちょっとその辺も方向性を伺えればと思います。

タブレットの関係なのですが、多分一番精通していないのが私だと思うのですけれども、この13人の議員の中で、多分これが来年からもしやったとした場合には、私はこっちのほうがいいなと思います、確かに。でも、ほかの人はどうなのでしょうね。タブレットでも十分対応できるという人がいれば、その分減らせるわけですから。全員がなんて考えないで、できるところからタブレット入れていくと。私も慣れていくということを含めて、このDX化、議会からもということをお考えいただきたいと思うのです。課長の答弁、もう分かっています、やりませんのですから。町長か副町長に伺いたいと思います。

熱中症も、もう課長では同じ答弁なってしまうから、町長か副町長に伺えればと思います。

畠山重忠像、そうですか。直して2度から3度ぐらいで、ちょっと私も後、見に行つて、大震災の後の修復した後、見に行ったときに、真つすぐではないなというのを私も感じていて、でも今回ちょっとやっぱり傾きが大きいなというのを感しましたので、こういう質問をさせてもらったのですけれども、どうなのですか。具体的な計測というのも今後入っていくのか。しっかり調査されるのか、伺いたいと思います。

それから、ケヤキは町単独ではできないわけですね、あそこは。文化財の保護施設になっているわけですから。ちょっとそこも相談をさせていただいて、私は早期に伐採したほうがいいのかなと思うのですけれども、それは私の判断ですので、もう一度ちょっとお考えを伺いたいと思います。

ふれあい交流センター、そうすると今1名で受付は対応しているように思えるのですけれども、2名にするということなのですか。昼食時だけ誰か来て対応するということなのですか。これ何かあった場合、どうなのでしょう。いずれにしてもというか、1名だけでは何かあった場合の対応というのができませんので、そうなのか。1名でも大丈夫だということであれば、ちょっとそれを伺いたいと思います。

以上です。

○吉本秀二委員長 順次答弁を求めます。

最初から、佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

委員ご指摘の夏の暑さ、これは本当に重要な視点かなというふうに思います。それからあとは、様々な天気予報にしても、命を守るというか、そういう行動を取ってくださいと。本当に命と直結しているところでありますので、そういった点においては、こういった視点というのはこれからますます大切に重要になっていくかなというふうに思います。

それと同時に、この議会の総括質問の中でも、この後、2の方が財政の質問を、もうびっちりやっていただきますけれども、本当にそういう面においては、嵐山町の財政状況というのでも厳しい状況が続いておりますし、さらにまた、10年度、11年度、12年度、13年度なんていうのは、本当にこれから厳しい状況があります。ただ、この温暖化に対する認識というのは、国のほうも当然共

有をしているものだと思いますので、国のほうの動向の中で、例えば半分は国のほうで出しますよ、4分の1は県、4分の1は町とかいう程度のところで示されるのであれば、あれかなと思うのですけれども、ただこのところで嵐山町単独でこういったことをカバーするというのは、財政面も含めて少し研究が必要かなというふうに思っております。

以上です。

○吉本秀二委員長 中嶋副町長。

○中嶋秀雄副町長 私のほうからは、議会のD X化についてということでお答えをさせていただきます。

令和8年度について、そういったタブレット等の購入の予算はないということは説明させていただきました。議会のD X化を決して否定しているものではないということをご理解いただきたいと思います。こういったタブレットの導入、議会のD X化、こういったものは町が一方的に設備をつくったからそれでいいというようなことではないというふうに考えておりまして、お使いになる議員の皆様方がどういったものを望まれているのか。やはりそういったところを酌み上げた上で、それを予算化して有効に使っていただくということが、まずは利用される議員の皆様方のご意見、それからご要望、そういったものを十分集約していただいて、町との協議の中でD X化を進めていくということが非常に重要なのではないかと考えておりまして、一方的に町でこうやっていきますというようなことは、決して議員の皆様にとって利益になるということにはならないのかなというふうに考えておりますので、ぜひ今後協議の中で議員の皆様方のご要望、そういったものも上げていただきながら対応を図ってまいりたいと、そのように考えております。

○吉本秀二委員長 下村教育長。

○下村 治教育長 それでは、小中学生の熱中症対策、日傘の補助についてお答え申し上げます。

この後、対策をしないのかということでございますが、現在、熱中症については本当に日本中で問題になっていることだと思ってございます。対策としても、日傘以外にもこの議会の中でも畠山議員さんのほうから、ランドセルの背中の間に冷却パッドみたいなものがあつたほうがいいのかですとか、議会の特別委員会のほうでも、緑化をして植樹をして通学路を涼しくしたほうがいいのかではないか、クールオアシスをつくったほうがいいのか等様々なご意見が出されているところでございます。これから全く対策をしないかというわけではございません。この後、統合が行われますと通学路が当然変更になってまいります。スクールバスを使うエリアもできますので、その部分の熱中症対策ということは十分対応できると思いますが、中には徒歩での通学が長くなる子どもたちも生じてくると捉えてございます。そういったことを考えますと、何かの形では熱中症の対策というものを町のほうで検討はしていく必要があると捉えてございます。

2点目でございます。畠山重忠像のことで、今後はもう確認しないのかということでございますが、先ほどの答弁に少し補足をさせていただきますと、畠山重忠像の修理については、以前に調査

した際に、現在の像の強度は十分に保たれているということ。基礎との鉄筋で一体化が図られているので、像の構造的な自立には問題がないというのが、これは調査結果のほうで出されてございます。

前回の調査後の修復におきまして、地下に空いた空間にセメントを流すような形で、ポリマーセメントという形になりますが、そういったものを流す形で空間を埋めて補強しているものでございます。その際にも傾きというのは、そのまま傾きを補正したわけではなくて、そこをきちっと留めていたものでございますので、そのときに直立にさせたわけではございません。現在のままで十分に自立には問題がないと出てございますが、先ほど第1答弁にもございましたように、これから先、まだ地震があつたり何があるか分かりません。折を見て業者を入れて具体的に測定をするというのを計画を立てているわけではございませんが、職員等が見て、これは明らかに傾いてきている、または地盤、基礎に亀裂が入っている、そういうようなことが確認ができましたら、そういった保護のためにも測定をするということは検討が必要だと思っております。

以上でございます。

○吉本秀二委員長 ふれあい交流、青木生涯学習課長。

○青木正志教育委員会生涯学習課長 お答えします。

まず、ケヤキのほうなのですが、県を通さなくてもできるような、すぐの簡単な伐採というのですか、やっていけると思います。ただ、大きな幹に関しての相談は、県のほうと相談しながら、今後どうやってやるかも検討していきたいと考えております。

また、交流センターの件ですが、先ほどお昼時間と言ったのですが、昼食時にもう一名入っていただきまして、2時間なのですが、重なる部分というのがございます。1人で大丈夫かということなのですが、現在B&G海洋センターも1人でやっておりますし、またふれあい交流センターの事務なのですが、今年度からラインの導入で窓口業務が減っていること。また、以前は集金やごみの証明書、またあと戸籍の証明等も出しておりましたので、人数が必要だったかもしれませんが、現在そういう作業もなくなっております。事務もなくなっておりますので、1人で現在のところ大丈夫だと考えております。

以上です。

○吉本秀二委員長 次に、小林智委員、どうぞ。

○小林 智委員 ご指名ありましたので、私から総括質疑をさせていただきます。

2点ございまして、1点目がふるさと納税について、2点目が、これは歳出の適正化ということについてお伺いするのですが、全体として、先ほど町長の答弁の中にありましたとおり財政の問題についてのお尋ねという形にさせていただきたいと思っております。

それでは、1つ目、1番のほうは、歳入のうち寄附金予算額を9,000万円としており、これはおおよそふるさと納税を中心とした予算編成と思われます。予算質疑の中で総務課長答弁によれば、ふ

るさと納税額は7年度の実績見込みとして概算1億8,000万円とのことでした。8年度予算は実はその半分の予算となっております。7年度のふるさと納税額は、8年度の歳入予算73億3,800万円と比べてみても、およそその歳入総額の2.5%を占めており、町の事業執行のための財源として決して無視することのできない額となってきた。改めて寄附金予算額算定の根拠と、ふるさと納税推進事業に係る8年度の方針と事業推進の姿勢について伺います。

2つ目、8年度予算では本格的に新校建設に係る準備予算が計上され、11年度開校に向けて町財政としても大きな課題となってきた。その中で、町は起債残高の圧縮に継続的に取り組み、8年度予測も約3億円削減予定とするほか、歳出面では不要不急の支出の削減、見直しも行っていると聞く。その中で、8年度予算編成に当たり、歳出の適正化についてどのような取組を行っているか、その方針、具体的な取組について伺います。

また、削減見直しに当たり、子育て世代への支援や高齢者への支援など町民サービスの低下への懸念、本来あるべき支援策への影響についてどのような配慮を行っているか、あわせて伺います。

○吉本秀二委員長 それでは、答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 質問項目1についてお答えします。

寄附金の予算額につきましては、財源として決して無視できない規模ではありますが、あくまで皆様のご意思による寄附であり、これを前提とした予算編成は行わないようにしておりますので、昨年度当初から1,000万円増と控え目な予算としております。

ふるさと納税に関しましては、令和7年度につきましては、大変ありがたいことに当初予算を大きく上回るご寄附をいただきました。令和8年度におきましても、これまで以上に全国の皆様からご寄附をいただけるよう、嵐山町の魅力の発信に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、質問項目2についてお答えします。当初予算編成におきましては、各課からの予算要求の段階では大幅に歳出が上回っており、事業の査定等を行って編成を行っております。各事業において必要な額のみ要求していただく、優先度をつけて要求していただくなど、歳出の削減に努めております。また、既存の事業に関しましては、各課で事業効果を検証していただき、事業の内容の見直しを行っていただくようお願いしているところでございます。

ご心配されている子育て世帯や高齢者への支援など住民サービスにつきましては、これまでの事業実績や対象者の増減を考慮しながら適正な予算規模を確保しており、サービスの低下につながらないよう配慮させていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○吉本秀二委員長 小林智委員。

○小林 智委員 ふるさと納税についての行政のほうの認識というようなことが改めて分かりました。

もちろん予算を組み立てる立場としては、答弁にあったとおり、ご寄附いただく金額について、過

大な予算を計上する、あるいは、あったらいいなという予算を組み立てるということは非常に難しいというのは分かるところでございます。この辺はちょっと考え方を変えていったらどうなのかなというところが1点ありましたので、今回の質問させていただきました。

まず、実は今実績をちょっと振り返ってみると、あまり細かいこと申し上げませんが、令和4年の実績が3,190件、5,911万8,000円、令和5年になると約倍増して5,362件の1億1,449万8,000円、令和6年になると、件数はちょっと減ったので、1,760件なのですが、金額で1億4,717万6,000円、前年度比、また3,000万円ほど増えている。それから、令和7年度は、これが1億8,000万円になったということで、言ってみれば、一般的に右肩上がりでここ3年間、4年間上がってきているというのが現状だと思います。これは行政の皆さんのご努力の結果かなと。ふるさと納税の仕組みに対するいろんな仕組みを考えていただいたということの結果なのだろうなと思っておりま。

これを逆に、これについて予算をきちんと欲しい予算という形で予算化することによって、行政側の一般財源を増やす動きというのを今後つくっていくべきではないか。要は歳入というのは、ただ町税とかそういうものが結果としてあるものを使って業務を執行していただくだけではなくて、唯一、自分たちの努力で膨らませることのできる財源というのがふるさと納税なのです。なので、発想を変えて、逆に適正な金額だけ予算計上するという形があってもしかるべきだと思います。結果としての予算がこうであるが、もちろん控えめにやっていく。要はその予算どおりに集まらなければ執行できないわけですから、少ない金額である程度見積もっていくというのが予算書に表れたとしても、具体的な内部的な目標はこのくらいに置いていこうというのがあってもよくて、それに向けて年度内の集まる仕組みをつくっていくというのがあるべき姿なのかなと。

これは先ほど申し上げましたが、私の知る限りでは自分の努力で、行政だとか町の努力で財源が増やせる仕組み。もちろんこれは県や国にいろんな補助金のお願いをする、そういう努力で補助金が入るというのは当然これもあると思いますけれども、こういう一般財源、あるいは何か補助的に使うものがこうしてつくられることについて、我々で動けることというのは大変貴重な財源なのだろうと思います。

そういう意味では、ふるさと納税については批判的なご意見も従来からあります。ですので、今の自民党の政権でどこまでそれを継続しているかというのが不安定な部分もある。そういうのもある。ただ、これは今制度としてあるから、これもう10年以上続いているのです。制度としてあるから、制度の範囲内でみんな努力している。ただ、各行政機関の考え方の相違で、大変大きな金額を納税していただく地公体と、そんなには成り行きに任せているところで、大きな差が出ているのが現状なのだと思います。

それで、改めてお伺いしますが、数的な目標、内部的でも結構ですから、そういったもので、要はふるさと納税の実を上げていく内部的な行動とか、そういったものを8年度にやっていく

予定というか、そういう取組ができるかどうか、お伺いしたいと思います。

2つ目、すみません。もう一つの点のほうは、これは今度歳出のほうなのです。歳出のほうのこれ不要不急の削減のことでやっていただいている。もちろんやっている。この効果測定であるとか量的評価だとか、そういったもの、必要度に応じて当初の各課からの申請についてもう一度見直しをかける、それから優先度も確認してやっているというお話でしたけれども、これを例えばこういう補助金であるとか、こういったものについてのところを外部的に、あるいは委員会制度とかで外部的に評価する機関というのはおつくりになっているのか。ちょっと私、たしかあったような気がしたなと思ったのですけれども、そういう機関での評価、結果評価も含めてやられているかどうかというのをまずお伺いしたいと思います。

○吉本秀二委員長 ここで休憩といたします。再開は10時40分とします。

休 憩 午前10時28分

再 開 午前10時40分

○吉本秀二委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

小林委員の再質問の答弁からです。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 質問事項1についての再質問についてお答えします。

ふるさと納税の予算額は9,000万円であるが、内部的な目標は決めているのかという質問だったかと思います。まず、総務課の財政担当がふるさと納税の担当を兼ねております。もちろん財政担当ですので、ふるさと納税による財政は大きな影響があるということはもちろん理解していて、全力を挙げてふるさと税の増税に努めているところでございます。

初めの回答でも答弁しましたが、これまで以上に全国の皆様からご寄附をいただけるよう、町の魅力をとということでお話をしました。令和7年度については1億8,000万ということで、それで着地するかと思います。したがって、令和8年度、まだ課員と相談はしていませんが、それを上回るとということで、それ以上に寄附を集めようということで、まだ数値的な目標はそのまましていない状況でございます。

続きまして、質問項目2の再質問についてお答えします。外部的な評価はしているのかどうかということでございます。まず、総合振興計画の中では外部的な検証は行っておりません。内部での検証は行っている状況でございます。総合戦略、こちらは外部で検証委員会ありますので、そちらの委員会のほうで検証のほうは行っております。あと一つ、毎年、年度初めに、各課において目標設定をしております。その目標に向かって個々の職員が、私はこういうふうにしたいとかということで自分の目標を立てて仕事を進めていますので、外部での検証ではありませんが、各課の目標については内部で職員同士で自分で目標を立てて実施しているということを行っております。

以上です。

○吉本秀二委員長 小林智委員。

○小林 智委員 それでは、最後にふるさと納税のことなのですが、これ一つの提案のような形も含めて考え方としてお尋ねしたいと思うのですが、2番目の質問で新校の話もちょっとさせていただきました。総務課のほうの予算審議の中の答弁の中でも、新校の設立のための起債予定のところといいますか、これは昔と変わらないので、32億ぐらいの想定をしているというようなお話があったかと思います。それは、もうそういう前提が今崩れつつあるというところもあったり、ほかの補助金を使ったりということで、今ご苦労いただいているところだと思うのですが、この前提を、例えば仮の前提として、これを全部起債で賄うという前提に立ったとしたら、32億円ですね。これはどういう負担になるだろうかと単純にシミュレーションすると、これ10年債でやった場合を毎年償還していくと、1年につき3.2億かかると。これ利息は別にして、3.2億かかるということです。例えばこういう考え方也可以。今ふるさと納税が歳入総額の2.5%でした。1億8,000万でした。1億8,000万というのは、50%の経費かかるから9,000万ですよ、実収入が。そうすると、これを3倍に引き上げる。そうすると3億円近くになる。そうすると、先ほど32億の起債をしても、その分相当額がふるさと納税の実額で入ってくる計算になる。こういう計算、これはシミュレーションです。こういう頭の体操もできてしまうということなのです。

なので、もちろんふるさと納税というのは特定の目的があったりして、そちらに使うのが当たり前なのです。もちろん直接起債に充てますという、起債の償還に充てますということはないのです。ただ、財源というのは、ふるさと納税でいただいたものを本来の目的にきちんと使って、基金に積み立てて使っていただいて、そうすると、そもそも本来あるべきものが、一般財源ではなくて、そういったふるさと基金のほうから回せることになるということは、結果として歳入全体が3億増えていけば、その部分が不足、足りない部分の3億の穴埋めになる。こういうシミュレーションができるわけです。

ですから、ふるさと納税というのは、ある目標を持って、例えば今私が言ったような目標でもいいです。ただ、目標なく、何でもかんでも増やせ増やせというのではなくて、財政が厳しくなる中でどういうふうに自分たちが一般財源を増やしていくかという中の一つがこれなのだという明確な目標を立てて、そうすると私は今の3倍のところを一つの目標にすべきだと思っているのです。そうすると2億だったものが6億になる。二三が六、6億になる。そうすると、その半分が実入りになる。そうしたら3億ですよ。だから、これは町全体の10年計画の中にきちんとこの中で据えていきたいというぐらいの考え方があっていいのではないかと。

例えば行政の答弁の中では、なかなかそういうふうに、そうですねというのは難しいかもしれない。考え方としてそういうのがある。この起債問題とか、将来の負担問題というのは、この後、恐らく小中統合、学校統合の委員会でも問題になってくるでしょうし、この後の藤野委員の質問の中

でもそういう課題も見えるかもしれませんので、一つの考え方としてそういうものがある。そういう考え方についてどのような感想をお持ちなのか、ちょっとお聞かせ願えれば。これ最後の質問にします。

それから、2つ目、こちらにつきましては、財政の補助金だとか、そういったものの見直しというのは国レベルでも始まっていて、まだ8年度予算がこれから決まるのでしようけれども、内閣府のほうでは租税特別措置・補助金見直し担当室までわざわざつくって、それで今検討されているところなんです。その中で、所得のほうは地方自治体にあまり影響ないのですけれども、補助金見直しのほうでは、もう随時、具体的な名前が出ていて、その中では地方自治体への補助金、その中の見直しということも幾つか出ているようです。そんな形で、国自体もそういった見直しの点検とか、必要なもの、点検というのは削減だけではなくて積み増しということも含めてやられているようなのですけれども、そういったことをやっている。私は内部的な制度として、この辺のほうもぜひやっていただける、8年度の中でもそういう形でやっていってもらいたいと思いますので、そういう具体的な取組。

それから、評価制度、先ほど話がありましたけれども、測定効果、こういうのを、一つはまず数値目標を持つということが大事だと思います。先ほど数値目標を持ってと言ったのは、私、これが陥りやすい失敗というのは、目標設定するというのは、減額目標を例えば与えた場合に、各課がその数字合わせをするために必要であるものを削ってしまうということが起きる。そのことが起きないような仕組みをきちんとつくっていただきたいと思っております。その辺の懸念に対してのお考えを少し最後にお聞きしたいと思います。

以上です。

○吉本秀二委員長 答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 1つ目のふるさと納税、委員さん、今年度1億8,000万円で、3倍、5億4,000万円、そうなると半分の2億7,000万が一般的に使える財源で、それを学校建築にということで、これの意見に対しての感想をということで質問されたかと思います。

私、今までふるさと納税につきましては強気に発言していましたが、この3倍という金額は、今の状況から考えると大変厳しいかなというふうに思われます。職員一生懸命やっていますが、本当に、町の中の企業さん、ここだったらふるさと納税お願いできるなというところは、もうほとんどお願いしている状況で、現状維持もしくは現状より上に上がれば来年度はいいかなというふうに思っていて、委員さんから、今1億8,000万ですから、2億の目標はどうですかという質問だったら、頑張りますという答弁できたと思うのですけれども、その3倍ですので、机上では、そうすればもちろん学校建築というのはできますけれども、現実的ではない数字かなというふうな感想は私は持っています。

2 番目の質問ですが、目標設定をした場合、それに合わせてほかが駄目になってしまうとか、そういうことだったと思うのですけれども、課で全体で目標設定をするものであって、それに向かって課員が、私はこれに対してこういうふうにしていきます、担当ごとにそれを考えて皆さんやっていますので、目標設定に向けて、皆、職員努力しているように考えております。

以上です。

○吉本秀二委員長 佐久間町長。

○佐久間孝光町長 少し補足だけさせていただきたいと思います。

ふるさと納税、今課長のほうからも、また委員のほうからもご指摘があったように、こここのところ毎年、非常に順調に寄附額というものを伸ばしています。私が、当初は200万円入ってきて2,000万円出ていくという、そんなアンバランスの状態でありましたから、その状況から比べると、本当に劇的な飛躍を遂げているなというふうに思います。

それで、このふるさと納税、一回例えばこういう形でセットする。でも、セットしたその年度内においても、例えば嵐山町においては5,000円寄附していただくとこの返礼品がもらえます。しかし、こっちだと、同じ商品をこっちは3,500円で、こういうことが起こるのです。だから、担当している職員は毎日本当にそういうものを細かにチェックして、昨年度だったかな、それも起こって、それで1日2日、その対応が遅れればそれだけ大きな金額が変わっていくのです。だから、そういう面においては、本当に職員が常日頃からそういった点もしっかりと確認をする。そしてまた、さらに安定的で嵐山町の魅力に直結するようなものはないか、日々考えながら努力をしているという観点があるということはぜひご理解いただきたいなというふうに思います。

あとは、その数値目標に云々ということがありました。確かに今総務課長のほうからも、机上としてはそういうことなのですが、非常にこれは難しいかなというふうに思います。課内、7、8年前になるかな、稼ぐ力というのが非常に多用されたことがありました。そのときにも川口議員だったかな、この稼ぐ力、そういうことで平気なのだろうかということでご心配をいただいたの、私はそのとき議会のほうでお世話になっていたのですけれども、耳に残っているのですが、そのご心配の気持ちというか、あれが今現実問題として本当にひしひしと感じていることも事実であります。

民間と少し違いまして、行政というのはやっぱり利益を上げていくという面においては非常に不得手だし、基本的な意識、目線というのが違いますので、その中でそういう形で追っかけていくというのは非常に難しいかなというふうに感じておりますので、もちろんご指摘のとおり、1万円でも多くの寄附をいただけるように一生懸命、様々な情報を集約してやっていく。そしてまた、ふるさと納税でいただいたものも、いろんな財源として使うことができますので、もちろんその目的的なことはありますけれども、それ以外で嵐山町の発展のためにということで、もうちょっと大きな視点で使っても結構ですよということが非常に多くの方々、そういう形でのふるさと納税をしていただく方が多いので、そういったことは適宜判断をし、適切な金額をそういった形で利用していく

ということは心がけていきたいと思います。

以上です。

○吉本秀二委員長 次に、藤野和美委員、どうぞ。

○藤野和美委員 私のほうは財政運営についてです。

1 つ目が、臨時財政対策債の発行がゼロになった影響はということです。

2 番目は、臨時財政対策債の償還の見通しは。

それから、3 番目、普通債の起債残高は約23億円で、ここ数年、横ばいとなっているが、今後、学校建設のための高額の起債が予定されている。その予定金額とそれに伴う公債費及び公債費負担比率の上昇の予想は。

4 番目、公共公益施設建設基金の今後の見通しは。

最後が、将来予想される起債額上昇に対する財源手当ての見通しは。

以上です。

○吉本秀二委員長 それでは、答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 お答えします。

臨時財政対策債の発行がゼロになった影響につきましてお答えします。臨時財政対策債は、国における普通交付税の財源不足を補うために地方自治体が行う起債であり、令和8年度は国において普通交付税の財源が確保できることとなったため、臨時財政対策債の発行が不要となったものです。臨時財政対策債の発行額がゼロとなりましたが、普通交付税において十分な額が交付されているということになります。

続きまして、臨時財政対策債の償還の見込みについてお答えします。臨時財政対策債のみの残高を申し上げますと、償還が進んでいることと新たな起債がないことで減少していく予定です。なお、臨時財政対策債の令和8年度残額は約3億780万円、令和9年度は2億9,700万円、令和10年度は約2億8,600万円となります。

次に、起債予定額と公債費、公債費負担比率の上昇の予想についてお答えいたします。起債の予定額としまして、当初作成済みの財政シミュレーションでは、学校及び周辺道路の起債を約25億円程度と予想しております。公債費は令和12年から令和13年頃にピークを迎え、公債費負担比率はおおむね12%から12.5%となる見込みです。今後の物価高騰や世界情勢の変化、国庫補助金の交付額により起債額が変動することが想定されますが、既存の起債に関する償還が進むことから、財政状況が大きく悪化することはないと想定しています。

次に、公共公益施設建設基金の今後の見通しについてお答えします。公共公益施設建設基金につきましては、令和7年度末見込みで約6億1,200万円となる予定です。学校建設を想定して着実に積み増した基金を活用し、健全な財政運営を行ってまいります。

次に、将来予想される起債額上昇に対する財源手当ての見通しについてお答えします。起債にあつては、交付税算入率が有利な起債区分を活用してまいります。また、今後の償還額の上昇を見越して、これまで減債基金の積立てを行ってまいりました。さきに述べた公共公益施設建設基金等を活用し、起債額の抑制を図るとともに減債基金を活用し、健全な財政運営を行ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○吉本秀二委員長 藤野和美委員。

○藤野和美委員 この臨時財政対策債、本来これがゼロということで、本来あるべき姿ということだと思うのですが、ただこの償還ですね。先ほど、今後3年間の償還額を言っていただきましたけれども、いずれにしても、現在の起債残高がこの臨時財政対策債の分が約24億、8年度末、これだけあるわけです。この償還が、いわゆる本来国から補てんされる、一応国のほうも今年度基金をつくりまして、対策債償還基金というのを8,376億円、8年度確保しているということなのですが、これが国は一応そういう形では言っておりますけれども、念のためですが、その辺の長期にわたるわけなので、こういうものと、財政当局としては国から補てんされるというふうに一応考えているかどうか、それを一応聞いておきたいと思います。

それと、今、普通債が令和8年度残高が23億、これはほとんど横ばいですずっと来ているわけです。本来の借金。起債というのは、実はこの金額が本当の町の借金というふうに言えると思うのです。ここところで先ほど25億という数字が出ました。ただ、前の特別委員会の質疑の中で、32億という数字がちょっと出ておりました。その予想について、どういうふうにちょっと考えるか。もう一回それはお聞きしておきたいと思います。

今度、この実質の借金が、ざっと見ましても23億に対してプラス、増えてきますと、これに25なり30なりが増えてくるということで、ここところが非常に大きな地方債として残る借金として抱えるわけなのですが、町としては、先ほど公債費が12から13年がピークで、12から12.5%と見込んでいるということなのですが、この数字で今のところ見込んでいるにしても、利率もかなり上がってきているということで、そのもう一回ちょっと見直しを見直す等のつもりがあるかどうか、ちょっとお聞きしておきます。

それから、公共公益の基金なのですが、現在6億まで来ています。目標がたしか10億だったのですか、あったかと思うのですけれども、その目標についてもう一度お聞きしておきます。

それから、財源手当てのところですが、基金の積立て、それから減債基金からということなのですが、先ほど小林委員からも出ましたが、それ以外の、例えばふるさと納税も当然あるでしょう。それから、もう一つは企業誘致、これは花見台、それから川島の産業団地、固定資産税という形で、これは安定した財源にもなりますので、それも含めてこれを考えているのかどうかもちっとお聞きしておきます。

以上です。

○吉本秀二委員長 萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 順次、質問に対して答えさせていただきます。

初めに臨時財政対策債、こちらは国から間違いなく補てんされるものでありますので、心配なく大丈夫だというふうに考えております。

続きまして、学校建築における記載の金額です。私、25億と今答えましたが、前回32億というお話もあったかと思います。その違いについてということで今お聞きしたかと思います。まず、25億についてでございます。25億という数字につきましては、令和5年の12月だったと思います。議会全員協議会のときに財政シミュレーションのほうを示させていただきました。そのときの借りる金額が25億ということでお示したところでございます。

32億との違いです。財政シミュレーションでは、補助率50%で丸々入ってくることを想定して、約60億の建設基金に従って半分入ってきて、積立基金が5億を出して、残りの25億を起債で賄うということで、多分初めに説明したかと思います。

今回32億というのは、内示率、50%入ってくるということですが、内示率がちょっと心配だということで、内示率を35%で積算したときに、25億から32億の7億円増の借入金になるだろうということで説明したかと思います。説明というか、ということで32億という数字が出てきたものでございます。

12から12.5%が公債費負担比率のピークになるときがこのパーセントですというふうにお答えしましたが、金利の見込みについてということも今お話がありました。こちらについては、令和8年度当初予算で見たときに11.27%というのが公債費負担比率でございます。学校建築が始まってピークのときでも12から12.5%という数字ですので、金利を、もしこれが多少1%、2%とかとなっても、それほどの影響はないというふうに、率的には影響はないというふうに考えております。

続きまして、公共公益施設建設基金、今6億1,200万円、学校のために6億円、数回にわたって積み立てたと思います。今後についてでございます。まだ建築までに年度が、建築というか、令和11年が開校ですので、令和10年とか9年、まだ今度8年度ですから、ためられるものについてはしっかりためて、起債の額を減らしたいというふうに考えております。

最後に、企業誘致等をして、そこからの税收、固定資産税等の見込みも考えているのかというお話だったかと思います。最後に財源手当て、町のほうで私が回答したのは、財源手当てということで、8年度、町で大きな起債については、もし予算書があったら開いていただきたいと思います。60ページ、61ページに、8年度の町の一番大きな事業につきましては、60、61ページの下の2段を見てください。防災行政無線整備事業債1億1,190万円、これは起債ですから、お金を借りるものでございます。そして、B&Gの空調の整備工事7,850万円、これも起債ですから借りるものです。これが多分8年度の一番大きな2つになると思います。こちらの事業債につきましては、60ページ左側を見ていただきたいと思います。ですので、緊急防災・減災事業債ということで、こちらの事業債を借りて、

1億1,000万、7,800万円をお借りする予定です。こちらの事業債につきましては、お返しするときに7割の交付税の措置がございます。こういう有利な交付税措置のものを利用して、交付税措置の少ないものは一般財源で支払ったり、そういうことで財政運営をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○吉本秀二委員長 藤野委員。

○藤野和美委員 一つ、起債の関係の普通債が今23億、臨時財政が24億ということですが、臨時財政については、当然補てんが、今課長が言われたとおり、補てんについては心配ないということでした。ということは、実際47億の起債残高もありますけれども、町の借金としては23億ということも考えられるのです。

ただ、現実問題として、今度は臨時財政対策債の分がどんどん償還されて、普通債の部分がどんどん、中心部分として本来は残ってくる。その本来の借金が23に対して25なり30なり32、今度はそれが非常にコアな部分。本来の借金としてこの部分が、本来のと言えば起債残高と言えるわけです。それに対してのその分の償還部分というのは国からは来ませんので、ある意味、自主財源というか、自前でこれを返していくという算段を持っていないといけない。要するに基本的には今の金額の場合の借金というか、いうふうになるわけです。そのための財源手当てということでお聞きしているわけなのです。

当然その有利な起債というのがありますけれども、学校建築に対して、実際の内示率が35%と想定しているということです。その有利な起債がこの学校建設に関して、先ほど防災のような有利な起債があり得るのかどうか、それについてもちょっとお聞きしておきたいと思います。ちょっとそれお聞かせください。

以上です。

○吉本秀二委員長 答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 学校建築に対しての起債の交付税の件でございます。22%の交付税措置があるというふうに聞いております。

以上です。

○吉本秀二委員長 最後に、渋谷登美子委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 私、4問あります。

今回の令和8年度の予算を見ていて、とても重要な時期に入ってきているのだなというのはよく分かります。その中で、ずっと継続しなくてはいけないもの、それからやめなくてはいけないもの、新たにつくっていかなくてはいけないものということがあるの思うのですが、例えば長い期間で見たときにどのように考えていくかということを考えています。

まず1番目として、部落解放同盟嵐山支部への補助金です。現在の人権課題が子どもや高齢者、障害者、外国人排斥など多岐にわたる中、特定団体への補助金交付を継続するのではなくて、町が主体となって全町民を対象にした普遍的な差別解消施策を推進すべきではないかと考えます。限られた財源を特定の組織支援、嵐山町運動団体交付要綱に固定化せずに、次世代への投資にシフトさせることが、ニーズに即した公正な人権政策だと考えます。嵐山町運動団体交付要綱の見直しについて伺います。これは平成25年に制定されたものですから、もう既に13年、14年たっているということになります。

それから、2番目です。現在世界が抱えている環境問題の一つに、窒素化合物P F A S等への対応があります。日本ではこれがやっと進み始めたということですが、世界に大きく遅れています。建築資材、農業資材が今後土壌や水質に及ぼす影響が大きいわけです。第2次嵐山町環境基本計画は、2024年から10年間の計画になりますが、残念なことに、そこではプラスチック由来の環境負荷についての対策の記述が少ない。世界的に規制が進むP F A Sや農地汚染が懸念される微細プラスチックへの言及は、予防原則に基づいて毎年度の予算執行段階でこれらの最新環境リスクを反映させる弾力的な運用を行うべきではないか、伺います。特に学校建設、それから道路建設に関しては大きな課題があると考えています。

それから、3番目です。独立行政法人男女共同参画機構、それから不要施設についてです。令和8年度からスタートする、あと1か月もないわけですが、独立行政法人男女共同参画機構の不要施設は、一般質問の答弁では公表可能な限りで情報を提示していただいていたと思っていました。ヌエックの跡地利用や機能強化については、埼玉県が国や民間事業者との調整役を担っていること、民間事業者は教育関係であること。そして、可能な限り全施設を引き継ぎたいという意向を示している答弁をいただいたので、とても大きな希望を持っています。

今年度は、埼玉県の管理下にあるテニスコートと草原広場は嵐山町管理です。埼玉県を通して、民間事業者、国との交渉を行うことで、日本家屋について嵐山町で管理できないか。その場合、交流センターでお茶道具等を管理しているボランティアグループにお願いすることは可能であります。それはもう既に確かめてあります。

新法人は、これは男女共同参画機構のほうですけれども、新しく地域支援課を設置し、嵐山町派遣職員はそこに所属することになるということです。新法人は、センターオブセンターとして、全国の男女共同参画センターの中核を担うことになるということです。男女共同参画局は、女性支援法には直接関わらず、女性推進を進めることになるようです。これはヌエックからのお便りが来たので、それがはっきり分かりました。実際には、男女共同参画を進めている県には女性支援法が実質的に動く必要があるのですけれども、ここのところがすごく難しいところだなと思うのですけれども、嵐山町は長年のヌエックボランティアの実績と不要施設を活用してきたという実績があります。令和8年度より、今、国が交渉している民間機関に対しても何らかの形で不要施設を活用させてい

ただける。そして、女性支援法にも嵐山町も関わっていくというふうに、埼玉県を仲介として希望を出していただきますよう望みたいと思います。

4 番目です。これも大きな問題なのですが、小川地区衛生組合と東松山市のごみ広域処理については、現在はごみ焼却処理を広域で進めていくことで協議が進んでいて、3月26日だったと思うのですけれども、これの会議がありました。ところが、それを私も傍聴を申し込んだのですけれども、既に3月5日の段階でいっぱいになってしまっていて、どのような形が進むのか、私というか、ほかの人たちに分からない状況にあります。

東松山市は、老朽化と費用負担の削減についてが課題です。小川地区衛生組合については、嵐山町長による二酸化炭素の削減についての疑問があって、その点についての指摘をしていただいたことはとても感謝しております。

現在、小川地区衛生組合では、し尿処理センターのし尿処理のし尿の実際の減少、そして浄化槽汚泥の増加の課題があります。それはまた、し尿処理センターを新しく建て直すというふうな形の課題も出てきています。同様に、東松山市においても、し尿処理センターの課題があります。現在、小川地区衛生組合の町村でオリックスにごみ処理を委託するに至った経験をご存じなのは、嵐山町長、佐久間町長のみです。それでとても期待しております。

災害ごみが当然想定されているものでありますから、焼却処理というの、私は広域での焼却処理というのはある程度必要であると考えています。ところが、焼却処理、今の生ごみを一緒に焼却する焼却処理が進んでいるわけですが、それは水分があるために、焼却処理、全量焼却というのは非合理であると考えています。

小川地区衛生組合でも、私はオリックスに委託する前に、し尿処理と生ごみ、それから剪定枝などを一緒にやるようなバイオガス化プラントは可能であると考えていたのですが、オリックスになったので、そのままでおりましたが、東松山市も同じ問題を入れているということです。東松山市の焼却処理とバイオガスを併用した地域エネルギーセンターとして新しく整備することで、国の循環型社会形成推進交付金が得やすくなります。

焼却施設とバイオガス化プラントの併設は、①として汚泥の燃料化、②として、ごめんなさい、発酵の酵が違っていますが、発酵に必要な30度から55度Cの加温が焼却炉の余熱を使うことで、化石燃料を使わずに運用できること。これは嵐山町第2次環境基本計画を推進することにより、CO₂の削減に貢献できます。

建設場所は東松山市内と決定していて、既に東松山市で焼却施設をバイオガス化プラントが可能かどうかの業者ヒアリングをしています。これは東松山市のバイオガス化プラントは、どうも見たところ、し尿処理、し尿のバイオガス化は含んでいないので、生ごみだけでは量も少なく、高額になるという事業者のヒアリングの結果というのは妥当なものであると思います。ですけれども、もう既に東松山市内ではどこに建設するかという建設用地選定会議が進んでおいて、このような新

しいバイオガス化プラント、し尿処理を含んだバイオガス化プラント焼却施設と一緒に併設するような施設というのは考えられていません。

ですから、私は、東松山市と小川地区衛生組合との新たな広域組合では、焼却施設と生ごみを含むし尿処理のバイオガス化プラントの両者をつくるという新たな提言をしていただきたいと思いますと思うのです。ぜひともトライしていただきたいと思いますのです。広域で埼玉中部資源循環組合のときは、5ヘクタールを予定していたのですが、実際に必要な面積は2ヘクタールでした。このバイオガス化プラントと焼却施設の建設に関しても、恐らくは2ヘクタールで済むはずなので、これはA Iに計算してもらいました。そうすると、今、東松山市で選定地としているところというのは、少なくとも3つはあると考えています。その中にどの程度の面積があるかを捉えているのか分からないのですけれども、住民への会議室などは利用させることができるというふうになっているので、決して広い面積ではないと思うのですが、駐車場と、それから焼却施設と、それからバイオガス化プラントで2ヘクタールぐらいあれば、同じような場所でも入り口が同じで済みますし、そういった形でいくとかなり、今までし尿処理センターをそれぞれがまた造り直すというよりは、小川地区衛生組合で新しい施設をつくるというよりは、東松山市も同じような課題を抱えているわけですから、かなり東松山市さんが持っている経済的な合理性にも合うと思います。その点について、ぜひとも提案していただきたいし、これを実際に小川地区衛生組合でも調査していただいて、ある程度のリーダーシップを握っていただきたいと思いますのです。なぜかという、東松山市側は小川地区衛生組合のごみがないと新しい広域処理ができないので、とてもすごくインパクトのある小川地区衛生組合はリーダーシップを取るチャンスになると思うのです。ですから、今、町長の役割はとても重要だと思しますので、その点について伺います。

以上です。

○吉本秀二委員長 順次答弁を求めます。

初めに、中嶋副町長。

○中嶋秀雄副町長 私のほうからは、運動団体の交付要綱の見直しについてお答えをさせていただきます。

議員からご質問いただきました同和問題、部落差別の問題につきましては、非常に長い歴史を持った課題であります。身分差別を根本として、我が国特有の人権侵害という形で、国、それから地方公共団体、行政の解決すべき責務であるというふうに認識をして今まで進んでまいりました。

私が、ちょっと自分ごとで申し訳ございませんが、この部落差別というものを知ったのは、高校2年生のときに、「橋のない川」という長編小説がございまして、住井すゑさんという方が書いております。これを読んだときに、我が国にこのような差別というものが存在するということを非常に衝撃を受けた覚えがございます。

そして、昭和55年にこの役場に入所し、そして財政担当として財政のいわゆる予算編成をさせて

いただきました。その当時というのは、議員ご存じのとおり、この部落差別、同和問題の解消に向けて、昭和44年に同和対策事業特別措置法という法律が施行されました。その後、特別対策として様々な手法が、平成14年の3月まで、これは中心的には、いわゆる生活環境の改善、これを目指して国の補助制度、起債制度、そして同和関係の解放を進める団体との連携、これを目指した法律でございまして、我が町にとりましても道路や住宅改修、そして墓地改修等に、毎年、国の補助金を得ながら事業に取り組んでまいりました。その結果、平成14年に特別措置法が、一定の生活環境の整備は終了した、成果があったという形で、そういったハード事業に対する補助事業というのは、そこで一旦打ち切られた。ただし、心理的差別の解消というのは残されているということで、その後も様々な取組がされておりました、この嵐山町としても、地方公共団体、行政としての責務、これを完全に撤廃できるように努力をすべきということで進めてまいりました。

これだけの50数年間、私がそれを知ってからでも50数年間の年月が過ぎております。しかしながら、そういった特別措置法が終了したにもかかわらず、改めて国の法律が、平成28年でしたか、新たに法律ができ、令和4年には埼玉県条例でも、さらにこの差別の撤廃のための責務というものが出たという状況で制定されていると。しかも、現実として、今なおインターネットを通じたそういった部落差別の助長をあおるような、そういったネットでの配信が行われ、解放同盟の団体と、それから熊谷市等では一体となって訴訟を継続し、その削除を求めている、こういった実態が今継続してあるということ。この現実を踏まえるならば、その解決の団体のための今の団体、要するに嵐山町の団体につきましても、その撤廃を求めて活動している。それと同時に、町としての責務をやはり果たさなければならないという現状を考えると、この解放同盟運動団体の補助要綱については、今現在、撤廃をするということは考えづらい、考えておらないということでご理解をいただきたいというふうに考えております。引き続いて、このような我が国固有のこういった差別事象については、町も行政としての責務を認識しながら、この撤廃に向けて進めてまいりたいというふうに考えております。

なお、議員がおっしゃられるように、人権差別というのはこれだけではございません。町としても総合振興計画の中でも、様々な人権差別に関する対応というのは、それぞれの相談体制を含めて、さらにこれの対応を進めていくという姿勢については変わりはありません。ぜひ現状ではまだこれを撤廃する、見直すということについては考えていないということでご理解をいただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○吉本秀二委員長 次に、安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 それでは、私のほうから窒素化合物PFAS等への対応について、まちづくり整備課の視点から答弁申し上げます。

昨年の議会でもマイクロプラスチックのご質問があったかと存じます。現在、公共工事において

は、国、県で示します標準仕様書に基づき、安全性が確認された資材の選定に努めておりますが、環境リスクに関する知見は日々更新されております。弾力的な運用につきましては、毎年度の予算執行の段階においても、最新の科学的根拠や国の規制動向を注視し、メリットとデメリットについて、その時点で得られる情報からそれを正しく評価して、適切な判断をしていくべきであると考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○吉本秀二委員長 次に、中村農政課長。

○中村 寧農政課長 それでは、農政課からは農業用資材についてお答えいたします。

現在販売されておりますプラスチック類の農業用資材につきましては、使用を規制するということは大変難しいことと考えています。しかしながら、今できることということでいたしまして、使用後のプラスチック素材の資材等を長期にわたって農地に残さずに適正に処分することが重要と考えています。こうした環境に配慮した考えもありまして、嵐山町環境保全型農業推進協議会では、毎年度2月に農家から農業用廃プラスチックの回収を行っております。参考までに令和6年度でございますが、約10トンの回収がございました。一部、農家に手数料をいただいて負担していただいておりますが、同協議会の事業の予算で適正に処理を行っている状況でございます。

以上でございます。

○吉本秀二委員長 次に、久保学校統合推進課長。

○久保哲也教育委員会学校統合推進課長 学校統合推進課のほうからは建築資材の関係をお答えさせていただきます。

現在実施設計を進めております新校で使用する建築資材に関しましては、現時点ではまだ詳細な検討がスタートしてございません。検討の時期が来ましたら、委員ご指摘の土壌や水質、また子どもたちへの健康被害について、健康への影響について十分に配慮しながら資材の選定に努めてまいりたいと思います。

以上になります。

○吉本秀二委員長 次に、安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 それでは、私より、質問項目3、独立行政法人男女共同参画機構及び不要施設につきましてお答えさせていただきます。

〔何事か言う人あり〕

○吉本秀二委員長 失礼しました。

それでは、馬橋企業支援課長。

○馬橋 透企業支援課長 それでは、企業支援課の観点からお答えいたします。

委員のご質問ですけれども、恐らく観光協会が管理している千年の苑ラベンダー園の関係かなというふうに推測しておりますけれども、そちらで使用している廃プラスチックにつきましては、農

政課長のほうからお答えありましたけれども、環境保全型農業推進協議会で実施している農業用廃プラスチックの回収によって適切に処理をしているものです。

以上です。

○吉本秀二委員長 大変失礼しました。

続いて、安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 私より質問項目3につきましてお答えいたします。

国立女性教育会館が男女共同参画機構に改組するに当たり、本館、実技研修棟及び附帯施設は新法人が引き継ぎますが、それ以外の施設は新法人にとって不要な施設と位置づけられています。国の方針が示された当時、本町及び埼玉県に不要となる施設の譲受けについての意向確認があり、本町は令和6年9月30日付公文書にて、譲受けの希望はないと回答しております。

現在、国と民間事業者は、埼玉県を通して、不要となる施設の利活用について交渉を始めたと聞いておりますが、本町として、日本家屋を含め施設の一時利用または個別利用を要望する考えはありません。

以上、答弁とさせていただきます。

○吉本秀二委員長 最後に、長尾環境副課長。

○長尾武士環境課環境担当副課長 それでは、質問項目4、小川地区衛生組合と東松山市のごみ広域処理についてお答えをさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、技術的なご提案についてになるのですが、今後設置される予定の協議会もしくは調整会議等への提案というものは可能であると、こちらは考えております。提案できる機会等がございましたときには提案はしたいというふうには考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○吉本秀二委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 副町長から、副町長が高校、15歳のときとおっしゃっていました。私も15のときに広島県でそれをやっていますので、もう60年ぐらいになるわけですね、そういったことを知って。ですけれども、私は女子差別撤廃条約というのを勉強しているときに、必ず部落問題、同和の女性の問題というのは出てきています。その同和の女性と二重の差別を受けている人たちをどうするかというふうなことの課題が出てきています。ですけれども、今言っているのはそういう問題ではない。部落、同和地区の問題というのはずっとこれからも恐らく解消することが難しい段階の問題であるというふうに思います。それは、それを解消するというのではなくて、その差別があるからこれがなくてはいけないという問題ではなく、この40万円というお金を部落解放同盟嵐山支部から部落解放同盟埼玉県に行って、それがいろんな形で運動をしているというのは分かるのですけれども、嵐山町はそのほかに部落問題に関してはいろいろな形でやっていて、人権問題という形で動いていて、それで私はそれはとてもよくやっているなというふうに思っています。ですけれども、

部落解放同盟嵐山支部の40万円というお金はそういうふうな使われ方はしていないですよ、少なくとも。宿泊費や交通費、それも5人の会員が動くための経費です。そんなこと、それはもうやめていただいて、いろいろな形の部落問題。部落問題ではない。子どもたちの差別されている問題に使っていただきたいと思います。そのほうがずっと嵐山町から見ても公平性がありますし、これですっとさらに40万円。今40万円になりましたけれども、もう40万円になるまでの経過というのは、もちろん中嶋副町長はご存じだと思いますが、そういったことの経過も含めて、もう部落解放同盟への嵐山支部への40万円の支出という要綱の見直しは必要でないか。必要であるというふうに考えますし、ほかに困っている子どもたちというのはたくさんいます。それを抜けていって、そして嵐山町は嵐山町としてちゃんとして人権問題としていろいろな事業を行っています。それ以上になぜ1団体に、ほかに団体がないわけですよ。5人の会員であるけれども、その団体に補助金を出して、そして埼玉県嵐山支部の活動を支援していくのか。活動を支援していくというよりは、どういうふうに言ったらいいのか分からないのですけれども、私はほかの団体でも差別されている運動団体はあります。それになくて、ここの団体1点に絞っていかなくてはいけない。いくという方向性の問題が大きいと考えていますので、この点についてどのように考えていくか。私はこれからも永遠と部落差別というのはなくなるといえるのか、なくなると言てはいけないけれども、やはり人というのは差別をつけたがって、そのためのいろんな状況を見てやっていくわけだから、そこに絞っていくと、この補助金というのはずっとまだまだ続いていくわけですが、それはどこで線引きをするか、その点について伺いたいと思います。

次に、PFASの問題です。PFAS、窒素化合物というか、これは建築資材でいくと、既にもう学校の通学路の問題のところに出てくると思うのですが、それに関してはどのような考え方をしているのか、伺いたいと思います。

それともう一つ、学校の問題、私はこれは一般質問では、特別委員会がつくられている以上、できないのです。ですから、ここの予算でやっているわけで、今、環境資材としてとても私が気になっていることというのは、子どもたちは屋上で皆さんと一緒に食事ができるような場をつくりたいと言っている。それから、ストリートというのですか、ストリートと言ったと思うのですが、その道というのはやはり普通の保護者の方が考えたら、転ばないで安全であるとか、そういったものを選ぶという傾向があるのかなと思っています。そのために伺っているのも、特に今回やっているのは、設計段階が入ってくるので、実際にその資材というのも入ってくるなと思っていますので、その点で伺っているのですけれども、予防原則で子どものことを考えますと、通学路に関しても、この予防原則、PFASの予防原則ではなくて、気候変動に関わる予防原則というのも出てくるのですが、その問題も考えると学校建築に関して私はもう出しておかないといけないなというふうに思っているのですけれども、それで伺います。この段階で、ある程度資材とかも関わってくると思うのです、実際に予算請求していくわけだから。それで伺っているのも、それについてはどの

ような資材を学校の屋上とストリートというのですか、それに使っていく予定があるのか、伺いたいと思います。

それと農業資材です。これが一番私は大きいなと思ってしまして、除草シートですけれども、毎年毎年、撤去するために年間で集めているということですが、その撤去した、集めた回収した除草シートはどのように処理をしていくのか。そして、これ除草シートを使わないというのは非常に難しいというのは確かに分かるのですが、この除草シートを使うことによってマイクロプラスチックが土壌の中に入っていくわけですね。その土壌に入ってしまったマイクロプラスチックは、やがて地下水に入っていくって、そしてそれが水道水につながっていくということがあるので、その点についてどのように考えていくか。

特に観光協会が行っている除草シートについて、私は非常に問題が大きいと思ってしまして、これはウッドチップやヤシの繊維に変えていくことで、水道水源の上にある農地に除草シートを使わなくても済むわけで、実際に今、除草シートはPFASは使っていないものを使われていると言われていると思うのですが、それは確認しているか。確認していないですね。確認されているならば、PFAS3という、買うときの契約書の中にそれがどうか、伺いたいと思います。

ですから、いつも思うのは、これからの時代は、環境リスクを建築資材などに反映、なるべく少なくするように抑制するような形が必要であると思うのですが、その点についてどのように考えているか。環境基本計画にこれがなかったものですから、特にこれからやっていかななくてはならない問題だと指摘しています。

それから、男女共同参画機構の問題です。これは私は一般質問で、これ何が質問されたか分かりましたか。質問項目になっているか、分かりましたか。第2点の問題。いいですね。

独立行政法人男女共同参画機構の問題ですが、嵐山町から職員を1人派遣します。これは大きな問題、すごく期待されていると思うのです。それで、何をするか、多分私も全然分からないのですが、地域支援課ということが新たにつくられるということですが、私が見た、昨日か何か、ヌエックから来たお手紙というのが来るのです。それを見ていると、地域支援課としてやるような男女共同参画というのではないというふうに思っていて、男女共同参画を推進するために女性がもっと活発に推進するためにいろんなことをやっていくということで、多分、区長さんの中に女性を何人入れましょうとか、審議会の中にこれからも女性を何人入れましょうというふうな形で進んでいくと思うのです。でも、今、男女共同参画というの、男女不平等の問題というのは、基本的に女性の賃金が男性よりも低過ぎること、それをどうやって解決するかということです。それで女性支援法というのができたけれども、男女共同参画局は、男女共同参画局の独立行政法人になるわけですが、男女共同参画局は女性支援には恐らく関わっていかない。そこがすごく難しさがあって、それを実際に必要な問題というのは、女性が実際に不平等な差別をされていくことをどうやって解決していくかということなのですが、その部分に関して、一体この独立行政法

人男女共同参画機構はどの程度加わっていくか、政治、政策として反映していくかがよく分からないのですけれども、ですけれども、嵐山町から派遣していく職員というのは、ここを担うような形にしないといけないと思うのです。だから、とても重要な職員になっていくと思います。それは今までボランティアの人がこうしてくださいというふうに言われていたことをするのではなくて、地域で男女共同、いろんなところに男女共同参画センターがありますけれども、比企郡には少なくとも男女共同参画センターがないわけです。東松山市にもないし。あるのは、この近辺でいくと坂戸と鶴ヶ島にあるぐらいなのです。

○吉本秀二委員長 渋谷委員、もう少し端的に質問できませんか。

○渋谷登美子委員 ですから、非常に重要な問題なので、分かりにくいと思うのですけれども、本当に男性には分からないことを言っているのだと思うのです。

○吉本秀二委員長 質問のほうを端的に。

○渋谷登美子委員 端的に言っても分からないのです。ですけれども、ここのところでどのようにして、嵐山町が不要施設に関してもどうやって関わっていくかということはとても大切で、例えば日本家屋ですと40人の定員が入れます。そこでどんなことができるかということ、いろんなことができるのです、40人いると。女性支援に関わる課題解決をしようと思ったり、それからもちろん茶道教室、お茶をやっている人たちはそこでやっていきたいと思うと思うのです。ですから、私は不要施設だから要らないと言ったということではなくて、今、もう嵐山町にしか、県と、それから国と民間機関、教育機関との話し合う仲介になるものがないのです。埼玉県にはもちろん行っていきますけれども、そういったために、だから嵐山町はそこに関しては要望を言うことはないということはありませんと思うのです。嵐山町はそんないいかげんなことをしていたら、いいかげんというか、嵐山町の女性たちがどれだけヌエックでボランティアをして一生懸命動いていたか、そのことを考えていくと。そして、さらに1人の女性職員を派遣するということです。ですから、嵐山町が国と、それからこれから入ってくる教育機関に関して何らかの要望ということを伝えないということは、やってはいけないことだと思うのです。その点について伺いたいと思います。これは私も本当に思ったのですけれども、この前、菅谷地区を歩いていましたら、87歳になるという女性の人がいまして、そして私に会いたかったというのです。何ですかと言ったら、もう開館当時からボランティアとしてずっと……

○吉本秀二委員長 渋谷委員、今の最後のほうの町のほうに質問されたので、次の質問に行ってください。その部分は質問ではないですから、次に行ってください。

○渋谷登美子委員 失礼になります。ちゃんと聞いてください。

○吉本秀二委員長 では、端的に短くお願いします。

○渋谷登美子委員 いいですか。女性がいろいろなことをやっても、男性である町長は、地域支援課長が女性の思いを切ってしまう。女性がしてほしいと言っているのに、それは嵐山町がどんど

ん不平等なことでしょう。ですから、そこについて女性が女性として……

○吉本秀二委員長 渋谷委員、次の質問に……

○渋谷登美子委員 そのことを聞いているのです。それが、できなかつたら嵐山町は何ですか。嵐山町の行政のためにだけの嵐山町のことになるのではないですか。それは問題なのでしょう。

〔「動議」と言う人あり〕

○吉本秀二委員長 橋本委員、動議。他にいますか。

〔何事か言う人あり〕

○吉本秀二委員長 動議 2 人。

橋本委員。

○橋本 将委員 動議理由ですけれども、端的に言うと、男女差別発言があったことに対して私は抗議したいと思っていて、あとは渋谷委員は必要なことだと言っていますけれども、もう思いになってしまっているので、きちんと予算に対して質問をしてもらいたい。

○吉本秀二委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 総括質疑ですから、やっぱりいろいろな予算委員会通ってきているわけなので、もう少し明快にやっていただきたい。やっぱり時間は皆平等なのだけれども、よろしく願いしたい。

○吉本秀二委員長 ただいま動議がありまして、2 名いらっしゃいました。2 人とも、もう少し質問を、予算の審議なので簡潔にしていいただきたいという動議ですけれども、本動議に賛成の委員、挙手を願います。

〔挙手多数〕

○吉本秀二委員長 挙手多数。

よって、この動議を取り上げ、質問を簡潔にさせていただくようにお願いいたします。

渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 ですから、嵐山町が要望書を出さないということはおかしい。女性が持っている、今までのヌエックのボランティアやっていた女性たちがこれだけいろんなことをやっているのに、不要施設に関しては嵐山町は一切要望を出さないというのはおかしいと思うので、この点についての考え方を改めていただきたい。

次に行きます。

○吉本秀二委員長 ここで休憩といたします。次の再開を13時30分といたします。

休 憩 午前 1 1 時 5 5 分

再 開 午後 1 時 3 0 分

○吉本秀二委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎発言の訂正

○吉本秀二委員長 萩原総務課長から藤野委員への答弁の訂正が求められておりますので、これを許可いたします。

どうぞ。

○萩原政則総務課長 貴重な時間をいただきまして、ありがとうございます。

藤野議員さんの総括質疑の中で、臨時財政対策債の償還の見通しについてという質問に対し、私のほうが令和8年度から令和10年度までの金額を申しましたが、こちら私は各年度の残高と申し上げましたが、元金償還金額の誤りでございます。おわびして訂正いたします。大変失礼いたしました。

○吉本秀二委員長 渋谷委員の再質問、小川地区衛生組合と東松山市のごみ広域処理についての再質問からどうぞ。

○渋谷登美子委員 協議会などで、時期、時が来たらそれを提案するというお話でしたけれども、実際に小川地区衛生組合の首長さん、それから課長ですか、それと副町長段階の方たちでそのことを話し合ってみてからでないと提言はできないと思うのですが、こういった機会はあるのかどうか。前は4月、11月ではない、この協定を結ぶまでは課長会議などがありましたけれども、それ以降はあるのかどうか。それぞれが衛生組合として入っていたのか、それとも単体で入っていたのか分からないのですが、嵐山町からまず最初に小川地区衛生組合に話しかけて、そして小川地区衛生組合の中で、し尿処理センターの在り方を一緒に考えながら焼却処理も考えていくという方法が一つ、手続が必要だと思うのですが、その点について伺いたいと思います。

もう一つ、先ほどもお話ししましたけれども、傍聴しようとしても傍聴定員が少な過ぎて傍聴できないという実態があります。この点についても話し合っていたきたいと思いますが、いかがでしょう。

○吉本秀二委員長 それでは、再質問に対する順次答弁をお願いいたします。

中嶋副町長。

○中嶋秀雄副町長 私のほうからは団体に対する補助金の見直しについてお答えをさせていただきます。

まず、渋谷委員からもお話がございましたように、この部落差別、同和問題、これに対する長年の取組、これがありながら、なおかつ今現在、そういった実態としての差別事象がいまだに起こっている、これはなぜだろうと。全くじくじたる思いを私もしております。

まずはハード事業から始まって生活環境の整備、これの一定の成果が出た。また、心理的差別の解消につきましても、国、町、県、行政機関としての責務をしっかりと認識しながら進め、また各解放団体の関連団体の方たちともそういった教育を含めて様々な啓発を図ってきたと。こういう実

態がありながら今なおある。これはなぜか。一つの大きな原因は、こういった部落差別に関しましては、差別意識を逆手にとって、それをいわゆる助長する中で、そういった中から利益を得ていこうというような、そういった活動があるという実態が一つあるのかなというふうに考えております。しっかりと意識啓発をしながら、しかも教育の中で正しい知識を普及しながらも、それを逆手に取って、以前では、えせ同和問題、これも大きな課題になりました。これについても、行政と、それからいわゆる関係団体が一体になって、こういったところについての解消を図ってきた。これについては一定の効果があつた。そして、今現在あるのは、そういった差別を助長して、そこから利益を得ようというような活動があると。これに対しても解放同盟を中心として全面的に訴訟の対決を行いながら、そういった問題の解決に図っている実態があるということでございます。

委員からは、これをいつまで、全くこれが全て解消できるというのはなかなか難しいだろうと。それなりの方向転換をすべき時期ではないかというご提案でございます。全く、いわゆる解放同盟の支部の皆さんの活動、こういったことが、いつまではっきり言って実態として続けられるかということもございます。非常に活動実態としては、渋谷委員、先ほどお話しになりましたように、いわゆる会員の数、高齢化によっても活動実態は非常に狭まってきているという実態もございます。しかしながら、今現在、まだ訴訟中のそういった事例もあるという中で、いわゆるそれぞれの団体の活動、これが正面に立ってこれを解決を図っているという実態もございます。そういった中で、町としても、先ほど申し上げましたように、やはりこういった団体が活動を提示できるような、そういった社会情勢をつくるというのもまた行政としての大きな課題であろうというふうに思っております。

しかも、今現在、委員からもお話がございましたように、今の団体補助金の要綱につきましては見直しをさせていただいて、活動実態に合わせた事業費補助という制度で今実施をさせていただいております。活動実態が低下してくる、あるいは活動ができなくなってくるということになれば、当然補助金もその分は精算もしておりますので、入ってくると。願わくば、こういった部落差別、同和問題が一日も早く、解消とまではいかなくても、こういった悪意のあるような利益活動が撲滅されて、そして団体としても解散をしていけるというような仕組みを町としても進めてまいりたいというふうに考えております。大変申し訳ございませんが、今現在では、ここで団体要綱を廃止するということは現在では考えておりません。

それともう一点、ではこの同和問題に関する団体補助金というのは、他の人権問題と全く町は差別をして、特異なものとして考えているかということにつきましては、そうではないというふうに認識をいたしております。今回の予算の審議の中でも様々な点でご審議がございました。それは人権の差別や人権侵害に関係するような、例えば障害者の対応であったり、子育て支援であったり、あるいは今委員からまさに質問していただいておりますヌエックへの男女共同参画への職員派遣であったり、そういった面で、補助金という名目、形ではなくても、予算の中にも人権の侵害や差別

につながるような対応というものについて、必要な予算は町として確保させていただいて、同時に人権の侵害、人権差別の問題、外国人問題等も含めて対応を図らせていただいているということについても、ぜひご理解をいただければというふうに考えております。以上でございます。

それから、もう一点、ちょっとまた回答があるかと思いますが、いわゆるヌエックの跡地利用の関係で、委員からは、いわゆる不要施設、国の不要施設ですね。それについて、町として必要なものについては改めて今要望していく必要があるのではないかと。そういったことをぜひやってやってほしいという今のご質問でございます。

実はその跡地利用に関しては、地域支援課長のほうからもちっとお答えをさせていただいておりますが、町の理解といたしましては、国や県のほうの理解は、いわゆる町の要望というものは十分に理解をしていただいた上で、今の跡地利用の交渉についても進めていただいていると。これは国や県の担当者とのやり取りの中でそういったことは十分に感じております。

そういった中で、まず国も県も言っているのは、最終的に町のご理解が何よりの要件だということを行っているわけなのです。そのために今サウンディングを行い、今1者との交渉を進めていると。その交渉の内容については、委員からもご質問がありましたし、町からの要望としても、当初は国の今の施設、そういったものをぜひ残していただきたいと。そして、町の文化と教育の主体的なヌエックの敷地、こういったものを町の要望に沿った形でぜひ利用していただきたいと。これは最初に申し上げていることでございまして、それを根底に今進めてきていただいているというのは十分に感じ取ることがございます。そして、国も県もこの交渉を進める中で、最終的には町のご理解をいただくことが何よりも大事だと、こういうお話をしているわけなのです。ですから、必要な情報については、出せる段階では出していきますと。そして、それを議会の皆様や町民の皆様にぜひ町としてご理解いただけるような形で進んでおりますので、その点をご理解をいただきたいと、こういうお話をさせていただいております。

その点を踏まえると、今現在、町とすれば、国や県のそういった動向、そして交渉の内容の進み具合、これを静観させていただくと。その後、町として、また何らかの形で交渉なり要望なりというものが出せるところがあれば、そこで改めての意見表明をさせていただくということで、今ここで町が何かをするということは、むしろ反対の方向に動くということも可能性としてはあるということで、県も慎重になっているというふうに思っておりますので、ぜひその点も委員にはご理解をいただいて、現在、町としては動く段階ではないというふうに思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

○吉本秀二委員長 続いて答弁を求めます。

久保学校統合推進課長。

○久保哲也教育委員会学校統合推進課長 それでは、質問項目2の新校の建築資材の関係のご質問にお答えしたいと思います。

繰り返しではございますが、新校の資材については、まだ選定の時期が来てございません。委員にご心配いただいております屋上につきましても、児童生徒が上に載って活動するということが前提になってきますので、歩行されることが前提とされた防水材を選定しましょうであるとか、ストリートに関しましては、児童生徒が歩くだけではなくて、緊急車両であるとか、例えば修学旅行の大型バスがそこに寄り着いたりですとか、そういった用途も考えられますので、人が載るだけではなくて、そういう車両が載っても大丈夫な素材を選定しましょうというような段階でしかまだない状況でございます。今後設計等が進んで、具体的にそういう資材を選定する時期が参りましたら、委員からご指摘いただきましたような、その時点での最新の環境リスク等を参照しながら適切に部材を選定していきたいと思っております。

以上になります。

○吉本秀二委員長 中村農政課長。

○中村 寧農政課長 それでは、ご質問の農業用廃プラを収集し、どのように処理しているかということでございます。

農業用の廃プラスチックのほうは廃棄物の処理及び清掃に関する法律というものにより、産業廃棄物に分類されておりますので、これを適正に処理することが義務づけられております。そのため廃棄物処理法等に、こういった資格要件を満たして、収集から運搬、そして最終処分、一貫して行える業者ということで、こうした資格を有する埼玉県内の一般や産業廃棄物の処理の資格を持っております民間の会社のほうに委託して処理を行っているという状況です。

以上です。

○吉本秀二委員長 馬橋企業支援課長。

○馬橋 透企業支援課長 私のほうからラベンダー苑に使用している防草シートの関係、お答えいたします。

まず、安全シートを確認しているかというご質問がありましたけれども、観光協会に確認したところ、それは確認しておりませんでした。ただ、こういったものを買ったかというところで確認しましたら、日本製のポリオレフィンという素材のものでした。こちらにつきましては水や化学物質に強く、無毒ということですので、使っている状態では安全性は確保できているのかなというふうな認識をしております。ただ、不要になったときに処分するときには、先ほど申したとおり適正な形で処分したいと考えております。

それから、シートの代わりにウッドチップやヤシの木を使う案はどうだというお話をいただきましたけれども、防草シートにつきましても、テスト的、試験的に今やっているところで、今年1年目というところ、下の段は2年目になっているのですけれども、テスト的にやっているというところもありますので、ラベンダーの育成等も鑑みながら、もし防草シートがあまり合っていないということであれば、当然外して違う形を考えるということを考えていますので、それにつきましては

参考にさせていただきたいと思います。

以上です。

○吉本秀二委員長 佐久間町長。

○佐久間孝光町長 ごみの広域処理についてお答えさせていただきます。

渋谷委員さんが説明していただいたとおり、今オリックスのほうにお願いをしていますけれども、その経緯を知っている首長さん、いつの間にか私1人になってしまいました。今までも小川地区衛生組合で議論を進めていくときに様々な議論があったわけですが、何でも今回も議会のほうに嵐山町だけが報告をしていないのだというご指摘もありました。あのときも説明させていただきました。とてもではないけれども、こういう形では最低のテーブルに着く、その基本的なことすらもきちっと定まっていない形で、私は議会のほうにそういった段階の中で報告することは不適切であるというふうに判断をするという中で少し遅れたということが説明をさせていただきましたけれども、そのときもちょうどときがわの町長さんは分かっていたから、一緒に歩調を合わせて進めてはきたのですけれども、今回、ときがわ町さんのほうも替わっていますが、いよいよ私1人になってしまったということは背景としてあります。

先ほど渋谷委員のほうから、小川地区衛生組合として、こういったし尿を含んだ形での取組を提案するために小川地区衛生組合のほうでしっかりと議論をすべきではないかというようなご指摘があったかなと思うのですが、これ率直に言って、これからはちょっと難しいかなというふうに思います。今までは衛生組合と、それからあと東松山市との関係の中では、私が申し上げたのは、何しろ東松山の人口規模から何からいったって、こちらは個々でやられたら、とてもではないけれども太刀打ちできないので、衛生組合のほうで何と何を交渉し、そしてどこのところが合意できればテーブルに着く、そこまではきちんと合意形成をした後にやってくださいということで、最終的にはそういう形になって、それでこの前お示しをさせていただいた基本合意の7点ぐらいですか、そういったものが示されたということです。

これから、今度は東松山を含んだ協議会がスタートしていくような予定になっておりますけれども、それはあくまでも市町村それぞれが単位として入っていきますから、だからその中の議論においては、やっぱりそれぞれの市町村のお考え、そういったものが基本的には大きくなっていくのかなというふうに思っております。

ただ、今回渋谷議員のほうからご指摘をいただいた、例えば生ごみだけ、それよりも、し尿の処理も含めてやったほうが効率もいいのではないかな。また、嵐山町の施設も東松山の施設も老朽化していて、いずれにしてもこうなのだという考え方、これはもう非常に至極当たり前のことかなというふうに思いますので、これが例えば先ほど指摘していただいたように、今、東松山市が選定しようとしている場所で十分なスペースが取れるのか。あるいはまた、その技術的なことだとか、予算的なことだとか様々なことがありますので、そういったことを総合的に判断して、これはやる価値

値があるのではないかなというようなことが、ある程度、例えば内部でも分かってくれば、担当課のほうからその協議会、我々が入る協議会の前に調整会議というのを担当課と、それからあとは副町長、副市長、副村長、そういった方々で構成をされるような議論の場がありますので、そういったところに提案をして議論をしていただくということは決して悪いことではないかなというふうに思います。選択肢も増えますし、またいろんな観点からこの問題を考えていくということにおいては、非常に大切なことだと思いますので、その辺のところは担当課と情報を密にして、交換を密にして、そしてこれだったらある程度有効性もあるよね、コスト的にもどうにかこうにか行けるのではないかな、そういうめどが立ったときには嵐山が中心になって提案をしていくというようなことは可能かなというふうに思います。

それからあと、傍聴の席数ですか。ちょっと私、何名ぐらいの傍聴の席数というのは分かりますか。

〔何事か言う人あり〕

○佐久間孝光町長 10名ですか。その辺のところは事務局のほうに担当課を通じて、こういったご意見がありましたということはお伝えをさせていただきたいと思います。

以上です。

○吉本秀二委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 まず、部落解放同盟の補助金のことですけれども、部落解放同盟嵐山支部の中で、例えば今のような状況の中で差別が起きたというふうなことがあるのか。それであるならば、補助金を交付して、そしてそれに対応するための動きをつくっていく必要はあると思うのですけれども、嵐山町の補助金を出して、そしてそれに対応するという必要があると思うのですが、例えばウェブでの差別、それから差別を助長する、えせ差別、そういうふうなものが嵐山町で起きているということならば、それなりの補助金を交付して、そしてその5人いらっしゃるグループの中で、嵐山町の担当課と一生懸命それに対応する必要があると思うのです。ですけれども、日本全体の中でウェブでの差別があった、SMSでの差別があった、えせ同和があったということは、嵐山町の補助金ですべきことではなくて、警察に依頼する、そういうことではないですか。あるいはウェブのマネジメントをしている人たちにパトロールをしてもらう。そのためにお金を使う、町の補助金を使うということならいいのですけれども、そうではなくて、何となく、今の嵐山町の団体がそこに入っているから、それでその運動に対して、団体の団体に民間委託するというやり方は、補助金交付として不適切だと思います。

そして、むしろ嵐山町で起きているいろいろな問題ありますよね。例えば私が一番問題だなと思っているのは、子どもの格差が開き過ぎていて、これから部活動を町外の人に頼むとなるとお月謝を払わなくてはいけなくなってくる。そういうふうなところにむしろそういったお金を使っていて、嵐山町の格差、嵐山町の不平等を解決していくという方向に持っていくほうが、よほど公平性

があって正当であると思うのです。だから、その問題をすり替えてはいけないと思うのです。その点について伺いたい。運動団体補助金交付要綱に関しては、もう一度、交付している団体と話し合っ、そのところはもっと解決していかないと、かつて65万円補助金を交付したときに訴訟を起こしましたがけれども、それと同じような状況にならざるを得ないかなと思います。その点について伺います。

それから、PFASの問題です。PFASの問題で、私は道路の舗装材の上に塗ってありますよね。それがPFASが入っているということで、その点については調査されているのかどうか、思います。だから、ヒートアイランドの健康リスクももちろんあるのですけれども、それに関わる舗装材の上のものがあるので、その点はどういうふうにして考えていくか。非常に難しい問題だなと思っているのです。これから子どもたちが通学していく通学路の中で、自転車が滑らないようにとか、そのときに必ず使うのがそういったもので、PFASが入ったようなフッ素化合物を使ってあるようなものが使われているというふうに聞いています。それを少しずつでもなくしていく。今これから造るものに関しては、それを使わないものを資材にするということですが、そのチェックはどのようにしてなさるのかということです。

もう一つ、私が一番気になっているのは、ラベンダー苑の雑草シートです。雑草シート、聞いていると1年に1回の撤去ではないですよ。1年に1回の撤去でなければ、それはプラスチックが小さくなって入っていきますね、土壌の中に。その土壌の中に入っていくことを防ぐことができるようなシステムになっているかどうか。これは子どもたちのためにとって、子どもがとても喜ぶからという話を伺ったことがありますけれども、実際に健康被害を受けるのは、これから何10年という形でやっていくから、子どもたちです。その子どもたちの健康被害を防ぐために、ラベンダー苑のところにある除草シートに関しては、私はやめていく方向がいいのではないかなと思っています。特にそれは水源の上であるから、そこに入っていく。ずっと見ていますと、産業廃棄物のところなんかPFASなんかが集まっていく。下水道のところにもPFASが集まっていくということを考えると、やはりこれから大きな問題であるなと思っています。農業指導は本当に苦しいなと思うのですけれども、今まで使ってきているものをやめていくということは、農業者にとってもつらいだろうなと思うのですけれども、その点はどのようにお考えになるか。

学校の資材については、ストリートのところは分かりました。けれども、屋上に関しては子どもたちがすごく使うだろうし、そしてまた楽しそうなアイデアだったなと思うのです。子どもたちが屋上で一緒に大人や地域の人と食事をするとか、そういったものは、なるべく子どもたちの意見を取り上げてほしいなと思うのですけれども、その点について、どのようにしてPFAS素材ではないものというのかな、フリーのものを選ぶというのは、これ今はあるのだと思うのですけれども、日本の基準はヨーロッパなんか比べて甘くて、アメリカはたしか3ナノグラムで、日本は50ナノグラムだったと思うのです、リッター。その点についてこれからどのように考えていくか、伺

いたいと思います。

男女共同参画機構の不要施設についてですけれども、来るべきときが来たらというふうにお話がありました。でも、来るべきときはいつになるのか。2030年にならない前に来てもらわないと困るのです。日本家屋を特に活用したほうがいいというふうに思っています。ほかの施設は体育館とかテニスコート、草原広場あります。本当はいろんな形で利用できるし、宿泊棟も本当は利用、まだできますし、今までの話の中では、食堂を講堂にして嵐山町に開放するというふうになっていました。という話を聞いています。それが今、本館を研修棟に移してきて、本館を工事するという中で、1年か2年で終わるのかなというふうに思っていますけれども、その前に、私はいつだったらいいいのかなと思うのですけれども、少なくとも草原広場と、今、菅谷中学校が使っているテニスコートは令和8年いっぱい使えるわけですね。そのまま使っていくような方向に持っていけないと、菅谷中学校のテニス部になるのですか、その子たちは今度はどこで練習するのだろうというふうな思いがありますので、その点についての交渉は私は早い段階ですべきであって、県も国も非常に神経を使っているということでしたけれども、本当にそうなのかなと思うのです。全然関係ないのではないかなと。だって、あそこは工事も通らないし、工事車両も行かないです。お茶室もどのように考えても工事車両は行かないです。そうすると、使い方というのはどこで回答いただけるのか分からないのですけれども、今使っている皆さんが、よかったというふうに思われる時期ってあると思うのです。これからも続けられるねと。嵐山町が一生懸命交渉してくれたから、頑張って交渉してくれたから使えてよかったというふうに思えるような時期、そんなに時期を延ばさないでもいいと思うのですけれども、令和8年度中にはその協議はできるのではないかなと思うのですけれども、その点について一つ伺いたいと思います。

それともう一つ、地域支援課にヌエック、ごめんなさい。独立行政法人男女共同参画機構に嵐山町の職員を派遣します。その職員を派遣するということは、一つは今ある本館の中でどんな仕事、どこの場所をどういうふうに使っていくかということに関して、嵐山町の職員や、それから嵐山町のそれに関しては意見も出せると思うのです。それは早い段階で出していけないと、形が決まってからでは出していけないので、特に私が考えているというか、知っている範囲では、実際には宿泊棟はシェルターとして使われていた部分もありました。そういうことを考えると、早い段階である程度のことが交渉できるほうがいいと思うので、それについて、時期が来たらではなく交渉していただけないか、伺いたいと思います。

もう一つ、小川地区衛生組合と東松山市との広域協議なのですが、私はよく分からないのですけれども、小川地区衛生組合に話しかけられたけれども、担当するのはそれぞれの自治体が入っていて東松山市と話をしていくのであるならば、圧倒的に東松山市のほうが資力もあるし、人口もあるし、知識も情報も持っています。それだと私は弱いのではないかなと思うのです。その点について、私はやっぱり小川地区衛生組合で、ある程度、話をまとめていって、そして嵐山町の町長が一番そ

のことをよく知っているのので、話しかけていくということが必要だと思うのです。これ本当に大切なことだと思うのです。

し尿処理センターは、これから建設するのに、やはり10億円ぐらいは最低でもかかるのではないですか。私はよく分からないのですけれども、A Iに話を聞いてもらったところでは、焼却場は150億から220億、そして、し尿処理センターは50億から60億という形で、大きなお金が動くわけです。それはやはり嵐山町、小川地区衛生組合でもしっかりした意見を持っていかなくてはいけないので、その点については小川地区衛生組合でこれはやっていきながら同時に進行していくのか、よく分からないのですけれども、どういう方法がベストになっていくか分からないけれども、東松山との広域の中に嵐山町だけが抜けるというわけにいかないわけですから、一緒にやっていくべきだと。同時に同時進行で東松山市と小川地区衛生組合の会合、それで小川地区衛生組合だけの会合、同時に考えていかないと、東松山市が土地を持っているわけですから対抗できないと思うのですが、その点についての考え方を伺います。

○吉本秀二委員長 中嶋副町長。

○中嶋秀雄副町長 お答えをさせていただきます。

まず、団体の補助金の関係でございます。委員からは嵐山町の中にそういった部落差別的な事象が現在あるかというお話でございます。幸いにして嵐山町の事象はないと。幸いにしてというふうには私は思っております。今の事象というのは、具体的に申し上げますと、部落探訪という裁判がございまして、それは、ある川崎市の出版社、そちらのほうが全国的な被差別部落地というか、そういったところを写真に撮ったり、ビデオに撮ったりして、そういうものを流したり、そういったことで公表していくというような事例なのです。現実的には、例えば埼玉県内で近いところであれば鳩山町、こういったところが一つそういったものに出されているという事象もございます。嵐山町は、現在そういったところは挙げられておりませんが、いずれにしても、こういった部落差別、こういった同和問題の解消というのは、それぞれの地域で云々ではなくて、これは日本全体としての大きな問題であり、それを解消していくということが一つの大きな目的でございますので、嵐山町が実際にそこに挙げたとなれば、これはもう大変なことでございます。そういったことがないことが、いまだ幸いかなというふうには思っております。

支部の補助金というこの補助金の事業内容も、実はこういった、やはり先ほど実は渋谷委員からお話ございましたように、支部の活動というのは、また県連の活動であったり、全国の活動であったり、そういった全体の流れの中で啓発活動を行ったり、いわゆる訴訟事例に対応したり、あるいはそういった会員の意識啓発を図ったり、これは一体的な活動として行っているものでございますので、そういった県が行う研修会への参加ですとか、いわゆるパンフレット類の作成ですとか、そういったものも、支部活動独自というよりは全体的な活動としての一環というふうにご考えておりますので、そういった面では、嵐山町に事象がないから嵐山町の支部に対してという必要はないの

ではないかという、そういった考え方はちょっと持っておりません。

もう一点、そういった資金を基にして、もう違った事例も、事例といいましょうか、差別事象あるいは人権侵害的なそういった対応を図るべきなのだから、そういったところにそういったものを回したほうがいいというご指摘でございます。先ほども申し上げましたように、一つ一つの障害の事例であったりとか、例えば外国人差別の問題であったりとか、そういったことに対しては、またこの補助金という考え方ではなくて、町が対応すべきは対応すると。それなりの必要な、いわゆる経費があれば、それはきちっと予算計上して対応してまいるということでございまして、そっちを削ってこちらに持っていく、そういうことではなくて、それぞれに必要な対応を取っていくというのが基本かなというふうに考えておいておりますので、ぜひご理解をいただければと思います。

それから、もう一点、ヌエック、いわゆる不要施設の関係でございます。今委員からはそれがいつになるのかと。町に示されるのはいつになるのかということでございますが、これはちょっと分かりません。ただ、具体的には、国は国で、委員からお話がございますように、男女共同参画機構の改修工事というものは進めていかなければなりませんので、一定のやはり跡地利用に関する期限といいましょうか、猶予というのは当然あると思いますので、それは国と県で踏まえながら、そういった跡地利用の施設も、どの時点までだったら、そういう有効利用が図れるかというのは、その中で交渉を進めているということだと思います。その辺、町のほうでは具体的には承知していませんが、まずもう一つは、国や県が町の要望を十分に把握していただいて、それに応え得るようになるというのは、個々の施設という、そういう単位で考えているのではなくて、全体としてと。全体として町の要望にお応えできるように、最終的には町がこれならばということでご理解をいただけるという方向をしっかりと持ちながら交渉を進めているということだろうというふうに理解しております。

ですから、ちょっと期限的なものであるとか、どの施設が、はっきり言って残ったからといって、その施設を町がその後利用できるかどうかというのは、その跡地利用の利用者、事業者の考え方も当然あるわけでございますので、残ったから町が使えるというイコールというふうにも今では言い切れない。ただ、全体の跡地利用の構想としては、最終的には町のご理解が、その事業者の意向としても町から反対されるような施設というものををつくる考え方はないですよというのは、これは共通した考えなのです。ですから、町のほうで最終的にその事業者が行う事業について、ぜひご理解をいただけるということを前提に、事業者も、また国も県もそういう方向性で進めているということでございますので、それを町としては信じて、その意向に沿ってやっていただけるものと。町が理解できるような施設利用といいましょうか、跡地利用を考えていただけるということを今は信じて、それを待っているという状況だというふうに思っております。

以上でございます。

○吉本秀二委員長 安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長　引き続き、副町長からご答弁いただきましたので、3につきまして2点お答えさせていただきます。

まず、委員さん、町の職員が派遣されてという形でお話ありました。一般質問でもお答えさせていただきました。今日、私も昼休み改めて文書を見たのですが、地域支援課という課を新しく設立をいたします。国の示した方針のとおり、全国350余ある男女共同参画センターをつなげる、センターオブセンターズ、そういった仕事を担っていただきたいというふうにしっかり書いてありますので、今私どもの持っているところだと、その仕事を行うという、そこに職員を1人送ってくださいと、そういうような内容でございました。

もう一つ、草原広場とテニスコートのお話がございました。少しお話をさせていただきます。去年の7月のサウンディングのときに、当然テニスコート、草原広場もその敷地も入れてサウンディングは行っております。埼玉県の方でも事前に、町長、今お話をいたしました、町と当然打合せする中で、草原広場を抜いてサウンディングをするのですかという話をしたら、いえ、草原広場も入れてサウンディングを行いたいという話で、私どもも分かりましたという話でした。

今回交渉を始めている民間事業者につきましては、これも一般質問でお答えしました。まず、本館を改修しているときに研修棟に機構の職員さんが行きますと。終わった後に戻ってきますと。それが12年とかそのくらいになりますと。今回の事業者さんに関しましては、その12年とかという、本館の改修が終わって研修棟から戻ってきた段階で、全て終わった段階で使いたいというふうな形で引き継ぎたいというか、施設を使いたいという話でした。具体的に草原広場を使う、使わない、そういうことはおっしゃっておりませんが、できる限り広く使いたいというふうにおっしゃっていましたので、私どもは、まずは全て使うのだなというふうな形で考えておりました。議会の予算のところでも8年度に関しますというお話がありましたが、これは多分、生涯学習課長からのお話で、たしか7時から10時まで門が開きますので、同じようにできますという形でしたが、恐らくこの門の開く時間とかによって、お話、交渉になるのだと思いますが、サウンディングを私どもが見た限りでは、当然11年とか12年までは、何か建物を造ったりするという工事に当たらないとか、工事の邪魔になってしまうのでいけないとかという、こういう限りでない限りは草原広場を何かするというようなことはないように感じていました。全て終わったときに一括して引き渡したい。これは部分部分に引渡しですか、順次引渡しですかという話をしたら、そうではなくて、一括して引渡しをしていただきたい。それは全て終わった後ですと。ここははっきりお話をしましたので、ですので、草原広場はいつまで使えるとかというのは、門の関係がありますから変わってくると思いますが、1年後、2年後にはもう建物が建つとか、そういったことはないように伺っています。全て一括して引き受けたいと。ここがポイントですので、この辺だけご認識いただければよろしいかと思います。

以上でございます。

○吉本秀二委員長 安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 それでは、PFASの道路についてお答えいたします。

まず、PFASの道路の関係ということですと、道路の路面標示の塗料のことだと思うのですが、そういう形でよろしいでしょうか。

〔何事か言う人あり〕

○安在知大まちづくり整備課長 この塗料について含有がされているかの調査ということなのですが、国、県からの通達等では、現在そういう調査についての把握はしておりません。また、独自に町としても、その塗料に対してのPFASの含有等についても調査はしておりません。ただ、現在、新設また補修材料のほとんどが非フッ素系に切り替わっておりますので、大きな心配はないと考えております。

既に施工されて、現在使用されている資材への対応ということですが、直ちに撤去を求めるものではないと思っております。維持管理と廃棄時の適正処理を徹底する。それから、通常の使用状態で直ちに健康被害を及ぼすものでないため、耐用年数まで使用し、改修時に非含有製品に切り替え方針と考えているところでございます。

以上でございます。

○吉本秀二委員長 馬橋企業支援課長。

○馬橋 透企業支援課長 私のほうからラベンダー苑の防草シートの関係、お答えいたします。

委員のほうから、成分が土に溶け出して、子どもへの環境汚染といいますが、そういうことをご心配されているようですけれども、今回購入しました防草シートにつきましては、ポリオレフィンという素材ということで、さっきお話ししましたけれども、こちらにつきましてはPFASフリーです。

さっきも同じ答弁したのですが、水や化学物質に強く、無害、無毒ということですので、それ以外の有害物質が土に溶け出していくようなことも可能性としては非常に低いと考えております。ですので、その環境汚染というよりは、逆に除草剤をまいたりですとか、除草するときに当然エンジンかけてやりますので、そういったところの排気、環境問題ということを考えますと、現在使っている防草シートのほうが、トータルで見ると環境には優しいというふうに考えています。当然また、さっきも言いましたけれども、試験的ですので、これが当然合わないということになれば、外してまた違う方法を考えるということになると思いますけれども、その際には適切な形で廃棄するように指導してまいります。

以上です。

○吉本秀二委員長 中村農政課長。

○中村 寧農政課長 それでは、農業資材についてお答えいたします。

私がちょっとPFASの件で調べたところによりますと、有機フッ素化合物のほうは、化審法と

いう第一種特定化学物質に、すみません。化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律という中で、第一種特定化学物質に指定されておりまして、今現在、日本国内での製造や輸入が禁止されていると認識しております。それなので、今現在使っている資材については安全なものであるのかなと認識しております。

しかしながら、これがいつの時点でそういったものが使われなくなったかというのが特定できませんので、繰り返しにはなりますが、やはり農地には古くから積みっ放しだとか、もう劣化してぐずぐずになりそうなもの、そういったものがかなり多く散乱しているふうに見受けられます。そうしたことで、かなり前から農業用廃プラスチック等の回収を続けておりますが、そういった意味でも、今後、地下水等の汚染、そういったものを長い目で防止するのには、こういった回収の活動を根気よく続けていくのが必要かなと思います。

また、環境というか、よい農業のやり方というのがございまして、これがGAPという制度でございます。農業に関する法律や規則、モラルを守ることによって、食品の安全ですとか、労働安全、環境保全、人権保護、農場経営管理に配慮した、人と環境にやさしい持続的な農業経営をすることを目指したGAPという制度がございます。ちょっとGAPを取得するのはかなりハードルが高いのですけれども、埼玉県では埼玉県独自のS-GAPというものを推進しています。そうした取組を県と町も推進しているのですが、何名か少しずつ農家の方が取得されている方もございます。こういった取得者が多くなれば、委員ご心配されている環境への影響も軽減をされていくのかなと思いますので、こういったものは支援を強化していきたいと思います。

以上です。

○吉本秀二委員長 久保学校統合推進課長。

○久保哲也教育委員会学校統合推進課長 私のほうからは新校の屋上防水の関係、お答えさせていただきます。

屋上の防水ですが、子どもたちが今回多く利用する、活発に活動していただくということを想定しておりますので、まず防水の選定に対しましては、子どもたちの活動がより安全で行えるですとか、維持管理が容易である、それと、そもそも防水材ですので、防水性能がしっかりしている、そういった点を考慮しながら設計時点では選定していくことになります。

防水というのは、細かく分類していくと様々あるかと思いますが、アスファルト系のもの、塩化ビニールシート系のもの、あとはウレタン塗膜系のもの、そういった代表的な3種類に分かれるかと思います。それぞれ主となっている素材自体にフッ素化合物が入っているということは、現在確認されておきませんが、製品によっては、その防水のトップコート、表面にコートをかけるところにフッ素が使われている製品等もございます。そういったものを選定するのは、実際に工事が始まってから現場で選定されることになります。ですので、そういったものを選定させないような工夫というのが必要かなと思っております。

ですので、設計段階でちょっと明記の仕方とか、これから検討しなければいけません、特記仕様書等にそういった環境リスクの高いものを選定しないことということを明記した上で発注をする等の工夫をしながら、また現場管理においても、業者から上げられてきた選定の材料が、そういう環境への負荷、子どもたちの安全性に対しての考慮がされているものなのかどうかというところを都度しっかりと確認しながら使用を許可していきたいと思っております。

以上です。

○吉本秀二委員長 佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

小川地区衛生組合全体として、これからも東松山との交渉がというようなことがありました。まさに基本的な考え方はまさに私も同感であります。だからこそ、基本合意書を締結する前に、ばらばらであったものを、それではいけないのではないですか。何回も何回も何回も正副会議の中で私は発言をさせていただきました。それでもなかなか足並みがそろわないで、東松山のほうから、何々町はどうですか、何々町はどうですか、個々で答えてくださいと。言ったでしょうと。そういう形でやられたら圧倒的に優位なのは東松山だから、少なくとも東松山と交渉をするときに当たっては、これとこれはこの小川地区衛生組合の中で合意がなされた、ではこれを伝えましょう、こういう条件を課しましょうということで、合意できたものだけやってくださいということで、最終的には言って、最初の環境負荷の軽減という、この一言を入れてもらうだけでも大変な紆余曲折がございました。

そして、最終的にそういったものの書き込みがなされたということで、基本合意書に署名をしたわけでありましてけれども、この基本合意書に署名したのは、小川地区衛生組合管理者誰々、それから東松山市市長誰々ということではありません。何々町の町長、どこどこの町長、どこどこの村長、どこどこの市長、こういう一つ一つと自治体の首長さんがそれぞれ署名をして合意書に同意しておりますので、今後は基本的にはそれぞれの自治体の方々に判断をする中で合意がなされるもの、あるいは提案してもなかなかそれが総意とはならないもの、いろんなことが出てくるかなと思いますけれども、ですから先ほど言われたような、そういった新たな提案事項、そういうものがこれは有効だな、それも可能性が高いなということであるならば、それはもう当然議論に上ってくる、そういった会議体はありますので、でもその中で提案したからといって、必ずしもそれが採択されるかどうかというのは別問題ですけれども、そんなような状態であります。

以上です。

○吉本秀二委員長 以上で総括質疑を終了いたします。

執行部の皆様は退席をお願いいたします。

◎修正案の提出

○吉本秀二委員長 議案第10号 令和8年度嵐山町一般会計予算議定についての件に対し、お手元に配付したとおり、渋谷登美子委員から本職宛てに修正案が出されています。よって、これを本案と併せて議題とし、提出者の説明を求めます。

渋谷登美子委員、登壇を願います。

○渋谷登美子委員 それでは、修正案をご説明いたします。

この修正案は、部落解放同盟嵐山支部への補助金40万円を削減し、生涯学習課のほうの放課後子供教室にそれを40万円入れます。放課後子供教室は、50時間分の放課後子供教室の科目を取っています。謝礼として、1人の方に7,000円を50時間分です。それは放課後子供教室の主体である子どもたちがどんなふうな事業、生涯学習をしたいかということを選んで、その先生をお願いしてやっていくという50時間分なので、非常に少ないのですけれども、それに加えて5万円分の消耗品、いわゆる絵を描きたい子がいたら絵の具を買うとか、サッカーをしたい子は、サッカーボールが幾つ買えるか分かりませんが、そういうふうな形で5万円分出して、部落解放同盟補助金の部分をとにかく子どものための経費に公正に使いたいと思い、そういうふうな提案です。

議案ですけれども、最初の議案ですと、ページが出ていないのですけれども、総務費10億7,024万5,000円を10億6,984万5,000円に変更します。これは総務管理費の議案、40万円削減して、それを教育費、社会教育費のほうに入れて、8億2,702万4,000円を8億2,742万4,000円とするものです。

議案ですけれども、1ページというのがあります。そちらに、総務費ですと本年度予算額が10億7,024万5,000円を10億6,984万5,000円にして、これは一般財源ですから、9億1,395万3,000円を9億1,355万3,000円にするというものです。

教育費に関しては、今年度予算額の8億2,702万4,000円を8億2,742万4,000円にし、それは一般財源からですから、一般財源の6億6,364万円を6億6,404万円にするというものです。

その総務費に関して言いますと、説明、人権対策費の負担金、補助及び交付金を人権対策推進事業85万円を45万円にします。その部分は、さらに人権対策推進事業の部落解放同盟埼玉県連合会嵐山支部補助金40万円をゼロにするというものです。

さらに、次に2ページのほうに移りますけれども、社会教育費、総務費の報償費99万2,000円を134万2,000円にし、放課後子供教室の需用費、消耗品費6万1,000円を11万1,000円にするというものです。事業概要としては、放課後子供教室において、地域住民を講師として、書道、手話、絵画、音楽等の体験活動を実施するための経費に充てますというものです。

○吉本秀二委員長 修正案の説明が終わりました。

これより渋谷登美子委員から提出された修正案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○吉本秀二委員長 ないようでございますので、お引き取り願います。

質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○吉本秀二委員長 討論なしです。

これより議案第10号 令和8年度嵐山町一般会計予算議定についての件を採決いたします。

それでは、まず本案に対する渋谷登美子委員から提出された修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○吉本秀二委員長 挙手少数。

よって、本修正案は否決されました。

次に、議案第10号 令和8年度嵐山町一般会計予算議定についての件の原案を採決いたします。

なお、念のため申し上げます。令和8年度当初予算書78ページに記載のある「新規Windows OSアップデート業務委託」については削除されているものとして採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○吉本秀二委員長 挙手多数。

よって、本案は可決すべきものと決定しました。

◎散会の宣告

○吉本秀二委員長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 2時35分)

予算特別委員会

3月13日（金）午前9時30分開議

- 議題1 「議案第11号 令和8年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定について」の審査について
- 2 「議案第12号 令和8年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定について」の審査について
- 3 「議案第13号 令和8年度嵐山町介護保険特別会計予算議定について」の審査について
- 4 「議案第14号 令和8年度嵐山町水道事業会計予算議定について」の審査について
- 5 「議案第15号 令和8年度嵐山町下水道事業会計予算議定について」の審査について

○出席委員（１１名）

１番	佐藤弘美	委員	２番	橋本将	委員
３番	宮本大裕	委員	４番	小林智	委員
５番	藤野和美	委員	６番	森一人	委員
７番	青柳賢治	委員	８番	畠山美幸	委員
９番	川口浩史	委員	１０番	渋谷登美子	委員
１１番	吉本秀二	委員			

○欠席委員（なし）

○委員外議員

狩守勝義 議長

○特別委員会に出席した事務局職員

事務局長	小輪瀬一哉
書記	安在洋子

○説明のための出席者

佐久間孝光	町長
中嶋秀雄	副町長
岡野富春	税務課長
都築葉子	税務課収納対策室長
小松英喜	税務課課税担当副課長
柳澤純子	町民課長
石橋正仁	町民課保険・年金担当副課長
簾藤久史	長寿生きがい課長
吉川壮司	長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長
久保かおり	長寿生きがい課包括支援担当副課長
清水延昭	上下水道課長
清水聡行	上下水道課下水道担当副課長
久保雄一	上下水道課水道施設担当副課長

◎開議の宣告

○吉本秀二委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席委員は全員であります。よって、予算特別委員会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

(午前 9時30分)

◎諸般の報告

○吉本秀二委員長 ここで報告いたします。

初めに、本日の委員会次第は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

それでは、直ちに本日の審査を始めます。

◎議案第11号の質疑、討論、採決

○吉本秀二委員長 議案第11号 令和8年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑は、質疑発言通告書に基づき一括して行います。

それでは、橋本委員、質疑をどうぞ。

○橋本 将委員 おはようございます。今日もよろしくお願いします。

予算書261ページ、人間ドック、がん検診、減額の理由をお尋ねいたします。

○吉本秀二委員長 石橋副課長。

○石橋正仁町民課保険・年金担当副課長 それでは、私のほうから人間ドック、がん検診料の減額の理由ということでお答えさせていただきます。

まず、国保財政が大変苦しいといった状況の中で、まずは歳出の見直しを行わせていただいたというのが大きな理由となっております。それで算定の根拠といたしますと、人間ドック、併診ドックがん検診、こちらの受診者数の実績見込みと被保険者数の全体の減少を参考に予算編成をしたところになってございます。ただ、もちろん国保財政が厳しい中での歳出見直しになっておるわけですが、当然特定健診の受診率のほうを上げさせていただいて、保健指導の機会を増やして皆さんに健康になっていただいて、ひいては医療費の削減につなげていきたいと、そういった姿勢に一切変わりはありませんので、そこはご理解いただきたいと思います。

以上です。

○吉本秀二委員長 橋本委員。

○橋本 将委員 それでは、再質問いたします。

先ほど対象者、受診者の減少があったということですが、昨年と今年と、どの程度受診者が減ったのかということと、今後もそういう受診者とか非対象者という方が減っていく見込みなのかということと、ついでにまたこの保健事業のそもそもの見直しということですが、今町民に対する姿勢というのは分かりましたけれども、ではこういった事業に転換していくつもりなのか、お考えがあればお聞きしたいと思います。

○吉本秀二委員長 石橋副課長。

○石橋正仁町民課保険・年金担当副課長 それでは、私のほうから、受診者数の減った状況と被保険者数の今後についてお話しさせていただきます。

人間ドックについては6年度が201人、併診ドックが17人、こちらが令和7年度については、人間ドックが188人、併診ドックが4人といった形で減少しております。がん検診については、6年度が集団がん検診のほうで延べ529人、個別がん検診のほうで延べ620人、7年度については、集団がん検診が延べ495人、個別がん検診が延べ629人となっております。被保険者数についても、これは全国的というか、国保については減ってきているといった状況で、こちらはそういった状況でございます。

以上です。

○吉本秀二委員長 橋本委員。

〔何事か言う人あり〕

○吉本秀二委員長 見通しをどうした事業にということ。

石橋副課長。

○石橋正仁町民課保険・年金担当副課長 今後の健康づくりのお話ですが、こちらについてはあくまで対象者数等が減っているという状況でございまして、これまでどおり健康づくり事業については推進して、できるだけ多くの対象者の方に受診していただけるような体制づくりを進めていきたいと思っております。

以上です。

○吉本秀二委員長 橋本委員。

○橋本 将委員 再々質問いたします。

今は減っているということなのですが、今お伺いした人数を見ると、それほど多く減っているわけではないのかなという印象を数字的に見受けます。今後減少していくだろうという予想の下で減額、見直しということなのですが、結局人数が減っているというよりは、財源のところで根本的に見直した予算だという理解でいいのかなというふうにお聞きします。

○吉本秀二委員長 石橋副課長。

○石橋正仁町民課保険・年金担当副課長 先ほど、最初に私のほうから国保財政が苦しいという状況をお話しさせていただきましたが、それも併せてなのですが、当然被保険者数が減っているといっ

た中で、算出の根拠となる人数のほうを抑えさせていただいて算出してございますので、それについては減少していくといった形になります。ただ、もともとここ2年ほど、その数字については減少に合わせて下げてこなかったというのがございますので、そこが合わさって多少大きく数字が減少したといったところはございます。

以上です。

○吉本秀二委員長 続いて、藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 私のほうは、まずは248ページ、国民健康保険財政調整基金の繰入金が今回減額になっております。その理由についてお聞かせください。

それから、252ページ、賦課徴収費、これは増額されております。その辺の理由をお願いいたします。

それから、260ページ、疾病予防費、減額の理由は、今橋本委員が質問されたのとほぼ内容がかぶっておりますが、それについては結構です。

○吉本秀二委員長 石橋副課長。

○石橋正仁町民課保険・年金担当副課長 それでは、私のほうから国保の財政調整基金繰入金減額の理由ということでお答えさせていただきます。

先ほど橋本委員に対する答弁のところでもお話しさせていただきましたが、国保会計の運営が大変厳しいといった中で保険税を基本に当然考えさせていただくということで、できる限り基金を利用しないようにということで、予算編成をすることを原則に進めさせていただいております。令和8年度の予算編成においては、主な歳入の増額要因として、先ほど申し上げました国保税について3,800万円ほど増と、あと一般会計の繰入金のほうも1,100万円ほど増、また先ほど答弁させていただいた歳出面での保健事業費、こちら500万円ほど、身の丈というか、被保険者数に合わせた形での減額ということをさせていただきまして、保険税とそれらを基とする歳入の増加、歳出の見直しを実施したことによって、財政調整基金からの繰入れを減額させることができたと考えております。

以上です。

○吉本秀二委員長 小松副課長。

○小松英喜税務課課税担当副課長 私のほうからは、予算書252ページ、歳出のほうで賦課徴収費増額の理由についてお答えいたします。

賦課徴収費につきましては、事業全体で前年度比327万4,000円、約108.6%の増額でございます。主な要因は、電算委託料が前年度比411万1,000円の増額をしたためで、詳細につきましては子ども・子育て支援金制度対応に伴う国保税システム改修業務として約411万円を計上したものでございます。

以上でございます。

○吉本秀二委員長 藤野委員。

○藤野和美委員 今基金の繰入れが減っているというのは、要するに保険税の値上げによって税収がアップしたということが大きな理由かなとは思っています。ただ、この基本的な考え方なのですが、町民の負担を少しでも減らすというふうに考えますと、本来は一般会計から国保の基金のほうに繰入れも当然可能なことだと思うのですが、今回それもしないで、要するに保険税の値上げということで今回やったわけです。基金から繰り入れて、保険税を少しでも上げるのを少なくするという考え方がそもそもなかったのかどうか。それと、このことによって、基金の残高をどのくらいのことで予想しているのか、それも併せてお聞かせください。

○吉本秀二委員長 1問だけですか。

○藤野和美委員 はい、それだけで。

○吉本秀二委員長 石橋副課長。

○石橋正仁町民課保険・年金担当副課長 すみません、答弁いたします。

まずは、大前提といたしまして、国保会計にはまず国保税が一番大切といったことになっております。それで、一般会計からの繰入れということですが、一般会計のほうは、要は町民全員の税金から成り立っていると。国保税については、国保の被保険者数、被保険者さんの税金のほうで成り立っているといったところの違いもございます。それで、あとはこれから県のほうで統一されるといったところもございますので、県から示されている国保税の率について、参考に進めさせていただくといったところでございまして、一般会計からの繰入れということについては、できるだけ考えないで進めさせていただいたといった状況でございます。以上です。

失礼しました。基金の残高ですね。先日の3月補正の後、こちら8年度当初の取崩しを反映させていただいたものの残高については、6,300万強になる予定でございます。

以上です。

○吉本秀二委員長 藤野委員。

○藤野和美委員 今、国保会計のことで、基本が保険税が中心だということをおっしゃいました。ただ、基本的には保険基盤安定等に一般会計から繰り入れるというのは、これは法定内繰入れということで、決してそのことについて制限がかかっているわけではないのです。法定外のことについて国、県は言っておりますけれども、基本的にはその基金、要するに保険の基盤安定等基金の繰入れというのに関しては法定内だということは、これははっきりと答弁もあるわけです。当然介護やその他についても、一般会計の繰入れはしております。ですから、ここだけがそういう意味での制限をかけられる必要は私はないと思うのです。

まして国保という仕組みそのものが、やはりいわゆる収入基盤の比較的弱い年金、それから自営業の方、これが中心に入っているわけです。ですから、国民皆保険の基盤をなしているのが、この国保であるわけですので、そこが年々料金、税金が上がってきているということに対して、これが

一般会計から繰入れをして基金等を安定させていくと。少しでも町民への負担を、被保険者の負担を軽くするというのは、これは本来の町としてあるべき姿勢ではないかと思うのですが、それについての考えをお聞きしておきたいと思います。

以上です。それだけお願いします。

○吉本秀二委員長 石橋副課長。

○石橋正仁町民課保険・年金担当副課長 お答えいたします。

一般会計繰入金の中で、先ほど保険基盤安定のお話があったかと思うのですが、この保険基盤安定のほうは、税軽減分については4分の3が県から入ってきまして、保険者支援分については国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1と。ほかのものについても、大体4分の3はそういった県、国のほうから支援を受けると、その辺は法定されておるところでございます。残りの4分の1については、町の一般会計のほうで見るといったことになっておりまして、そういったことで国のほうで法律でそうやって決められて、できるだけご心配していただいているとおりの、手厚くされている状況のところでございます。それでも国保会計というのは、それだけ苦しいといったところはご存じのとおりなのですが、それについては今後国と県のほうにお話のほうをさせていただいて、改善を求めていくといったところではないかと考えております。

以上です。

○吉本秀二委員長 中嶋副町長。

○中嶋秀雄副町長 私のほうから補足で説明させていただきます。

そもそも国民健康保険制度、当然のことながらそれぞれの市町村が単独で行ってきているという基本的な制度でございました。そういったそれぞれの市町村での単独での運営が非常に厳しいということから、今回の県の統一というような制度に踏み込んできたということでございます。やはり、県の統一を目指していくというのは、今藤野委員おっしゃったとおり、国民健康保険制度をいかに健全に維持していけるか、そして町民それぞれの税負担をいかに抑えていけるか、こういったことを根本にして県の統一という形で今進んできているわけでございます。

やはり、全体を考えるならば、一般会計が持つべきルール分、それから税負担をしていただくそれぞれの被保険者の負担分、そういったもろもろの制度設計の中で、国民健康保険のいわゆる皆保険を守るといふ制度設計ができていっているわけでございまして、現状では基本的なルールに沿って、県の統一に向けての段階的にステップアップをしていくというのが、当町での今での進め方というふうに考えておりますので、また今後さらに県の統一になったからといって、被保険者数が減っていくという現状の中では、根本的な見直しということも必要になってくるのかなというふうに思いますが、現状ではそこに進んで淡々と進めていくというのが、本町での考え方ということでご理解いただければと思います。

○吉本秀二委員長 次に、畠山委員、質疑をどうぞ。

○畠山美幸委員 予算書の263ページ、特定健診の目標はどのくらいに定めているのかお伺いします。

○吉本秀二委員長 石橋副課長。

○石橋正仁町民課保険・年金担当副課長 お答えいたします。

令和6年3月に策定したデータヘルス計画では、特定健診の受診率の目標は、今年度、令和7年度は48%、令和8年度は51%、最終的に令和11年度は60%としておるところでございます。

以上です。

○吉本秀二委員長 畠山委員。

○畠山美幸委員 今は受診率48%、51%を目標にして、最終的にはマックスの60%を目標にするということですが、特定健診は12月の今年だと25日が多分最終日になるのかなと思うのですが、始まりが多分6月ぐらいから特定健診を受けて、12月末で終わってしまうのですけれども、市町村によっては受診率を上げるために1月までとか、そこぐらいまでは延ばしたりとかというところがあるかなと思うのですけれども、いろんな前もこの質問したときには、集計をするのに1月だとちょっと厳しいものがあるということなのですから、その点と。

あと、メタボ教室に希望される方、例えば数値が悪い場合に、メタボ教室の受診を希望される方というのはどのくらいいらっしゃるのか。

また、ラインなどで、今嵐山町のラインで様々な周知を行っていただいていると思うのですけれども、この特定健診始まりましたという周知は、年何回ぐらい行っているのか。やはりいろんな面で目に留まっていたほうがよろしいのかなと思うのですけれども、その3点についてお伺いします。

○吉本秀二委員長 石橋副課長。

○石橋正仁町民課保険・年金担当副課長 それでは、お答えさせていただきます。

まず、期間についてですけれども、これについては先ほど委員さんおっしゃっていただいたとおり、集計上の都合があるというのは私のほうでも聞いております。あとは事業課のほうとそこは確認をさせていただきたいと思います。

メタボ教室の受診を希望する方の人数でございますが、こちらについては大変申し訳ございません。準備してございませんで、数字は分かりません。

あと、特定健診のラインによる周知ですか、そちらについてはちょっと今それも把握していないという状況でございます。申し訳ございません。

以上です。

○吉本秀二委員長 次に、川口委員、質疑をどうぞ。

○川口浩史委員 254ページ、療養給付費、療養費、この減額の理由を伺いたいと思います。

疾病予防費、これは橋本委員が聞いてもらいましたので、一部と併せて伺います。特定健診なのですけれども、今目標はお聞きしたのですけれども、令和6年、7年度はどのくらいのパーセント

になりそうですか。もう分かっているのかな、ちょっと伺えればと思います。

○吉本秀二委員長 2問でよろしいですか。

○川口浩史委員 はい。

○吉本秀二委員長 石橋副課長。

○石橋正仁町民課保険・年金担当副課長 お答えさせていただきます。

まず、療養給付費等の減額理由でございます。こちらは、やはり先ほどから申し上げているとおりの被保険者数が減少していることにより、医療費全体が減少しているためかなと考えております。算出に当たっては、前例どおり、ここ3年程度の数値の平均値を参考に予算編成させていただいているという現状でございます。

次に、特定健診の今年度の受診率ですが、今年度まだ私の手元にあるのは途中経過でございます。途中経過では35.4%となっております、ちなみに参考までに令和6年度が37.8%、こちらは県内順位が60位でした。ただ、令和7年度の現状の数字が35.4なのですが、県内順位が、私の把握するところでは31となっておりますので、恐らく上昇した結果が出るのではないかと考えております。

以上です。

○吉本秀二委員長 川口委員。

○川口浩史委員 そうですか。療養給付費、療養費、被保険者数の減が大きいのではないかとということで、そうですか。どうでしょうか、病気の種類としてはどんな種類が上位を占めているのか。やっぱり心臓の病気を治すには多額の医療費がかかるわけですね。令和6年度の中ではどのくらいあったのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

それから、特定健診、順位は伸びているということでおっしゃったのでいいのですが、そこはいいのですが、ただ目標からすると10ポイントぐらい低いのかな。令和7年度でももう少し上がったとして見ても、どんな点が特定健診を受けないのか、お分かりでしたら伺いたいと思います。

○吉本秀二委員長 石橋副課長。

○石橋正仁町民課保険・年金担当副課長 それでは、私のほうから病気の医療費の内訳というか、それなりに上位にあるものということでお話をさせていただきます。

基本的にはやはりがんが一番多いといった状況でございます、その後町のほうでは、慢性腎臓病や糖尿病などの透析の関係が結構高くございます。それで、今回予算組みさせていただく中で、私もちょっと悩んだところがあったのですが、療養給付費と療養費については減額をしているのですが、高額療養費について、川口さんもお気づきかと思うのですが、微増しているという状況でございます。こちらなんかは、やっぱり原因が透析の関係が比較的多いためではないかと解釈しております。

私のほうからは以上になります。

○吉本秀二委員長 柳澤町民課長。

○柳澤純子町民課長 私からは、特定健診の受診率のことについてお答えいたします。

令和7年度の目標が48%ということで、まだ先ほど石橋のほうから答えた数は途中経過なのですが、今回、今後もいい率にいくのかなというふうに期待しております。今年度は委託のほうをお願いしてありまして、そちらで受診勧奨につきましても、はがきを2回、電話を1回ということになっているのですが、受診勧奨の内容も、その対象者の1回も受けていない人と時々受ける人、まだら受診の方とか、はがきの内容を受診勧奨の内容も変えて送っていて、大変効果的でしたということを担当の職員のほうから伺っております。そういったノウハウも今後も生かしまして、来年度も受診勧奨の委託の事業費を計上してあるのですが、こういったノウハウのほうを今後も生かしまして、職員のほうでも生かして対応していこうかというふうに考えております。

以上です。

○吉本秀二委員長 川口委員。

○川口浩史委員 病気の種類としては、がん、腎臓、糖尿の透析の関係だということでお答えいただきまして、分かりました。

脳ドックを今嵐山町はやっていますけれども、循環器のドックも私は今後取り入れていくべきではないかと思って、心臓の病気はどのくらいの比率を占めているのだろうと思って2回目に、1回目だったかな、聞いたのですが、お答えなかったのですが、そんなに高くはないのですか、嵐山町は。やっぱり今後は循環器のドックも考えていかなければならないというふうになるのか、ちょっと伺えればと思います。

それから、特定健診なのですが、そうでしたね、前に説明を受けていて、はがきだとか電話だとかというのをやりますよということで。どうなのでしょう、この受けない理由というのは何なのかというのを、そこがうまくマッチしないと、やっぱり健診率を上げることにならないのではないかと思いますので、もしお分かりでしたら伺いたいと思います。

○吉本秀二委員長 石橋副課長。

○石橋正仁町民課保険・年金担当副課長 お答えいたします。

循環器の関係ですが、こちらが高いというのはこちらでも把握はしておるのですが、その内容について詳細に今回調べてきていないということで、申し訳ございません。

私のほうからは以上になります。

○吉本秀二委員長 柳澤町民課長。

○柳澤純子町民課長 私からは、特定健診の受診しない理由ということでお答えいたします。

私も全て把握しているわけではございませんけれども、40代から50代の若い人が受ける方がちょっと低いというのは聞いております。現在、健康志向が高まっておりますので、今後も県広域化と連携いたしまして特定健診のPR、受診勧奨のほう、体調が悪くなってから受けるという方も多い

というのは聞いているのですけれども、やはりその前に、自覚症状が出る前に特定健診とか人間ドックとか受けることが大切だということを、これからもポスターとかで周知いたしまして勧奨していこうと考えております。

以上です。

○吉本秀二委員長 続いて、渋谷委員、質疑をどうぞ。

○渋谷登美子委員 予算の参考資料の24ページで、ゼロ歳から学齢前、7歳から18歳、18歳から65歳、65歳から70歳、70歳から74歳までの各人数を伺いたいと思います。

それと、予算の参考資料ですけれども、26ページですが、県平均と比較して町の医療費をどのように捉えるか伺いたいと思います。

それから、この予算書なのですが、何か難しい書き方をしているなというふうに思うのですが、令和9年の国保準統一料金になるということを前提にして、保険給付費は11億648万円、埼玉県に対して負担金3億1,603万円支出するわけですが、これは率とすると28%になります。これは繰入金と保険料と、そのほか一般財源とかもあるのですけれども、令和9年度にもう同様の率になるのか。保険料は多分同じになるか少なくなるかだと思うのですけれども、この点について伺いたいと思います。

○吉本秀二委員長 石橋副課長。

○石橋正仁町民課保険・年金担当副課長 答えいたします。

年齢ごとの人数でございますが、まずはおわびさせていただきますが、令和7年度及び令和8年度見込みでございますが、こちらについては推計値ということになっておりますので、年齢別の人数の算出はできません。ご了承いただきたいと思います。そういうことですので、参考までに令和6年度末ということで申し上げます。ゼロ歳から7歳未満が29人、7歳から18歳未満が125人、18歳から65歳未満が1,392人、65歳から70歳未満が633人、70歳から75歳未満が1,088人ということで、計3,267人となっております。

続きまして、医療費の関係でございます。参考資料26ページ、町の1件当たりの医療費と通院1件当たりの医療費ということで、こちらは県平均よりも大きくなっております。入院1件当たりの医療費はばらつきがありまして、恒常的に医療機関にかかっている1件当たりの単価が高いというのが、通院に出てきているのかなと。入院で月ごとにばらつきがあるのは、大きな入院が少しだけでもあると影響が出てしまうという、小規模団体ならではの傾向があるのではないかと考えております。

そうした中でご質問いただいたところで、私のほうでも少し突っ込んで調べさせていただいたところなのですが、最も医療費がかかっているのは、先ほど川口委員の質問でもお答えさせていただきましたが、県平均も町も共通でがんでございました。ただ、2番目からは状況が変わりまして、県は筋・骨格系ということで、腰痛や肩こりなどの病症が多くなるということなのですが、町では

先ほど申し上げたとおり、慢性腎臓病や糖尿病が多い傾向がございまして、先ほど申し上げたとおり透析患者が県平均を上回っておるような状況でございます。そのため、今後も特定健診の受診率を高めて保健指導につなげ、被保険者が健康になるとともに、ひいては最終的には医療費の削減に努めていきたいというふうに考えております。

もう一つのところですが、こちら保険給付費と、あと国保事業費納付金の関係等でございます。お答えになるか不明なところもありますが、ちょっとお話しさせていただきます。町から被保険者の方に支払うという保険給付費については、県支出金にある保険給付費等交付金を財源としておるような状況でございます。それで保険給付費等交付金については、市町村が納付する国保事業費納付金を県の国保会計のほうで歳入いたしまして、ほかの財源と合わせて市町村に歳出してくるといった状況でございます。国保事業費納付金については、町の国保税と一般会計繰入金のうちの国保税の軽減に充てている分を財源とするのが主になっているのでございます。

ただ、当然それでも不足するというのが国保会計の今の現状でございます。そういう場合はほかの財源として、先ほど藤野委員からもご心配いただきましたが、財政調整基金等で補てんするような形を取らせていただくようなことになります。国保税で充てるのが本来の姿であるため、基金からの繰入れは抑えたいといったところでございます。令和8年度については、国保税の税率改正により3,800万ほど予算増させていただき、歳出でも先ほどから申し上げたとおり、保健事業費を適正な数値で計上させていただき、その他歳入歳出の見直しもできる限り行ったというところで、財政調整基金の繰入金が前年度よりもかなり減らさせていただいたという状況でございます。健全な国保財政を少しでも進めていければという状況でございまして、今後も引き続き法定されている国と県と町のほうからの協力をいただきながら、国保財政の健全化に努めていければと考えておるような状況でございます。

なお、令和9年度の税率については、また改めて令和8年度に情報提供されてくるわけなのですが、基本的には、現在示されている税率と大きな違いはないのかなという想像はしているところでございます。

以上です。

○吉本秀二委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 そうすると、令和9年度は準統一料金に保険料になるわけだから、12年度もほとんど同じ、もうちょっと上がるのかなと思ったりするのですけれども、ほとんど同じような税率になるか、人口的には減ってくるので、どんな感じになると予測されますか。これ予測で申し訳ないけれども。

○吉本秀二委員長 石橋副課長。

○石橋正仁町民課保険・年金担当副課長 お答えいたします。

渋谷委員おっしゃったとおり、被保険者数が減少しているというところで医療費自体が落ち込め

ば、当然落ちるところはあるとは思うのですけれども、ただ当然国保税を払う方自体が減るといったこともございますので、その辺のバランスでその辺が上がる、下がる、なかなか下がるというのは想像しにくいところなのですけれども、どのくらい動くというのはまだ不透明な段階といったところかなと思います。

以上です。

○吉本秀二委員長 よろしいですか。

◎発言の訂正

〔「先ほどの畠山委員の質疑に対する答弁を石橋副課長が訂正したいと」と言う人あり〕

○吉本秀二委員長 それでは、畠山委員に対する答弁の訂正を石橋副課長から求められておりますので、これを許可いたします。

石橋副課長、どうぞ。

○石橋正仁町民課保険・年金担当副課長 貴重なお時間いただき、ありがとうございます。

先ほどの畠山委員からのご質問いただきましたところ、お答えできなかったところがあったのですけれども、それについて今情報が来ましたので、お答えさせていただきます。特定健診の期間のお話ですが、こちらは比企で統一してやっているような状況でございまして、先ほど私のほうからは、担当課と協議させていただきとお話ししたのですが、担当課との協議だけではなくて比企全体での協議ということになりますので、単一で期間を延ばすということはかなり困難だということでございます。

続いて、メタボ教室でございます。メタボ教室については、定員20名前後に対して8割くらいの希望者がいらっしゃるということでございます。

次に、周知についてですけれども、ラインはないと。基本的に広報のみといったことで、こちらは対象者があくまで国保の被保険者のみのためといったことでございます。

以上です。申し訳ございませんでした。

○吉本秀二委員長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○吉本秀二委員長 討論を終結いたします。

これより議案第11号 令和8年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件を採決いたします。

本案を可決すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○吉本秀二委員長 挙手多数。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

ここで休憩いたします。入替えのみ。

休 憩 午前１０時１５分

再 開 午前１０時１６分

○吉本秀二委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第１２号の質疑、討論、採決

○吉本秀二委員長 議案第12号 令和８年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑は、質疑発言通告書に基づき一括して行います。

それでは、川口委員、質疑をどうぞ。

○川口浩史委員 保険料が値上げになりました。それで、ちょっと試算をしていただきたいのですが、どのくらい値上げになったか。所得80万円の方と200万円の方、１人暮らしの方と２人暮らしの方、それぞれどのくらい上がったのか伺いたいと思います。

○吉本秀二委員長 石橋副課長。

○石橋正仁町民課保険・年金担当副課長 答えいたします。

まず、１人世帯の場合から答えいたします。全て年額の差になりますが、所得80万円の方は6,400円、所得200万円の方は1万8,800円増額になります。

次に、２人世帯の場合でございますが、２人での総所得の偏りによって異なりますので、１人の方に所得が全て偏っている場合と、一応試しに試算させていただいた所得がちょっと難しいのですが、２人で仮に内訳が同額の場合で答えさせていただきます。１人に偏っている場合の所得80万円の世帯は、所得合計1万200円増額、200万円の世帯については、世帯合計2万6,500円増額します。２人内訳が仮に同額の場合、所得合計80万円の世帯は世帯合計2,400円増額、200万円の世帯は世帯合計2万3,400円増額するという状況でございます。

以上です。

○吉本秀二委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 そうですか。同額の場合の80万円と200万円、80万円は2,400円とおっしゃったと思うのですが、200万円になると2万3,400円で、いずれにしても２人暮らしのほうが結構いいのか。80万円がなぜ2,400円程度で済むのか、計算の仕方を教えてもらえますでしょうか。

○吉本秀二委員長 石橋副課長。

○石橋正仁町民課保険・年金担当副課長 80万円の内訳が2人同額で80万円になる世帯が、なぜそんなに少ないかといったところですが、こちらは軽減が一番最大の7割掛かるといったところが一番の要因でございます。

以上です。

○吉本秀二委員長 よろしいですか。

質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○吉本秀二委員長 討論を終結いたします。

これより議案第12号 令和8年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定についての件を採決いたします。

本案を可決すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○吉本秀二委員長 挙手多数。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

ここで休憩いたします。入替えのみ。

休 憩 午前10時20分

再 開 午前10時21分

○吉本秀二委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第13号の質疑、討論、採決

○吉本秀二委員長 議案第13号 令和8年度嵐山町介護保険特別会計予算議定についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑は、質疑発言通告書に基づき一括して行います。

それでは、橋本委員、質疑をどうぞ。

○橋本 将委員 それでは、質問いたします。

予算書325ページ、やすらぎトレーニング事業委託費微減の理由は。

326ページ、総合相談事業費、会計年度任用職員報酬が151万9,000円から39万9,000円となっている。体制が変わったのかお尋ねいたします。

○吉本秀二委員長 久保副課長。

○久保かおり長寿生きがい課包括支援担当副課長 それでは、やすらぎトレーニング事業委託費につきましてお答えいたします。

令和7年9月で契約のほうが終了いたしましたため、10月に新たに長期契約を結んだことにより、契約額が確定いたしました。令和7年度の当初予算で計上した額より契約額が低かったため、令和8年度の当初予算額が減額となりました。

続きまして、すみません、総合相談事業費につきましてお答えいたします。令和7年度は会計年度任用職員報酬を2名分計上しておりました。1名は要援護者台帳、いわゆる支え合いマップ作成に伴う事務を行っていただく会計年度さんと、もう一人は総合相談業務をお願いするため、社会福祉士の報酬を計上しておりました。令和7年度に保健師の資格を持つ正職員が配置されたことから、令和8年度は総合相談業務としての会計年度任用職員の報酬分を計上しなかったことによる減額となります。

以上となります。

○吉本秀二委員長 橋本委員。

○橋本 将委員 やすらぎトレーニング事業委託費のみ再質問いたします。

契約が変わったということなのですからけれども、なぜ契約費が安くなったかという理由が分かれば教えてもらいたいことと。

あと、先日小林委員で利用者が増えているというようなことを聞いたのですけれども、今の体制がどうなっているのか。私、このやすらぎトレーニングセンターをなかなか積極的に利用できないのは、たしか利用が20歳以上ということだったか、18だったかどっちか、20歳か18だと思うのですけれども、その年齢設定にしているのはなぜか。私が行かない理由は、単純に子どもと一緒にいけないかなということなのですからけれども、小学生だと身長が合わなかったりするので分かるのですけれども、中学生、高校生ぐらいいは体力増進のために使えてもいいのではないかなということを思っています。そういった中学生、高校生から利用できるようにすると、トレーニング委託管理士とか、面倒見る人という人が、人員が増えるようなのかなと思うのですけれども、そういったところの見解を聞きたいと思います。

○吉本秀二委員長 久保課長。

○久保かおり長寿生きがい課包括支援担当副課長 それでは、契約額の減額につきましてですが、一応契約内容につきましては前回の契約内容と変更はございません。スタッフの件、人数等も変更ございませんので、契約に基づいて減額になったということになります。

それと、人数につきましては、確かに令和5年度は9,600人で、6年度1万95人、延べ人数なのですけれども、増えております。現在、2月時点でも1万70人ということで、利用者のほうが増えてございます。

最後の件なのですが、申し訳ございません。こちら介護予防の関係なので、トレーニングの取扱

いということはお答えできない形になります。

以上です。

○吉本秀二委員長 橋本委員。

○橋本 将委員 すごく不思議な感じだなと。同じ内容の契約でこのご時世低くなったのは、ちょっと納得できない。納得できる理由がないのですけれども、よかったことなので追及しませんけれども、これは次の契約も同じような感じで続けていけるのか、また次の契約のときには跳ね上がるのが予想できるのか、もう一回理由を聞いてみたい。

あと、健康増進でやっているということで、20歳以上とは年齢は回答なかったですね。あまり若者は来ないほうがいいというお考えなのか。あくまで健康増進というところで、対象者が高齢者向けの事業であるという認識でいればいいのかということを知りたいと思います。

○吉本秀二委員長 簾藤長寿生きがい課長。

○簾藤久史長寿生きがい課長 それでは、まず契約についてお答えをさせていただきます。

先ほど副課長からお答え申し上げたように、契約のトレーナーの人数、配置状況とか、そういったものは人数は変更ございません。配置時間についても同じでございます。今回、7年10月からの契約ということで、トレーニングルームの委託につきましては健康いきいき課、健康づくりのほうで主管で契約をしていただいております、火曜日が休館日ですので、週6日、一般会計で3日、国保で1日、介護で2日という形で、トレーニングルームの委託料のお支払いのほうをしている状況でございます。入札ということでお願いをいたしまして、企業努力といえますか、ぜひ契約を取りたいということで企業さんのほうでご努力いただいて、契約額のほうが安く抑えられたような状況でございます。また、7年10月から3年後、令和10年10月に契約がございますので、そのときにまた改めて契約についてはする形になります。

それと、利用状況、やすらぎの今ちょっと手元にすみません、年齢別のは持ってきていないのですが、若い方は非常に利用のほうが今現在少ない状況でございます。ただ、少ないから利用させないのかということではないのですが、まず小学生のお子さんについては、基本的に考えづらいかなと。というのは、マシン、機械が大人向けの全て仕様になっておりますので、若い方に限らず、やすらぎのトレーニングルームを利用する方には、まず1回目にマシンの使い方の安全に使うための講習をトレーナーから受けていただきますので、そういった安全面の配慮が小学生とかですと厳しいというようなものもございます。

あと、昼間ということで開館のほうを今させていただいておりますので、土、日はやっているのですが、お子さんのほうの、お子さんというか、すみません、20歳とか20代、30代の方がいろんな関係でお勤めなり仕事なりで、ご利用のほうはいただけないような状況でございますが、若い方、そういった方も利用をしていきたいと、そういうようなお声がありましたら、このトレーニングルームのほうの運営は健康いきいき課を中心に、町民課、長寿生きがい課、3課で合同してやっ

ておりますので、関係課で協議をして検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○吉本秀二委員長　ここで休憩いたします。再開は10時45分いたします。

休　　憩　午前10時30分

再　　開　午前10時43分

○吉本秀二委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

藤野委員、質疑をどうぞ。

○藤野和美委員　それでは、306ページ、賦課徴収費の増額の理由を教えてください。

それから、310ページの地域密着型介護サービス給付費の増額の理由です。

それから、総合相談事業については、これは結構です。その2点だけです。お願いします。

○吉本秀二委員長　吉川副課長。

○吉川壮司長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長　それでは、まず賦課徴収費の増額の理由から説明させていただきます。

介護保険業務システムを含む各種タスク業務システムの契約は、地域支援課がTKCと一括契約し、基本使用料は地域支援課で計上しております。その基本使用料には、必ず作成する通知書や納付書などの作成料も込みとなっております。令和8年度からは新料金体系、新料金となり、システム使用料に込みとなりました通知書や納付書などの作成料も各業務の担当課へ振り分けられ、実費分を負担することとなり、電算委託料が前年度と比較し183万3,000円増加したことが増額の理由です。

続きまして、地域密着型介護サービス給付費の増額の理由につきましてお答えいたします。積算基礎としております第9期介護保険計画における令和8年度の推計値を地域密着型介護サービス給付費の予算額として計上いたしました。その推計値において、利用延べ人数の合計が前年度より88人増加しております。これが増額の理由です。

以上です。

○吉本秀二委員長　藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員　賦課徴収費については結構です。分かりました。

地域密着型介護サービスの件は、新しい施設ができるという一般会計でありました。それとの関係ということで理解してよろしいのでしょうか。

○吉本秀二委員長　吉川副課長。

○吉川壮司長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長　それでは、地域密着型サービスにつきましてお答えいたします。

一般会計のほうで整備を予定しております地域密着型サービスの施設でございますが、こちらの

開所予定は来年度の3月末でございます。サービス給付費としまして計上されるものは、再来年度、令和9年度以降になっておりますので、こちらには含めておりません。

以上です。

○吉本秀二委員長 続いて、畠山委員、再質問ありましたらお願いします。

畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 先ほど橋本委員の説明を伺って内容は分かりました。

今回、保健師さんが担当になって総合相談事業を行っていただけるということのようですが、相談内容というものはどういうものなのか、お伺いしたいと思います。

○吉本秀二委員長 久保副課長。

○久保かおり長寿生きがい課包括支援担当副課長 お答えいたします。

相談内容につきましては多岐に及びまして、年々増加している傾向にございます。一応一般的に高齢者に対する相談業務になるのですが、例えば成年後見が絡むようなものであったりとか、あとは認知症の相談とか、そういったものを総合的に相談を受けているというのが現状でございます。今、正職員として保健師が配置になりましたが、現在いる保健師と共に相談を受けている現状です。

以上です。

○吉本秀二委員長 畠山委員。

○畠山美幸委員 それで、相談を受けた場合につなげる先というのですか、そういうところまでの対応もしっかり行っているのかお伺いします。

○吉本秀二委員長 久保副課長。

○久保かおり長寿生きがい課包括支援担当副課長 お答えいたします。

基本的にその相談内容によって、支援すべきところにはつなげております。例えば認知症の関係なんかですと、なかなかご本人様が認知症と認めていただけなく、病院にかかれないうということもございますので、そういった場合は初期集中の制度を使ったりとかしてつないでる状況でございます。

以上です。

○吉本秀二委員長 よろしいですか。

続いて、川口委員、質疑をどうぞ。

○川口浩史委員 298ページの保険料なのですが、僅かですが減額となっております。理由を伺いたいと思います。

次に、介護保険の目標が、重症化を防ぐということから主体的に生きると、これは元気なお年寄りを育てるという方向に進めるとのご説明でありました。この目標は、どの事業に生かされているのか伺いたいと思います。

○吉本秀二委員長 吉川副課長。

○吉川壮司長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 では、まず保険料の減額となった理由につきましてお答えいたします。

保険料につきましては、第9期介護保険計画における令和8年度の第1号被保険者推計値を基に算出しております。なお、令和8年度の第1号被保険者の推計人数は、前年度比で5人減となっております。所得段階別の人数の増減による金額の変化などもありまして、結果的に2万7,000円の減額、割合では0.007%の減額となったものです。

○吉本秀二委員長 久保副課長。

○久保かおり長寿生きがい課包括支援担当副課長 それでは、お答えいたします。

予算書の320ページをお開きください。第3款第1項第1目の介護予防・生活支援サービス事業費が該当になりますが、特に令和7年度より事業の見直しを行っております第1号通所事業が主なものになります。国が示しております地域包括ケアシステムの構築に向け、高齢者が住み慣れた地域で自分の望む生活が送れることを目指し、令和7年度から通所型サービスCを専門職による指導で短期間に集中して事業を実施してまいりました。フレイル予防として、栄養面、身体活動面、社会参加、この3つが重要と言われておりますので、スタッフとしては、栄養面では管理栄養士や歯科衛生士、運動面では理学療法士、社会参加では生活支援コーディネーターが関わり、参加者一人一人の現状に合わせ指導を行い、3か月全12回の事業で実施し、事業終了後も自宅において自ら取り組めるような事業へと進めております。8年度も同様に事業を実施していく予定でありますが、令和7年度事業に参加した人のフォローアップも併せて実施する予定です。

以上です。

○吉本秀二委員長 川口委員。

○川口浩史委員 保険料なのですが、5人減ったから2万7,000円の減額だという見方なのですか。そんなに所得は、40歳からですから変わるといえば変わりますけれども、40歳代というか、60歳までの人が上がると思いますけれども、これもそうですよね。それは当然計算に入っているわけですよね。この5人というのは、働き盛りではなくて、年金をもらっているような人たちが5人減ったということなのですか、ちょっとそこを伺いたいと思います。国保も減っていると、今度減額になったと。介護保険もそういう人数の関係で、こういう方向に来ているのかというのを確認したいので、伺いたいと思います。

それから、主体的に生きるというこの事業なのですが、第1号通所事業ということでよろしいのですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○川口浩史委員 なるほど、訪問ではないわけですね。通所でないと駄目なわけなのですね。どのくらいの方が介護保険のこの利用しているのか、伺いたいと思います。

○吉本秀二委員長 吉川副課長。

○吉川壮司長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 では、まず保険料からご説明いたします。

こちらの第1号被保険者の人数につきましては、65歳以上の方の人数でございます。5名減の方は、全て年金受給者かということでございますが、年金受給者かどうかまでは特定しておりません。減額の理由につきましては、人数の減だけでなく、所得段階別が移った可能性もございますので、一概に申し上げることはできません。結果的に2万7,000円の減額となったものでございます。

○吉本秀二委員長 久保副課長。

○久保かおり長寿生きがい課包括支援担当副課長 それでは、お答えいたします。

基本的に今力を入れて取り組んでいるのが通所型のサービスでございます。こちらは1年のうちの3か月、回数にしますと12回なのですけれども、こちらを前期、後期として2回実施しております。短期間に専門的な専門職に係ることによって、その方の個人の状況だったり、改善すべき点はまた皆さん別々ですので、そういったところに対応すべき専門職が対応しているという考えから、通所型でサービスをしてございます。人数なのですが、一応定員がワンクールで8名、1年間に16名を対象ということで実施をする予定であります。

以上です。

○吉本秀二委員長 結構ですか。

続いて、渋谷委員、質疑をどうぞ。

○渋谷登美子委員 予算書の309と311ですけれども、保険給付費のうち居宅介護、地域密着型介護の施設介護の予定人数を伺います。

それから、303ページ、低所得者介護保険料軽減分繰入金1,403万6,000円の人数というところとあれかな、伺います。

それから、319ページの特定入所者介護サービスの利用者数、これが4,145万7,000円ですね。330ページ、地域ケア会議推進事業費36万9,000円ですが、何回開催して、大体どのぐらいの人数を予定しているのか伺いたいと思います。

○吉本秀二委員長 それだけで結構ですか。

○渋谷登美子委員 下はいいよ。

○吉本秀二委員長 吉川副課長。

○吉川壮司長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 それでは、保険給付のうち居宅介護、地域密着型介護の施設介護の予定人数をお答え申し上げます。

まず、居宅介護サービス給付費の予定人数は、利用延べ人数で合計1万1,591人、前年度比で413人の増加でございます。月平均では約966人となります。居宅介護サービスには、ホームヘルプやデイサービス、ショートステイ、福祉用具貸与など多数のサービスがあり、同じ月に1人が多数のサービスを複数回利用することが多々あるため、このような数値となっております。

次に、地域密着型介護の施設介護とのことですが、地域密着型介護と施設介護は別個のものでありまして、地域密着型介護に関しましては藤野委員のご質問に答えておりますので、介護施設の予定人数をお答えいたします。施設介護サービスの給付費の予定人数は、利用延べ人数で合計2,112人、前年度比で16人の増加です。なお、月平均は176人となります。

続きまして、低所得者介護保険料軽減分繰入金の人数につきましてお答え申し上げます。こちらの人数は1,576人を見込んでおります。

そして、特定入所者介護サービスの利用者数につきましてお答えいたします。特定入所者介護サービス給付費における積算基礎としている第9期介護保険計画の令和8年度の推計金額を計上しております。利用者数につきましては流動的であるため、推計数値を算出しておりませんが、参考までに直近の利用者数をご説明申し上げます。令和7年度、こちらは2月末までの人数ですが、利用者の実人数は122人、利用件数は840件でした。

○吉本秀二委員長 久保副課長。

○久保かおり長寿生きがい課包括支援担当副課長 それでは、地域ケア会議についてお答えいたします。

地域ケア会議は年6回開催してございます。年度初めに今年度の地域ケア個別会議の進め方や、助言者全員での意見交換会を実施しております。残りの5回は個別会議を実施している状況です。助言者さんは、理学療法士、作業療法士、薬剤師、栄養士、歯科衛生士、生活支援コーディネーターの合計10名が助言者としてなっています。年度初めの1回は、全員の参加をいただいて10名で参加をいただき、その後の5回は各専門職から1名出席いただいております。薬剤師だったり栄養士さんにつきましては、薬剤師会とか栄養士会のほうに依頼を出しておりますので、人数がそちらの会のほうから2名出していただいたり、3名出していただいておりますので、実際の地域ケア個別会議の際には、その中から1名出いただくという形で、一番最初の全員参加していただく会議のみ全員10名の参加をいただいて会議を実施しております。

以上です。

○吉本秀二委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 すみません。私、地域密着型の施設介護というのは、グループホームが当たると思っていたのですが、それは全く違うというふうに、施設介護のほうに入るというふうに考えていいのでしょうか。あれっと思って今聞いていたのですが。

それと、グループホームだと966人が施設介護でということになって、月平均176人。あと、特定入所者介護サービスの利用者数が122人ということで、これもよく分からないなと思っていたのですが、施設介護の介護保険料分が食事分が繰り入れられるわけだから、低所得者介護保険料軽減分の繰入金とのその差というのが、どこで生じてくるのかというのがよく分からないなと思っていたので伺ったのですが。

あと、地域ケア推進事業費というのは年6回あって、そのうち全部の介護保険の方たちを対象としてやっていくのか、それとも課題のある方だけそれが出てきて、それについて話し合っていくのか伺いたいと思います。

○吉本秀二委員長 吉川副課長。

○吉川壮司長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 それでは、まず地域密着型のグループホームにつきましてお答えいたします。

認知症対応のグループホームにつきましては、地域密着型介護サービス給付費に含まれております。介護保険上の分類としましては、こちらのグループホームは施設介護ではなく、地域密着型のほうに含まれております。なお、来年度の認知症型共同生活介護の利用延べ人数の推計は112人です。

○吉本秀二委員長 簾藤長寿生きがい課長。

○簾藤久史長寿生きがい課長 まず、地域密着のほうですから、渋谷委員からお話がありましたグループホームかというお話だったのですが、グループホームは今おっしゃったようにもちろん含まれます。それ以外に小規模なデイサービス、定員が29名以下の小規模なデイサービスをご利用の方、これも地域密着に含まれております。さらに、一般会計のとき申し上げました看護小規模多機能居宅介護、今それを利用している方はいないのですが、小規模多機能型居宅介護といいまして、ワンストップでできる看宅と同じようなサービスなのですが、嵐山町にはないのですが、ほかの自治体の方に利用をお願いして、原則町民しか利用できないけれども、協議をお願いして、そういった小規模多機能を利用している方の利用料、その分も含まれておりますのでという形になります。

それと、すみません、少々お待ちください。特定入所者介護サービスの関係でございますが、今渋谷委員からは食費というご指摘があったかと思うのですが、それプラス居住費も含まれております。所得とあと資産の状況によって、その介護サービス、入所であったりショートステイを利用する場合に、今申し上げた食費と居住費が軽減されるものでございます。所得と資産の状況に応じて4段階分かりますけれども、より少ない方はある限度額、標準はここですけれども、所得、資産が少ない方は、貯金が少ない方はここになりますという形になって、この間浮いたというか、その差額につきましては、皆さんからお納めいただいた介護保険料であったり国とか県からの負担金、その分を施設が安くするだけだと、施設経営が成り立たなくなってしまうので、そこからプールしたお金を、施設の軽減した分を施設のほうにお支払いしている。これが特定入所者介護サービス費になりますので、そういった関係で施設サービスであったりショートステイを利用する方によって、所得の状況というのが毎年毎年というか、毎月毎月前後しますので、なかなか人数というのは読みづらいものがありますので、金額で計上している次第でございます。

以上になります。

○吉本秀二委員長 久保副課長。

○久保かおり長寿生きがい課包括支援担当副課長 お答えいたします。

地域ケア会議での議題ということになるかと思いますが、通常ケアマネジャーさん等から対応困難な事例等の検討を実施しているのですが、8年度につきましては、先ほど川口委員からも、重症化を防ぐということでご説明させていただきました通所型サービスCの7年度に実施した方のその後の状態を確認したいということで、8年度はフォローアップを実施する予定でございます。その方たちの1年間取組の状況を、またこの助言者さんたちに助言をいただくという形で8年度は計画しております。

以上です。

○吉本秀二委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 私も理解が足りなくて、地域密着型サービスは要するにグループホームが入って、グループホームは宿泊も入ると思うのですけれども、それも入るということですよね、地域密着型サービス。そのほかに看護多機能というのが入ってきて、そのほかにショートステイも入ってくるのですか、その中に。それがちょっと分からなくて、要するに地域密着型ではない施設サービスというのは、介護保険で認知症以外の方で介護度3から5ぐらいまでに認定された方が、施設サービスに入ってくるという形で考えていいのでしょうか。難しいな。

○吉本秀二委員長 簾藤長寿生きがい課長。

○簾藤久史長寿生きがい課長 すみません。聞き取れなかったので、申し訳ないですけれども、もう一度お願いできますか。申し訳ございません。

○吉本秀二委員長 では、渋谷委員。

○渋谷登美子委員 地域密着型サービスというのは、グループホームが入って、そして認知症の方のグループホームがあるということと。それから、看護多機能というのも地域密着型に入っていて、そしてそれは宿泊を伴う施設サービスですよね。それが地域密着型になって、そしてショートステイも地域密着型サービスになるのか。施設介護というのは、認知症以外の介護度3から介護度5までの方のことを言うのか、伺いたいと思います。難しいなと思って。

○吉本秀二委員長 吉川副課長。

○吉川壮司長寿生きがい課長長寿生きがい担当副課長 それでは、お答えいたします。

まず、先に施設介護サービスにつきましてお答えいたします。施設介護サービスにつきましては2種類ございまして、介護老人福祉施設、こちらはいわゆる特別養護老人ホームでございます。そして、もう1種類、こちらは介護老人保健施設でございます。こちらは施設に入所するのですが、在宅復帰を目指してリハビリを受けるという施設でございます。これが介護3以上のもので、すみません、特別養護老人ホームが介護3以上のものでございます。介護老人保健施設が介護1以上のものでございます。

そして、地域密着型介護サービスでございます。先ほど渋谷委員がおっしゃいました認知症対応型のグループホーム、こちらは宿泊を伴いますが、施設介護のほうではなくて、地域密着型介護サ

ービスのほうに分類されます。そして、小規模多機能型居宅介護、これも宿泊もございますが、こちらに含まれます。

なお、看護小規模多機能型居宅介護、来年度に嵐山町で整備を予定しております。こちらもここに入ってくるもので、この地域密着型介護サービスに入ってくるものでございます。そのほかに定期巡回・随時対応型訪問介護看護と地域密着型の通所介護がございます。通所だけでなくショートステイも含まれたものが、この地域密着型介護サービスに入っているものでございます。

以上です。

○吉本秀二委員長 簾藤長寿生さがい課長。

○簾藤久史長寿生さがい課長 すみません。では、補足でお答えさせていただきます。

1 点目にご質問のございましたグループホームは、地域密着の中にショートステイは入るのかというご質問があったかと思うのですが、ショートステイにつきましては地域密着のほうには含まれておりません。一般の介護サービスになります。

それと、宿泊、泊まりの関係なのですが、来年度開所予定の看護小規模多機能、宿泊部分につきましては介護保険外のサービスになっておりますので、実費を負担していただく形になります。泊まっている最中の例えば食事の介助であったり、おむつ交換であったりとか、そういったものは介護保険サービスの中で手当てをするものでございます。

ちなみに、ショートステイとか施設利用のサービスに関しましても、食事とか滞在費とか居住費に関しては、原則自己負担という形になっております。というのは、施設とかそういうところであっても、自宅であっても、宿泊というか、そういった部分は費用がかかるものでありますという考えの下、利用する方にご負担をいただいていると、そういう考えでなっております。

以上です。

○吉本秀二委員長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○吉本秀二委員長 討論を終結いたします。

これより議案第13号 令和8年度嵐山町介護保険特別会計予算議定についての件を採決いたします。

本案を可決すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○吉本秀二委員長 挙手全員。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

ここで休憩いたします。入替えのみ。

休 憩 午前11時17分

再 開 午前11時19分

○吉本秀二委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第14号の質疑、討論、採決

○吉本秀二委員長 議案第14号 令和8年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑は、質疑発言通告書に基づき一括して行います。

それでは、宮本委員、質疑をどうぞ。

○宮本大裕委員 よろしくお願ひいたします。

予算書355ページです。一般会計補助金、水道基本料金免除事業についてです。事業内容と期間についてお伺ひいたします。

○吉本秀二委員長 清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 お答え申し上げます。

まず、事業内容でございます。令和8年4月1日改定予定の水道料金の基本料金及び従量料金、旧基本水量部分でございます。こちらの免除事業でございます。期間につきましては、令和8年7、8、9、10月使用分の4か月間の事業でございます。

以上でございます。

○吉本秀二委員長 宮本委員。

○宮本大裕委員 免除期間を4か月間にしたその根拠というのはどんなものでしょうか。

○吉本秀二委員長 清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 お答え申し上げます。

こちらにつきましては、物価高騰の一般会計の臨時交付金を活用して行う事業でございます。したがって、こちらで4か月間という決定ではなく、全体的な一般会計の事業の中で水道の免除期間というのを設定してございます。

以上でございます。

○吉本秀二委員長 宮本委員。

○宮本大裕委員 対象となるのはどんなところなのでしょうか。

○吉本秀二委員長 清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 対象世帯につきましては、一般家庭と、それと企業になります。合わせまして8,361世帯が対象となっております。

以上でございます。

○吉本秀二委員長 続いて、畠山委員、再質問からどうぞ。

○畠山美幸委員 今、宮本委員の質問されました世帯数が8,361というのは分かりました。

この世帯数は企業も含んでいると思うのですがけれども、一応一般家庭と企業と分けて教えていただければお願いしたいと思います。

そして、355ページの新設加入金は何件を見込んでいますか、お伺いします。

○吉本秀二委員長 清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 お答え申し上げます。

一般世帯が8,295世帯、企業が66企業でございます。

新設加入金の見込みについてお答え申し上げます。こちらにつきましては、例年積算に当たって13ミリのメーターと20ミリのメーターの件数を見込んでおります。こちらの積算に当たりましては、令和7年度の加入金の申込み実績から見積もっておりまして、13ミリにつきましては20件、20ミリにつきましては3件を見込んでおります。

以上でございます。

○吉本秀二委員長 畠山委員。

○畠山美幸委員 104番は分かりました。

ナンバー124番のほうですが、この間補正で新設加入が減っていたわけだったと思うのですがけれども、今回は新設13ミリが20件で、20ミリが3件ということですがけれども、企業とかは見込みはここには入らないのでしょうか。

○吉本秀二委員長 清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 お答え申し上げます。

企業、その他建て替えによる一般家庭の件数につきましては、建て替えにつきましては既存の持っているメーターを使いますため、件数には入れておりません。また、企業につきましても、新しい企業が増える場合には事前の協議によりまして、一般的な13ミリとか20ミリではございませんため、事前に協議をしたメーター器を取り寄せるため、事前にはその見込みの中には含めておりません。

以上でございます。

○吉本秀二委員長 よろしいですか。

続いて、川口委員、質疑をどうぞ。

○川口浩史委員 新設加入金の減額の理由を伺いたいと思います。

続いて、受水費、この増額理由を伺いたいと思います。

そして、浄水場工事、増額されていますけれども、理由を伺いたいと思います。

○吉本秀二委員長 それだけですか。もう一点ありませんか。

○川口浩史委員 すみません。配水管布設、次年度はどのくらいに進むのか伺いたいと思います。失

礼しました。

○吉本秀二委員長 清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 お答え申し上げます。

先ほどの答弁で、令和8年度の見込みにつきましては、令和7年度の加入実績から見積もっていると申したところでございます。また、7年度積算につきましては、さらに前の令和6年度の実績から見積もっております。令和6年度、令和7年度の積算につきましては、令和6年度の加入が23件でございました。これを7か月で割って1年12か月にしますと、およそ40件という7年度の当初の見込みでございました。また、8年につきましては7年度の加入実績でございますので、7年度の加入実績は11件でございました。それを同じように計算しますと、20件ということになりますため、40件から20件へ減額しているものでございます。

続きまして、受水費の増額理由でございます。県水受水費につきましては、その年の予定受水量に県水の料金単価を掛けて算出されます。県水につきましても、令和8年4月1日から料金改定21%を予定しております。そのため、その上昇分が増額理由となっております。

以上でございます。

○吉本秀二委員長 久保副課長。

○久保雄一上下水道課水道施設担当副課長 続きまして、予算書361ページ、浄水場工事についてお答えさせていただきます。

新浄配水場建設事業につきましては、5か年の継続費で実施をしております。令和7年度3億3,900万円は、水源浸水対策工事及び新浄配水場建設工事の予算額となっております。令和8年度の4億9,000万円につきましては、新浄配水場の建設工事の予算額となっております。以上になります。

申し訳ありませんでした。続きまして、予算書361ページ、配水管布設工事についてお答えさせていただきます。配水管布設工事につきましては、令和8年度は6件の配水管布設工事を予定しております。延長につきましては、約1,520メートルとなっております。

以上になります。

○吉本秀二委員長 川口委員。

○川口浩史委員 新設加入金なのですが、補正で大きく下げたわけですね。減額したわけですね。

ですので、単純に令和7年度の実績、実績で言っているのか。実績で言ったのでしたっけ。だから、減額の理由になっているということなのですか。ちょっと私今勘違いしてしまいました。

○吉本秀二委員長 では、これはいいですね。

○川口浩史委員 分かりました。いいですねって、大体新築は、市街化の中ではある程度建て切ったというようにお考えですか。増えても数件が増える程度になっているのかなって、そんな感じで思っているのかどうか伺えればと思います。

受水費なのですが、単価が上がったということで、受水量、またそのパーセント、大体嵐

山町は全体の25%県水をとということで来ているわけですが、どのぐらいになるのか、受水量、パーセントが、伺えればと思います。

浄水場はそうですか、ちょっと事業が違うわけなのですね。今度はいよいよ建設のほうに入っていくということで、このお金が事業費になっていくということですか。分かりました。それでよければ、答弁のほうは構いません。結構です。

配水管なのですが、1,520メートル、どうなのだろうな、この距離というのはあまり大きく進んでいるようには見えないのですけれども、大体これが限度なのですか、今の水道担当している課として、ちょっと伺えればと思います。

○吉本秀二委員長 清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 お答え申し上げます。

まず、加入金のことでございますけれども、本年度、令和7年度の実績は11件、今現在で11件でございます。令和6年度の実績は23件でございました。この家庭用の13ミリ、20ミリというのは、ある程度を見積もっているものでございます。この実績に基づいて見積もっているものでございまして、事前に予約とか、そういった協議がないものですから、その年にならないと分からないものでございます。

一方、先ほど企業等大口径のメーターにつきましては、事前に協議が上がってまいりますため、事前にその予測はつくものでございますため、一般家庭の13ミリ、20ミリにつきましては、その年々の実績から算出しているものでございます。

続きまして、県水の受水量の関係でございまして。こちらは先ほども申し上げたとおり、県水の料金単価の改定による増額見積りでございまして、県水の受水量につきましては令和7年度と同様でございまして。その受水率につきましては23.7%、変わらずでございまして。

以上でございます。

○吉本秀二委員長 久保副課長。

○久保雄一上下水道課水道施設担当副課長 新浄配水場の件につきましては、来年度につきましては新浄配水場のみの建設工事となっており、浸水対策工事につきましては、今年度で終了という形になっております。

続きまして、配水管の布設工事につきましては大体このくらい、1.5キロぐらいなのですが、予算額と、あとは人の配置を見越して、このぐらいずつ進めていくような計画にはなっております。

以上になります。

○吉本秀二委員長 よろしいですか。

続いて、渋谷委員、質疑をどうぞ。

○渋谷登美子委員 355と357ページで、何かこれも書き方が難しいなと思って今読んでいたのです。

○吉本秀二委員長 すみません、マイクが。

○渋谷登美子委員 すみません。県水受水費は4,529万4,000円から5,474万5,000円に21%の増であります。一方で、給水収益は比率としてほぼ20%の増でして、使用料未納者についてのこれは積算がされているのかどうか、それを伺います。

357ページ、漏水調査業務委託費は760万円で、緊急漏水調査業務委託費は40万円で、令和8年度の調査区域はどちらになっていくのか。

361ページですけれども、配水管布設工事2億6,010万円、6件の地区の漏水調査はいつ頃行われたものなのか伺います。

○吉本秀二委員長 清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 それでは、使用料未納者についてのお答えを申し上げます。

未納者の未納額につきましては、その年度の給水収益に未納率を掛けて算出いたします。令和8年度の給水収益は約5億9,000万円でございます。未納率は例年5%と設定し、未納額につきましては2,940万円と見積もっております。未納率につきましては、令和8年度より前の令和2年度から令和6年度の未納率の平均値を採用して、5%としているところでございます。

以上でございます。

○吉本秀二委員長 久保副課長。

○久保雄一上下水道課水道施設担当副課長 予算書357ページの漏水調査についてお答えさせていただきます。

漏水調査業務委託の令和8年度につきましては、嵐山北部地区を予定しております。緊急漏水調査業務委託につきましては、緊急時の漏水調査になっている業務となっております。以上になります。

すみません。続きまして、361ページ、配水管布設替え工事についてお答えさせていただきます。配水管布設替え工事の地区の漏水調査につきましては、令和5年度に全域、令和6年度に市街地のみの衛星調査を行っております。

以上になります。

○吉本秀二委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 そうしますと、ごめんなさい、布設替え工事のされる地区は、漏水調査業務で行われた地区が中心になっているのか、それとも緊急漏水調査されたところは緊急に工事をしていると思うのですが、その関係性というのはどのような感じで行われているのか伺いたいと思います。

○吉本秀二委員長 久保副課長。

○久保雄一上下水道課水道施設担当副課長 配水管布設工事についてお答えいたします。

緊急のほうの漏水調査につきましては、その場で業者を呼ばせていただきまして箇所を特定して、その近いうちというか、その場で修繕のほうは行っております。配水管布設替え工事につきましては、管路更新計画というものが嵐山町はありまして、一応その計画のとおり事業のほうは進め

ておるところです。あとは、ほかに漏水の多い路線だとか、そういう箇所等もございますので、あとはほかの事業との兼ね合いもありますので、急遽そういう計画とは違った路線に振り替えたりすることもあるのですが、基本的には修繕工事、管路の更新計画に基づいて修繕のほうは行っております。

以上になります。

○吉本秀二委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 そうしますと漏水調査調査に関しては、その部分が管路修繕工事と言ったつけ、計画の中に加わっていくというふうに考えていいのでしょうか。

○吉本秀二委員長 久保副課長。

○久保雄一上下水道課水道施設担当副課長 漏水調査を行って、それで漏水が発覚しましたら、その場ですぐに対応して、結構漏れているようであれば修繕していかないと、どんどん不明水として出てしまいますので、それにつきましては修繕のほうは随時行っているところであります。本管の伏せ替え工事につきましては、更新計画にのっとって修繕のほうは行ってっております。

以上であります。

○吉本秀二委員長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○吉本秀二委員長 討論を終結いたします。

これより議案第14号 令和8年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件を採決いたします。

本案を可決すべきものとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○吉本秀二委員長 挙手多数。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

ここで休憩いたします。入替えのみ。

休 憩 午前11時39分

再 開 午前11時40分

○吉本秀二委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第15号の質疑、討論、採決

○吉本秀二委員長 議案第15号 令和8年度嵐山町下水道事業会計予算議定についての件を議題いたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑は、質疑発言通告書に基づき一括して行います。

それでは、畠山委員、質疑をどうぞ。

○畠山美幸委員 それでは、予算書の388ページ、浄化槽転換促進奨励補助金600万円は何基の見込みですか、お伺いします。

○吉本秀二委員長 清水副課長。

○清水聡行上下水道課下水道担当副課長 お答え申し上げます。

この補助金につきましては、くみ取りまたは単独浄化槽から町管理型合併浄化槽への転換に対して補助するものでございます。補助の内容といたしましては、配管費30万、処分費10万円の計40万円まで補助できると定めております。また、40万円を超えた場合で埼玉県浄化槽事業補助金交付要綱に定められております困難工事というものに該当しますと、さらに10万円の上乗せをすることができ、計50万円まで補助することができるように定めてございます。

ご質問の基数の見込みでございしますが、1件は最高50万円ということで交付できることになっておりますので、12基分を見込んでおるものでございます。

○吉本秀二委員長 畠山委員。

○畠山美幸委員 新年度は12基を目標にされているわけですがけれども、この12基が全てついた場合には何基になるのでしょうか。埼玉県で進めている浄化槽の基数が1,000件を目標にしていたわけですがけれども、それにある程度到達するぐらいの基数になるのかお伺いします。

○吉本秀二委員長 清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 お答え申し上げます。

町管理型浄化槽で定めている転換の基数ということでよろしいでしょうか。第1期事業で転換基数、先ほど申し上げられたとおり、全体で1,000件の転換が必要な単独浄化槽が嵐山町にはございまして、令和3年度までの第1期事業で350基ほど転換を図ることができております。また、令和4年度から今現在進めております第2期事業におきましては、全体で300基の転換を図ることを目標としております。ここで4年間終わるところでございしますがけれども、先ほどの8年度の12件を加えますと、今のところまだ40から50件程度の転換の進捗状況でございます。

以上でございます。

○吉本秀二委員長 よろしいですか。

続いて、川口委員、質疑をどうぞ。

○川口浩史委員 386ページの下水、浄化槽のそれぞれの使用料、増額になっています。理由を伺いたいと思います。

次に、上下水道一体効率化基盤強化推進補助金、これ前はありましたけれども、新しい年度はありません。理由を伺いたいと思います。

次に、下水道台帳クラウド移行委託料とは何か、伺いたいと思います。

次に、公共下水管更生実施設計委託料とは何なのでしょうか。

次に、下水管カメラ委託料、どこの調査をするのでしょうか。

次に、マンホール調査設計委託料がありませんが、理由を伺いたいと思います。

次に、市野川維持管理負担金、増額理由を伺いたいと思います。

次に、第4、第5マンホール更生工事はどこの場所か、伺いたいと思います。工事内容も伺いたいと思います。

次に、花見台ナンバー2マンホールポンプ更新工事807万8,000円、昨年の工事は2,000万円を見ていたわけですが、この違いは何なのでしょうか。

最後に、硫化水素による下水管更新に原因者負担の原則を取り入れていくべきではないでしょうか。

以上です。

○吉本秀二委員長 清水副課長。

○清水聡行上下水道課下水道担当副課長 それでは、私のほうから順次お答えをさせていただきます。

まず初めに、下水浄化槽使用料額増額理由はということでございます。令和6年度に下水道浄化槽の経営戦略の見直しを行いました。審議会におかれまして料金改定の必要性などをご検討いただき、使用料改定の答申がされております。答申を受けまして、さきの9月議会において、下水道条例及び町管理型浄化槽条例の使用料改定の議決をいただいているところでございます。ご質問の増額理由でございますが、6月実施の水道検針分より使用料金の新料金が適用されるものでございます。

続きまして、上下水道一体効率化基盤強化推進補助金がない理由でございます。ご質問の補助金につきましては、ウォーターP P Pの導入に向けた調査、検討及び計画策定等を実施するための補助でございます。令和7年度、本補助金を予算計上し、国への要望を行っていましたが、国の当初予算では配分がされませんでした。しかし、国の12月補正において要望額が配分され、今交付手続が進められているところでございます。よって、令和8年度にウォーターP P P導入のための調査、導入可能性調査、サウンディング調査等を今後進めていく計画となっておりますため、令和8年度においては補助金の要望はなく、予算計上はしておりません。

続きまして、下水道台帳クラウド移行委託料とは何かというご質問でございます。現在、国では下水道管路の老朽化や維持管理情報の管理、防災対策の強化に対応するため、下水道台帳のデジタル化、クラウド化を推進しております。一方、現在町で使用している下水道台帳管理システムはスタンドアローンであり、また維持管理などの管理情報が入力できないシステムとなっております。ご質問のクラウド移行の業務内容でございますが、維持管理情報の電子化、過去に行った管路の更新やポンプの修繕情報などをまず電子化をするという業務と、維持管理情報を含む台帳のクラウド化を行うものでございます。

続きまして、公共下水道管更生実施設計委託料とはとのご質問でございます。本業務では、既にカメラ調査において判定をされている改築が必要な区間の地質調査、工法の検討、選定及び設計を行うものでございます。

続きまして、下水道カメラ調査委託料はどこの調査かというご質問でございます。調査箇所につきましては、現在志賀2区内の東西南北のメイン通りで4分割をいたしまして、西側の市野川に寄った側というのですか、のブロックを計画しております。以前、議会のほうで御覧いただいた志賀2区内でカメラを置いていたところ見ていただいた、あのブロックということで予定しております。約2,100メートルということでございます。

続きまして、マンホール調査委託料がない理由でございます。令和5年度実施のマンホール調査において、判定結果が悪く改築が必要な14基全てにつきまして、今年度、令和7年度に詳細調査及び設計を実施しているため、令和8年度には委託料の計上をしておりません。

続きまして、市野川維持管理負担金増額理由でございます。市野川維持管理負担金単価が令和8年より1立方当たり87円から105円、18円、約20%の値上げ改定されることによるものでございます。

続きまして、第4、第5マンホール更生工事はどこかというご質問でございます。更生工事の場所につきましては、以前議会のほうで御覧いただいた花見台工業団地から下りてきたあの道路上の上流側から対象になっている6基を予定しております。

続きまして、花見台ナンバー2マンホールポンプ更新工事と昨年の工事の予算の差についてということでございます。昨年の工事の2,000万というのは、菅谷ナンバー1マンホールポンプ場が対象になっているかと思います。菅谷ナンバー1のマンホールポンプ場につきましては、設置されている今回の花見台ナンバー2と違いまして、ポンプの基数、能力も当然違っております。そういったことで制御盤自体の価格も当然違うのですけれども、一昨年になりますか、夏の豪雨のときに菅谷ナンバー1につきましては、制御盤が冠水いたしました。そういったことで浸水対策のために、かさ上げの架台を製作をしております。また、古い制御盤が建屋の中に設置されておりました。そういったことで、その建屋の取壊し処分も含まれていたことで、予算に大きな違いが生じていたものでございます。

続きまして、硫化水素による下水道更新に原因者負担の原則を取り入れていくべきではないかというご質問でございます。硫化水素による腐食が進むというのは、ヒューム管でございます。ヒューム管の腐食の原因となる硫化水素の発生しやすい箇所は、管の流下過程において特に流速の速い箇所、幾つか圧送ポンプがついておりますけれども、圧送ポンプの吐き出し口とか、あとは落差、花見台工業団地から下りてくるには、どうしても大きな落差を設けております。そういったところで、汚水中からの硫化水素が放散されやすい環境であり、特に腐食が進みやすいとされております。このことから管路の構造的な問題が主な原因のため、原因者負担の原則を取り入れる考えはございません。

以上でございます。

○吉本秀二委員長 川口委員。

○川口浩史委員 ウォーターＰＰＰで昨年度というか、今年度というか、令和７年度は調査ができなかったのだけれども、８年度はやりますよと。やるというのに、その補助金はないわけなのですか。全部自前でやるような形になってしまうのでしょうか、それを伺いたいと思います。

下水管カメラ、そうですか、志賀２区をやるわけですか。それでやって、かなり傷んでいるところは当然下水管の交換ということになっていって、４分割、次の場所を見ていって、また悪ければ交換するという、そういうふうに進めていくのでしょうか、伺いたいと思います。

マンホール調査設計委託料なのですが、１４基だったと。令和７年度は詳細の調査をしてやったということで、そうすると今危険なところというのは、基本的にないというふうに見ているわけなのですか、そこを伺いたいと思います。

市野川の維持管理、８７円から１０５円に、ちょっと大きいなと思うのです。そうすると、不明水というのは、当然その金額は町に大きく来るわけですから、不明水の改善が必要だなと思うのですけれども、それはこの今回の事業の中ではどこかに出ているのか。志賀２区が入ってはいますけれども、そのほかも含めてあるのか、伺いたいと思います。

原因者負担の考えなのですけれども、主に花見台の工業団地からの下水が大きな影響を及ぼすと思うのです。そうすると、下水管を一般住民も含めたお金で更新というのは、原因をつくっているのはどこかと考えますと、花見台の工業団地なわけですから、当然そこは少し高めに設定していくことがより公平ではないかと思うのですけれども、どうでしょうか、もう一度お考えを伺いたいと思います。

○吉本秀二委員長 ここで休憩といたします。

〔「やっちゃわないの」「あと２つ」と言う人あり〕

○吉本秀二委員長 早く終わりそうですか。

〔「うん」と言う人あり〕

○吉本秀二委員長 そうしたら、休憩せずに続けたいと思います。分かりました。それを確認しておかないと。

それでは、答弁を求めたいと思います。

清水副課長。

○清水聡行上下水道課下水道担当副課長 初めに、ウォーターＰＰＰについてご回答いたします。

昨年の１２月、国の補正１号で予算はいただいております。繰越しをして事業を今後進めていくということで予定しております。ということで、８年度については当初予算を計上していない。この辺も国と補助金がもらえるかももらえないかで、もらえなければ、当然もう一度予算計上していくということで考えておりましたけれども、補正がつきましたので、繰越し事業で実施させていただく

ということでございます。

続きまして、カメラ調査についてでございます。当然カメラ調査を実施して緊急度1判定になれば、緊急性があるということになりますので、更新、改築工事は実施しなければいけないかなと思っております。いずれにしろ、調査結果に基づいて、必要に応じた更新をしていくという形になるうかと思えます。

続きまして、マンホールについてでございます。危険なところはないのかということなのですが、まだ実際更生等を行っておりませんので、その14か所についてはおおむね3年、補助金のつき方にもよるのですが、3年内で何とか改築をしたいというふうに考えております。ということで、それが終われば、現在調査した中で緊急性のあるものは、一旦はなくなるのかなと思っております。

続きまして、市野川の負担金でございます。当然18円ということで大きな、この辺につきましては市野川下流域でも県のほうに額の引下げ等は要求もしたり、知事のほうにも要望を出したりとしておりますけれども、当然上がるわけですので、不明水も同じ料金がかかるということでございますので、不明水対策は必要だと思っております。

そういった中で、今進めようとしていますウォーターPPPで今後事業を推進していくということで、特に今志賀2区は50年を超えていますので、不明水の流入は多いのかなとは思っております。また、マンホールの蓋からの特に花見台幹線につきましては、硫化水素によって蓋の開け口というのですか、の部分が固まったような状態になっていて元に戻らない。そういうところから入る傾向もございますので、順次ホールの改築等を進めて対策を進めていきたいと思っております。

あと、原因者負担でございます。硫化水素の発生が、工業排水だけが原因ではないということもございます。下水中の硫化水素は、有機物の分解と酸素不足の環境下で、硫酸還元菌が硫酸塩を還元することで発生するとされております。下水に含まれる有機物というものは、主に生活排水や、当然事業者排水に由来する炭素化合物でございます。極端に言うと生ごみは流れてはいないと思うのですが、食用油とか排せつ物、洗剤など、そういったものが原因でも発生するということが言われておりますので、なかなか工業排水だからということで、原因者負担ということで取るのは難しいのかなと思っております。

また、基本的には工業排水につきましては、下水道法の規定に基づきまして、町で排水基準も定めております。特定の事業所につきましては、定期的な排水の水質検査も行っております。そういった中で、ずっと基準をオーバーした排水を流すというようなことは当然ございませんので、そういったことも含めましてなかなか取るのは難しいのかなというふうに思っています。

以上でございます。

○吉本秀二委員長 よろしいですか。

最後に、渋谷委員、質疑をどうぞ。

○渋谷登美子委員 予算の参考資料ですけれども、50ページの管きょ建設改良費による第4、第5マンホールと、花見台ナンバー2のマンホールポンプの改修による道路への安心感と、不明水の減少の効果について伺います。いつ工事されるのだから分からないのですけれども。

それと、もう一つ、浄化槽20基購入予定ですが、地区については市街化調整区域全体ということで、特定地区の予定はないと考えていいのでしょうか。

○吉本秀二委員長 清水副課長。

○清水聡行上下水道課下水道担当副課長 それでは、お答えいたします。

初めに、管きょ改良費についてお答え申し上げます。第4、第5雨水幹線のマンホール更生工事につきましては、令和6年度実施の点検調査結果を基に、令和7年度、今年度詳細調査及び設計を実施しております。そのうち令和8年度につきましては、6基の更生を実施する計画となっております。ご質問の道路への安心感ですが、今回のマンホール更生工事は、硫化水素が原因で腐食が進行しているマンホールであり、さらに進行が進むと、本体の破損などにより地中の土砂が流出し、道路の陥没の原因となる可能性等がございます。このような事故を未然に防ぐために、ストックマネジメント計画に基づき、更生工事を計画的に実施することとしております。更生工事を実施することで強度や耐久性が向上し、破損の防止につながることから、道路陥没などの事故防止による安心感及び安定した配水に寄与するものと考えております。

不明水につきましては、マンホール本体の腐食が原因となる流入等は、調査段階では確認されておられません。先ほども川口委員のときにお話ししましたが、蓋のバール穴、開ける口のところからの腐食で戻らないというのが結構基数がございますので、そういったところからの流入が認められておりますが、今回6基の更生ということなので、不明水についてはそんなに大きな効果はないものと考えております。ただし、今後マンホール蓋の交換等が進むことで、一定の不明水の効果は出るものと考えております。

また、ご質問の花見台2のマンホールポンプですけれども、マンホール2につきましては制御盤の更新工事を予定しておりますので、道路への安心感というよりも、ポンプを安定的に運転して安定した排水をするということに寄与するものと考えております。

続きまして、浄化槽でございます。委員お見込みのとおりでございます。特定地域などの設定はなく、公共下水道区域を除く全ての区域としておりまして、おおむね市街化調整区域全域となります。

以上でございます。

○吉本秀二委員長 よろしいですか。

質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○吉本秀二委員長 討論を終結いたします。

これより議案第15号 令和8年度嵐山町下水道事業会計予算議定についての件を採決いたします。

本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○吉本秀二委員長 挙手多数。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

◎閉会の宣告

○吉本秀二委員長 以上をもちまして、予算特別委員会に付託されました予算議案6件の審査は全て終了いたしました。

4日間にわたりまして慎重審議をされ、大変ご苦労さまでした。また、佐久間町長、中嶋副町長、下村教育長をはじめとする説明員の皆様には、大変ご多忙の中をご出席いただきまして、誠にありがとうございました。

ここでお諮りいたします。予算特別委員会の審査報告書の作成につきましては、正副委員長に一任させていただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○吉本秀二委員長 ご異議なしと認めます。

よって、本委員会の審査報告書の作成につきましては、正副委員長に一任させていただきたいと
思います。

これをもちまして予算特別委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

(午後 零時08分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和8年 月 日

委員長